

平成21年太宰府市議会第4回（12月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
11月30日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
12月1日(火)	午 前 1 0 時	太宰府市議会議員定数問題 特別委員会	全員協議会室	
12月2日(水)				
12月3日(木)	午前9時45分	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
12月4日(金)				
12月5日(土)				
12月6日(日)				
12月7日(月)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
12月8日(火)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
12月9日(水)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
12月10日(木)				
12月11日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
12月12日(土)				
12月13日(日)				
12月14日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
12月15日(火)				
12月16日(水)				
12月17日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会 終了後	JR太宰府駅（仮称）設置及び 周辺整備問題調査特別委員会	全員協議会室	

平成21年第4回（12月）定例会目次

◎ 第1日（11月30日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	3
5. 出席説明員	3
6. 出席事務局職員	3
開会	4
散会	19

◎ 第2日（12月3日再開）

1. 議事日程	21
2. 出席議員	22
3. 欠席議員	22
4. 出席説明員	22
5. 出席事務局職員	23
再開	24
散会	42

◎ 第3日（12月11日再開）

1. 議事日程	43
2. 出席議員	44
3. 欠席議員	45
4. 出席説明員	45
5. 出席事務局職員	45
再開	46
散会	114

◎ 第4日（12月14日再開）

1. 議事日程	115
2. 出席議員	116
3. 欠席議員	117
4. 出席説明員	117

5. 出席事務局職員	117
再開	118
散会	186

◎ 第5日（12月17日再開）

1. 議事日程	187
2. 出席議員	189
3. 欠席議員	189
4. 出席説明員	189
5. 出席事務局職員	189
再開	190
閉会	233

◎ 審議結果

1. 審議結果	235
2. 諸般の報告	239

1 議 事 日 程 (初日)

〔平成21年太宰府市議会第4回(12月)定例会〕

平成21年11月30日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第74号 財産の取得(史跡地)について |
| 日程第5 | 議案第75号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について |
| 日程第6 | 議案第76号 市道路線の廃止について |
| 日程第7 | 議案第77号 市道路線の認定について |
| 日程第8 | 議案第78号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第79号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について |
| 日程第10 | 議案第80号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第81号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第82号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第83号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第84号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第85号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第86号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第87号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第88号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第89号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第90号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第91号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第92号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について |
| 日程第23 | 議案第93号 大宰府展示館の指定管理者の指定について |
| 日程第24 | 議案第94号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について |
| 日程第25 | 議案第95号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第26 | 議案第96号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第27 | 議案第97号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正す |

る条例について

- 日程第28 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第99号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第100号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第101号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第102号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第103号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第104号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第36 議案第106号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第37 議案第107号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第38 議案第108号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第39 議案第109号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第40 議案第110号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第41 議案第111号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第42 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 原 田 久美子 議員 | 2番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 | 長谷川 公 成 議員 | 4番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 7番 | 橋 本 健 議員 | 8番 | 中 林 宗 樹 議員 |
| 9番 | 門 田 直 樹 議員 | 10番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 11番 | 安 部 啓 治 議員 | 12番 | 大 田 勝 義 議員 |
| 13番 | 清 水 章 一 議員 | 14番 | 安 部 陽 議員 |
| 15番 | 佐 伯 修 議員 | 17番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 | 福 廣 和 美 議員 | 19番 | 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 | 不 老 光 幸 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 16番 村 山 弘 行 議員

4 会議録署名議員

6番 力丸義行 議員

7番 橋本 健 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長 井上保廣

副市長 平島鉄信

教育長 關 敏治

総務部長 木村甚治

協働のまち
推進担当部長 三笠哲生

市民生活部長 松田幸夫

健康福祉部長 松永栄人

建設経済部長 新納照文

教育部長 山田純裕

総務課長 大藪勝一

経営企画課長 今泉憲治

市民課長 木村和美

福祉課長 宮原 仁

都市整備課長 神原 稔

上下水道課長 松本芳生

教務課長 木村裕子

監査委員事務局長 井上義昭

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 松島健二

議事課長 田中利雄

書記 浅井 武

書記 花田敏浩

書記 茂田和紀

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成21年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

6番、力丸義行議員

7番、橋本 健議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4から日程第10まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、議案第74号「財産の取得（史跡地）について」から日程第10、議案第80号「福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

平成21年第4回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には年の瀬を迎え、公私とも大変ご多忙中にもかかわらずご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本格的な冬場を迎えまして新型インフルエンザがさらに流行しつつございます。市民の皆様方には、うがい、手洗い等を励行されますようお願いを申し上げておきたいと思います。

去る8月30日に執行されました衆議院議員総選挙の結果、民主党を中心とした新政権が発足をいたしました。政権交代は、当然大きな政策変更を伴うものでございまして、既に前政権下での補正予算の一部凍結など、我々地方自治体にとりましてもかかわりの深いものが多くございます。今後も国の動向を見きわめながら、私たちは地域主権を目指しながら日々努力をしていく必要がある、このように感じておるところでございます。

さて、今年も残すところ1カ月余りとなりましたけれども、平成21年度経営方針のもと、マニフェストの実現を図ることを最優先課題の一つといたしまして、さまざまな施策に取り組んできたところでございます。今年1年を振り返りまして、幾つかのご報告を申し上げさせていただきます。

まず、簡素で効率的な市政運営の推進についてでございますけれども、太宰府市の行政経営改革方針の中にもございました窓口サービスの向上の一環といたしまして、週末窓口サービスを平成20年及び平成21年2月から6月に試行をいたしまして、利用実績でありますとか、あるいは利用いただいた市民アンケートなどをもとに検討いたしました。その結果、市民ニーズにこたえるべく、10月から年間を通じて第2、第4土曜日の午前9時から正午まで実施することといたしました。多くの皆様のご利用をお願いしたいというふうに思っております。

次に、市民が参画できる市政運営についてでございますが、安全・安心、福祉のまちづくりのために、福祉でまちづくりと地域コミュニティづくりを連動させながら、協働のまちづくりを推進していくよう提起させていただきました。その中で、豊かな地域社会を実現していきますためには、やはり地域に暮らす市民の皆様お一人お一人が相互に支え合い、自分たちの地域



のあるべき姿をとともに描きながら、心を一つにして責任を持って行動できる新たな地域自治の体制づくりが必要であるとの考えをお示しをしたところでございます。それに基づき、本年4月1日より新しい自治会制度がスタートしたところでございます。自治会を基礎的な単位としながらも、一つの自治会では解決できない問題を各小学校区ごとのそれぞれの自治会で協議していただくための校区自治協議会の設立を平成21年度から平成22年度にかけてお願いしたところでございます。各自治会長を中心に協議をいただき、すべての校区におきまして正式に校区自治協議会の設立に至ったところでございます。自治会長を初めといたします関係者の皆様方のご努力に心から感謝を申し上げたいと思っております。今後とも行政と連携をしながら、地域力を高め、そして子供から高齢者までが住みなれた地域で安全・安心に暮らすことができる市民との協働のまちづくりをとともに進めてまいりたい、このように思っております。

次に、コミュニティバスまほろば号についてでございますけれども、本年4月1日には地域住民の皆様よりご要望が多くございました高雄回り線の運行を開始しますとともに、運行ダイヤの利便性向上を実施いたしました。去る11月18日には、昨年民間企業が主体となり運行が開始されました買い物サポートカー、マミーズ・まほろば号が無事に1周年を迎えることができまして、地元住民の皆様から温かいご声援をいただき、大変喜ばしく感じたところでございます。今後もより一層公共交通としてのサービス向上や地域に愛され、地域に支えられる交通手段として効率的な運営に努めてまいりたい、このように思っております。

平成21年は間もなく終わりますけれども、来年平成22年は、私の任期最終年でございます。市民の皆様とのお約束をいたしましたマニフェスト実現総仕上げの年と位置づけをいたしまして、実現に向け全力を注ぐことをここにお誓いを申し上げたいというふうに思っております。

「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府の創造に向け、常に申し上げております「まちづくりに“仁”のぬくもりを」を持ち、市民との協働のまちづくりを進めていくことを基本といたしまして、市民と語り合いながら、常に改革、改善、発展、確かな前進の考え方のもとに、市民の目線に立った市民本位の行政運営を展開してまいりたいと考えております。

来年も、私を初め全職員の英知を結集し、まちづくりに邁進していく所存でございますので、市民の皆様あるいは議員各位のご理解あるいはご支援とご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号から議案第80号まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第74号「財産の取得（史跡地）について」ご説明を申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきましては、皆様方のご理解、ご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。今回取得を予定いたしております土地につきましては、特別史跡水城跡の東門跡付近に位置してございまして、本市における最重要箇所として位置づけを行っております。このたび相手方との協議が調いまして、買い上げたく提案をするものでございます。

次に、議案第75号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」ご説明を申し上げます。

本案につきましては、大佐野ダム上流緑地保護地区138haを水源涵養林として保全しますために、平成7年度から年次計画に基づきまして継続的に公有化を実施をいたしております。平成21年度に買い上げを予定いたしております土地につきましては、10筆、面積2万6,214㎡、買い上げ金額4,980万6,600円でございます。

資料を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第76号「市道路線の廃止について」ご説明を申し上げます。

今回廃止を提案いたしております神ノ前・狭間線につきましては、道路整備をしていただき、道路用地の寄附を受け、道路延長の増を行うことに伴い、起点、終点が変更になるため、路線を廃止するものでございます。

なお、再認定の路線につきましては、新神ノ前・狭間線として次の議案第77号で認定を提案をいたしております。

道路法第10条第1項の規定に基づき、路線廃止を行うものでございます。

次に、議案第77号「市道路線の認定について」をご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております新神ノ前・狭間線につきましては、道路整備をしていただき、道路用地の寄附を受け、道路延長の増を行うことに伴い、再認定を行う路線でございます。

また、青葉台85号線につきましては、開発により帰属を受け路線認定を行うものでございます。

それぞれ、道路法第8条第1項の規定に基づき、路線認定を行うものでございます。

次に、議案第78号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」ご説明を申し上げます。

平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町及び同郡矢部村及び同郡星野村が廃止され、その区域が八女市に編入されること並びに、この合併により八女東部広域衛生施設組合が解散されることに伴いまして、当組合を組織する地方公共団体の数を減じ、あわせ規約の一部変更を行うものでございます。

次に、議案第79号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明を申し上げます。

平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第80号「福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ご説明を申し上げます。

平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡欠部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第25まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第11、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から日程第25、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第81号から議案第95号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成22年度から2カ年にわたり、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の候補に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第82号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第90号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までは、太宰府市共同利用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、各共同利用施設の所在地の自治会を平成22年度から2年間にわたり太宰府市共同利用施設の指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第91号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」から議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、太宰府市民図書館、文化ふれあい館及び女性センタールミナスについて財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を、大宰府展示館について財団法人古都大宰府保存協会を、太宰府市立老人福祉センターについて社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を平成22年度から2カ年にわたり指定管理者の候補者に選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26と日程第27を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第26、議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」及び日程第27、議案第97号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第96号及び議案第97号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本議案は、昨年、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金が拡大されておりましたが、個人県民税の寄附金控除対象の指定に係る県税条例の改正が本年6月の県議会で議決をされましたことに伴い、今回個人市民税の寄附金控除対象の指定に係る市税条例の改正をお願いするものでございます。

今回の改正は、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、新たに地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で指定することにより、例えば学校法人、社会福祉法人などの特定公益増進法人及び認定NPO法人などの団体に対する寄附金について控除できることとするものでございます。

指定の対象は、県内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体等となっております。

指定の方法につきましては、個別の事業所を指定するのではなく、学校法人か社会福祉法人というような種別で指定をしております。

指定の対象や方法につきましては、県と均衡を保ちますために、県と同様の取り扱いをすることといたしております。

また、改正附則でございますが、施行期日は平成22年4月1日から施行し、平成21年1月1日以後に支出する寄附金について適用するものでございます。

次に、議案第97号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業共済組合が推薦する者を1人選任する必要がございます。現在、太宰府市の農業委員は選挙による者が11人、農業協同組合が推薦する者が1人、議会の推薦に係る者が2人の合計14人となっておりますけれども、これに伴い、農業共済組合が推薦する者が1人増加することとなった場合、合計15人の定数枠となります。

しかしながら、本市の農業の実態は、全国の例に比例し、農地や農業従事者は年々減少傾向にあることから、定数枠を広げることなく、各関係機関からの推薦枠を1名にすることで農業委員総数を保持しますための改正でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28から日程第30まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第28、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第30、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第98号から議案第100号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億9,968万3,000円を追加し、予算総額を204億5,357万円にお願いするものでございます。

主なものといたしましては、総務省消防庁を通じ、緊急情報を全国の自治体等へ瞬時に送信される全国瞬時警報システム、通称 J - A L E R T を受信するための専用小型受信機の設置工事費、携帯電話を利用した観光情報提供や平成22年春に供用開始予定の交通系の電子マネーが利用できる観光地づくり、これと連動したまほろば号の接近情報を表示するディスプレイを整備して、公共交通機関を利用したまちづくりを促進するなど I C エコまちづくり事業費、住民税非課税世帯に対する新型インフルエンザ予防接種委託料、新年度からの小・中学校の学級増に対応するための教材備品購入費、その他不足いたしております過誤納金還付金、障害者介護・訓練等給付費、児童手当、私立保育所運営委託料、生活保護費、幼稚園就園奨励費補助金、国・県負担金の過年度精算返還金などを追加計上をいたしております。

また、あわせまして全国瞬時警報システム整備工事費の繰越明許費 1 件、公共施設の指定管理料や私立保育所創設補助金、私立の保育所でございます、債務負担行為の追加10件、南保育所保育業務委託料の債務負担行為の変更 1 件、一般会計出資債などの地方債の変更 3 件について補正をさせていただいております。

次に、議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算それぞれ1,887万9,000円を追加し、予算総額を67億6,384万7,000円をお願いをするものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者支援金等の増額及び前年度療養給付費等国庫負担金精算返還金が主なものでございまして、歳入につきましては、療養給付費等国庫負担金の増額が主なものでございます。

次に、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ1億3,654万3,000円を追加し、予算総額を35億9,535万4,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ154万円を追加し、予算総額を1,859万4,000円をお願いをするものでございます。

保険事業勘定の歳出の主な内容といたしましては、平成20年度保険給付費が確定したことによります返還金、それから介護給付費の見込みに対します予算の組み替えによるものでございます。

歳入の主な財源といたしましては、基金繰入金と平成20年度からの繰越金でございます。

また、介護サービス事業勘定の歳出の主な内容といたしましては、ケアプランの作成委託料でございます。

歳入の主な財源といたしましては、ケアプラン作成報酬でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

日程第31から日程第34まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第31、議案第101号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第34、議案第104号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第101号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第104号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」までの4議案につきましては、関連がございますので一括してご説明をいたします。

今回の条例の改正におきましては、昨年来の厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受け、公務と民間の給与比較において、月例給、特別給のいずれもが公務が民間を上回っていることが明らかになったことから、月例給について俸給表の引き下げ改定等を行うとともに、特別給につきまして、ボーナスでございますけれども、年間で0.35月分引き下げることとする厳しい内容の勧告がなされました。

太宰府市におきましても、これまでの国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従いまして改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は給与に関するものでございます。

本年4月時点によります公務員給与が民間給与を上回っていることが判明したことから、マイナス較差を解消するために、今回給料表を改定するとともに、あわせて4月から較差相当分を12月の期末手当で調整し、減額をするものでございます。

なお、再任用職員についても、同様の改定を行います。

2点目といたしましては、期末・勤勉手当についてでございます。

本年12月に支給されます議会の議員、特別職及び教育長の期末手当につきましては、その支給割合を現行の1.75月から0.1月を減じて1.65月とするものでございます。これにより年間に支給されます期末手当は、3.35月から0.25月を減じ、3.1月になります。

次に、一般職の職員の期末・勤勉手当額につきましては、現行の2.35月から0.15月分を引き下げました2.20月とするものでございます。

内訳といたしましては、期末手当の支給割合を現行の1.6月から0.1月を減じ1.5月へ、勤勉

手当の支給割合を0.75月から0.05月を減じ0.7月といたします。

また、再任用職員につきましては、期末・勤勉手当を現行の1.25月から0.05月分を引き下げまして1.2月とするものでございます。

その結果、今回の改正によります年間の一般職の職員の期末・勤勉手当額は4.5月から0.35月減じた4.15月となり、再任用職につきましても2.35月から0.15月を減じた2.20月となります。

最後に、3点目といたしまして、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合等についてでございます。

これは、労働基準法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行されることに基づきまして、本市におきましても公務において特に長い超過勤務を強力に抑制をし、そしてこうした超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を現在の100分の125から100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給にかえて正規の勤務時間において勤務を要しない日または時間を指定することができる制度を新設するものでございます。

以上、添付資料の新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第31から日程第34までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第101号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、関連がありますので、もう少し説明をいただきたいと思うんですが、太宰府市の特別職、太宰府市の議員それから三役、こういう状況での部分や一般職もありますが、補正予算書が提出されております。そして、期末手当の支給日が12月5日になっておりますが、この関連する補正予算の中で議会関係については、この減額分が予算計上されていないんですが、2款1項1目の節では48万4,000円が計上されております。ところが、1款1項1目について減額分が計上されていないことについてはどういうことなのかということと、それから逆に、減額であればこの予算は本日の議案第101号から104号までについては問題ありませんが、本日配付されました部分を見ますと、10ページの2款1項10目では、ここで2,550万9,000円の増額になっている。同じく、12ページの2款7項監査委員も差し引き増額になっている、手当の関係で。同じく、3款1項1目の社会福祉費では2,941万8,000円という大

変大きな金額の増減があります。同じく、14ページの3款1項10目人権同和政策費は280万2,000円、こういう状況ですが、7款にも増額になっておりますし、8款土木費、4項都市計画費でも手当等で増額になっている。教育関係もあります。だから、手当の部分について人勧実施に基づく部分で給与の引き下げになるわけですが、補正予算を見ますと、水道事業については増額、下水道については別に給与の減額になっておりませんが、この関連、補正予算の4号の部分も含めてですが、もう少し私どもに説明いただければと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） ご説明いたします。

今、先ほど市長のほうの提案理由で申し上げましたように、今回条例の改正は、条例は人事院勧告に基づくもので条例改正を提案させていただいております。そして、今ご質問いただきました予算関係については、一般会計は4号補正としてあわせて本日提案をさせていただいております。本日提案させていただいております4号補正は、今条例で提案しました人事院勧告に基づくもの及び本年の当初予算以降の職員の人事異動等に基づく異動の補正をあわせて出しておるところでございます。そういうところから、先ほど言われましたように、例えば民生費でございますか、大きく増えておったりするのは、本年の4月以降再任用職員の配置でありますとか人数の入れかわった分が増額補正として出しております。この後の提案になるんですが、本日提案しております4号補正の一番後ろの給与費明細のほうを見ていただければ大体そのほうにも入ってくるんですが、給与改定に伴うものかその他の増減、あるいは今回の制度改正に伴う増減、これは制度改正というのは、人事院勧告に伴うものとして手当関係も4,300万円ほどの明細をつけております。そのほかにも今度は人事異動でありますとか、共済組合の長期追加負担金等が二千数百万円当初以降増えたりしたものですから、その辺の増額補正も入れて、トータルでは約2,000万円ほどの減額補正という形で今回計上させていただいております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、簡単に例を言いますと、歳出の1款議会費ですね、ここには計上されてないんですが、最終的には人勧実施で議員についても同じようになるわけですが、本来はここでは異動の関係だとか、内容実情見たらわかります。産休関係がありまして、新たに臨時職員が正規の職員に戻った関係というのがあるんですが、ここに当然本日提案されている中で特別職、議員の報酬の引き下げが行われるわけですが、本来この中に計上しなきゃならないのが出ておりませんが、最終的には3月補正で調整をするのかどうか。全くこの予算上にここに挙がってないわけですね。だから、その辺を私のほうとしては関連する問題、当初説明では給与の引き下げというふうに、人勧に基づいて議員も市長さんも教育長さんも副市長さんもそういう状況になるわけですが、なぜここに減額分について計上されてないのかどうか。しかも、これについては12月5日が支給日で、しかも採決日が12月17日ということになりますと、そこでの採決日、提案と支給とのバランスの調整がとれないわけですが、その辺が私

はこの予算書を見本日見て感じたところですが、総務部長の説明を再度求めたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、ご質問いただきますように、今回のこの補正予算計上は、一般職と特別職、三役の分を計上させていただいております。議会議員につきましては、今回減額という形での補正予算としては計上いたしておりません。これは、給与費明細等でもその旨出しておるものでございます。そういうところで、今回の条例の議決をいただいて最終的なものは3月で数字として提案をさせていただきたいというふうに考えております。

（19番武藤哲志議員「特別に再々質問ということで」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） じゃあ、そのように説明をすべきじゃないですか。だから、本来はこの予算は挙がってくるときにですね、当初の説明で3月議会の最終で引き下げた部分についてはですね、調整をしますとか、そういう説明がない限り、この予算の中では特別職の議員の報酬の引き下げは予算計上されてないとか、3月によって住居手当の関係だとか給与表の引き下げによる調整は3月議会で行うというのはですね、当然市長の提案理由の中に担当部としてやはりつけ加えないと、私どもこの予算書だけではなかなか判断がつきませんよと。しかも、付託を受けて、やっとその中で知る状況では、もうその前に採決してしまっているという問題点もありますので、今後そういう形で説明をいただきたいと思います。答弁は必要ありません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時49分）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第102号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第103号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時50分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第104号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第104号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」反対討論いたします。

今回の人事院勧告による減額が公務員労働者にとって耐えがたい生活悪化をもたらすことは

明らかです。この半年間を見ても、太宰府市役所の職員の皆さんは、7月の集中豪雨災害では昼夜を問わず市民の生命、安全、財産を守るために努力されてきました。しかし、官民の調整によって6月に続いての減額であり、こういったことが続けば、公務員労働者は安心して働くことができなくなります。人事院勧告の根拠になっております官民比較については、11月20日の衆議院総務委員会でも原口大臣が、民間で働く人たちが苦しいから公務員も同じように減らすべきだという単純な議論は非常に危険だと認識を今示されているところです。

以上、今日の深刻な景気悪化の中、家計を応援し、内需主導経済に切りかえるべきときに内需を冷やすような給与改定を行うべきではありません。消費低迷と景気悪化の悪循環、地域経済にマイナスをもたらす今回の改定案については反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長の提案理由もありまして、職員の給与を4月にさかのぼって遡及し引き下げるといった問題があります。それから、住居手当が廃止をされるという問題があります。それから、官民格差については、863円という人勸の結果が出ておりますが、863円の格差がある中で、この夏に引き下げ、また冬に引き下げる。平均して15万円を超える給与が引き下げられるわけですが、この公務員給与を引き下げられることによってより一層その影響が民間にも波及するということになります。そういう状況の中で、景気回復どころかマイナス、景気を悪化させるような状況になる、こういう職員給与の引き下げについて私どもとしてはどうしても認めることができません。

ただいま私ども会派の藤井議員が討論いたしました内容と同じであります。やはりこの不況のときこそ経済を活性化させる必要がある中で、より一層マイナスになるような公務員給与の引き下げを認めることはできないということを表明し、反対討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前10時54分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35から日程第41まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第35、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第41、議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までは、各会計とも人件費の補正予算となりますので、一般会計から特別会計及び企業会計の全体予算を一括してご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、ただいま議決いただきました条例の改正等でも説明いたしましたけれども、人事院勧告に基づく職員給与の改定が主なものでございますが、ほかには当初予算編成以降の7月と10月に発令をいたしました人事異動等、各会計におきまして補正を行っております。

人事院勧告に伴う補正といたしましては、市長等三役の期末手当で68万6,000円の減並びに一般職の期末・勤勉手当及び給与分で5,157万5,000円の減となり、合計5,226万1,000円の減となっております。

このほか、職員の人事異動や育児休業、7月の豪雨災害によります時間外手当及び職員共済組合長期追加負担金に関連をして、4,479万7,000円を増額をいたしております。

これによりまして、各会計の補正額といたしましては、補正予算書のとおり一般会計で1,032万6,000円の減、国民健康保険事業特別会計では1,395万7,000円の増、老人保健特別会計では78万8,000円の減、後期高齢者医療特別会計では67万2,000円の減、介護保険事業特別会計では153万5,000円の減、水道事業会計においては717万円の増及び下水道事業会計では430万8,000円の減となっております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について

○議長（不老光幸議員） 日程第42、議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」ご説明を申し上げます。

福岡県下には、全国最多の5つの指定暴力団が存在し、対立抗争事件や暴力団の存在及び活動が市民生活及び社会経済活動を脅かしている現状にあり、福岡県では福岡県暴力団排除条例の制定を初め、積極的に暴力団の排除に取り組まれています。

隣接の筑紫野市では、暴力団の組事務所問題が発生し、行政、警察、市民が連携した追放運動の成果として、駐在所に生まれ変わったことは記憶に新しいところでございます。

幸いにして、太宰府市には暴力団事務所の存在などは確認されていないものの、去る10月末には市内五条におきまして元暴力団員によりますけん銃射殺事件が発生し、暴力追放及び暴力団排除運動は安全・安心なまちづくりにとって重要な責務となっているところでございます。

このことから、社会から暴力団を排除することによって市民の安全な生活を確保し、健全な社会経済活動を実現しますためには、太宰府市におきましても暴力団排除条例を制定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月3日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程(2日目)

〔平成21年太宰府市議会第4回(12月)定例会〕

平成21年12月3日

午前10時開議

於議事室

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第74号 | 財産の取得(史跡地)について |
| 日程第2 | 議案第75号 | 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について |
| 日程第3 | 議案第76号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第4 | 議案第77号 | 市道路線の認定について |
| 日程第5 | 議案第78号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第6 | 議案第79号 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について |
| 日程第7 | 議案第80号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第8 | 議案第81号 | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第82号 | 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第83号 | 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第84号 | 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第85号 | 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第86号 | 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第87号 | 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第88号 | 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第89号 | 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第90号 | 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第91号 | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第92号 | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第93号 | 太宰府展示館の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第94号 | 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第95号 | 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第23 | 議案第96号 | 太宰府市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第97号 | 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第25 | 議案第98号 | 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第26 | 議案第99号 | 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につ |

いて

- 日程第27 議案第100号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第106号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第30 議案第107号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第108号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第109号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第33 議案第110号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第111号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第35 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について
- 日程第36 請願第6号 2010年度年金の確保に関する請願
- 日程第37 請願第7号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願
- 日程第38 請願第8号 有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願
- 日程第39 請願第9号 夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願
- 日程第40 請願第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願
- 日程第41 意見書第4号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書
- 日程第42 意見書第5号 奨学金制度の充実を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 原 田 久美子 議員 | 2番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 | 長谷川 公 成 議員 | 4番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 7番 | 橋 本 健 議員 | 8番 | 中 林 宗 樹 議員 |
| 9番 | 門 田 直 樹 議員 | 10番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 11番 | 安 部 啓 治 議員 | 12番 | 大 田 勝 義 議員 |
| 13番 | 清 水 章 一 議員 | 14番 | 安 部 陽 議員 |
| 15番 | 佐 伯 修 議員 | 17番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 | 福 廣 和 美 議員 | 19番 | 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 | 不 老 光 幸 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 16番 村 山 弘 行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 |

| | | | |
|---------------------|---------|----------|---------|
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 松 田 幸 夫 |
| 健康福祉部長 | 松 永 栄 人 | 建設経済部長 | 新 納 照 文 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長 | 大 藪 勝 一 | 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 人権政策課長兼
人権センター所長 | 蛭 川 二三雄 | 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 |
| 保健センター所長 | 和 田 敏 信 | 子育て支援課長 | 原 田 治 親 |
| 建設産業課長 | 伊 藤 勝 義 | 上下水道課長 | 松 本 芳 生 |
| 教 務 課 長 | 木 村 裕 子 | 監査委員事務局長 | 井 上 義 昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 松 島 健 二 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 浅 井 武 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第74号「財産の取得（史跡地）について」及び日程第2、議案第75号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第74号「財産の取得（史跡地）について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第74号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第75号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、財産の取得の関係ですが、大変この厳しい状況の中に、本建設

経済委員会の所管になるんですかね、文化財の取得は国、県の当然補助金があるんですが、この緑地保護地域の金額について、まず議案第75号からここで957万4,100円、それから4,023万2,500円、こういう状況が出されております。どういう協定が行われているか、再度また委員会でも検討していただいでですね、当面この財政厳しい折に凍結をすとか、この緑地関係で見ますと、この経過、以前は産廃処分場にならないようにとか、いろんな経過があつて、位置図も出されておりますが、全く国、県の補助金もありませんし、委員会でも審議もいただきたいと思うんですが、こういう今まで買い上げた額から今後の額を考えると、相当財政上負担にもなりますが、こういう予算を別に振りかえることによって平成22年度の予算もですね、ほかのほうの財源に回せると思うんですが、こういう協定を凍結、破棄できないかどうか、その辺の回答を求めたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） お答えをさせていただきます。

本市の水資源であります大佐野ダム上流域の山林138haを水源涵養林として保全していくために、太宰府市の緑地の保全に関する条例に基づきまして緑地保護地区に指定を行いまして緑地公有化事業を実施しております。

当地域は、以前から植林の不法伐採とか、あるいはまたごみの不法投棄等が行われておりました。また、森林の乱開発などの動きもありましたために、これらの行為の予防のためにも計画的に買い取りを行うために予算措置を行いまして、平成7年度から平成20年度まで約31haの山林について買い上げてきておるところでございます。この間、平成15年7月19日には集中豪雨によりまして本市において甚大な災害が発生をいたしました。このため災害復旧事業を初めといたしまして緊急性、重要性の観点から優先事業の見直しを行いました。平成15年度から平成18年度まで本事業を延期、つまり一時停止をしておりましたが、平成19年度から本事業を再開してきております。今後におきましても本市の財政状況を勘案しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、ご質問の組織でございますけども、私どもとその地権者の会というのがございまして、その中で毎年協議をさせていただいております、その中で買い上げの場所とかですね、あるいは金額等を調整をしているところがございます、議員さんおっしゃいますように、財政状況におきましてもですね、近年厳しいところはございますけども、できる限りこの水資源の涵養林のためにですね、ぜひ継続をさせていただこうというふうに思っておりますが、何分その財政状況ということを考えまして、今後におきましても十分勘案させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 一度決めたことをやめるというのはなかなか難しいと思うんですが、当初の部分もありまして、それから大佐野ダムの水源確保という問題もあったと思うんです

が、現在不法投棄については大変厳しい状況もあります、罰則がありますし、かんがい用水としての部分もありますが、産廃場にならないように入り口を買収するというような方法をとって、不法なごみを捨てられない、監視装置をつけるとか。それから、現在の水事情として福岡地区水道企業団、山神水道企業団、それからある一定の水源確保の関係で、今後大佐野ダムを共用しようという問題も見直す時期にも来ているんじゃないかと思うんですが、こういう一時とめることができるならば、ある一定凍結するとかしないとですね、これで6,000万円ですから3倍の仕事、1億8,000万円の補助事業の市単独持ち出し分の財源ですので、そこは一般質問じゃありませんから所管委員会で今後こういう買い上げ問題も含め、それからやはりこれを見ますと税法上の関係で買い上げたものの市民税がどのくらいかかるのか、こういう問題や、またこれを凍結することによってどうなのかとか、そういう契約条項、こういう問題ですね。それから、先ほども部長が言いましたように、公有地化された山林が災害に遭った場合は行政の責任で保全しなきゃいけない。民間の個人の所有でそういう災害があった場合については個人の責任、それから市が買い上げて災害が出れば、またその災害の予算を組まなきゃいけないという結果にもなるわけですから、その辺も部長のほうで所管委員会で私のほうが質問した内容を、やはり説明もいただき、こういう2年間近くは買い上げを財政状況から見て中止をしたというけど、今後もまだこれだけの広い面積を買い上げていくということは、財政に対する大変大きな負担になりますので、その辺は委員会で説明してですね、やはり現地を見るなり、今後の何らかの対応を考えて財政の負担にならないようなですね、別な方向でぜひこれだけの買い上げ予算を使う方向を検討いただきたいというのを委員会で説明するように要求をして質問を終わります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第75号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3と日程第4を一括上程**

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第3、議案第76号「市道路線の廃止について」及び日程第4、議案第77号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第76号及び議案第77号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第78号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から日程第7、議案第80号「福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第78号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第78号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第79号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織す

る地方公共団体の数の減少について」これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第79号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第80号「福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第80号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8から日程第20まで一括上程

○議長(不老光幸議員) 日程第8、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から日程第20、議案第93号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第81号から議案第93号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21と日程第22を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第21、議案第94号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第22、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第94号及び議案第95号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第23 議案第96号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について**

○議長（不老光幸議員） 日程第23、議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第96号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第97号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第24、議案第97号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第97号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第25 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について**

○議長（不老光幸議員） 日程第25、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、当然委員会に付託をされますので、その委員会でも審議がなされると思いますが、補正予算書の5ページ、第3表の債務負担からお聞きしたいと思います。

ここに私立保育所創設補助金として来年度1億3,365万円が単年度の債務負担行為に計上されておりますが、この補助金の内容については、当然社会福祉法人として設立され、これが0歳児から就学前の保育所なのか、そういう3歳未満の保育所なのか。当然この建物、備品、どの範囲までを補助をしようとしているのかをまず、私は所管委員会でありませんので事前に担当から説明を受けたいと思います。

それから、今指定管理者の指定で付託を受けたこの債務負担行為ですが、現在団塊世代を迎えておりまして、団塊世代に大変ご苦労いただいた職員が次から次に退職をする結果になるわけですが、現在直営が指定管理者になっております。先日も薩摩川内市に行政視察に伺いましたが、あらゆる公共施設に再任業者が配置をされているという傾向もありました。ところが今、ここの中にありますいきいき情報センター、こういう指定管理者に債務負担行為を平成22年から平成23年まで行って、個々に太宰府市の退職者を受け入れていただくとか、こういう状況の中で、女性センタールミナス、それから文化ふれあい館、こういうところに再任用をせずに直接雇用をお願いしていますが、ある一定現場を見てみますと、長年の経験のある館長職、あとは臨時、嘱託で対応しているわけですが、こういう市民図書館や女性センタールミナス、それから大宰府展示館、文化ふれあい館などの指定管理者をやはり直営に戻すというものも内部検討する必要があるんじゃないかなど。そうしないと、現在の段階では再任用関係で大変な状況にも考えられますし、当然再任用を希望すればですね、行政としては受け入れをしなければなりませんので、その辺ある一定の公共施設の指定管理者を見直すということを内部検討いただきたいということと、委員会でもその説明を求めていきますが、まず行政側としては、こういう平成24年までも指定管理者を、債務負担行為ですからこれを変更することは可能です、その辺の考え方を聞きたい。2点目の問題です。

3点目ですが、この変更として公設民営化の南保育所委託料として、当初1億7,735万1,000円が3,073万7,000円の増額になっております。しかも、この所管委員会で現地を調査いただきたいと思うんですが、民間の私立の保育所の保護者負担がここでは全くないような状況が考えられます。それから、無認可保育所では弁当持参だとかそういう状況をやっておりません。無認可の保育所についての公費負担がありませんから、保護者の保育料の負担も大変な状況になっておりますし、一方では認可された保育所と、それから現在あります公立の五条保育所、それから一方では公設民営とあって、現在のところ定数90名にしている関係で70名近くの児童が入所してありますが、それに対して先日監査委員として現地に赴き、説明を受けました。ここには3名の職員が今派遣されており、今年度いっぱい引き上げますが、大変な保育士さんが配置をされております。それは、基準が90名ですから、そういう基準に基づいて配置をされるわけですが、こういう財政厳しい折には現状に合った補助金を出すべきじゃないかと。公設民営だからこそこういう状況が行われる。民間ではあり得ないことが現実に起こっているという状況があります。その辺もある一定現状に見合った補助金ができないかどうか。こういう保育所委託料として一挙に3,073万7,000円を増額することについては、もう少しわかりやすく説



明もいただき、債務負担行為にかかわる問題ですが、所管として現地調査を要求したいと思えます。これが、通告している1点目です。

次に、13ページをお開きいただきたいと思えます。

大変今、新型インフルエンザが世界各地で発生しておりまして、今回も補正予算に福岡県から3,130万8,000円が補助金として出されております。この支出内容については、23ページをお開きいただきたいと思うんですが、ここで県の支出金が3,130万8,000円、一般会計の持ち出しが1,142万4,000円で、こういう新型インフルエンザ対策として出されております。市の広報、これは12月1日号ですが、市の広報にインフルエンザに対する説明がなされておりまして、10月、11月は医療従事者、それから11月、12月には基礎疾患のある部分と1歳から小学校3年生までの予防接種、それから妊婦については11月からと、それからそれ以外の基礎疾患のある方についても11月から1月、それからその他の部分ですが、就学前も含めて、それから中学生、高校生、こういう状況、部分についても来年の3月まで。ただし、6,150円、1回目3,600円、2回目は2,550円という形になっております。ただし、この新型インフルエンザ予防接種については、均等割、市民税のかかってない方については無料という形で、その証明を保健センターでいただいて医療機関に持っていくという状況ですが、ある一定こういうインフルエンザにかかり入院をする、学校を休む、仕事を休む、医療機関にかかることによって大変な国民健康保険の医療費、6,150円どころじゃないと思うんですよ。1回かかりますと、はっきり言って3割負担分や入院1週間すると、少なくともお医者代の請求額が相当、国の補助金を差し引いても市の負担というのは1週間入院すると少なくとも7万円、8万円が国民健康保険の負担になってくるわけですが、まずこの委員会でも審議をしていただきたいんですが、市民税のかからない人について、わざわざ保健センターに証明書をもって医療機関で予約をして、しかも新型インフルエンザ予防接種を受けるという状況を、できれば国保財政の圧迫、そういうものをなくすために通知を出すことができないかどうか。あなたは新型インフルエンザ予防接種は無料で接種を受けることができますが、医療機関に予約をしてくださいと。そういう委員会では、こういう無料に該当する世帯数が何人あるのかを具体的に明らかにしていただきたい。

2点目は、ここにありますように、無料の範囲をできれば乳幼児医療費もありますが、就学前の問題もありますが、少なくとも義務教育を受けている中学校までぐらひはそういう接種をできるだけ学級閉鎖にならないように、また季節的にも12月、1月は風邪を引きやすい、インフルエンザの流行が予想されますが、卒業、高校入試を控えておりまして、そういう中学校までぐらひは予防接種を市の財源でやることができないかどうか。全国、今各地でそういう予防接種に対する義務教育の生徒に対する補助が行われております。太宰府市もそういう内容も含めて検討いただきたいというふうに思いますが、委員会審議の段階と執行部が答弁いただく内容とが重なる場合もあると思えますが、現在新型インフルエンザに取り組もうとしている、こういう状況の中で、もう一つはこの広報が本当にあれだけ厚い中、福岡県の県議会が入ってき

てました。それから、やはりいきいき情報の部分があってました。それから、警察署の防犯がありました。あんなに厚いものをずっと市民の2万5,000世帯の方々が広報を読んでもくれるのかどうか、そういう状況もありますが、やはり行政としてすべきこと、そういう制度を設けたならば、そういう方々にも連絡、通知をするような方法は必要だと思いますが、まず答弁のできる範囲内で答弁を求めたい。あとは所管委員会で審議をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の債務負担行為の件でございますが、私立保育所の創設補助金、平成22年度で1億3,365万円を準備行為として設定をお願いをいたしております。これは、さきの10月の定例議員協議会でご報告をさせていただきましたけれども、国の安心こども基金による緊急整備事業としまして、平成22年度に私立保育園の建設、平成23年度開園をしていただくもので、平成21年度中に事業者の選考をしておく必要があることから、限度額として設定をさせていただくものでございます。募集の定員は120名、0歳児から5歳児までといたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村基治） 2点目の債務負担行為補正で上げております指定管理関係の公共施設の分でございます。公共施設の運営のあり方につきましてははですね、今ご質問いただいたように、今公共施設が担っておる生涯学習として、いろんな教養部門、あるいは福祉の部門、スポーツ部門、いろんなものをしていただいております。その分のどこまでがやはり直営ですべきなのか、またそういう指定管理者のほうでしていただくものか、これは常に検討していかなければならないというふうに考えております。そういう公共施設のあり方という面が一つと、もう一つは質問いただいたように、内部管理といたしまして職員の一度退職した後の再任用の雇用職場という面も確かにございます。そして、これの延長上に、今年的人事院勧告におきましては高齢期の雇用問題といたしまして定年の延長という話も出てきておりまして、平成23年度、あと2年以内ぐらいに法改正も始まってくるようでございます。そういうものをかんがみて、回りの情勢等いろいろ検討する中で、公共施設、そして職員の職場ということを複合的に勘案しながら今後検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 3点目の南保育所保育業務委託料の債務負担行為の変更でございますが、他の保育所と比べて高額ではないかということでございますが、私立保育所におきましては、保育所運営委託料とは別に延長保育等の特別保育事業を19節の補助金として支出をしております。公設民営である南保育所におきましては、特別保育事業相当分、それから委託料含めて計上をいたしておりますことから3,073万3,000円の増額補正となるものでございます。他

の保育園と同様な算定を行っております。

次に、4点目の新型インフルエンザ関係費でございますが、新型インフルエンザの予防接種費用の補助金は、ご指摘のとおり13ページ歳入のとおり、優先接種者のうち住民税非課税世帯と生活保護世帯の方の接種費用に対して4分の3の補助とされております。内訳は、国が2分の1、県が4分の1となっております、残り4分の1が市の負担となるものでございます。

次に、予防接種の自己負担につきましては、国による費用負担の考え方で示されておりました、高齢者を対象とした季節性インフルエンザ等予防接種法による定期接種に準じまして実費相当額を徴収するとされておりました、住民税非課税世帯と生活保護世帯の方は申請により費用を無料とすることとされておりますことから、本市も同様の考え方で対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 再々質問、許可いただき、ありがとうございます。

まず、この5ページの債務負担についてですが、委員会で具体的に私のほうが指摘した内容含めて、公設民営と言いながら一挙に3,073万7,000円、認可保育所と、それから現在あります公立の保育所との格差で歳出内容を具体的に精査をいただきたい。また、指定管理者の問題については、所管がまたがる部分もありますが、できれば今後の65歳までの退職の年限というのはあと2年、3年先、ひょっとするとこれがまた何年先になるかわかりませんが、現実性を持っているわけですから、もう少し内部検討で直営で運営しても問題のないところは直営に戻すようなことができないかどうかは委員会で審議をいただきたいというふうに思います。それから、今部長に答弁いただきましたが、あくまでも生活保護や市民税がかかってない方については申請主義ということですが、申請をしなければこれはわからない。だから、さっき言ったように、広報も本当に読まれているどうかというのわからない。広報で連絡したからという形でそういう部分が、わざわざ保健センターまで来て証明書をもって医療機関に行くという状況もありますが、ある一定の、世帯数そんなに多くはないと思うんですが、そこは郵送で新型インフルエンザ予防接種にこういう補助制度ができますとか、また内部的にはこれはもう委員会の審議や行政側の考え方や次の補正にもかかわってきますが、少なくとも義務教育の中学校までぐらいは無料でできるような方向もですね、委員会で審議をしていただくということで、私の質疑は終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第98号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第26、議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」

について」及び日程第27、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第99号及び議案第100号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第28、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第105号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29から日程第32まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第29、議案第106号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」から日程第32、議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第106号から議案第109号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33と日程第34を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第33、議案第110号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第34、議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第110号及び議案第111号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について

○議長（不老光幸議員） 日程第35、議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第112号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第36と日程第37を一括上程**

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第36、請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」及び日程第37、請願第7号「後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 皆様のお手元に請願文書表というのがありまして、2枚目に私と藤井議員が提出者、賛成者になっておりまして、その裏に太宰府市の全日本年金者組合、この筑紫朝倉地区の支部長、木原民也さんより請願の提出がなされております。請願の主な内容としては、年金生活者は、今置かれている状況が大変厳しい状況です。年金18万円以上からは、やはりこの年金、わずかな年金からいろいろな形で天引きをされるような状況もありまして、本来年金というのは、物価スライドをしていかなければならないわけですが、この物価スライドが停止された状況です。当然皆さんも高齢化していき、年金生活をする中で、こういう年金を受けている人たちが申告をすると、今までは公的年金控除がありましたが、これは縮小されております。それから、高齢者控除という制度がありましたが、これもなくなった。だから、現在のところ年金で生活している方も課税対象になる状況があります。こういう状況の中で、アメリカのサブプライムローン問題の波及を受け、今度はドバイの問題が出てきて、政府は大変な1兆円の緊急支出をしたようですが、そういう株式投資やそういう企業、大企業に対する融資を最優先するよりも、本当に年金生活をされている方々の立場に立った対策を行うべきであります。そのために、ぜひこの物価の厳しい、生活状況の厳しい中で政府に対して年金の減額をしない、回避する意見書を出していただきたいという内容が請願の趣旨でありまして、意見書案を同時に皆さんに配付をさせていただいておりますので、所管委員会でご審議し、採決い

ただくようにお願いをいたします。

また、請願第7号についても、紹介議員、提出者は同じであります。

このページをめくっていただきますと、後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願ですが、本当に後期高齢者、75歳以上の方々に対する今の医療制度というのは大変厳しい状況であります。本当に私のところにもよく相談が来るわけですが、年をとったら大事にされなければならないのに、75歳で3カ月以上の病院の入院ができないという状況です。もう入院、脳梗塞で倒れて動けないのに、次の病院を探さなければならない、こういう状況。それと同時に、3カ月以上も入院すると医療機関としては普通の人の治療と同じようにすると、薬価基準の関係で赤字になります。その関係で、まず入院すると現実はどうかといいますと、後期高齢者に対して個室をまず利用いただけるかどうか。そうすると、個室が1カ月7,000円です。そうすると、医療費よりも21万円も個室料を払わなければならない状況です。こういうホテルコスト、食事代、こういう状況や、また所得によって1割負担、2割負担という制度が設けられたり、さまざまな問題点がこの後期高齢者医療制度に含まれております。こういう状況の中で、民主党もマニフェストに基づいてこの後期高齢者医療制度を以前の老人医療制度に戻したいというマニフェストを出しましたが、現在のところ公約的なものが先送りされようとしておりますが、多くの自治体でも、また多くの高齢者の方々がこの医療制度を国民健康保険でやはり同じように、若い人であれですね、お年をとった方であれ、同じような制度で安心して医療が受けられるように、そういう制度に戻していただきたい、その制度をぜひ、今の制度を廃止するように厚生労働省に、また広域連合に意見書を提出いただきたいという内容で、後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書案も添付をさせていただいておりますので、所管委員会でご審議いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第6号及び請願第7号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 請願第8号 有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第38、請願第8号「有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願について趣旨説明を行います。

請願の提出者は、市内有床診療所の院長である鹿子生健一氏、秋吉建二郎氏、牛島博氏、西川耕平氏です。紹介議員は、安部啓治議員、清水章一議員と渡邊美穂です。

有床診療所とは、ベッドの数が19床以下の入院施設のある病院のことです。これまで、有床診療所とベッドを持たない無床診療所は制度上一くくりで取り扱われていました。しかし、有床診療所は入院施設もあることから、無床診療所では対応できない緊急手術などの高度な治療、在宅での医療や介護の支援、また24時間体制でかかりつけ医としても地域住民のニーズにこたえています。さらに、さまざまな理由で入院が長期化した患者については、地域の有床診療所が受け入れている実態が医師会の調査でも明らかになっています。しかし、現在は20年前の約半分にその数を減らしています。特に近年の医療制度や診療報酬の改定によって経営が困難になり、その流れに拍車をかけているというのが現状です。厚生労働省の諮問機関である中医協では、この事態を重く受けとめ、有床診療所の診療報酬を増額する方針で検討することを決定いたしました。以前であれば、この決定はそのまま予算に反映されていましたが、民主党政権下では行政刷新会議においてその決定が覆されることが危惧されます。したがって、来年度の方針が決定される前に地域からその声を上げ、有床診療所が存続できるよう国に対して意見書を提出していただきたいというものです。

以上、十分にご審議いただき、採択していただきますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第8号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 請願第9号 夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第39、請願第9号「夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

9番門田直樹議員。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） 夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願につき、説明をいたします。

本文の朗読をもって説明に当てたいと思います。

1つ、要旨。

民主党政策集INDEX2009には、民法を改正し、選択的夫婦別姓等を導入すると明記され、早晚法案が提出されるものと危惧しています。婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼし、社会的混乱を招くおそれのある夫婦別姓制度には反対です。

同制度の法案化、提出、採決については、慎重な対応を求める意見書を国に提出していただきたい。

2番目の理由。

現在、親子の断絶やさまざまな痛ましい事件が毎日のように報じられています。家族崩壊の危機が叫ばれる中で、家族の一体感やきずなを損ね、その崩壊を助長するような制度には強く反対します。

結婚後も同じ姓で仕事を続けるには、家族別姓ではなく旧姓使用の法制化などで対応できるはずです。

次に、夫婦別姓が認められれば婚姻時に夫婦間で同姓にするか別姓にするか意見が対立する可能性があり、対立した場合は結婚をあきらめる場合も出てくると考えられます。

次に、子供の姓も選択制なら、子供、孫の姓のとり合いになり、場合によっては深刻な対立に発展する可能性がある。特に一人っ子同士の結婚の場合、両家の両親が孫をうちの姓にしてくれないと家が途絶えると主張するケース、由緒、名誉、財産など両家の比較によって子供の姓を決めるケース、対立を解決するために金銭の授受が起きるケースなどの弊害が発生する可能性が指摘されています。金銭の授受が発生するケースでは、お金のあるほうの家が子供、孫の姓を手にすることができるようになることで、子供、孫の姓の選択まで格差社会にするつもりかといった批判があります。

最後に、結婚時に同姓か別姓かの選択、子供の出生児に子供の姓の選択などの精神的な負担を万人に負わせる可能性があります。一見、同姓を選択した夫婦には無縁の問題に見えても、自分の子供や孫がこのような問題に巻き込まれる可能性があり、他人事ではない。夫婦別姓の実践を希望する人の割合は、2001年の世論調査によると7.7%しかない。少数の人たちの要求で万人に精神的な負担を負わせる可能性があり、大変な迷惑。決して、選択制なのだからだれの迷惑にもならないという話にはなりません。

提出者は、観世音寺の橋本尚子さん。紹介議員は後藤邦晴議員、安部陽議員と門田です。

また、意見書も参考として添付しております。よろしくご審議、ご採択賜りますようお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第9号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 請願第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

○議長(不老光幸議員) 日程第40、請願第10号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) お手元に改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書が資料にお手元に配付されていると思います。福岡県の司法書士会のほうから請願をいただいております。

請願の要旨でございますが、本市議会が国あるいは政府に対しまして、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを採択していただくようお願いするものでございます。

2006年12月にこの改正貸金業法が成立をいたしまして、いよいよ、一部実施されておるところでございますが、早日にですね、早期完全施行等をお願いしたいということでございます。

内容としましては、1つは改正貸金業を早期に完全施行すること。

2番目に、自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の拡充を支援すること。

3番目に、個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。

4番目に、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

こういうことが趣旨でございまして、この請願の理由については、請願書に書いてありますので、目を通していただきたいと思います。

また、あわせまして意見書案も添えておりますので、環境厚生常任委員会のほうで付託をされると思いますが、委員会のほうで慎重なるご審議をいただきまして、ご採択をいただきたいことをお願いして、説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第10号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第41 意見書第4号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書**

○議長（不老光幸議員） 日程第41、意見書第4号「エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 意見書第4号「エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書」について説明をさせていただきます。

提出者は私、清水章一と、賛成者は福廣和美議員でございます。

理由は、今後もさらなる大きな波及効果が期待できるエコポイント制度とエコカー補助金制度もを来年度以降も継続するように求めるためでございます。

エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書案を、お手元にあると思いますので、これを読ませさせていただきまして説明にかえさせていただきたいと思っております。

本年度補正予算で緊急経済対策の一環として進められている省エネ家電の普及を後押しするエコポイント制度と環境対応車へのエコカー補助制度は、国民からの人気も高く、関係業界も継続を強く望んでおられます。両制度の目的は、第1に世界的な経済危機から一刻も早く脱却するために需要を下支えするとともに、個人消費を喚起することにあります。第2に、省エネ商品を普及させることで環境負荷の少ない低炭素社会への転換を強力に進めることにはありますが、いずれの点においてもその役割を十分に果たし終えたとは言いがたく、さらなる継続が望ましい状況にあります。今後、懸念されている景気の二番底を避けるためにも、引き続き需要創出、消費喚起を促すなどの景気浮揚の取り組みは重要であり、かつまた低炭素化を推進する施策についても、ここで手を抜くわけにはいきません。

鳩山首相は、2020年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減すると、気候変動に関する国連首脳会合で表明をいたしました。この国際公約を達成するためにも、政府は温室効果ガスの削減につながるあらゆる政策を総動員する必要があります。政府におかれては、今後もさらなる大きな波及効果が期待できるエコポイント制度とエコカー補助金制度を来年度以降も継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

あて先は、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。慎重なご審議をいただきまして、ご採択をいただくようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第4号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 意見書第5号 奨学金制度の充実を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第42、意見書第5号「奨学金制度の充実を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番藤井雅之議員。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） 意見書第5号「奨学金制度の充実を求める意見書」の提案理由を説明させていただきます。

提出者は私、藤井、賛成者は武藤哲志議員です。

理由は、国の奨学金を原則無利子とし、返済猶予を拡大するとともに、給付制奨学金制度を創設する等、制限の充実を求めるためです。

あわせて、資料として11月25日付の毎日新聞で特集されました大学の奨学金の問題で、返済不要の創設急務という特集が報道されております。資料として配付させていただいております。

皆様のお手元にあります意見書案の本文を読み上げさせていただきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

平成20年7月に実施された日本政策金融公庫の調査によると、高校入学から大学卒業までにかかる費用は、子供1人当たり平均1,024万円、世帯の年収に対する教育費の割合は34.1%に上り、年収200万円以上400万円未満の世帯では55.6%に達します。貧困と格差の広がり、高すぎる学費のために中退せざるを得ない若者を増やしています。私立大学では、年間約1万人の学生が経済的理由で退学しており、高校中退率も改善していません。今年9月に経済協力開発機構OECDが公表した資料によると、我が国における1人当たりの教育支出に占める私費負担の割合は33.3%と、加盟国中2番目の高さで、平均15.3%を大きく上回っており、OECDは経済危機によって進学を断念する若者が増えると見られ、奨学金を中心とする公財政支出の役割が期待されるとしています。今日、給付奨学金制度のない国は、OECD加盟国の中で日本、メキシコ、アイスランドの3カ国だけであり、この指摘を受けとめることが重要です。

日本国憲法第26条で、国民にひとしく教育を受ける権利を保障し、また教育基本法第4条では、経済的地位によって教育上差別されないことをうたっており、この実現のためにも政治的イニシアチブが求められています。

よって、太宰府市議会は、国会及び政府が国の奨学金を原則無利子とし、返済猶予を拡大するとともに、給付制奨学金制度の創設をする等、制度の充実を図られるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆・参両院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣となっています。ぜひご審議いただきまして意見書の提出を重ねてお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (3日目)

[平成21年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成21年12月11日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|-----------------|--|
| 1 | 安部 陽
(14) | 1. 快適な生活空間づくりについて(特に道路問題を中心として)
(1) 筑紫台高等学校裏門に存在する公衆用道路は、周辺住民の市道に付け替えるべきと思うが、どのように処理するのか伺う。
(2) 連歌屋一丁目から白川に通じる道路は早急に開通すべきである。道路管理者の管理と保全について伺う。
(3) 水城小学校前から太宰府天満宮周辺における交通渋滞解消対策について伺う。
(4) 五条交差点から西鉄五条駅に至る道路の整備についての考え方と都市計画審議会での議論について伺う。
(5) 小鳥居小路商店街に高齢者対策として椅子の設置ができないか伺う。 |
| 2 | 中林宗樹
(8) | 1. 介護予防について
要介護状態等になる恐れの高い特定高齢者の介護予防の施策について伺う。
2. 商工業の振興施策について
観光を中心とした商工業の活性化の施策について伺う。 |
| 3 | 藤井雅之
(2) | 1. 就学援助制度について
(1) 制度運営の基本方針について
(2) 土曜日開庁時の申請受付について
(3) めがね代の支給について
(4) 庁内連携について
(5) 学校現場での呼びかけについて
2. 保育士の採用計画について
保育士職員の採用計画についての基本認識を伺う。 |
| 4 | 長谷川 公成
(3) | 1. 子育て支援について
(1) 待機児童について
(2) 学級、学年閉鎖時の児童生徒について |

| | | |
|---|--------------|---|
| 5 | 門田直樹
(9) | <p>1. 新型インフルエンザワクチン接種費用の助成について</p> <p>新型インフルエンザが猛威を振るっている。重篤な例は少ないようだが、基礎疾患がある人、妊婦、乳幼児、高齢者は重症化するリスクが高いとされている。</p> <p>ワクチン接種について、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人々は無料だが、できれば全市民、少なくとも妊婦や高校生以下の子供、65歳以上の高齢者などを対象に費用を補助することはできないか伺う。</p> |
| 6 | 渡邊美穂
(4) | <p>1. 子育て支援について</p> <p>(1) 超未熟児への対応に関する進捗状況と今後の考え方について</p> <p>(2) 学童保育所の時間延長についての進捗状況と今後の計画について</p> <p>2. 第五次総合計画について</p> <p>(1) 現在までの進捗状況</p> <p>(2) 第四次総合計画の評価について</p> <p>(3) 議会、市民への対応について</p> |
| 7 | 原田久美子
(1) | <p>1. 高齢者の福祉について</p> <p>(1) 敬老の日について</p> <p>各自治会の敬老会開催の状況、敬老対象者の年齢、参加人数等、敬老会費の使途について伺う。</p> <p>(2) 民生委員・児童委員について</p> <p>配置基準や意見具申はどのようになっているのか。また、相談窓口としての市民への情報提供について伺う。</p> <p>(3) 福祉委員について</p> <p>地域福祉を高める取り組みに必要な福祉委員の推進について伺う。</p> |

2 出席議員は次のとおりである（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員 |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員 |
| 5番 後藤邦晴 議員 | 6番 力丸義行 議員 |
| 7番 橋本健 議員 | 8番 中林宗樹 議員 |
| 9番 門田直樹 議員 | 10番 小柳道枝 議員 |
| 11番 安部啓治 議員 | 12番 大田勝義 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 安部陽 議員 |
| 15番 佐伯修 議員 | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 田川武茂 議員 | 18番 福廣和美 議員 |

20番 不老光幸議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

19番 武藤哲志議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

| | | | |
|------------------|------|---------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 木村甚治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 松田幸夫 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 新納照文 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮原勝美 | 教育部長 | 山田純裕 |
| 総務課長 | 大藪勝一 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 市民課長 | 木村和美 | 納税課長 | 高柳光 |
| 福祉課長 | 宮原仁 | 高齢者支援課長 | 古野洋敏 |
| 保健センター所長 | 和田敏信 | 子育て支援課長 | 原田治親 |
| 都市整備課長 | 神原稔 | 建設産業課長 | 伊藤勝義 |
| 観光交流課長
兼太宰府館長 | 城後泰雄 | 上下水道課長 | 松本芳生 |
| 教務課長 | 木村裕子 | 学校教育課長 | 小嶋禎二 |
| 監査委員事務局長 | 井上義昭 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 松島健二 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 浅井武 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、15人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日11日7人、14日8人の割り振りでを行います。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

14番安部陽議員の一般質問を許可します。

[14番 安部陽議員 登壇]

○14番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

発言の許可を受けましたので、通告に従い質問をいたします。

今回もトップバッターを務めます。イチロー選手の気持ちで質問をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

快適な生活空間づくりについて。

土地の使われ方は、現在及び将来における市民のための限られた貴重な資源であるとともに、その土地の使われ方によって、その町の表情ともなると基本計画に定義づけてあります。すなわち、土地の利用の仕方によって安全性や快適な生活は大きく左右されます。したがって、今回は特に道路問題を中心に質問をいたします。

まず、連歌屋一丁目における道路問題であります。

連歌屋一丁目における道路は、太宰府小学校と筑紫台高校がありまして、学童保育所も付設されており、学童の通学路として、また通勤、通学の送迎の道路としてかなり利用度の高い場所です。したがって、車の利用者が他の地区に比較いたしまして頻りに利用されている地域でもあります。しかしながら、皆様もご存じのように、4m前後の狭い道路でありますゆえに、学童の登校、下校を初め車の離合の際など、常に児童を初め住民の方は危険にさらされております。このため、日常生活において学童や地域の皆様が大変難儀をされております。私たち、地域住民は8月5日に井上市長に交通安全標識等の設置についてお願いをいたしておりますが、いまだに線引き一つなされておられません。したがって、児童は道半分まではみ出して通学しております。これでは安心して通学はできません。早急に実施方お願いいたしま

す。

このたび、筑紫台高校におきまして、野球部専用の学生寮が建設されるに際し、私たち地元民は8月5日、10月7日、10月9日と文書をもって学童の危険防止と安全・安心のまちづくりのため、セットバックの際に道路拡幅についてをお願いをしたところですが、周辺住民の願いを酌み取っていただけません。この問題につきましては、9月議会でもお願いをいたしましたところであります。

その後、私は周辺道路の経過など、いろいろと調査しました。その結果、幸いなことに筑紫台高校裏門のところに69㎡の公衆用道路が存在していることが判明しました。この道路は、行政財産であり、また市民の財産でもあります。この貴重な財産を有効に活用していただき、市民生活の安全・安心の道路とまちづくりの一環として交換すべきと思いますが、どのように交渉され処理されるのか伺います。

次に、連歌屋一丁目17番から崇福寺横を通り、白川に通じる道路の問題であります。

この連歌屋区と白川区を結ぶ市道はいまだに通行どめとなっております。この問題につきましては、平成20年の3月議会におきまして善処方お願いをしておったところですが、いまだに解決がなされておられません。この連歌屋一丁目地区は、災害があった場合に袋のネズミの箇所でもあります。と申しますのは、筑紫台高校の裏門につきましては、鉄の扉で閉ざされ通行どめとなっております。したがって、災害の際、利用できるのは、この連歌屋区から白川区に通じるこの道路しかありません。市は、市民の住みよいまちづくりのためには、崇福寺と交渉され、市民の安全・安心のまちづくりに努力すべきと思いますが、いつごろまでに道路の開通ができるのか伺います。と申しますのは、年末年始から合格祈願、梅見、入学感謝、博物館における特別展の催しなどで、車の渋滞で動けなく、市役所から連歌屋一丁目まで約1時間30分もかかり、車での買い物など日常生活に大変な不便なところとなっております。通行どめとなっている現在、どのように処理されるのか、道路管理者の管理と保全についてどのように考えているのか、あわせて伺います。

3番目の道路問題は、10年前から訴えております水城小学校から西鉄太宰府駅周辺における交通渋滞の問題であります。沿道住民の方、すなわち観世音寺、五条住民の方を初め、周辺行政区、すなわち馬場、大町、新町、連歌屋などは毎日のように大型バスと自家用車の洪水で悩まされておられます。今までの回答では変則3車線など回答をいただいておりますが、全然改善もされず、着手もされておられません。この問題につきましては、何回となく議員からも質問がっております。交通渋滞について関係機関と協議され、また市独自としてどのように考えておられるのか、再度伺います。

4番目の問題点は、五条交差点から西鉄五条駅に至る道路の問題であります。

私は、自転車で五条駅まで行きましたが、危なくてなかなか通れませんでした。この道路は、太宰府中学校、太宰府高校、短期大学などの通学道路でもあります。したがって、太宰府市で一番多くの人の混雑の場所となっております。私は、以前基会所であったところが現在空

き地になっており、一部駐車場となっております。このようなときに、部分的にも道路幅幅を行っておくべきと思いますが、どのような線引きをされ、道路整備がなされるのか、その考えを伺います。私は、市道をどのように安全な道として道路改良が今後行われるのか全然わかりません。したがって、都市計画審議会でのどのような議論があつておるのか、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年に行われた会議回数と内容について伺います。

5番目といたしまして、小鳥居小路の商店街にいすの設置ができないかということでありませぬ。

この地区に買い物に来られる方は、高齢の方が多くて腰をおろすところがないということでもあります。このような現象が高齢社会になった現在、至るところに出てきていると思われませぬが、高齢社会に対するいすなどの設置について、行政の考えを伺います。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 快適な生活空間づくりについてのお尋ねでございます。ご回答申し上げたいと思ひます。

太宰府市といたしましては、都市計画法に基づきます秩序ある土地利用、市街地形成を目標に快適な生活空間づくりを実施していくよう考えておるところでございます。質問項目の細部につきましては、関係部長から回答をさせませぬ。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、まず1点目の連歌屋一丁目におけます道路問題についてでございますが、本年8月5日に連歌屋区自治会等連名によりまして、交通安全標識等の設置についての要望がなされませぬ。早速、筑紫野警察署と現地立会を行ったところでございます。また、太宰府小学校までの道路外側線が消えかかっている状態でもございました。この外側線が消えかかっている道路につきましては、市内のほかの道路におきまして、多々見受けられるところがございます、遅くなって申しわけございませぬでした。しかしながら、できるだけ本年度中にラインの引き直しを実施いたしたいと考えております。

また、筑紫台高校裏門に存在します公衆用道路用地についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、現在公衆用道路用地が学校敷地内に存在する状態でございます。この公衆用道路につきましては、現在は筑紫台高校の敷地内に入り込んでおりますが、以前、そこには民有地がございました。その民有地のための道路であったと考えられます。その民有地が筑紫台高校に売買されたときに道路用地がそのまま残った状態になっております。今後におきまして、この公衆用道路の処理について、交換、払い下げ、つけかえ等で筑紫台高校と協議を進めてまいりたいと考えております。

2点目の連歌屋一丁目から白川に通じる道路についてでございますが、この道路の通行どめにつきましては、平成21年2月ごろ、道路の隣接者であります崇福寺から車両の通行ができないようにしていただきたいとの申し出がございました。現在、白川区側に崇福寺が木製のバリ

ケードを置き、また連歌屋側にU字側溝がバリケードのかわりに置かれております。この道路部分には、市有地と崇福寺の用地がそれぞれ存在しまして、一部市有地の道路用地が狭い部分もあります。したがって、現在の道路形態が一部崇福寺の用地を含んでいる状況であると認識いたしております。災害が発生したときの迂回路としての利用等、今後、崇福寺との境界を明らかにするとともに、車両の通行についても協議をしていく考えでございます。

3点日の水城小学校前から太宰府天満宮周辺における交通渋滞解決策についてでございますが、年末年始の時期、または催し、行事の開催時期により、大変渋滞しており、特に今年の阿修羅展の開催時期は顕著でありましたが、そのすべてに対応する道路の構築は難しいと考えており、なかなか抜本的な交通渋滞の対策ができない状況でございます。しかしながら、市民及び本市に車で来られます観光客にとりましては、交通渋滞の問題解決は重要な課題でありまして、今後もこの路線について何らかの道路の改善ができないか、関係機関と協議及び検討してまいります。

4点目の五条交差点から西鉄五条駅に至る道路の整備についての考え方と、そして都市計画審議会での議論についてでございますが、道路拡幅の必要性は私どもも十分に認識しておりますが、現在のところ、具体的な拡幅計画は出されておられません。今後におきましては、十分検討していかなくてはならないと考えております。

また、都市計画審議会の開催についてでございますが、平成18年度に2回、平成19年度に1回、平成20年度に2回、本年度1回開催をしておるところでございます。この間、通古賀、吉松、国分川原地区の市街地調整に関連いたします区域分の変更や地区計画、いわゆる太宰府都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などに関する審議をいただきますとともに、市で進めております景観まちづくりや通古賀区画整理区域内の建築協定の締結などにつきまして報告をいたしておるところでございます。

5点目の小鳥居小路へのいすの設置についてでございますが、道路上への設置になりますと車両通行との兼ね合いを考慮し、何らかの通行規制等を行う必要が生じると考えます。また、道路上に設置を行わず一部店舗の敷地等での利用も検討する必要があると思っておりますが、高齢者にかかわらず、だれでもが休息できる場所、いわゆるスペースの確保等について、地元地域及び警察署との協議の上、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、回答を得ましたけど、全部、私はこれは不満でございます。というのが、まず線引きは今年いっぱいしてくれるということはあるがたいことですが、早急これをお願いします。そうしないと、児童に万一のことがあったら困ります。

それはそれでいいんですが、筑紫台高校のところにあります公衆用道路、これは今から協議すると言われましたけれども、この問題についてはもう8月5日ごろにはわかっておるわけですね。それで、私もその都度、建設経済部のほうに行きまして、しっかり頑張ってもらおうよう

に言うておりましたけれども、いまだにこれは解決しない。この理由は、窓口を間違えているというのが一番大きな問題だと思います。校長先生と事務長、この2人は権限がないんですよ。市の組織でいいますと、副市長までぐらいの段階ですよ。最後の決裁をおろすのは市長ですね、市の場合は。しかしながら、ここの筑紫台高校の場合は理事長が握っているんですよ。私も公衆用道路が判明しない前はずっと筑紫台高校のほうに地元の方と行きまして交渉したんですが、最後に言われたのは、私たちには権限がありません。そこを間違えないようにお願いします。したがって、今後の交渉は理事長とされないと校長先生も事務長も権限がないということをはっきりと申し上げておきます。

今までの経過で、地域の方とは仲よくしなくちゃいけないと言われますけれども、なかなかそこまで到達してないと。それで、公衆用道路がわかりましたから、私はもうあとは市と学校との協議と思いましたが、今のところは差し控えております。それで、この公衆用道路を生かしていただいて、住みよいまちづくりのためにはあそこに1mセットバックしていただいても、一番よくって50㎡あるかないかです。こちらは69㎡ありますからね、そういうようなことも考えて交渉していただきたいと思います。

それで、やはりとびとびに交渉してもだめですよ。夜討ち朝駆けでお願いします。福岡市やら大野城市やら、ああいうところは全部夜討ち朝駆けでやってあるから、ああいう立派な道ができてきておるんですよ。そういう熱心さをこの際、お願いしときます。ぜひとも地域住民、あるいは市民のための道路とするために交換をお願いしときます。これは早日にお願いします。これは、時期を失すると、野球部専用の寮が立ち上がってしまえば、また忘れられると思いますので、この校長先生も事務長も退職後にあそこに来てありますからね。あと一、二年もしたらおられないかもわからんとですよ。そういうことで、やはり自分たちの在職中にそういう問題がないように退職したいというような考えがあるから、そういうふうでのりくんだりろうと思いますんで、しつこく言うようですけれども、そういうふうで土地交換の登記までお願いしときます。これは、一応、筑紫台問題についてはそういうふうで、窓口を変えてお願いしておきます。

それから、2番目の崇福寺の横の道路ですね、これはもう先ほど申し上げましたように、平成20年に3月のときにちょっとそういう問題で言っておったわけですが、これ以前の武藤課長ですかね、そのときにお願いしたら3日もたたずにあそこの修復をしてくれたんですよ。そういうやる気のある課長さんやったらぱっとやられるんですね。そういうふうで、やはりこの崇福寺の問題でも、恐らくこちらの太宰府のほうでは権限がないのではないかと思いますので、その点、交渉相手をきちっと定めて協力方お願いします。というのが、あそこの崇福寺のところは、自分の車庫までは三、四十mはずっと使ってあるんですよ、車道として。それから向こうを通れないようにしてあると、そういうことですから。あれ、アスファルトにすると音もなくお経も上げやすくなると思うんですよ。お経がされんからということと言われたそうですけれども、そういうことではなくて、あれを舗装していただいたら、そういうお経

もスムーズに上がるんじゃないかなろうかと思っておりますがね、あれは市の認定道路ですから、側溝までついてますから、その点、やっぱり道路管理者としてきちっと整理していただきたいと思っております。これ2点目ですね。

それから3点目、これは先ほど部長からも阿修羅展でも、土曜、日曜に限らず交通渋滞しておったと、そういうことはわかっておるようでございますが、これはもう10年前からずっと叫び続けてきておる渋滞問題です。今の副市長がたしか建設部長の時代に、あれは変則3車線も考えられるんじゃないかなろうかというような回答も得ておったんですから、そういうことで私はある程度を進めてあったんじゃないかなろうかと思っておったんですけれども、今の県の土木事務所の見解はどういうような見解か、ちょっとその点、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 確かに、以前は変則の3車線ということも考慮の中に入れるということで進めておりましたけども、現在は渋滞の原因となりますものが道路だけではないんじゃないかなということ、いわゆる道路からは入ってくるんですけども、車の駐車スペースが、駐車場のスペースが足りないというところが大きな原因でもあろうということでございます。そういうことで、まちづくりの一環の中で、交通渋滞を含めた形で、まず駐車場の問題も含めて考えていく必要があるということで、今現在も歴史と文化の環境税等でいろんな形で駐車場として、民間の方の駐車場も正月とか、かなり込み合いますときには率先して、できる限り駐車場として活用させていただきというお願いもやってきておりますし、今後におきましても、その受け皿的なもの、これをまず解決しなければ道路の渋滞がすべて解決できるものではないというふうに考えております。したがって、広くまちづくりの観点の中で、交通渋滞解決に向けても考えていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、建設経済部長が駐車場が足りないんじゃないかなろうかと、これはいいところに目をつけられたと思います。私も駐車場が少ないから、やはり空き待ちでそういうふうで渋滞の原因だろうと思います。この際、思い切って第三セクターでもいいですから、天満宮と話されて、あそこを2階建てか3階建ての駐車場にしたらどうですかね。今後、そういうふうで、市としても第三セクター、結局土地を借りてそういうふうで駐車場を設置すると、また環境税も有効に使っていただいて、そういうふうなことが考えられないか。これは、市長のほうに伝えますけど、天満宮のほうとの交渉で、そういうふうで大駐車場ですか、2階建て、3階建ての駐車場ができないか、市長としてはどんな考えか、ちょっとお聞きします。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） お正月の時期は、一度に約200万人弱の天満宮の参拝客がありまして、あるいは阿修羅展とか、特殊な日にちについては非常に駐車スペースがないということで、町じゅうを車が回りながら駐車場を探すということで相当渋滞がございまして。それで、私どもやはり最終的には駐車スペースが不足するんじゃないかなというふうなことを思っております。

て、天満宮にも、あそこに2階建て、あるいは3階建てはできないのかというふうな提案をいたしております。しかし、本当に渋滞する期間というのは365日の中で100日あるかないかというところになります。いつも、365日と言わずに300日ぐらい渋滞をしている状況であれば、そういうキャパシティをつくるお金をかけても回収ができるわけでございますけども、ほとんどの期間、空きスペースということになりますと、投資額に見合う回収ができないということもございまして、その点がなかなかクリアできずに、天満宮さんも何とか交通渋滞を緩和したいけども、大きな設備をすることが難しいだろうと思っています。そういう考え方もございます。

それで、今考えておりますのが、ちょっとまだ実行までは移っておりませんが、空きスペースがないかどうかということも検討してほしいということで今考えてございまして、例えばいろいろな障害があると思いますが、梅林アスレチックスポーツ公園を使っていない時期等も考慮しながらですね、あそこに大渋滞するときにはそのスペースを確保できないかとか、そういうことも考えてございまして、常時駐車場だけのスペースを確保するという事は、今から用地買収をして設備投資をしてもなかなかペイしないということもございまして、そういう意味で、今あるストックを活用するような形で何とかしようというふうなことも今投げかけておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応天満宮との協議もされたようではございますけれども、やはり採算ベースが合わないということだけで、これは解決はできないと思うんですね。やはりある程度の犠牲は払ってでもですね、そういうような、皆さんが困らないような対策を考えるべきと思うんですね。空きスペースを今ちょっと言われましたけれども、やはりこれは天満宮から大駐車場、あれから石坂、あの辺あたりにかけてしかお客さんの目はとまらないと思うんですね。山奥のほうの内山やらあっちのほうにと言ったって、なかなかそれは難しだろうと思っていますので、やっぱり場所的な問題もあると思うんですね。多少の借金を抱えてでもですね、やはりそういうふうなこともある程度、第三セクターあるいは株式制度か何か、そういうことででもですね、今後検討を加えていただいて、駐車場スペースについてはそういうふうで再度検討をお願いします。

それから、変則3車線については、これは今副市長言われましたように、おたくがちょうど建設部長のときに言われた、そのときの何ですか、県の感触をちょっとお願いします。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 国立博物館ができて、相当の渋滞があるだろうというふうな想定のもとですね、いろんな道路の改良工事を考えました。お客さんを迎えるには、ほとんどが県道を通って国博あるいは天満宮においでになりますので、それじゃあ、この際できるだけ町の中の整備をすべきだということで、ちょうど私が国博の担当をしておりましたので、その整備計画の中でいろんなことを考えておりました。例えば、高雄交差点の改良、あるいは梅大路交

差点の改良、例えば五条の交差点とかですね、そういうことも含めて改良をすべきだと、そしてその中の一つ関屋から五条までの道路については生活道路でございますので、天満宮の駐車場に入る1本の専用の道路をですね、つくれば生活道路として支障がなくなるのではないかと、いうふうなことで提言を申し上げておりました。私ども、それについて県のほうともいろんな折衝をしましてまいっておりますけれども、最終的には区画整理が南側は終わっております、それを再拡幅するのは難しい、かといって、北側については史跡地であるということで、なかなかその辺の話が進まずに現在に至っております。現在では、そういうことになれば非常によろしゅうございますけれども、それとともに、天満宮様の駐車場に入る入れ方等についてももう少し検討していただければ渋滞がもう少しさげられるのではないかと、いうようなこともございまして、今後も3車線に向けて、あるいは新しい何かいい方法はないかなという進入道路についてもですね、そういうことを考えておまして、今後とも渋滞解消については対応していきたいと思っております。

先ほど、例えば梅林アスレチックが非常に遠いのではないかと、いうようなことですが、天満宮様では近くの駐車場を借りてシャトルバスを運行しておまして、もしアスレチックにすると、そういうシャトルバスをして北側のほうに向けて、そういうバスも走らせれば有効利用になるのではないかなと、そういうふうにご検討しております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この問題につきましては、再度、県のほうとも、建設経済部長、済みません、県のほうともう一度しっかりと変則3車線等も考慮したところで、もう10年もたちますのでね、早く解決するように、駐車場とともに、これはお願いいたします。

それから、最後の五条駅に至る道路でございますけれども、これにつきましては、本当にあそこ、私も昨日ですかね、ちょっと雨降りにちょうど車で通ったんですけど、中学生、高校生、それから短大生、全部がちょうど5時前後に帰っているんですよ。で、全部がまた、あそこ歩道もないし、それからもう本当に自転車乗って行けないですね、歩道でやっとな隣接の土地のほうにちょっと足置いたような感じで、やはりそういうところはですね、優先的にですね、これは都市計画審議会じゃないですけども、そういうところの線引きを早く、まだ線引きができてないということ、これ自体、ちょっとおかしいんじゃないかな。やはり、市長は現場主義とか言うようだけでも、市長が行くんじゃなくって、やっぱり部長が率先してずっと見て回ってこれは行くべきだと思いますね。やはり、早く線引きをして、あそこ恐らく7mぐらい要るんじゃないかなと思いますね、今、先ほど言いましたように、基会所が家を解かれて一部が駐車場になっているんですけども、こういうときに買い上げてですね、早く計画立て、そういうふうで、1mでも2mでもそういうふうで、結局そこが今度は離合場所になったり、あるいは生徒さんのたまり場所にもなったりするんですから、そういうことも考えてですね、これは早く線引きをすべきだと思いますがね、その線引きをされるのかどうか、ちょっとその点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 五条の駅前の道路につきましては、以前から狹隘道路ということで非常に皆様方にも迷惑をかけております。しかしながら、その道路の両わきにはもう既に建物も建ち並んでおりましてですね、なかなか一概に線を引くというのが難しいということで今までずっと流れてきておりました。今後、その辺につきましても、線を引くまでは若干の時間はかかるというふうに思いますが、議員のご指摘のようにですね、今現在碁会所の駐車場が確かに今空き状態みたいな形、今現在はお隣の携帯電話屋さん専用で使っているようでございますけれども、この際、私どもも地権者の方との接触を図りたいというふうに思っております。今後におきましても、幅がどのくらいになるのかということもですね、考えなければなりませんけれども、とりあえずあそこは歩行者の立場から見ますと、確かに歩きづらいところがございますので、大型車が来ますともう歩行者は全く動けない状態になってまいります。そういうことで、車も人も動けない状態になりますので、できる限りそういうふうな、車でいえば離合スペース、人でいえば若干の歩行スペースがとれるようなことも含めてですね、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応、空き地と言ったらおかしいですけど、そういうふうで、こういうときに早く折衝していただいて、部分的にでもですね、拡幅の仕事に取りかかっていたいただきたいと思います。

それから、先ほど小鳥居小路のいすの問題を申し上げました。

これは、ある商店の方のところに行きましたら、もうお年寄りがここまで来てから、ふうふう言っているんですよと、腰かける場所がないと悔やんであったんですね。よく考えますと、あそこへ市のほうで、あれは水曜日が休みになってますかね、太宰府館のところ、あそこは入れないようにロープがしてあるんですよ。あそこでもちょっとですね、利用されるようなふうに、休みのときでもできるようなふうにされたらいかがですかね。休むところがないということですね、お年寄りの方は。

それと、道路法の問題がありますけれども、あそこはほとんど車が余り通ってないんですよ、日ごろ。ほんで、離合の場合もありましようけれども、軒下あたりですか、極端に言えば。そういうところに店の方等とも協議されて、少しでもそういう二、三人、腰かけられるようなふうに工夫していただきたいと思います。そういうふうで、高齢社会は進んでおりますので、これは至るところの道路でも当てはまってくると思いますね。できるだけ、やっぱり道路は大きく確保していただいて、歩道はできないでも、そういうようなちょっと休みどころができるようなふうに、今後は道路行政としてももう少し積極的に進めていただきたいと思います。福岡市なんかは、やはり日本刀を目の前にしたり、あるいは大がまを前にして交渉して、夜討ち朝駆けしてやるんですよ。やはり、それぐらいの熱意を持って今後進めていただきたいと思っております。

私もなぜ太宰府市は進まないのかなと思って、その原因を今回勉強させていただいたんですよ。そしたら、マスタープランにはこういうことが書いてあるんですね、最後のほうの。図っていきます、推進します、必要があります、進めます、検討していきます、そういう言葉で結んであるんですよ。これは、いつごろまでしますという言葉が全然ないんですね。たまたま、今回自治会制度だけではでき上がりました。そういう文章です。

それから、議会答弁も今のように思っておりますじゃろう。粘り強く行ってまいりたいと思っております、これはちょっと語調は変わってますけどね。それから、考えております、思います、可能かと思えますと、そういうような答弁だから、これだから10年たってでも道ができないんだと、私は今回初めて気づいたんです。私も悪いんです。要望しておきますで終わるとるから。今後は、やっぱりもう少し2H5Wの、何を、どこで、どういうふうに、いつまで、お金幾らかかるとか、そういうふうなことでですね、今後の行政に進めていただきたいと思っております。

これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問いたします。

まず1項目め、介護予防についてお伺いいたします。

我が国では、高齢化と少子化により高齢社会を迎え、近い将来には国民の5分の1が75歳以上となる超高齢社会を迎えると予測されています。本市においても、平成21年2月において、高齢化率20.4%と20%を超えています。

本市には、平成21年2月現在で65歳以上の方が1万3,700人おられます。そして、このうち介護認定者の方が2,100人、このうち介護保険の何らかの介護サービスを受けておられる方が1,500人、その他の方は家族の方の支援、またはご自分で何らかの対応をされておられるのではないかと思います。要介護認定率は15.31%となります。

現在、介護費用はおおむね32億円かかっております。要介護者も増え続けますと介護費用の負担も増え続けます。ここで叫ばれているのが介護予防の重要性です。高齢者が増えると、介護が必要になる方も増えます。そうすると介護保険の給付費も増え続けるということになります。このことから、介護予防の重要性が叫ばれているのです。介護予防も介護が必要になってからでは遅いのです。介護の状態になってから、リハビリ等をされ、介護の度数が進まないような取り組みがしっかりと行われているようですが、要介護、要支援になる前、要介護、要支援状態に陥るおそれのある方、特定高齢者の介護予防が非常に重要だと思います。

ここで、特定高齢者としてとどまっていただければご自身も生活するに不便も感じることもなく、快適な生活が送れることとなります。財政的な負担も要りません。では、どうしたら特

定高齢者の方を認定するのか、認定したらどのようにして介護状態にならないようにするのか、どうしたらよいのか、本市においても取り組みがなされていると思いますが、先日、環境厚生常任委員会で埼玉県和光市へ介護予防について行政視察へ行ってまいりました。和光市では、コミュニティケア会議を設置され、介護予防が非常に重要であるということから、この会議の中に介護予防部会を設けて、介護予防者の要介護者等の改善に向けた取り組みを強化しておられます。また、特定高齢者に対する介護予防にも力を入れておられます。特定高齢者を認定するに当たっては、和光市の65歳以上の方全員を対象に生活機能調査を行い、特定高齢者の認定がなされ、徹底した機能回復事業が実施され、その結果、効果があらわれております。本市の状態は、特定高齢者の数字を見ますと平成18年度145人、平成19年度395人、平成20年度見込みで55人と出ています。平成19年度と平成20年度では340人から数字が変動しています。こんな数字に変動が出るものではないと思いますが、数字の把握についてもう少し精度を高めていかないと事業自体の計画実施の面においても効果的なことはできないと思います。

また、特定高齢者の機能回復等、研修会への参加者も少ないという状況にあります。これからは高齢化も進み、介護の必要となる人も増加するものと考えられます。そのスピードを弱め、とめるには、そのおそれのある特定高齢者の介護予防が非常に大事になってくると思います。

そこで、特定高齢者の介護予防施策について、次の2点についてお尋ねします。

- 1、特定高齢者の把握について。
- 2、特定高齢者の介護予防事業についてお伺いいたします。
- 2項目め、商工業の振興策についてお伺いいたします。

本市の産業は、観光産業が中心となると思います。本市には商工会に加盟している商工業の方が1,200社あり、地域にそれぞれ商店会もあります。そこで、この観光産業も含めたところの商工業の振興についてお伺いします。

第四次後期基本計画の基本的施策で、観光基盤整備と産業振興の項の計画と目標として、観光基盤整備では、太宰府館の活用、滞在型観光の拠点として、また太宰府観光の情報発信基地として運営の充実を図る、観光ルートの充実、太宰府市まるごと博物館と連携し、市内に点在する豊富な歴史的文化遺産や自然を生かすとともに、史跡地等の有効利用を図るという観点から、本市の魅力や個性を体験できる観光ルートの充実を図ります。

3、観光案内の充実、太宰府市観光の窓口である観光案内所については、九州国立博物館の開館に伴う観光客の増加及び国際化に対応できるよう受け入れ態勢を充実強化していきます。また、同様にパンフレット作成や案内板等の整備を図ります。

4、観光宣伝及び情報発信、県観光協会、九州観光都市連盟などの各種観光協議会と連携をとりながら、県外、海外に向けて観光宣伝を行います。また、パンフレットやポスターを初めホームページなど、さまざまな媒体を利用して観光情報を発していきます。

- 5、宿泊施設の誘致及び市内回遊の環境整備、滞在型観光にシフトする観点から、歴史や自

然と調和した宿泊施設の誘致に努めます。また、市内の豊富な観光資源を楽しく回遊できるように、食べる、買う、憩うなど、さまざまな仕掛けづくりに努めます。

次に、観光振興については、商工会活動の支援、商店街活動の支援、観光産業の育成、事業資金の融資制度の充実など取り上げておられます。また市長は本年度の施政方針の中で、産業振興として観光の歴史的文化遺産を初めとし、九州国立博物館を生かして、観光プロモーションにより観光誘致へ力を注ぐとともに、観光の振興及び観光を軸とした地域産業の活性化に向けて力を入れ情報を発信してまいりますと述べられておられます。

第四次総合計画も平成22年度が最終年度となり、あと一年で終わります。既に第五次計画についても動き出しているようですが、市内においては現下の厳しい経済状況のもと、事業者の廃業、移転などが相次いでおります。市内の商店街も激減しており、高齢者の方の買い物環境も悪化しています。本市の産業振興策について、総合計画の達成度や現下の経済状況等から、以下の点についてお伺いいたします。

- 1、総合計画に書かれている事項について、どのくらい達成できていると思われるか。
- 2、プレミアム商品券の追加発行について。

以上、お伺いいたします。

再質問は自席において行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 要介護状態になるおそれの高い特定高齢者の介護予防についてご回答申し上げます。

特定高齢者とは、生活機能が低下し、近い将来介護が必要になるおそれがある高齢者のことであります。

まず1点目、今年度の特定高齢者の把握につきましては、実態に見合った事業展開を図るために、身体面や精神面から、運動や社会的交流が少なくなってくる70歳代を対象といたしました。このうち、要介護認定を受けていない約5,500人に対して、6月に機能チェックリストを郵送し、うち3,400人、62%から回答をいただきました。そのうち、チェックリストの審査の結果、約800人、24%が特定高齢者の候補者となります。その800人の候補者のうち、チェック項目が多く優先順位が高い100人の対象者へ個別の状況に合わせた元気づくり教室への参加を促すため、保健師による家庭訪問や電話等で呼びかけをいたしました。その結果、今回は12人が教室の参加を希望されたことから、その方々へ医師への受診をしていただきました。

次に、特定高齢者の介護予防事業につきましては、口腔機能向上、栄養状況改善、運動機能向上などのメニューに沿って、元気づくり教室をいきいき情報センターで開催しているところです。

また、何もしなくていい、このままでいいという生活環境の変化を好まない特定高齢者候補者も多いことから、身体機能の低下防止がいかに大事であるかの関心を高め、気軽に参加できる教室をどのように展開していくか、今年度の教室の結果を踏まえ、来年度に向けて調査研究

していく考えであります。

このほかに、一般介護予防事業といたしましては、介護認定を受けられていない比較のお元気な高齢者を対象に、いきいき情報センターなどですこやか筋力アップ教室などを開催しています。

また、本年度は10カ所の地区公民館で自治会とタイアップしたいきいき元気教室を開催し、これまで延べ約1,350人の参加があり、介護予防事業に最も有効ではないかと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2項めの商工業の振興施策についてご回答を申し上げます。

第四次総合計画に、太宰府市の目標といたしております将来計画を明らかにしております。その実現のために施策の柱を設定しておりますとともに、施策の展開の全般にわたって基本的方向を示しておるところでございます。

太宰府市といたしましても、観光産業としての基盤整備及び商工業の振興に対しまして、観光協会及び商工会などの関係機関と連携をしながら、鋭意施策を推進しておるところでございます。今後につきまして、新規施策等々につきましても迅速に対応していきたいというふうに思っております。

また、プレミアム付きの商品券につきましては、その商品券がもたらします地域のイベント性及び地元の業者への経営の成果等を慎重に検討し対応していきたいと、このように商工業の代表者の皆様方あるいは役員の皆様方とも協議をしております。そういった方向性をつけておるところでございます。詳細につきましては担当部長より回答をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 産業の振興は、市民生活を支え地域の活力を生み出す重要な役割を果たしています。本市の商業は、消費者ニーズの多様化、後継者不足及び郊外型大型店舗の進出など、さまざまな構造変化に直面し、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、商工会活動に対し運営補助を行っておりますが、今後も商工会活動の強化充実に向けた支援を行っていききたいと考えております。

また、観光産業の育成につきましては、九州国立博物館の開館に伴い、年じゅうを通して訪れる観光客に対しまして、どのような名産、特産品を提供できるか、今後も研究を重ね、推進していかなければならないと考えております。

本年4月から観光担当の部署を総務部に組織しまして、太宰府館に移動いたしました。産業の担当係と観光の担当係の連携を密にし推進していく必要があると思っております。

また、中小企業資金融資制度の充実につきましては、利用促進のため、市ホームページにも掲載をいたしまして、より多くの事業者へ情報を発信しているところでございます。

次に、プレミアム付き商品券の追加発行についてでございますが、本年、商工会によります定額給付金関連プレミアム付き商品券、いわゆるだざいふ得とく商品券の発行に伴いまして、市といたしまして事業補助を行いました。その後、8月には追加発行に係る要望が商工会から提出されましたが、当初のプレミアム付き商品券が地元事業者の活性化にもたらす効果等を分析し、その結果をもとに追加発行について検討したいと回答しているところでございます。

市長の答弁にもありましたが、プレミアム付き商品券がもたらします地域のイベント性及び地元業者への経営の成果等を慎重に検討いたしまして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、まず介護予防のほうからご質問させていただきます。

ただいまの回答の中で、調査をされました方が約5,500人と、そのうちの62.7%から回答をいただいて、そして800人ほどの方が特定高齢者候補者といえますかね、ぐらいになると、そしてそのうちの優先順位として100人ぐらいの方に案内を出して、12の方が、そういう事業に参加していただいているということでございますけど、まず62.7%ということで、やはりまだあと40%ぐらいの方から返事が来てないということで、この800人という数字はもっと増えると思うんですね。やはり、ここら辺の数字をですね、しっかり固めていかないとですね、特定高齢者の特定についてですね、本当に本市にはどのくらい特定高齢者となられる方がおられるのか、そこの実数を把握していかないと、この予防事業についてもですね、参加者についても、なかなか特定できなくなるし、またそれから、この数字が基本となりますので予算関係もですね、やはりそこら辺から出てくるし、事業計画なら、これは100人か200人かで全然訓練する場所とかですね、そういうところもまた変わってくるでしょうし、やはりこの数字の把握をもう少し精度を上げていただきたいと思っておりますけど、この62.7%で、あとの残りの40%ぐらいの方の調査はどのようにされるおつもりかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） チェックリストをお送りして62%から回答があつておりますので、ご指摘のように精度を高める、把握をするには、この残りの40%の方々に對しまして、聞き取りを行うなど、その把握の精度を高めていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それは、大体いつごろまでに、100%の回収は難しいと思いますけども、せめて90%ぐらいまで上げていただきたいと思いますが、90%ぐらいまで上げるのに大体いつごろまでにできるおつもりですか、そこら辺お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 本年度につきましては、もう12名を特定をいたしておりますので、3月年度末でございますけれども、1月ぐらいまでには再調査をしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ぜひ早い時期にですね、その特定した数字がですね、上がるようにしていただきたいと思います。

それから、この特定高齢者の100人を選ばれたということですけども、800人の中から100人選んであるということですけども、これはどういう基準で選ばれたのかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 厚労省が特定高齢者を判定するチェックリストというのを持っておりまして、これは地域支援事業の実施要綱というところに示されております。日常生活関連動作で5項目、運動機能機能向上で5項目、栄養改善で2項目、口腔機能の向上で3項目、閉じこもりで2項目、認知症で3項目、うつで5項目、合わせまして25項目のチェックリストがございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） チェックリスト25項目についてはご説明いただきましたけども、この800人から100人にされたところの、この数字にされたところの根拠をですね、お尋ねしておりますけど。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 第1回目の回答を申し上げましたけれども、このチェックリストの項目が多い方ということでございます。25項目あると申し上げましたけれども、うつを除く20項目の中に10項目以上該当する方ということで、100名を優先的にしております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） わかりました。ありがとうございます。

次にですね、この100人のうち事業に参加された方が12名ということで、非常に数が少ないと思うんですね。やはり、この方々がですね、本当に100名の方がですね、100名参加していただかないと、この介護予防の実績が上がってこないと思うんですね。ですから、なぜ12名しか参加されなかったかということについて、何か感想をお持ちでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 特定高齢者と申しましても、非常に元気なお年寄りといえますか、

おられるということで、自分はもう何もせんでいいと、このままでいいと思っておられる元気な高齢者が多いということが背景にあるというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 先ほどのご答弁で、チェックリストで数字の高い方を選んでおるということでございますので、やはり元気だから参加されないというようなことではないと思うんですね。そこには、やはり参加しようという意識が働かないというところもあるかと思えます。それでは、さっき言いましたように介護予防としての実効は上がらないと、やはりこの100人の方々をですね、特定されているということですので、この100人の方々が、自分は元気だから今はいいよと言われても、チェックリストの結果は、特定高齢者ということで認定されておりますので、この方々に参加をしていただくように努力をされるべきじゃないかなと。多分元気だから、来たくないということ、それだけじゃないと思いますね。これには来たくない理由が幾つかあると思うんですね。やはりそこら辺の分析とか、そういうのはされていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 800人の中にはですね、介護予防教室に参加しますか、しませんかということもお聞きをしますと、389人、約半分の方が参加を希望をされております。それで、10地区の地区公民館で開催をしております介護予防事業にはですね、多くの方が参加をされておることから、距離の問題が大もとにあるのではないかと思いますので、この介護予防事業、いきいき元気教室ですね、これをさらに充実していけば特定高齢者の参加もこの中に随分増えてくるのではないかというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この介護予防事業に対して、参加者が少ないというのは、私は、一つは行政のほうの呼びかけ、働きかけが足りないんじゃないかなと思います。これは先ほどもちょっと言いましたけども、和光市に行政視察に行きました折にですね、そこでは大体特定高齢者の方ですね、参加者がもうほとんど100%に近い数で参加をされるということでございます。これはどうしてですかということをお尋ねしましたら、参加されない方に対して、担当の方といいますかね、包括支援センターの担当の方とか福祉委員とか、いろんなそういう関係に携わっている方々が、多いところでは10回ぐらい行くと、参加してくださいということですね。そしたら、最初はもう全然そういうあれはなかったけども、だんだん回数が増えるについて親しくなっていくと、そうすると言葉のやりとりなんかだんだんやわらかくなってくると、そして事業に対する理解も深まってくる、それで参加が増えるということでございますので、ここら辺が本市の担当者の方の人数とか予算とかもあると思いますけども、ここら辺についてはいかがでしょうか。これからは、やっぱり行政のほうとしても、ここで食い止めておかないと、この方々がですね、今度は要支援、要介護となってきたらやっぱりそこに、要支援だったらまだ少ないですけど、これが要介護の度数が進んでいきますと、年間

何百万円というお金が1人にかかってきますので、そしたら予算的なものですね、福祉予算がぐんと膨らんでいますので、ここの一番入り口のところで予防することで、そういう抑制につながっていくんじゃないかと思っておりますので、ここら辺について、その働きかけについて、部長、どういうお考えかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） まずは、議員がご指摘のように特定高齢者をきちっと把握するということがまず前提になろうかと思えます。環境厚生常任委員会の先進地視察に高齢者支援課長も随行をいたして、その辺の実態をですね、よく勉強をしてきたというふうに報告を受けておりますので、議員のご指摘のように、さらに充実に努めてまいります。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 今言いましたようにですね、介護予防の入り口におられるこういう方を、しっかり介護予防として把握して、そしてそこでとめておくということですね、これからのそういう予算関係もとまってくると思っております。

それと、先ほどなぜ介護予防事業に参加しないかということですね、アンケートをとられておられるみたいですが、その中で一番多いのは、身近なところで参加したいという希望が多いということですので、これは先ほどもご答弁ありましたけども、公民館でやられた場合は千何百人参加されているということにして、身近なところでやれば、それだけですね、参加者も増えてきますし、ですから公民館でやると、それから市内には36カ所ですかね、長寿クラブがありますので、そういう長寿クラブを通してやっていけばですね、長寿クラブに出ておられる方は、比較的元気な方ですね、まだ特定高齢者になられる前の方が多いですけども、その周りにはそういう方がたくさんおられますのでね、こういう組織も活用して、こういう予防事業をですね、進めていただければと思います。これからもひとつ福祉予算がこれからどんどん膨らんでいきますので、少しでも抑制になるように介護予防事業については推進していただきたいと思えます。これで、1項目めは終わります。

それから、2項目めの産業振興についてお尋ねいたします。

先ほど、産業振興について、いろいろご回答をいただいておりますけども、先ほども安部陽議員のほうからですね、いい質問があっておりましたように、計画についてはですね、図るとか、検討するとか、進めるとかですね、そういう言葉が列挙されております。先ほどもお話がありましたように、結局結果が出てこない、なぜ結果が出てこない、結果が出てきていると思えますけども、目に見えた結果は出てきてない。なぜか、やはりそこには目標となる数字とか期限とか、そういうのがないから、そこら辺についてですね、そういう目標もですね、今後、第五次の総合計画も動き出しておりますけども、そういう中にきちっと、この事業については何年までにどのくらいのことはするというような、きちっとした目標になる数値とか期限とかを入れていただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。これは、市長、ご答弁お願いします。



○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 議員のご指摘のとおりだと思います。やはり、やる以上は、計画を示す以上はいつまでというふうな形、どういった方法でそこにたどり着くかというふうな、いわゆる具体的な事項、アクションプランといいたいでしょうか、こういったところを示す必要があるというふうに思っております。

今後等につきましては、第五次の総合計画もそうでございますけれども、その実行計画等々を重視していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それで、具体的にですね、その中身について少しお尋ねしますが、このプランの中にありますのが宿泊施設を誘致しますというようなことも書いてありますが、これについては具体的にですね、どういう活動をされたかわかる部分でよろしゅうございますからご回答いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 宿泊施設の誘致ということでございますが、具体的には新しく誘致してきたということは現実としてできておりません。ただ、途中で年金センターがグランティア太宰府になったというところで、その辺の誘致策としていろいろ動いたことはございます。それと、国分のますやDongさんですか、ますやさんがもとの寮であったものがワンルームでありますけれども、民宿をされたときも、一緒に話し合いをしながらPR等うちのほうでもやりますということで、一緒に活動をしたことはございました。なかなか、史跡地でありますとか、いろんな条件もありますが、今後そういう話があればですね、こちらも積極的に連携を図って推進していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 話があれば、それにお話にかかわってきたいということでございますけど、この総合プランに書いてありますようにですね、誘致しますと書いてありますんですね、これは市としてですね、行政として誘致をするということであればですね、積極的に動いていくべきじゃないかな。向こうから話が来るのに、来てするというんじゃなくて、誘致をするということであれば、それなりの業界団体とか、それなりの企業さんとか、こちらからですね、行って、どうぞ太宰府にひとつホテルをつくっていただけませんか、そういう活動をすべきだと思いますけど、そういう活動はされる気持ちはないんですかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） いろんな活動として、それこそ検討と言ったら、またしかられますけれども、考えてはおります。ただ、現実問題、どこの場所というふうな、そういう具体的なものをつくり上げて、いろんなルートをたどってきたいというふうに考えております。場所の問題とか、そういうものでちょっと難しいかなと現時点では考えております。

一つ、太宰府地区でも民宿ですか、今京都のほうとかではやっております町の中での民宿ということも検討はいたしておりましたが、これは商工会のほうでもちょっと検討されてあったようですが、現実問題になるとなかなか、用途地域の問題とか、いろんなものがあるというふうに聞いておりましたので、その辺をまた勉強いたしましてですね、積極的な展開にはつなげていきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 今までほとんど動いてないということでございますけれども、やはりこのプランを立てるときにですね、ただ文字として宿泊施設を誘致しますというだけぽんと入れると、やはりこのプランを立てるときにですね、今部長がおっしゃいましたように、なら、どこら辺に誘致をするとか、やっぱりそこら辺まで詰めてプランを立てていかないと、すべてが検討します、図りますでプランが流れますんでですね、そしたら具体性がなくなる、そしたら次に観光客の回遊性を高めますということで、市長も今年度の施政方針で述べておられますし、総合計画の中にもそういうのを書いてありますけど、実際にこれについても具体的にどういふうなことをなされたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 宿泊施設あるいは滞在型、まずは滞留型にシフトすべきというふうに思っております。

基本的な考え方を申し述べておきたいと思っておりますけれども、私は滞在型でいきますと自己完結的なあらゆるホテルがそろそろ必要はないというふうに思っております。必要最小限であればいいのではないかとこのように思っております。近隣には、都市高速があり、福岡市にはホテルも多くありますし、あるいは隣の筑紫野市においては温泉街もございます。そういった観点から、すみ分け的な形での都市づくりでいいのではないかとこのように思います。しかしながら、最低限の規模といいたし、そういったところが不足するとすれば誘致というふうな形をとっていききたいと思っております。

それから、何もしてないのかというふうなことじゃなくて、私もいろいろと出向くことが非常に多うございます。その中でも営業活動は行っております。そんな中で、太宰府市の一番のネックといたしましては、いわゆる歓楽街といいたし、そういったところ等も含めて、あるいは飲食街が非常に少ないということ、そういったところからホテル等の誘致等については足踏みされておるといような状況等がございます。そういったのが主な理由のようでございます。ですから、太宰府市に合った形、今あるグランティア太宰府等々を増築等々の動きがございましたし、そういったところを補強することによって充足すればいいのではないかなというように思っております。

昨日もグランティア太宰府で会合がありましたので参りましたけれども、以前の国民年金センターと打ってかわってサービスもよくなっておりますし、中身の充実等々もさらに充実しようございますので、大いにその施設等々を期待をしていきたいというふうに思ってお

るところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 観光客の回遊性についてもお尋ねしましたけども、これについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 観光客の回遊性につきましても、いろいろと努力いたしております。特に、万葉のルートといいますか、万葉歌碑の充実等も含めまして、史跡解説員の方々との連携も図れるようになってまいりました。そういうところで、今度はそのPRも含めてですね、全国展開等をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 宿泊施設につきましてもですね、私も完結型のリゾートホテルみたいなのを太宰府市に誘致するのは難しいかなど。

これは一回ですね、通古賀の区画整理のときに、やはりあそこら辺にビジネスホテルみたいなのを誘致できないかということで質問したことがありますけども、それについてはちょっとできないというような回答がありましたけども、やはり何か、そういう何かのところで突破口を見つけて、少しでも可能性があるやつに挑戦していただきたいと、そういう気持ちが私は本当にこの6年間、7年間、市会議員、この席に座らせていただいておりますけども、その姿勢が市の執行部についてはですね、非常に欠けているんじゃないかなど、やっぱりこういう計画とかなんとか、立派なのができております。刷新して持ってきて。ただ、先ほどから言いますように、検討します、推進します、図りますというような言葉ばかりでですね、それについては具体性がないということで、ということは、市の職員さんがですね、積極性が見られないから、そこにあらわれているんじゃないかなど。それと、今の宿泊施設の誘致にしても、回遊性にしてもですね、やはりそこにプランは文字でつくり、作文ですから。では、それを実行するためにどういうことをするかという前の調査というんですか、前の検討が私は足りないんじゃないかなど。そのプランを、計画を立てたときに、それではプラン立てて今回誘致します、どうしますと。誘致しますというなら、ホテルを10年の間に、3つなら3つ誘致しますとか。回遊性を高めるといふなら、大宰府政庁跡の大宰府展示館ですか、あそこの入場者が今ちょっと私も勉強不足で申しわけありませんけども、今仮に年間に5,000人とするなら、この大宰府展示館に2万人行くように10年間でしますとかですね、そういう具体的な数字を出して、そしたら書いた以上ですね、それを実行せにゃいかんと。そしたら、どうしたら大宰府展示館に5,000人が2万人になるかということをご皆さんが考えられると思うんですね。そしたら、今九州国立博物館は非常に人気があつて来館者も増えております。それじゃあ、そこに来られる方はですね、歴史好きな人がおられますので、そういう方を引っ張ってくると、そしたらどうやって引っ張ってくると、そしたらそこに知恵も出てくると思うんですね。やはりそこに数字がないもんだから、書いて時間が過ぎていくだけで、やはり実効が上がってこないと

というのが実際のところじゃないかなと思いますので、やはり先ほどから言いますように、今度から計画立てられるときには期限とか数値とかですね、きちっと入れていただいて、それに対して責任を持って取り組んでいただくということが大事じゃないかなと思います。

次にですね、商店街の活動支援についてお尋ねしますけども、商店街がですね、五条は何か保っているかなと思いますけど、高雄とか青葉台あたりの商店街は本当にさんざんたるものであれですけど、これらについて、市はどういうふうにご考えておられるのかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 商店街の活性化につきましても、非常に大きな課題があります。現在も活動しておるのは五条の商店街1つでございます、そのほかはほとんど停滞、ほとんど動きがないというようなところでございますので、商工会のほうといたしましてもですね、非常にどういうふうな事業を打ち出してきていいのかわからないというところもございませぬ。

そういうことで、役割分担というのがあるわけでございます、市のほうの大きな考え方で、あるいはまた、それを実施していく中でも商工会の役割というのがございますので、毎年のように市長以下ですね、係まで含めまして懇談会を持つようにしてございまして、今年はまだあっておりませんが、その中で意見の交換は行ったり、あるいはまた市としてはどのようにやっていきたいかということも申し上げたり、逆に商工会といたしましても、どうすればできるかというようなことも協議を重ねていかなければならないというふうに思っております。一概に商店街を活性化しますということを言い切ることは、今のところはまだできない状態でございますので、今後におきましても商工会とのほうの連携を密にしながら、どういうふうな方策が一番いいのかということを探しながら進めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 一つお尋ねしますが、商工会との会合を重ねておられるということでございますけども、この地元商店会つくってあると思うんですね、高雄商店会とか青葉台商店会とか、こういうところへ実際に部長さん、課長さん、係長さん、どなたでも結構ですけども、商店会とですね、行かれて、商工会じゃなくて商店会ですよ、商店会の方の意見交換とか実情調査とか、こういうことをされたことがありますかどうか、お尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 今のところはございません。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 商工会の幹部の方と市長さんを交えてですね、市の幹部の方と意見交換会をされる分については、これは非常に大事なことだと思います。商工業の政策の推進については、やはり行政が立案、企画して、そしてそれを実行するのが、執行するのが商工会だと私は思っておりますので、ただでもその前に、地域の商店会の実情をしっかりと把握して、その

上で、そういう会合に臨まれたら、より具体的なお話が出てくるんじゃないかなと思いますので、これについては、今後、たまに商店会のほうにも足を延ばしていただいて、これは係長さんでも結構だと思うんですけど、実情、現地を視察して、そうすれば今現地で空き店舗がどのくらいあるのか、どういうお店がそこに張りついているのか。それと、これも先ほど安部陽議員が言われましたように、その商店会に高齢者の方、商店会はですね、地元の高齢者の方にとっては非常に大事な商店会になっていると思います。そして、そこへ高齢者の方が行かれて座るところがないというのであればですね、やはりその地域の商店会の方と相談して、あいている店舗をですね、その店舗に、ちょっといすを置かせてくださいとかですね、そういうことでも、また高齢者の方がその商店会に寄りやすくなるというようなことですね、やはりこれはもう行政のほうから、積極的に出ていってお話を聞くというような姿勢も持っていたきたいと思います。これは要望としておきます。

それから次に、プレミアム付き商品券についてでございますけども、これについてはまだ検討中ということでございますけども、これは商工会のほうでは今年の12月の商戦に向けて、何とか弾みになるようにということで企画されたと思うんですけども、これがまだいまだに検討中ということで、前回の5月に発行されましたプレミアム付き商品券の分析等については、もう資料は市のほうへ届いておりますけども、これについての分析等はされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 今年の夏過ぎにですね、既に商工会のほうから結果的なものをいただきました。しかし、その中に掲載されているものについては、決して決算ではございませんで、まだ最終的にどのくらいの収入が商工会のほうに入ってくるのかというのもわからない状態でございますので、現在までわかっている範囲内で分析をしたものにつきましては、まず商品券がどのように流れたかということが一番大事であろうということで私ども考えておりました、中身を見ますと、残念ながら地元の小さな商店、小売店につきましてはですね、大きくは流れていないようでございまして、ほとんど大型店舗のほうに流れまして、この辺につきましては、非常に寂しい結果ということで、私どもも商工会のほうにもご指摘を申し上げております。

そのことから、新たな商品券を発行したいというご意見もございましたので、その辺についての見直し等お尋ねをいたしました。確かに、一部の改正、改良されたというようなことはですね、私ども考えておりますけども、何分、今後においてもそれがどのように商品券が流れていくのか、あるいはその小売店ばかりに流れていくのかというのもまだ見えないところがございまして、したがって、最終的には決算をまずいただいてですね、どのような形になっているかというのを再分析をする必要があるんじゃないかというように思っておりますので、最終的にはその後に私どもの決断をさせていただこうというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 分析に非常に時間がかかっているようでございますけども、そんなに時間をかけなくてもいいんじゃないかなと。それで、商工会のほうも、やはり前回の結果を受けましてですね、大型店に流れた分があるというようなことで、これについての改善点も示されてきていると思います。私はそう聞いておりますけども、やはりそこら辺も酌み取っていただいでできるだけ早く決断をしていただいで、支援をしていただくといいことでご回答いただきたいと思いますが、これいつごろにその決断というか、ご回答をいただけるかどうか、この期日をちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） ただいまご回答申し上げましたように、まず決算がいつ出るかというところで決まってくるんじゃないかなと思います。その決算をいただいた後に、新たな商品券をどのような形で発行しようとしているのか、そのようなことをですね、新たに計画書をいただこうと思っております。その計画書をいただいた後で、市としても考えておるところでございまして、当初、市長のほうもですね、今回についてはその分析がまだ終わっていないということから、今のところ延びているというような状態で、ご回答申し上げておりますように、決してとどめているわけではありません。今後におきましても、そのような効果的な事業があれば、当然市としても支援していく立場でございますので、その考えは十分持っておりますので、まず決算をいただいた後、その後の今度新しい取り組みの計画、これをしっかり協議をさせていただこうというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 今の部長のお答えの中で、ある程度前向きにさせていただけるという、ただ決算書が出てない。決算はもう整理はついて、多分もう市のほうに書類は出されているんじゃないかなと思いますけども、まだ来てないですか、はい。それだったら、早急にですね、出すように私のほうからも商工会のほうにお願いいたしますので、これ届き次第ですね、やはり早急に決定していただいで、早目に実行していただきたいと思います。これ要望としておきます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告書記載の2項目について質問いたします。

まず、就学援助制度についてお伺いいたします。

政府は、10月20日に史上初めて貧困率を公表し、国民の年収分布の中央値と比較して半分に満たない相対的貧困率の割合が15.7%という状況が明らかになりました。ここ数年、派遣労働や請負といった不安定雇用の増加、また昨年秋に発生したリーマンショック、そして今年はド

バイショックに見られるような世界的な不況で、貧困率の上昇が懸念されています。

この間、行われてきた構造改革路線により、格差の拡大などに対して、格差は仕方ないことだという議論がありましたが、だれも貧困のままでもいいとは言えないはずです。新政権に対して今後抜本的な改善が求められますが、貧困に直面している市民の皆さんが最後に市役所に相談に来ることが想定されます。さまざまな公的な制度を使って、そういった事態に直面した市民の皆さんの生活を再建する手だてを打ち立てることが市役所には求められていると思います。今回はそういった点も踏まえ、就学援助制度について、以下5点伺います。

まず、制度運営の基本方針について伺います。

今年の3月議会で、同会派の武藤議員から就学援助制度の一般質問があり、4月以降の失業や倒産など、生活困窮に対して前年度の所得基準で判断するべきではなく、単年度主義の立場をとるべきだという質問がされていますが、その際の答弁では、雇用保険の受給状況なども確認し対応していくと答弁されています。基本方針として、就学援助制度運営のあり方を単年度主義の考えで行うべきだと思いますが、見解を求めます。

2点目に、土曜開庁時の申請受け付けについて伺います。

10月から第2、第4土曜日の午前中に市役所が開庁され、各種証明書の発行なども行われています。就学援助の申請も受け付けるべきだと思いますが、見解を求めます。共働き世帯の増加で、平日の市役所の窓口で手続に来庁することが難しい父母の方もおられると思います。少しでも申請の間口を広げるべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

3点目に、めがね代の支給についてお伺いいたします。

全日本教職員組合養護教諭部の調査では、視力検査で0.06と判定され、視力検査の結果を返すと、めがねを買うことが難しいため視力検査の結果を親に見せていない子供がいる。黒板の文字が見えないと学習への意欲が失われるなど、貧困の実態が子供の学校生活にまで影響を及ぼしています。

2008年の3月議会で、就学援助のめがね代について私も一般質問しましたが、その際には個別の相談という答弁で、また今年の9月の決算特別委員会でもめがね代の支給について質問しましたが、行っていないということですが、既に神奈川県の大和市や東京の墨田区など、就学援助でめがね代を支給している実績もあります。太宰府市でも導入するべきだと思いますが、見解を求めます。

4点目に、庁内連携について伺います。

税金の滞納や水道料金の滞納など、各種税金や公共料金の支払いが困難な状況で、納税相談で市役所へ来られたときに、就学援助の対象になる場合、制度の案内をして少しでも生活の手助けをすることが重要だと思いますが、市の見解を求めます。

5点目に、学校現場での呼びかけについて伺います。

貧困の実態が子供たちの日常にさまざまな影響を及ぼしているということは、先ほどの報告でもお話しいたしました。そういった家庭の実態があらわれるのは学校だと思います。学校生

活の中でそういった異変を察知した際に、担任の先生あるいは学校を通じて就学援助制度のお知らせを行っていくべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

質問の2項目めに、保育士の採用計画について伺います。

本年4月より南保育所が公設民営という新たな運営の方式になり、市立の保育所は五条保育所だけになりました。議会でもこの間、市役所職員の新規採用については議論され、今年度は11名の採用が行われましたが、保育士の採用は行われていません。在職の保育士職員の年齢を見ると、定年退職が迫っている職員が毎年のように出てくるのが明らかになっていますが、公立保育所で培った経験を次の世代に引き継ぐためにも、保育士の新規採用は必要であると考えますが、市の見解を求めます。

自席におきまして再質問を行うことを述べて、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

1項目めの答弁を執行部お願いします。

教育長。

○教育長（關 敏治） ご質問の就学援助制度についてお答えいたします。

教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるようにするためにも、就学援助制度が果たす役割は非常に重要であると認識しております。必要とされる世帯ができるだけ利用しやすい制度に整えていくことは必要なことでございます。ご質問の5項目を含めまして、以下、教育部長から回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 制度運営の基本方針についてでございますが、経済的事情で義務教育を受けることに困難を伴う世帯を援助するという制度の目的に照らした場合、それを客観的に判断するためには、前年度の所得で見るとということが一番合理的であると考えられます。

認定の基準となる市民税につきましては、生活保護基準を準用して収入額を設定し、住民税の算定方法に基づいた市民税額を設定基準としているところでございます。ただ、年度の中途から無収入になるなど、経済的な状況が変化するケースも予想されますので、可能な限り対応できるようにしていきたいとは考えております。

土曜日の開庁時の申請受け付けについてですが、現在取り扱っている業務としては、住民票や所得証明等の発行、出生や婚姻届出の預かりなどに限っております。これまでも試行的に行っていました土曜日開庁時におきましても、就学援助関係の申請などはなかったことから、現状ではこれの土曜日受け付けは考えてはおりません。

めがね代の支給につきましては、導入している市町村は全国的に見てもそれほど多くないと

認識をいたしております。財源との兼ね合いもありますので、該当する児童・生徒の実態や、他市の状況も参考にしながら検討していきたいと考えております。

また、庁内連携につきましては、子育て支援課や福祉課、納税課など、関連性のある部署とのさらなる連携を深めていき、きめの細かい対応に努めてまいります。

続きまして、学校現場での呼びかけでございますが、2月に開催されます入学説明会時や継続申請などには、学校を通じて説明や案内をいたしております。また、児童・生徒の状況が一番わかるのは担任の先生でございますので、給食費や学用品費などが滞納がちになってきた場合などにつきましては、就学援助の案内を行ってもらえるよう、引き続き協力依頼をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 小項目、(1)から(5)、順を追って再質問させていただきますが、まず(1)の単年度主義の考え方についてですけども、今教育部長の答弁では、合理的な判断から前年の所得を基準にという答弁がありました。可能な限り対応していきたいということで、失業とかそういった部分が含まれるんだと思うんですが、その可能な限りというもののもう少し具体的な説明をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 経済的な状況というのは、年度途中でいろいろなケースで変わってくるというふうなことで、現在失業あるいは年度中途からの無収入について、そういった場合につきまして、雇用保険、そういったものの受給もございます。それから、受給状況、家族の構成とか、いろいろな部分がまたありますので、そういったものにつきましては、お話を聞かせていただいてからの判断というようなことで、経済的な状況がいろいろ変化した場合につきましても、そういった雇用保険の関係の、いつからというようなことのそこそこの事情に応じたお話を聞かせていただいての対応にさせていただきたいと思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そこそこの事情のところですけども、就学援助のそういった制度の説明の段階で、当然前年の所得があるからということで、もう半ばそれだけで判断されてですね、本当は相談に行けば対象になるのに、その時点であきらめるといいますか、申請自体をされないという方も当然想定されると思うんですけども、そういった部分の呼びかけ、対応策はどのように考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） まず第1は、先ほどお答えいたしましたように、市民税額を云々ということで、そういった前年度の所得で見るということを一番に基準に持ってきております。そのほかに、こういう場合には該当しますよというようなお知らせ文書もございますので、そういった中でですね、いろいろな機会をとらえて、その他経済的な理由というのもございますし、

児童扶養手当の支給を受けている世帯は該当しますよというような項目もそれぞれにございますので、そういったもので判断していきたいと思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それと、ぜひその就学援助の制度で、支給対象になっておりますのが学用品費、クラブ活動費、体育実技用具費、入学準備金、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、給食費、医療費など、そういったものが支給対象になっていると思うんですが、例えば、その修学旅行の時期、修学旅行のそういった費用を支払う時期とか、そういったものが学校の行事の中で当然出てきますよね、そういった時期時期というのが。そのときに、例えば修学旅行のその参加費が払えないとか、そういった実態も当然想定されると思うんですけども、各そういったものの学校行事といいますか、イベントに合わせて親御さんたちに呼びかけとかですね、こういった部分、対象になりますよとか、そういった形での呼びかけも私は一つの必要な手段としてあるんじゃないかなと思うんですけども、それについて認識はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 援助につきましては1日付で認定と、毎月認定ということになります。

ですから、申請が出ましたら当然該当者には1日付の認定ということになりますので、イベントごとの呼びかけというようなのは非常に難しゅうございますので、年間を通しまして呼びかけといいますか、周知といいますか、そういったことで働きかけていって、その時期に該当すれば当然認定になると、該当するというようなことになると思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 引き続きですね、その呼びかけの、保護者の方の目につきやすいところへの呼びかけ等もぜひ検討していただきたいなと思います。

それと、土曜開庁の受け付けの関係ですけども、これまでそういった希望は、申請の関係がなかったということを今教育部長の答弁でありましたが、そのなかったというのは、何かニーズを、そういったものをですね、把握される手段、把握された上でなかったと言われているのか、それともただやってなかったから単になかっただけなのか、そのなかったという、その具体的な部分ですね、もう少し詳しく答弁ください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 土曜の開庁につきましては、試行的に行いました時期がございます。昨年と今年の2月から6月にかけてまして試行的に開庁が行われました。そのときに、教育委員会のほうも学校教育課のほうの窓口はあいていたわけでございますけども、電話の問い合わせは半年で何件かあったと、日に1件ぐらいはあっておりますけども、お見えになったというようなことがなかったという統計はとっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そのときに何らかのその土曜開庁の受け付けのPRの方法とかですね、

そういった部分も私はどうだったのか、もう一回検討する必要があるんじゃないかなと思うんですけども、実際、私のところには土曜日受け付けしてもらえれば助かるというような話も聞いております、共働き等でなかなか月曜から金曜の時間内で市役所に行くことが難しいという声も聞いておりますけども、その点でぜひ土曜日開庁が行われているわけですから、ぜひやっていただきたいなと思うんですけども、過去に私が一般質問、この就学援助の問題で、これは平成20年の3月議会ですけども、一般質問したときにですね、これは申請の期限の問題で質問させていただいたときに、当時の教育部長は、申請のその期限を5月15日現在としているのは、5月15日までに締め切れば、まず最初の支給日7月10日に早目に支給できるというような内容の答弁をされているわけです。この答弁の原則部分に立ち返れば、仮に3月1日から受け付けを開始したとしましても、その部分で土曜日受け付けを、間口を広げればですね、より多くの方が就学援助のその7月10日の段階でですね、支給を受けれる可能性が、私はあるんじゃないかなと思うんですけども、この当然答弁のもとに学校教育課の担当課の中でもこの就学援助の対応が行われていると思いますし、そういった部分も当然今教育部長引き継いで行われていると思うんですが、この答弁に照らしたら、私は土曜日の受け付けも行うべきではないかなと思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 確かに支給日でございますけども、本市の場合はよそに比べて受け付けの段階での早い時期ということで、支給も早まってきております、早くしております。

土曜日の受け付けということになりますと、添付していただく書類というようなものいろいろございますので、それにかわるものというか、私どもとしては、ホームページとかいろいろな形でお知らせをして、様式もとっていただく準備もしていただくというようなことで、学校に申し込んでいただくことも可能でしょうし、電話で私どものほうに申し込みをされるということで、後日いろいろな書類をとっていただくというようなご案内もするというようなことで、土曜日に限っては今のところまだやらないというふうな考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今部長、添付の書類のことを言われましたけども、その添付の書類というのは、土曜日開庁しているところではすべて取り寄せるのは不可能なんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 先ほど申し上げましたように、必要な書類といたしましてはですね、児童扶養手当の受給を受けている世帯というような形で、児童扶養手当を受給している方は児童扶養手当受給証明書を添付してくださいとか、その必要証明がございますので、土曜日にはとれないんじゃないかというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ただ、その証明の関係とか、そういったことも言われましたけども、実際に話をいろいろ、さっきも、繰り返しになりますけども、その部分、月曜から金曜にどうし

でも市役所に行くのが難しいという声はいろいろ聞いているので、それで仕事を調整したりとか、パートの方だったですけども、ちょっとパートのシフトを組んでもらって何とか早上がりといえますか、5時前に終わって、ちょっと夕方早目に終わって市役所に行くようにしているとか、そういった声も聞いてますんで、それでぜひこの部分は間口を広げて対応していただきたいなと思うわけです。

特にこの、昨年の経済情勢以降も、この秋にもまたいろいろ経済情勢不安定になって、いろいろ失業の問題ですとか、またそういった収入の減少等はもう連日のように報道されております。そういった部分では、ぜひ必要な対応を土曜日の開庁、開庁の受け付けが難しいのなら、例えばその相談の体制を充実させるとかですね、電話相談とか、そういった部分も含めて少しでも対応策、とっていただきますように、これは検討課題としてぜひ要望しておきたいと思えます。

それと、めがね代の支給についてですけども、他市の実施している自治体が多くないというようなことも言われましたけども、実施している自治体が多くないから太宰府市でやらないでいいということではないと私は思うんです。

実際にその子供たちが、目が見えなくて授業に支障が出ているとか、黒板の字が読めないとかですね、そういったこともいろいろ話を聞いておりますけども、これも以前一般質問したときにめがね代の支給の関係は行いましたけども、そのめがねの支給というのが、生活保護では認められているわけですね、生活保護のところではいろいろ基準ございますけども、費用のところでは金額もいろいろありますが、生活保護では1万7,600円から、矯正めがねというところで認められているんですが、この生活保護に準じているものが私は就学援助の制度だというふうに思ってますが、生活保護で認められているのになぜ就学援助で認められないのかということも一つの疑問としてあるわけですが、仮にですよ、その1万7,600円と生活保護では出てますけども、1万7,600円のめがね代を予算化したときにですね、大体どれぐらい来ると、例えば財政上の問題からできないというふうに考えておられるのか、そういった点、もう少し細かくご説明ください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 財政上というか、どのくらい必要なのかというようなことについてはまだ該当者等で試算したことはございませんけども、今めがね代というのは、本当に支給項目には入っておりません、今おっしゃっているようにですね。それで、今この受給の対象者というのは、おっしゃっているように年々増加しております。それに係る費用も当然増えてきておるわけですので、そういった、今危惧されておりますいろいろな該当者に、もれなくとか、周知をいろいろして、そしてそういったものを援助していこうというようなのを財政的にですね、確保していくのが一番じゃないかなというふうに思っているところです。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 財政的な確保の問題はまた最後のほうでちょっとお伺いいたしますが、

私の手元の資料に平成20年度要保護及び準要保護児童・生徒援助補助金という資料がありますが、平成20年度、要保護児童・生徒数19人、準要保護児童・生徒数747人、これは小・中学校合わせた数ですけれども約2,000万円近くの予算がかかっているという数字、手元に私持っておりますが、例えばめがね代の支給にしてもですね、仮に、これ全員、この受給しているところ全部が対象になるわけでは私はないと思うわけです。全体で、具体的な数字というのはあれですけれども、仮に100人前後としましても、さっきの生活保護の基準で1万7,600円の部分で計算しても、100人来たとしても176万円ですね、めがね代の、そういった部分が、その支給財政の確保というの、それもそれぐらいの金額ですけれども、それも難しいということですか、今の認識では。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほども言いましたように、就学援助は非常に重要な制度だと思います。

子供たちが就学するに当たりましてですね、非常に多様な部面での支払いといえますか、お金がかかるようになっていないかと思っております。そういう中で、就学援助もですから学用品を初め、修学旅行費、部活動の費用、それから健康に関するようなこと等々、非常に多様な支払いをしている、そういう状況でございます。

今、議員おっしゃるように、個々の一人一人に応じる対応というのが非常に重要であるということは論をまちませんが、現在、議員の最初のほうにもありましたように、就学援助というのが非常に対象が増えているという現状がございます。そこで、私どもといたしましては、現在の状況で増えた人数に対応して、そして皆さん方が受けられるような、そういうことをまず対応するのが肝要ではないかと考えております。

それとともにですね、先ほど申しましたように、めがねの例がありました、人によってはまた違う必要品がある方もおられるんじゃないかと思っております。そういうふうなことも含めながらですね、近隣の都市とも協議しながら、より充実した方向に行ければというふうを考えているところでございますけれども、現時点では、先ほど申しましたように、人数が増えている、そういう方々へいかに対応していくかということで、市長部局とも相談しながら、その金額の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、どうかそういうことでございましてのご理解をいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） めがね代というのは、私ももう小学生のころからめがねをかけておりますので、それでじゃあ勉強したかって言われてもまたそれは別のところ、いろいろあるんですけども、やはり黒板の文字が見えるというのは助かっておりました、めがねがあったおかげですね。

それで、めがね代の支給のところでは、例えばこの就学援助、めがね代実施しておりますが、奈川県の大和市のほうでは、その就学援助でめがね代を支給しておりますが、条件をつけておまして、その条件というのは、めがねを大和市内のお店で買ってくれというふうに、地域の

地場産業育成といいますか、そういった部分で、どこでも自由にめがねを買っていいですよということではなくて、市内でめがねを買うというのを条件に認めておったりするような事例もあるみたいですので、ぜひですね、その部分で、例えば地場産業の育成という視点ではどうなのかとか、そういったことをぜひもう一度ですね、庁内でも検討していただいて、何も私はこの就学援助で大和市のようにめがねの新規の購入から、なおかつ修理まで大和市は就学援助で認めているんですけども、私は何も修理の部分まで今就学援助でやりなさいと言っているつもりはありません。まず購入の段階だけでもですね、その部分で補助するとか、そういった点もぜひ検討していただきたいと思います。

仮に生活保護の基準に1万7,600円という基準じゃなくても、今めがねもいろいろ値段もあるようですし、レンズ込みで5,000円で買えるようなめがねもあつたりします。そういった部分での財政の検討はどうなのかとかですね、ぜひ多様な形でしていただきたいなということ、これも要望しておきます。

それで、庁内の連携のところでお伺いしますけども、まず庁内の連携のところでは1点お伺いしたいのは、この間、いろいろ納税相談等にも来られて、就学援助等への対応とかお知らせ等も行っているということですけども、全国で今いろいろ問題になっておりますのが児童手当を差し押さえるですとか、児童手当が振り込まれた瞬間に差し押さえるとかですね、あるいは先日の定額給付金でも、差し押さえる、押さえないとか、いろいろ税金の滞納の関係のところ、しているというようなこともありましたけども、太宰府市の基本認識としてですね、就学援助受けれますからといって納税相談に来られて就学援助を申請して、それが入った瞬間にその就学援助の部分で滞納のかわりとして差し押さえるというような、そういったことは基本的なこととして行われていないでしょうか。行っているか行っていないかだけで結構です。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 行っておりません。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それを聞いて安心しました。就学援助というのはあくまでもお子さんの就学の支援の関係のものでありますから、間違ってもそういった形での誘導をして差し押さえるというようなことがとられないように、これは重ねて要望しておきます。

それと、あとやっぱりこの部分の相談の体制ですね。大体恐らく納税課のほうにいろいろ納税の関係だったりとか、行かれることが多いんじゃないかなと思うんですけども、そのときに就学援助の対象になるようだったら案内をするとかですね、そういった部分の対応策、今も、今後もとっていくということですけども、その点について、各窓口のところに対応することになります職員の方への徹底というのは、どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 納税課のほうに、いわゆる納税相談にお見えになったときにそういうお子さんたちがいらっちゃって、対象になりそうな方については、当然担当の部署に行くよ

うには案内をしていますし、ほかの窓口に行かれてもそういう制度がありますということをご指導するには徹底をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 引き続きよろしく申し上げます。

それと、学校現場での呼びかけのところですけども、子供の日常生活の変化といいますか、そういったところでやはり日にするのは、私は学校の担任の先生というのが一番学校の時間の中では接することが多いわけですから、そういった部分も察知しやすいんじゃないかなと思うんですけども。例えば、さっきめがね代のところで関連して言いましたけども、視力検査の結果を親に見せていないとか、めがねを買ってもらえないからとか、そういった部分の。

例えば、めがね代の支給は就学援助で今行っていないから難しいかもしれないけども、その他の部分が就学援助で救われるといいますか、就学援助の対象になる可能性がある場合というのはですね、そういった学校の先生からの呼びかけ、学校の先生から保護者の方に呼びかけるとか、そういったことも大事なんじゃないかなと思うんですけども、それについて、今学校の先生もいろいろ日々事務量の増加とか、いろんなことでお忙しいという話も聞いているんですけども、そういったところへの対応策ですね、どのように進めていかれるのか、もう少し具体的にお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学校のほうには常々ですね、ご説明する機会もあるんですが、まず2月の段階で保護者に説明するときには、当然学校のほうに事前にご説明をしまして、学校のほうから保護者のほうに入学時の説明会ということでしていただきます。

そして、私のほうでは、就学援助の支給を希望される皆様へということで、教育委員会のほうで準備いたしましたパンフレット、チラシ等がございますので、これをもとに学校のほうにも、先生たちにも徹底をしていくというようなことで、先生方にはそれこそいろんな部分でそういう目を光らせていただいでですね、お困りになっている子供がないような形で、皆さん方にそういった案内をしていただけるような形をとっていきたいというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） これは要望なんですけども、以前、入学時の関係の就学援助の申請とか、そういった案内の文書のことでも話を聞きましたら、何か就学援助以外にもいろいろこういったプリントの関係が何かたくさん配られるということで、どれも似たような材質の紙で同じように大体A4の大きさで、それでちょっとどれがその就学援助のものなのかちょっとわかりにくいというような、私のところに話も聞いておりますので、ぜひですね、例えばどれも重要な案内というか、お知らせなんだろうなどは思うんですけども、そういった制度の就学援助の部分のお知らせとか、例えば可能なら色紙等も使って、少しちょっと一工夫していただきたいと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○**教育部長（山田純裕）** 今ご提案というか、いただきましたので、そういった形です、今後検討していきたいと思います、色紙とか使ったりですね。

それから、周知の機会をいろいろな形でとらえていきたいというふうに思っています。

○**議長（不老光幸議員）** 2番藤井雅之議員。

○**2番（藤井雅之議員）** 引き続きよろしくお願いします。

それと、これ教育長にですね、就学援助のこの制度の関係のところ、全体という形で最後にお伺いしたいんですけども、やはり今めがね代の問題にしても、いろいろ財政的な問題、議論にどうしてもなってくると思うんですけども、2005年に政府のほうで、結局三位一体の改革によって就学援助の国庫負担制度を廃止して一般財源に組み込むということを行いましたけども、やはり今ですね、その就学援助を希望する方も多くなっている中で、それを全員を救うために苦勞といますか、いろいろ苦慮されながら市内でも運営されているということを教育長の答弁からもありましたけども、政権交代が起こって新政権が発足しておりますけども、この新政権に対してもですね、この部分の国庫負担制度の廃止をしたのをもとに戻せとか、あるいは一気に全部もとに戻せというのは難しいかもしれませんが、段階的にこの国庫負担制度を再度復活させるというようなですね、要望を行っていくべきだと考えますけども、それについては見解いかがでしょうか。

○**議長（不老光幸議員）** 教育長。

○**教育長（關 敏治）** 就学援助の充実をお願いしたいという要望はいたしましたけど、どういう方法でやるかということについてまでですね、要望したかとか、ちょっと記憶にございません。

それから、ちょっと話題がずれますが、先ほど学校を通していろんな話が出てきましたけれども、これはあくまでやっぱり教育委員会の事務だと思っているんですよ。ですから、学校と十分連携しなくてはならないと思いますけれども、やっぱり教育委員会の責任のもとにやっていく必要があると思っております。

保護者にもですね、お金を払わないけども、例の給食費のように、お金がないから払わないというようなことだったらですね、こういう話がいいと思うんですけど、いろんな方がおられるという、太宰府市じゃなくてもですね、世間一般におられますのでね、そういうことで、今度は逆に先生方に負担をかけるというようなことになると、せつかくのことがかえってご迷惑になったりするんじゃないかと思っておりますので、先生方が子供の様子から、実情はよくわかってあるし、先生方からの話のほうを通しやすいという面はよくわかりますので、その辺も考慮しながら進めるようにしなくてはならないなと感じたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**議長（不老光幸議員）** 2番藤井雅之議員。

○**2番（藤井雅之議員）** ぜひですね、今の新政権、鳩山新内閣というのは、子供は宝だということをおっしゃっておりますので、ぜひその点で、子ども手当の問題とかいろいろありますけれども、

私の個人的な見解としては、そういった手当を充実させることよりもこういった制度の部分でも充実させていくほうが、まず急がれるんじゃないかなということも思っておりますので、その新政権の子供は宝という1点に絞ってですね、じゃあそういった就学援助の充実というか、そういった制度も過去、三位一体の改革によって改悪された部分をもとに戻せというような内容のですね、呼びかけというか、要望も引き続き行っていただきたいということを重ねてお願いしまして、1項目めは終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目、市長。

○市長（井上保廣） 保育士の採用につきまして、ご回答申し上げます。

現在、市職員の保育士は30名でございます。これ以外にも嘱託職員、臨時職員等々が数多くおります。そうした30名の保育士につきましては、五条保育所あるいは子育て支援センターのほか、南保育所の引き継ぎ業務と、あるいは交流研修での子育て支援課、あるいは生涯学習課に配属をしておるところでございます。そして、すべての職員を子育て支援のための業務に従事をさせております。

現状におきましても、具体的な保育士の採用計画はございませんけれども、今後、退職者の動向でありますとか、あるいは子育て支援サービスの充実を考慮しながら、採用が必要な時期が参りました折には検討していきたいと、このように考えております。

○議長（不老光幸議員） 追加答弁はないですか。

じゃあ、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今市長からも採用の時期が、必要な時期が来たら検討していきたいという答弁だったんですけども、やはりどんどんもう、今年度でも定年だけでもお一人ですかね、それと来年度にはお二人とか、一定定年の部分も、定年による退職も発生が事実として見えていると思うんですけども、特に長年保育の現場で培ってきた経験というのをですね、次世代の次の若い保育士に経験を伝えて育成していくというのを、私は一定意味、意義あることじゃないかなと思うわけです。特に公立保育所として民間のところでは担えなかった部分とか、そういったことも担ってこられた経験の中でおありでしょうから、そういった部分の採用の計画というのはですね、ぜひ持っていただきたいなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 保育士の状況につきましては、現在30名、平均年齢が47歳ということで、かなり高齢化をいたしております。保育業務の中で、体力の問題等、厳しい面もあるかと思えます。若いお母さん方から経験が豊富ということで、信頼は非常に高いものがあると思えます。

確かにこれまで培ってこられた保育業務を若い世代に引き継いでいくということは、大事なことであると考えております。採用の必要が生じたときは、保育業務に支障が出ないよう、事前に総務部局とも十分調整を行っていきたくと考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 採用の時期は、必要が生じたときというのが繰り返しでありましたけども、やはり私はもう今でもそういった部分では採用の必要な時期なのかなと思ったりもしているわけですが、いろいろ市の財政上の問題とか、いろいろあったり、難しいという状況も、そういった部分もあるのかなと感じたりはするんですけども、例えば、若い保育士の方ですね、採用したとしてもですね、財政的に与える影響というのは徐々に徐々に当然昇給していくシステムでしょうから、当然年齢を重ねられれば一定大きな人件費の部分といたしますか、そういったのも当然なってくるのかなとは思いますが、採用して1年、2年で、じゃあそういった部分の人件費的な影響が出てくるのかということ、私は決して人件費の部分だけで考えればそうではないんじゃないかなというふうに思うんですけども、採用の時期を判断したいというのは、具体的には現場からの声で判断されるのか、それとも財政との関係があるのか、その点もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 現在、南保育所に引き継ぎ業務に従事しております職員が3名ですが、これは平成22年度、来年4月1日には復帰をしております。総体的には直ちに職員採用の必要性はないというふうに考えるところでございます。

議員がご指摘のように、保育士の退職が毎年のように生じてまいりますし、本市の子育て支援施策の充実を図る観点からは、専門的な知識を有する保育士の採用は長期的には必要というふうには考えております。退職者の再任用の動向なども考慮しながら、必要と判断される時期が参りました折には総務部と具体的に協議をしております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひですね、そういった保育士の方からもお話を聞かせていただきましたけども、やはり新しいですね、人材が入って、やっぱり経験を次の世代に伝えていきたいという使命感を持って、その話をした方は言っておられました。そういう部分も保育の業務だけではなくてですね、当然重要なことに私はなってくると思いますし、ぜひ必要な時期というのがいつなのかというのはまたいろいろ議論していかないといけないことであらうけども、私も残された任期ありますけども、その都度必要な時期がいつなのかということは、また質問する機会、あと何回かありますので、適宜質問させていただきたいなということを申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました子育て支援策について質問させていただきます。

市長は、施政方針の中で待機児童ゼロを目指すように言われています。しかし、本市の待機

児童数は、減るどころか毎月毎月増加の一途をたどっています。平成21年9月8日の各新聞には、認可保育園への入園を待つ待機児童は、今年4月現在2万5,384人で、前年同月と比べ5,834人、29.8%増えたことが、7日厚生労働省の調査でわかったそうです。

保育園の定員は約1万1,000人増えて約213万2,000人と、11年連続で増加していますが、厚労省は、不況で配偶者が職を失ったり収入が減ったりし、子供を預けて夫婦共働きしようという人が増え、施設整備が追いつかないと分析しているそうです。

少子化が進む中、保育制度について検討している厚労省の社会保障審議会少子化対策特別部会が、今年2月、新制度導入などを求める第1次報告をまとめ、認可保育所の入所先を市町村が割り振る現在の仕組みを変更し、親が保育所を選んで直接申し込むようにすることや、待機児童の大幅減を目的にした新規事業者の参入促進などが盛り込まれましたが、保育現場や専門家からは、保育制度の市場化につながりかねないと懸念する声も上がっているそうです。

この第1次報告は、保育所が増えない理由として、認可機関や実施主体が行政側であることを挙げています。現行制度では、市立保育所は実施主体である市町村から委託され、保育料は利用者の自己負担分以外は国、県、市町村が負担するため、支出は園児数に比例して増えます。そのため、行政側の支出抑制が働きやすく、認可されにくかったり、入所要件を厳しくしたりする傾向にあるそうです。本市におかれましては、今議会で債務負担行為補正による市立保育所創設補助金が挙がっており、待機児童を持つ保護者の方々からは、一刻も早くできてほしいという声が聞かれます。

今議会2日目に武藤議員が、この市立保育所創設補助金に関して質問されましたが、定員120名ということ以外わかりません。もっと市民の皆さんにわかるよう、詳細に教えていただきたいので質問いたします。現在の待機児童数はどれくらいいるのか、次に、建設予定地はどこになるのか、また建設費の総額はどれくらいかかるのか。最後に、現在の保育所の状況を伺います。

次に、学級、学年閉鎖時の児童・生徒の対応について伺います。

現在、新型インフルエンザが広い範囲で大流行しています。新型インフルエンザワクチンも優先順位があり、予約待ちの状況です。本市においても、秋口の9月あたりから猛威を振るい、児童・生徒に感染し、学級、学年閉鎖になり、学校行事の予定が大幅に変更されたと聞き及んでおります。その中で、実際に子供たちから聞いたことや、保護者の意見を聞いたときに気になった点について伺います。

共働き家庭やひとり親家庭の子供で、特に低学年のクラスが学級、学年閉鎖になったとき、この子が元気だった場合や菌の潜伏期間中で急にぐあいが悪くなった場合など、いろいろなことが考えられますが、最長4日間、朝から保護者が帰宅するまで一人で過ごさなければなりません、外には一切出られませんから。非常に危険が伴い、事件、事故に巻き込まれる可能性が懸念されます。中学生におきましては、携帯電話の普及などで犯罪等に巻き込まれる危険性も考えられます。学級、学年閉鎖における本市の対応策を伺います。

なお、答弁は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 子育て支援についてご回答いたします。

1点目の、保育所待機児童につきましては、11月1日現在115名です。特に0歳から2歳児の待機児童が急増している状況です。

次に、新設保育所に関するご質問でございますが、国の安心こども基金における平成22年度緊急整備事業の対象として計画をしているところでございます。今年度中には法人の選定をしておかなければなりません。そこで、今回補正予算の中で債務負担行為を計上させていただいたところでございます。今後、補正予算の議決をいただきまして、早急に太宰府市認可保育所創設に係る選考委員会を開催しまして、建設予定地も含めて法人の選定を行いたいと考えております。建設費につきましては、国の補助基準から推計して約2億円程度ではないかと思っております。

保育所の状況でございますが、保育所入所児童は、11月1日現在、認可保育所定員780名に対しまして、入所児童が109名多い889名となっております。保育所入所児童の定員の弾力化により保育所の最低基準の枠内で定員を超えて入所をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学級、学年閉鎖に関する質問にお答えいたします。

新型インフルエンザによる学級閉鎖につきましては、9月15日に太宰府中学校において1クラス閉鎖をいたしました。その後、市内のすべての小・中学校で学級閉鎖または学年閉鎖をする、そういう事態になっております。

クラスによりましては、1回だけでなく2回目の閉鎖をしたというところもございます。今までに経験のない事態が続いておりますが、できるだけ学校現場が混乱しないよう、教育委員会としても取り組みを進めているところでございます。詳細につきましては、教育部長が回答いたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今回のインフルエンザは非常に感染力が強いため、その大規模な拡大を防ぐための手段の一つとして、クラスで2割以上の感染者の発生ということを閉鎖基準といたしまして、学級あるいは学年閉鎖という手段をとっております。

子供だけを家庭に残すことにつきましては、ご指摘のように、特に低学年児童については、保護者の方も気をもまれるとは思いますが、通知文書やチラシなどによりまして、緊急の場合に備えての家庭内での対応方法などを学校からお知らせをいたしております。学級閉鎖は、感染拡大を防ぐための手段でございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

なお、自宅での学習に関しましては、あらかじめ各教科の内容や教材などの検討を行っており、できるだけ混乱が生じないような備えを常にとっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 現在の待機児童数115人でしたか。じゃあ新しい保育所の定員は120名なんですよね。また何かすぐに定員いっぱいになる可能性があると思われるんですが、もしまた定員がいっぱいになって、また待機児童が増加してきたときの対応はどのようにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 平成23年度に認可保育所1園が開設できます。それによりまして待機児童はかなり緩和されるかと考えております。しかし、議員がご指摘のように、厳しい経済状況から、夫婦共働き家庭が増えるなど、保育所を希望される方は今後も増えていくだろうと考えております。したがって、定員の弾力化によります保育所の定員の見直しなど、検討しながら対応をしていきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） この新設される保育所の場所なんですが、例えば、今現在通っている、これ選べないと思うんですが、例えば家が近いとか職場に近い場所であれば、異動を希望したいとか、そういうやっぱり保護者とかもいると思うんですよ。そういった場合の対応は何かお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 保育所の新設、建設予定地でございますけれども、基本的には現在保育所がない地域を市としては希望をするわけでございます。建設予定地を含めまして、法人の選考を行いたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） やっぱりこの新設される場所についてはですね、市民の皆さん、非常に気になる場所だと思うんですね。やっぱり自分の住居に近いのか、仕事場に近いのか、やはりさまざまな思いで待つてあると思われまますので、決まり次第ですね、早急に市のホームページや広報などで周知していただくことを要望しておきます。

次に、現在の保育所の状況なんですが、例えば未熟児や未発達児、障害を持って生まれてきた児童の受け入れはされていますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 障害児につきましては、特別児童扶養手当を受けている方、また身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方につきましては、現在8名受け入れをしております。ほかにも自閉症等の児童が数名おられます。ご質問の超未熟児の方の入所は今のところおられません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

それでは、次に行きます。

現在、第五次総合計画基本計画を作成されていると聞いておりますけれども、にこにこプランとあわせ、本市の将来人口が増加することを予想されて作成されていると思われま。子育て支援策の将来像をどのようにお考えか幾つかお尋ねいたします。

当市の第四次総合計画基本計画では、将来人口が7万2,000人と予想されておりました。その中で、就学前児童数は平成17年度は3,726人、平成21年度では4,073人、国全体では少子化と言われていますが、本市においては4年間で347人も増加していることとなります。

ここでちょっと市長に伺いたいんですが、本市の第五次総合計画基本計画では、将来人口や、また就学前児童数をどう予想され、保育所数や入所人口をどのようにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 将来、第五次の総合計画につきましては、ご承知のように、日本の人口推移が人口減少社会の到来が言われております。現在、2050年でいきますと今が1億2,000万人ほどおられますけれども8,000万人台に落ち込むというようなことで、それに合わせた形で人口推計をしております、第四次では7万2,000人というふうな形で推計を10年前にしておりましたけれども、これを修正する考え方でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 修正される……。

（市長井上保廣「落とします」と呼ぶ）

○3番（長谷川公成議員） あっ落とします、はい、わかりました。それで結構です。

次なんです、将来計画なんです、さっき藤井議員も申しましたが、五条保育所だけが市立ですよ。このまま将来は市立保育所でいくのか、ほかの保育所のように公設民営化するのか伺います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは南保育所を外部委託するときにも明らかにしておったと思いますけれども、現時点におきまして五条保育所まで外部委託する考え方はございません。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 市長は、特にですね、福祉と教育に力を入れてあると聞き及んでおりますが、近年、先進地ではですね、学童保育所の無料化や時間延長など、子育て支援策としてさまざまな政策が注目を浴びています。市長は、将来的に学童保育所の実質無料化や時間延長など、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは回答したと思うんですけれども、今の現状といたしまして、働いていらっしゃる女性、ご婦人あるいは保護者に合わせた形でもって、夏休みも平日も時間延長する考え方で、既にそのことにつきましては回答をすり合わせし、方針を市として明確にしてお

るところでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

本市の第五次総合計画基本計画の話になるんですが、市長、施政方針でも言われてあるように、待機児童がゼロになるような施策を考えていただきたいと思います。

例えばですね、太宰府市に住めば0歳から12歳までですね、働きながらでも安心して子育てができる環境がですね、充実するような政策を行っていただきたいと思います。

最後の質問なんですが、本市の将来像ですね、安定した子育て支援策を具体的にどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） やはり安定した子育て支援ということについては、物心両面にわたって、やはり我が子を安心して社会の子、将来のこれは宝で、子供は宝であるわけですから、伸び伸び感性豊かに育てる環境が必要だというふうに思っております。公的な支援としてそのことがどこまでできるかというようなこと、すみ分けは必要だと思います。母子の母親としてのあるいは保護者としての役割、分担、そして地域社会として子供を宝として育てていく環境を整えていくというようなこと、そういった面から、私は子育て支援等々についても安心して産んで育て、そして将来を担う子供たちに成長するように、私も側面から頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

先月ですね、議員協議会で2008年度の本市の子育て支援センター事業報告をいただいたんですね。ずっと僕見まして、市民の皆さん非常に多くですね、参加または利用されているなどというのが見えます。実は、この事業の中の出前保育は、私の娘も参加させていただいておりまして、さまざまなやっぱり年代の子たちと触れ合ってますね、先生たちと歌や体操をともにしたり、パネルシアターを一生懸命見たりですね、約1時間半という限られた時間ですが、本当に楽しく過ごしております。

しかし、このすばらしい事業も、4月、5月ごろになるとですね、私の地域、南コミュニティなんですが、幼稚園の体験入園と重なるんですね。曜日が一緒なんです。参加したくても参加できない親子も実際いるんです、その幼稚園のほうの体験入園に行ってますね。今後はですね、そういった幼稚園の体験入園などと重ならないように、このすばらしい事業を展開させていただきたいと思います。

以上でこの質問は終わります。

次に、教育長から答弁いただいたんで、じゃあ質問させていただきますが、学級閉鎖やですね、学年閉鎖になったときに、学童保育所に通所している子供たち、児童・生徒たちがいると思うんですが、やはりこの児童・生徒たちも学童保育所には通ったらだめなんですか、ちょっ

とお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど教育委員会としても混乱が起こらないようにという話をいたしました。一番早いのは6月半ばぐらいに臨時の校長会をして、あとは定期的校長会等で家庭での学習とか、また連絡方法とか、そういうことを打ち合わせたものでございます。

そういう中で、学童保育所の話も出ておりましたけれども、そもそもといいますか、もともとですね、学級閉鎖といいますか、こういう感染症の場合は、法律によりますと、伝染病にかかっていると、かかっている疑いがあるとか、またはかかるおそれのある児童・生徒は出席停止させるとなっているんですね。それから、伝染病予防上必要があるときは学級閉鎖をするということになっております。とにかく2割ということをめどに、校医さんと学校の状況でやっていると。そういうのが根底にありますのでね、その子供たちをどこかに集めてというようなことは非常に難しいというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

じゃあ次の質問なんですが、福岡県内です、学級、学年閉鎖になった学校は141校あるそうです。その学級閉鎖や学年閉鎖になったこの学校の中には、冬休みを利用して出校日を設けてですね、授業を受けると。これ多分小学校、中学校はないと思うんですが、恐らく高校だと思んですが、そういう学校もあるんですが、本市の小・中学校のそういった学級閉鎖、学年閉鎖になったクラスに対しての臨時登校日といいますか、そういうふうなのは設けますか、今回冬休みで。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど話したように、臨時の校長会の中で今の話のような授業時数の確保についても話をしているところでございます。カットした状況はどうか、それからその回復の見通しはどうかというようなことを中心に話をしております。

その中でですね、各学校におきましては、一つには、最初の年間予定のときに余裕をとって計画をしているというのが一つですね。それからもう一つは、5時間の日を1時間ぐらい増やして6時間のようにして時数の確保を図る。それからもう一つは、これは中学校なんですが、もうすぐ終業式、始業式がありますけど、大体この辺は昔から午前中で終わっていたんですけど、午前中、始業式は先に式があると思いますけど、一日にしてその間、全体で授業数の確保にかかると。そういうふうなことを、そういう措置をしながらですね、一応それで授業時数の確保はできるというところで、現在進んできております。そういうわけで、冬休みの間に子供たちを臨時的に出すというような措置は今のところとる予定はございません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

子供たちにそのように伝えておきます。安心して冬休みが送れるようにですね、はい。

私ですね、なぜこのような質問をしたかといいますと、自分が小学生や中学生だったころ、学級閉鎖や学年閉鎖など経験したことがなかったんですね。平日にですね、学校がしかも長く4日間も休みになるなんて、まさに夢のように思っていました、正直なところ。しかしですね、現実には今新型インフルエンザなどによって、閉鎖になることが当たり前のようになってきました。確におっしゃられるように、ウイルスを拡散しない、させない手だてとして、自宅待機は当然必要だと思いますが、壇上でも申しましたとおり、最悪、事件、事故、犯罪に巻き込まれる可能性も十分考えられます。

そこでですね、私、中学生約30人に聞き取りをちょっと行ったんですね。内容はですね、学級閉鎖や学年閉鎖になって、もし自分がその病気にかかってない場合、元気だった場合、4日間も家において、家でおとなしくできるかどうか、自分が元気だった場合。聞いたんですが、全員無理だと、そういう答えでした。

しかしですね、中にはゲームがあれば一日おつても大丈夫とか、そういった生徒やですね、インドア派といいますか、家の中でパソコンしたり漫画を読んだりすることが好きな子ならおれるっちゃないと言った生徒もいました。学級閉鎖になった途端にですね、遊びに行く予定を入れた生徒も実際いました。この生徒は熱が出て結局行けなかったみたいですが。ほかの生徒はですね、自分がもし病気じゃかなったらやっぱり遊びに行っているという生徒もいましたね。

今度は小学生に聞いてみました。そしたら、やはり朝からゲーム三昧の児童・生徒が大半ですね、こんなんでいいのかなというのが正直言って実感としてありました。私はこれじゃあいかんなと思います。

そこでですね、ちょっと提案というか提言をさせていただきたいのですが、現在、市長、自治協議会に移行されましたよね。各部会がですね、防犯部会、体育部会、文化部会など、立ち上がっていると思われるんですが、考えていただきたいのが、新たにですね、子供支援部会や子育て支援部会、名称は何でもいいと思うんですけどね、とにかく子供に関することですね。例えば、これは本当一例なんですけど、今のそのインフルエンザの問題を言っているんであれなんですけど、学級閉鎖や学年閉鎖になってですね、元気な子、ぐあいが悪くない子供たちをですね、例えば地域の公民館に集めて、当然条件つきでいいと思うんですよ。必ずマスクはしときなさいとか、で、お昼は弁当を持ってきなさい、光熱費がかかる場合は光熱費を例えば幾らかもらおうとか、で、その保護者に緊急にすぐ連絡が行くように連絡先を教えると、いろいろあると思うんですが、一人で家でゲームをしたりですね、近隣の大型商業施設に行くよりも、私は地域のボランティアの方や高齢者の方々とですね、時間を一緒に過ごすほうがいいと思います。こういう部会ができるとですね、先ほどの未就学児童とも連携をさせることができ、例えば出前教室のお手伝いや、高齢者なので子育ての経験や体験談、例えば相談などですね、ま

さに0歳から、中学生も含めて義務教育課程が終了するまで、幅広く縦のつながりができ上がるような気がします。やっぱりこれがまさに自治会の組織の基礎というか、ができ上がるんじゃないだろうかと、私はそう思います。

そういう子育て部会なんですけど、市長、この提言に対してご答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 既にこの自治会制度の中で、各行政区のときからそうなんですけども、子育て支援サークル活動等々が、本市の場合にあっては、どこの自治会によっても活発でございまして、やはり子供は地域で育てるというふうな観点が芽生えておると、よその地域よりも、非常に太宰府市の場合は高いというふうに思っております。

そうした中で、いろんな面での児童、小学校から中学校に至るまで、そういった休み等々がある場合については、児童館があれば一番いいんでしょうけども、本市にはないような状況下においてのご提言等についてはもっともだと思いますし、今各自治会の中で、防犯、子ども会育成会等々を含めた形で、青少年の育成を含めた形で議論もしていただいておりますので、私も自治会の中で期待をしたいというふうに、また市としても、そういったところ等について支援をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 協働のまち推進担当部長と話し合いながら、ぜひ進めていただきたいと思っております。

最後になるんですけど、昨日ですね、ちょっと雨が降っていたんですけど、夕方、防犯パトロールで私は回っておりまして、それで公民館で食事会が終わった後にごみを駐車場に置いていたらしいんですね。それを、カラスなのか猫なのか、ちょっとわかりませんが、それをついて袋を破って、ごみをばらばらにしていたらしいんですね。同じ防犯パトロールしてくださる方が、一緒にお会いしたら、いや、最近は何感心な子がいますねえと言われたんで、どうしたんですかと言ったら、公民館に散らばっているごみを子供たちが一生懸命掃除してですね、しかも学校帰りです。これ太宰府南小学校の6年2組の女の子たち8人がですね、学校帰りに傘も差さずに雨にぬれながら、手も当然汚れますよね、一生懸命ごみを拾ってですね、公民館の片隅で、掃除をしていたと。聞いて、もう僕はうれしくてですね、すぐ学校のほうに行つて、こういう子供たち、名前を調べてですね、報告に行つて、ぜひ褒めてあげてくださいといつて、それでもまだちょっと、もう余りうれしかったもんですから、うちの自治会長のほうにすぐ電話をいたしまして、自治会長、公民館のごみを子供たちがこうやってきれいに掃除してくれていたんで、よかったら、ぜひ感謝状でも出しませんかと言ったら、自治会長も、よし、わかったということでですね、今度ちょっと感謝状を上げようということで、明日ちょっと自治会長と話し合いするんですけど。

そういった子供たちがですね、小学校区にいるというのは、非常にもう自慢できると私は思います。こういった子がですね、やっぱり地域で育て、市長がおっしゃられるように、本当

にこの太宰府市を将来担ってくれるような子供たちに成長してくれればですね、本当にすばらしい子育て支援策も生まれてくるような気がします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩します。

休憩 午後2時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

新型インフルエンザが猛威を振るっています。重篤な例は少ないようですが、持病がある方、妊婦、乳幼児、高齢者は、重症化するリスクが高いとされています。本市におけるワクチン接種について、生活保護世帯を含む市民税非課税世帯の方々は無料ですが、できれば全市民、少なくとも妊婦や中学生以下の子供、65歳以上の高齢者などを対象に、費用を補助することはできないでしょうか。福岡県内でも、幾つかの自治体が、費用の全額または一部を補助しています。市長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 新型インフルエンザワクチン接種費用の助成について、ご回答を申し上げます。

新型インフルエンザワクチン接種費用の助成につきましては、福岡県内で一部あるいは全額助成している自治体もあるようでございますけれども、太宰府市では、国が示しておりますように、優先接種者のうち住民税非課税世帯と生活保護世帯の方を、申請によりまして無料としているものでございます。

この新型インフルエンザのワクチンにつきましては、初めて使用されること、効果は100%ではないこと、まれに、今もご指摘のございました重篤な副反応が起こり得るなど、有効性あるいは安全性、今後の製造見通しなど不確実的な面がありますことから、積極的に接種勧奨をするものではなくて、個人の意思を尊重してされるものと国のほうでされております。私もこれが相当であろうというふうに思っております、国の方針に従って行うようにしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再質問。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 重篤と私が申しましたのは、いわゆる新型インフルエンザで重篤になる例は少ないようですがということと言ったんであって、インフルエンザ予防接種による副作用のことを言っているわけではありません。その自己決定ということで、国がと言われますけれども、二、三日前の、これは読売新聞ですが、新型インフルエンザワクチンの自己負担額を高いと感じる人は約8割、半数が接種したくない、だから高いからですね、ということで、1万4,000人ぐらいのアンケートだそうですが、高過ぎて接種をためらうというのが約30%、やや高いと合わせると80%ぐらいになると。つまり8割ぐらいが、高いからやめとこうかなということですね。もう一方で、妊婦の75%と1歳未満の子供がいる親の69%が接種したいと。だから、高率で、高い率でやめとこうか、でも受けたいと、これが如実に一般市民、国民の気持ちをあらわしていると思うわけでありませう。

先ほどから国の方針ということで、確かにいわゆる住民税非課税世帯ですね、も無料ということですが、一応確認をしておきますが、いわゆる生活保護世帯を含むこの非課税世帯は無料といいますが、これ全額、これ事務費も含めて、国のほうからお金は来るわけですよ。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） このワクチンの代金につきましては、国が2分の1、福岡県が4分の1、残り4分の1は市の負担ということでございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） わかりました。若干負担もあるということですが、先ほど市長も言われましたように、ざっと調べても、幾つかの市町が、例えばざっと、今そんなにたくさんないんですが、大任町が妊婦や高校生以下の子供、65歳以上の高齢者、これが所得に関係なく全額補助と、そんなに裕福なところでもないと思うんですが。それから、筑前町ですね、それから朝倉市が1歳から中学3年生までを、年齢相当までを全額ですね。前原市が、妊婦と1歳から就学前の子供を全額。また、豊前市が、市民税非課税世帯以外でね、以外、だってそこはもうもともとただですから、の保護者を持つ1歳以上12歳以下の子供たち、これは領収書を添付して申請せいかんということで、その場合に3,000円補助をするということですね。また、古賀市は、もう1回目をただにする、免除すると、1回目の接種費用ですね。これも医療機関窓口委任状なるものがあって記入、提出すると。既に払った人は、役所に言うて、払い戻しが受けられると、そういうふうな内容で、さまざまやられてあるみたいですね。

そこで、例えば大任町なんていうのは、予算1,000万円、ただ人数が、人口が少ないですから、町民の2割といえましても約1,200人、2回分6,150円掛けても738万円、740万円ぐらいですね。これをそのまま確かに太宰府市に当てはめると、1万4,000人で8,600万円ですから、これはやっぱりちょっと厳しいなということですけど、ここを、先ほど壇上でも言いましたけど、要するにどこかで切るわけですね。切って、何がしかのやっぱり、要するにゼロじゃなくてですね、気持ち、ぬくもりを示していただきたいと思うわけです。

例えば7万人ですけど、その2割の1万4,000人、その1割、仮に。その1割だったら約1,400人、それのこの6,150円全額じゃなくて、たまたま前原だったですか、どこやったですか、豊前市さんなんかの3,000円の補助にすると、全然、金額になると420万円ぐらい、実現可能じゃないかと思ったりするわけですね。

どういうふうな、具体的にですね、非常に難しい面があるんですけど、子供が何人もおるようなお母さんというか、世帯とかは、やっぱり受けさせるならみんなせないかんねと、どうしようかなしょうかなというところが非常につらいものがあると思うんです。現実問題、そういう届け出になると、人によっては、みんな、ほんならもう払っとうかという人もおられるかもしれない。いや、もうささやか、例えば1,000円の補助でも、やはり役所に出向いてお願いしようかなという方もおられる。その辺のところをよく勘案してですね、これぐらいの金額なら何とかならないかなと思ったりしております。家庭でいいますと、よく市の広報に今年度の予算はということ、家庭に当てはめてですね、医療費はこれぐらいとかということよくご説明されてあって、よくわかるんですけど、実際普通の家庭であれば、子供が病気になったり、いわゆる家族のだれかが病気になったら、もうプライオリティーは1番になるわけですね。もうほかのことを置いとって、まずは医療と。

安部陽議員が先ごろおっしゃいましたけど、一回入院なんかすると、もう何万円も一発で吹っ飛ぶわけですね。ですから、事前ということで、この辺の順位を少し上げていただいて、その辺の、もう全部大ざっぱに掛け算で、こんな大きくなるのを縮めてですね、幾らかしていただけないか。それでもなかなか現状難しいということで、何とか来年の予算にですね、その突破口ぐらい組んでいただけないか、もう一度お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 基本的に、今門田議員のおっしゃっていることをやってやりたいなというふうな気持ちはやまやまでございます。基本的に、福祉の問題あるいは教育の問題もそうだと思いますけども、これは国が第一義的には、国民に対して全国的にひとしく享受させるというようなことが第一義的なものではないかなというように思っております。そして、地域によって特性があったり、状況が出てくる場合にあっては、独自性が出てくる場合もありますけれども、今回のようなケース等については、国のような状況、国の判断でされておりますから、それによります市としての負担は当然やっていきますけれども、この辺の考え方が大切、基本に置いておく必要があるのではないかなというように思っております。

それからもう一つは、今まで再三にわたって申し上げておりますように、私は福祉と教育の分野に力を入れるというふうな基本的な考え方、あるいは仁という温かさについても、変わりはありません。筑紫地区の中で、この辺のところを、今ご指摘がありましたところ等については、いわゆる抜け駆ける的な形は、私は避けていきたいというふうに思っております。筑紫地区の皆さん方がひとしく享受できるような、少なくとも、そういった形の中でいく必要があると思いますし、またそのことが首長としての毎月の協議の中においても、そういった状況等で

いこうというふうなこと等、約束しておる状況等もありますので、市長会等の中で提起をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 国が、そのとおりですね、国がやっぱりやるべきだと思います。確かに死者数等を見ますと、季節性と比べても、そう多いわけではない。しかし、変異の可能性もあるみたいで、まだまだわからない面もいっぱいあると。危険性は、もうはっきり国も認識しているところですから、もっと国が主体的にやるべきだとは思いますが、現に自治体によって差が出てきているということで、本当、これも先ほどは家庭で例えばの話ですから、今度は国家で例えたら、これは防衛費に当たるんじゃないかと。実際にまとまった敵が来たら、自衛隊なりが戦ってくれるわけですが、何かこういうふうなゲリラみたいな形でですね、それも暴れるか暴れないかわからないような形でじわじわ入ってくると。戦うのは、みんな銃器を配布するから各自戦いなさいと、ただし、有料ですよと。じゃあ、何も無い人は素手で戦わないかんのかということになりますので、確かに筑紫地区の自治体で横並びということではなくてですね、その中で、もちろん若干の気持ちの入れぐあいが違うと思いますので、ぜひその中で、井上市長、少しリードして行って、この辺ぐらまでは見るべきじゃないかというところ、そして負担の、市にもそう負担ではない。そして、市民が喜ぶところの落としどころを、ぜひ見つけて進めて行ってください。お願いします。

終わります。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って、2項目について質問いたします。

まずは、子育て支援についてお伺いします。

今年8月、市役所1階のロビーで、超未熟児と言われる子供たちの写真展が開催されました。市長にはごらんいただいた上に、ブログに感想を書いていただいたことを、保護者の方々は大変喜んでおられます。私は勉強不足で、保護者の方々と面談するまで、実態についてほとんど知りませんでした。超未熟児は、医学的に超低出生体重児といい、1,000g以下で生まれた子供たちのことです。

2008年、超低出生体重児は全国で3,200人に上り、30年前の2倍に増えています。また、妊娠28週未満で生まれる子供たちは、400人に1人という統計が出ています。保護者の方々は、まずその存在を知ってほしいという希望を持っておられましたので、市と協議の上、写真展が実現しました。面談の際、制度上まだまだ不十分であるため、経済的、精神的なご苦労をされているということも、保護者の方々からお伺いしました。

例えば、子供たちは、内臓や血管などが十分に発達していない段階で生まれてきますから、

すぐにNICUという新生児専用の集中治療室に入り、当分の間入院を余儀なくされます。その入院費とあわせて、4歳程度になるまで障害の判断がつかないため、障害児であれば、福祉器具として支給される器具も、すべて保護者の負担になります。さらに、本市にもさまざまな子育てサークルがありますが、超未熟児の子供たちはそのサークルに入ることは難しく、保護者の悩みも違うものであるため、引きこもってしまう保護者が多いということです。医療技術が進み、今後その数は増加することが予想されます。

そこで、まず本市の実態把握のため、超未熟児と言われる子供たちが何人おられるのか、お伺いします。

次に、本年6月議会において、私は学童保育所の時間延長について、市の考え方をお尋ねいたしました。近隣市では、最大夜7時までの時間延長が可能ですし、長期休暇中は朝8時から学童保育所を開所されています。しかし、本市では、保護者の迎えが条件で午後6時までの延長で、長期休暇中は朝8時半からの開所になっています。前回、部長答弁では、保護者のアンケートで、毎年その要望が出ているけれども、人の配置が問題だということでしたが、その後どのような検討をされたのか。今後の計画についてはどのようになっているのか、お聞かせください。

2項目めに、第五次総合計画について、その進捗状況と今後の対応についてお伺いします。

太宰府市の今後10年間の方向性を示す第五次総合計画は、市政運営の根幹であり、私たち議員にとっても大変重要なもので、多くの議会で独自に総合計画を審議し、最終的に議決事項にしようという動きも出てきています。この総合計画と、それに基づいた実施計画は、平成22年度中に完成しなければなりません。まずは第四次総合計画の評価が重要になります。

本年5月の議員協議会で、第五次総合計画の進捗状況という資料を配付されました。これは市民や職員に実施したアンケートの結果と、第四次総合計画の施策や事務事業の進捗率などが主な内容でした。私が気になったのは、学校教育環境の充実という施策の進捗率が15%と大変低いこと、また市民が太宰府市に住みたくない理由として、高齢者や障害者の福祉施策の遅れを2番目に上げているのに対し、それぞれの所管課は施策の進捗率を、平均で77%と高く回答していることです。これは市民が望むことと、市が実施している施策に隔たりがあるのではないかとこの疑問を持ちます。今後さまざまな分析を経て第五次総合計画をつくっていかれるとは思いますが、どうやったら市民の望む内容の施策をつくっていくことができるのかということも、大きなポイントになると思います。パブリックコメントでは、具体的な方法などを提案することは困難です。

そこで、まず今後の策定計画について、具体的にお示しください。

以下、再質問につきましては、自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 超未熟児への対応に関する進捗状況と今後の考え方についてご回答いたします。

ご質問の本市における超未熟児の人数は、平成20年度がお二人、本年度はお一人でございます。早期出産児は、10カ月出産児と比べまして、身体、精神面での発育年齢が大きく異なることから、発育状況に即した支援が必要となります。

9月には、未熟児の保護者、Nっ子クラブの代表の皆様が市長と懇談をされまして、実情を訴えられました。市長からは、子育てが大変な状況だから、できることは速やかに実施するよう、何度も指示を受けております。

そこで、保護者に対しましては、子供の身長、体重の発達段階が異なることなど、一般的な母子健康手帳では対応できません。保健医療の情報の冊子が必要なことです。このため、筑紫保健福祉環境事務所へ超未熟児に対応する母子健康手帳作成を働きかけておりましたところ、現在、福岡県で作成中であり、来年度に入りましたら、県内各市町村に配布されることとなっております。

次に、感染予防のための予防接種は重要であります。未熟児のため接種時期が遅れて自己負担が発生しておりますことから、これも市長の指示によりまして、新年度予算でBCG予防接種を自己負担なく受けることができるようにします。

また、身近に情報交換ができるとともに、子供のための触れ合いの場をいきいき情報センターで定期的に持てるように、これも速やかにそういう場を設けます。

現在、保健センター、福祉課、子育て支援課、子育て支援センター、学校教育課で、庁内の組織としまして療育支援ネットワーク会議を、これまで8回開催しております。発育障害のある対象者も含めての総合的な支援策を、来年度は専門家にもお願いをしまして実施をしてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学童保育所の時間延長についての進捗状況と今後の計画につきましてご回答申し上げます。

学童保育所の現在の開所時間は、平日は14時から18時、土曜日は8時30分から15時、夏休みなどの長期休業中につきましては、8時30分から17時までとなっております。保育時間の変更につきましては、平成17年5月に、平日の保育時間を17時から18時に延長しておりますが、女性の社会進出の拡大に伴って、学童保育所の果たす役割も増大しております。

このような状況を踏まえ、多くの利用者の時間延長を望む声にこたえるため、平成22年度において開所時間延長の予算化を講じてまいります。

内容としましては、平日は18時までを19時までに、土曜日の8時30分から15時を8時から18時までに、長期休業中の8時30分から17時を8時から19時までに変更したいと考えております。

なお、これに伴い延長保育を希望される方には、延長料金を負担していただくこととなります。



また、実施の時期につきましては、市民、利用者への周知や指導員の増員雇用などの関係がございますので7月1日からを予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 済みません。最初に、超低出生体重児の関係についてちょっとご質問というか、確認をさせていただきますが、人数ですけども、平成20年が2人、平成21年が1人ということですが、これはこの年に生まれた子供たちの数ですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） そうでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ということは、現在0歳児と1歳児ということですが、大体先ほど申し上げましたように、4歳ぐらいになるまではですね、その子が低出生による障害なのか、あるいは、もうずっと残っていく障害なのかということで、障害者判定がつかないですね。ですから、人数をもうちょっと詳しく知りたいんですが、せめて3歳ぐらいまでか、4歳ぐらいまでの人数はわかりますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） まず、平成21年がお一人、平成20年がお二人、平成19年がお二人、平成18年が1人という、養育医療申請というのが保健所に出されておりますが、保護者が保健所に申請しますが、その報告が保健センターに来るという数字でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これは超低出生体重児の場合は、これ最初は管轄が県のほうになりますよね。県の管轄になりますが、今おっしゃったように県のほうに保護者が申請をしないと、この実態の把握ができないということになっているんですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 議員が申されますとおり、低体重出生児につきましては、県レベルの行政施策となって位置づけられております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 少なくともですね、その3歳までの子供で、今4人市内にいらっしゃるという実態を市が把握をしているということですが、万一保護者のほうが県に申請を出されていなければ、もしかしたらこの数よりも多いかもしれないというふうに認識してよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 届けはされておるとは思いますが、実際されていなければ、そういう漏れた方もおられるということになると思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) これは例えばそういった産婦人科あるいは病院ですね、総合病院になると思いますが、NICUがあるところですからかなり大きな病院になると思うんですが、そういった病院と県のその保健所というのは連携されて、常にその実態把握ということを取り行つてはおられないのでしょうか。

○議長(不老光幸議員) 保健センター所長。

○保健センター所長(和田敏信) この養育料の関係でございますが、実はこのような超出生体重児の場合とかは、病院から保健所のほうへ届け出る義務がありまして、その様式もちゃんと規定されております。ですから、周産期医療をやっております県内医療機関からは、当然届け出が行くというふうになっております。

○議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) ということは、先ほどの部長答弁とは違って、これはもう確定した数字というふうに考えてよろしいわけですか。

○議長(不老光幸議員) 保健センター所長。

○保健センター所長(和田敏信) その超というふうにつきますと、多分そうであろうと、実際私どものほうで母子の台帳を持っておりますけれども、そこにいらっしゃる方も平成20年度お二人、平成21年度お一人でございますから、間違いのない数字だというふうに思っております。

○議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) 私もたびたびその超低出生体重児という言葉の間違ひますし、執行部の方も間違われておりますけれども、皆さんのお手元に、今これ新聞記事をお配りしておりますが、これは2003年の鹿児島新聞記事で、この赤ちゃんは今年無事に1年遅れで小学校に入学をしたということです。

しかし、これもやはり病院の先生がですね、1年遅れて行けば、ほかの子供たちと一緒に生活ができるよということを市に物すごく説得をされて、やっと実現をしたということで、私自身もさっき申し上げましたように、やっぱり超低出生体重児という言葉自体もそうですけれども、やはりなかなかまだ周知が進んでいないということで、先ほど申し上げたように4歳ぐらいになるまでは障害の認定もできない、だから福祉器具もすべて親の負担、入院費も当然負担になってきますし、療育等の必要な場合は、すべてそういったのが親の負担になっているような状況です。

保護者としては、これを、議員の方も含めてですね、皆さんにやはりまずは知ってほしいというお気持ちを持っておられまして、8月ぐらいに保健センターの所長さんともお話をさせていただいて、早速母子手帳の件ですね、これはまず第一に要望されておられました。先ほど申し上げたように、成長曲線が全く、一般の通常の出産で生まれてきた子と違うものですから、母子手帳が全く役に立たないと。だから、この子供たち専用の母子手帳が欲しいんだということ、これは県が来年からは作成するというので、今これはあくまでしおりみたいな、母子手帳じゃないんですね。そういう母子手帳としてのあれじゃなくて、参考資料みたいな形で県が

今作成をしているということなんですけれども、私は出産したことないのでわかりませんが、子供ができたときに母子手帳をもらうというのは、やはりお母さんにとっても大きな喜びもあるんじゃないかなというふうに思います。

これがですね、お母さんたちが取り寄せられた大阪府のですね、保健師に配られる、早産で生まれた子供たちのための保健指導書なんです。これを大阪府が出すのに、物すごくお母さんたち苦勞されたんですけど、大阪府のほうも何とか納得してくださって、これを下さっているんですね。この中に成長曲線とか、いろんな事例がもう含まれて書かれています。病院の先生も、何人かは、もう積極的に協力をしたいとおっしゃっていますので、もちろん県がつくる冊子も必要かもしれませんが、やはり太宰府の子供たちには太宰府の市の母子手帳をですね、もう体裁はそんなに整ってなくても構わないとおっしゃっていますので、そういったものをお配りをいただけないかということで、これをもう一回、県のほうじゃなくて、市のほうでも単独でご検討いただけないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 私も1階ロビーでありました超未熟児の写真展を拝見をしまして、それらのお子さま方の子育て、大変さ、また保護者のご苦勞を強く感じた一人でございます。

超未熟児の母子健康手帳というお話ですが、議員は今大阪のほうからということですが、私は直接熊本県のほうに電話をしまして、これはコピーが禁止されております、著作権の関係で。熊本県のほうから、快く送っていただきまして、その成長曲線の部分だけでも、太宰府市用につくるように現在指示をしております、何らかいいものができればと考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。お母さんたち、本当に喜ばれると思います。

それから、あと予防接種の件なんですけれども、これは一応1年未満だったら太宰府市内の新生児はただで予防接種が受けられるけれども、1年を過ぎた場合でも、これは予防接種をただで受けられるというふうなご回答というふうに考えてよろしいわけですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1歳過ぎられても結構でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 同じ超低出生体重児の子供で、三、四カ月で退院してこられる子供もいるんですね。しかし、市内の病院、小児科ではですね、血管が細過ぎて市内の小児科では対応ができないので、専門病院、つまり市外の専門病院に行って予防接種を受けなければならない。この場合も、当然有料になっているわけなんですけれども、これも対応ができるということですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市外でそういう予防接種を受けられましても、領収書をいただきまして精算交付をするということでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これは、じゃあ領収書の精算で交付をするという形ですか。

○議長（不老光幸議員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） ちょっと今その辺検討中でございますけれども、県内の状況いろいろございますので、当該、予防接種センターというふうに言っておりますけれども、そことの協議を踏まえながら、やり方については確定したいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） じゃ、この2つに関しては、実施時期はもう来年の4月1日から、来年度からというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 新年度から実施をいたします。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

次にですね、超低出生体重児を持つ保護者に関してのことなんですけれども、先ほど部長答弁の中でNっ子クラブの話が出てきましたけれど、今年2人新しく入られたそうなんです、その方々はやはり1年以上、そのNっ子クラブの存在を知らなかったということなんです。やっぱり先ほども申し上げたように、超未熟児の子供たちは普通の子育てサークルに入ることは難しいし、親の悩みも違うということで、今Nっ子クラブの皆さんは、拠点を県の合同庁舎に置いて活動されているんですね。したがって、市内でそういう活動がないもんですから、なかなかそういうお子さんを持ってあるお母さま方に、周知が徹底できないという悩みを持っておられます。

先ほどから申し上げているように、最初に生まれたときに、こういった低出生児の場合は県の管轄になるんですが、県の場合は保健センターに保健師が2名しかいらっしゃらない。そして、4市1町を担当してあるんですね。だから、とてもじゃないけれども、市が対応できるような形での迅速な対応というのが非常に難しいんです。ですから、こういったNっ子クラブの存在ですとか、あるいは療育はどこがいいとか、この病院だったらここまで対応してくれるとか、いろんなお母さん同士の情報交換とか、悩みの相談とかというのが本当に重要になってくるんです。

それで、県の保健師の方々から、実際に市の自治体の保健師、自治体が担当するタイミングというのは、どの時点で県のほうからそういった話が出てくるんですか。

○議長（不老光幸議員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 保健所から通知が市のほうに参るようになっておりまして、その段階で、どのような今まで家庭訪問されたりとか、電話したりとか、そういう記録とともに保健センターのほうに参りますので、その時点で内容が把握できるようになっております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 本来はですね、やはり退院された、こちらにいろんな資料を私今回いただいてきたんですけども、お母さんたちが一番保健所の手助けが欲しかった、あるいは自治体の手助けが欲しかったとおっしゃっているアンケートがあって、やはり退院時なんですね。NICUを子供が退院してきたときに、やはりお母さん一番不安だというふうにおっしゃっておられます。先ほど申し上げたように、お二人で4市1町を担当されているわけですから、やはり県としても、やりたくても物理的に非常に難しいということもあると思います。

そこで、県のほうにですね、もう退院時に各自自治体のほうに、太宰府市にですね、その情報をいただけないかというふうに、そういった連携は図ることができますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 二、三カ月前に、保健所とNっ子クラブさんと一緒になった、行政の保健師も行きましたけれども、そこで会議をいたしまして、その後もそのような具体的なやり方につきましては協議をしていきたいというふうにこちらのほうとも思っておりますので、その件につきましては対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それでは、その件もぜひ県のほうと協議をしていただいて、市の保健師の方が、できるだけ早い段階からお母さん方と直接コンタクトをとってですね、対応していただけるように、これは要望しておきたいと思います。

先ほどのちょっと長谷川議員の質問の中で保育所の件があったんですけども、現在超未熟児に関しては保育所では受け入れをしていないとおっしゃっておられまして、お母さん方に聞きましたら、やはり先ほど言ったように、今負担が全部保護者に来ているんですね、入院費とか、福祉器具とか。したがって、働きたいけれども、保育所が受け入れを、今働いていないわけですからね、最初に保育所って、受け入れ基準としてはそういった問題がありますね、両方が働いているということが優先順位になっているわけですけど、今超未熟児を抱えて働けないけれども、やっぱり経済的に苦しいから働きたいけれども、保育所は受け入れをしてくれるのだろうか、それなりの対応をして受け入れをしてくれるのだろうかというご不安も漏らされていたんですが、もし受け入れの人数に余裕があれば、それはもう可能なんではないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） そのお子さんが集団保育になじむといえますか、大丈夫という審査をしますので、その中でそういう判定で、集団保育大丈夫ということであれば受け入れるということになります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。できればですね、その点も、やはり経済的な負担を今強いられている保護者が多いので、前向きに検討をしていただきたいと思います。

これはちょっとご提案なんですけど、先日NHKの九州沖縄インサイドという番組がありまして、その中で、この超低出生体重児の特集が組まれておりました。この中でですね、早産の

原因の一つが歯周病だというふうに伝えられています。現在、成人の8割が歯周病に感染していると言われているんですが、熊本県、先ほど母子手帳の件でもありましたけども、熊本県、非常に先進的に取り組んでおられまして、県が主導いたしまして、天草地方において実験的に妊婦健診に歯の治療を入れたそうです。そうすると、この結果、1,500g以下で生まれる子供たちが、それまで13%の割合でいたのに、実施期間はわずか3%にまで激減したそうです。早産で生まれてきた子供たちとか、その保護者への制度の充実とあわせてですね、本市においてもぜひ、この早産を防止するための取り組みの一つとして、これも歯科医師さんのご協力が要ると思いますけれども、ご検討をお願いをしたいと思います。

それでは、この件につきましては以上です。もしよければ、これお母さんたちからいただきましたけども、私が持っているよりも保健師さんが持っておられたほうがいいと思いますので、もしあれだったら差し上げます。

学童保育所の件なんですけども、これも6月議会に質問した内容で、非常に時間の延長がもう実現して、これはもう本当に保護者の方が大変喜ばれると思いますが、先ほどのご答弁の中でですね、これは実施が7月1日からというふうに考えてよろしいわけですか。

○議長（不老光幸議員） 傍聴者に申し上げます。

議場内では帽子をとってください。

どうぞ、教育部長。

○教育部長（山田純裕） 平成22年7月1日からの実施を考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そういたしますと、これは来年の春休みにはもう間に合わないということなんですが、どのタイミングで、長期休暇の分も含めてですね、7月1日からの実施というのは、どのタイミングで保護者には周知、あるいはどういう方法で周知をされますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） まず、引き続きの方は、当然もう今現在始まっておりますので、改定したお知らせというのは、入所決定時の2月ぐらいには、決定と一緒にご案内できるんじゃないかというふうに思っています。

新しい方につきましては、新しいというか、そういう制度の4月1日からの分につきましては、随時予算決定次第、その動きをとっていきますので、採用関係から始まりまして、任用ですね、雇用関係から始めまして、7月1日からという考えであります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 4月1日からのの方は、もう4月1日に周知をするということですか。周知をどのタイミングで、4月から利用される方は、説明をどのタイミングでされますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 4月になりましてお知らせしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もう教育部におかれましては、本当に前向きに検討をしていただいたことを大変感謝しておりますし、保護者の方々も本当に喜ばれると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、2項目めの回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、第五次総合計画の進捗状況でございます。

昨年、平成20年11月に、市民2,000人の方に意識調査を実施いたしております。回収率が64.7%でございました。また、あわせて市の職員一人一人に市の現状と課題ということで、協働のまちづくりでありますとか、行政評価、将来像などについての職員意識調査を実施いたしました。

また、総合計画の、職員で選んでおります策定委員が、市民120人に直接インタビューを行っております。そして、インタビューいただいた方の中から、また応援できる方ということで、もっと元気に・がんばる太宰府応援団ということで約10名程度のグループ2グループを参集いただきまして、それぞれ3回ずつ、2グループですね、意見を出していただいております。

そして、今申し上げましたような意識調査でありますとか、インタビュー、そして現在行っております市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会での地域のさまざまな意見等を踏まえながら、現在庁内で組織する総合計画策定委員で委員会を6回、そして基本構想の素案作成小委員会を9回、基本計画素案作成小委員会を計18回開催いたしております。そして、鋭意素案の作成作業を現在行っておるところでございまして、これができ次第、今後の計画といたしまして、来年の3月ごろには、素案の公表を行いたいと思っております。そして、広く市民に公表してパブリックコメントを募集し、市民の皆様の意見をたくさんお寄せいただきたいというふうに考えております。

そして、それらをまとめて、6月ごろに市民公募の委員を含む総合計画審議会に諮問を行いたい。そして、その答申が、11月ごろには答申をいただいでですね、12月議会には基本構想を提案したいというふうに考えております。

そして、現在進んでおります第四次総合計画の評価でございますが、この第四次の総合計画は平成22年度までとなっており、現在進行をいたしておるものでございます。昨年度、進捗状況の調査を庁舎内で行いました。一定の成果、課題等の把握はしているものの、第四次総合計画においては、施策の客観的な成果目標を掲げておりませんでした。プラン・ドゥー・シーのプランというような面が強かったと思います。そういうことから、成果の度合いが非常にはかりにくかったために、ご質問いただいたような進捗率の表記も非常にまちまちのものとなって、非常に大筋のものとなっております。そういう点を踏まえまして、第五次の総合計画においては改良して、わかりやすいような総合計画として取りまとめてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今最後のほうにちょっと評価の話が出たので、施策評価の部分でちょっと聞きたいんですけども、私、決算のときにもですね、事務事業の評価があって、行政がつくられたものを見ていると、毎年同じような資料がずっと出てきているだけのようなところもあるのではないかなというふうに感じたところがありまして、さっきおっしゃった市の職員のアンケートですね、これの中にアンケートにあったのが、この行政評価をどう思うかと。これで、もうやっぱり修正すべきとか、あるいは一新すべきとかということにして、評価はするにしても、今の方法ややり方は変えなきゃいかんよということが、職員の方も半分ぐらいはそのようにおっしゃっておられますよね。

実際、今数値目標を掲げてやるというふうに、わかりやすくするというふうにおっしゃいましたけども、例えば福祉とかですね、そういった部分等が非常に数値にあらわしにくいような施策もたくさん出てくると思うんですが、目標数値を決定するときに、例えば福祉でもいいですけど、何か一つ例を挙げていただいて構いませんが、どういうふうな数値の決定の仕方を今考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村基治） 今ご質問いただいたように、この事務事業について、評価は非常に難しい面がございます。そして、先ほどご質問の中でもありましたように、教育環境の整備といたしましても、整備もいろいろございます。それが、中ほどにはまた小項目に分かれて、それこそ樹木や草刈りも含めて教育環境、あるいは大きなものでは耐震構造の診断でありますとか、そういう耐震構造への改修工事、そういうなもろもろのものができてまいりまして、改修すれば非常にわかりやすうございますけども、今言われましたように福祉の分野でありますとか、ソフト部門については、非常に主観的な成果指標が出てくる可能性もございます。そういうところを含めて、今素案の小委員会のほうで、そうはいってもわかりづらいものではなくて、ある程度皆様方にわかりやすいような成果目標を示すということでご理解いただくような形で、先ほどちょっと言いましたが、プラン・ドゥー・シーのプランだけじゃなくてですね、ドゥーのところは若干踏み込んだような形で示すような指標を出していきたいというふうにご考えておるところです。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） プランニングの段階からそうなんですけど、さっき申し上げたようにですね、市としては、さっき福祉問題を取り上げて言いましたけども、高齢者にしても、福祉の問題にしても、それぞれの施策は、もう大体施策自体は70%進捗していますよと、77%、高いところでは九十何%もこの施策は進捗していますと、各担当課はおっしゃっている。だけど、市民の方は、太宰府市に住みたくないという理由の、2番目に高齢者とか障害者の福祉施策が遅れているということをおっしゃられるわけですね。こういうところから考えるとですね、



例えば特に福祉とかというと、ある程度限られた人たちがターゲットになってくる場合もあるんですが、施策のプランの段階で、本当にターゲットになっている人たちに一体何が必要なのか、どういうことがあったら福祉施策が充実していると感じるのかとか、それはパブリックコメントで公にばっと網をかけるんじゃなくて、ターゲットを絞って、その方たちあるいは市民の声を直接聞いていくというようなことは考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 手法といたしましては、市民の声を大体重点的に定めていきたいと思って、定期的ということになるか、途中でですね、市民の意見は聞いていきたいと思います。今おっしゃいますように、住み続けたくない理由というのも、確かに第1位は税金や公共料金が高いというのが断トツで、64.3%というポイントが出ております。このようなこともあるし、ただ現実問題、第2位に高齢者や障害者の福祉施策が遅れているということも出てきておりますので、その辺については、市民の方がどのようにあったらこの辺の住み続けたくないというような、安心で安全な町というふうに判断されるかということを経路途中で市民の意見を聞いて、それを指標の中に織り込んでいきたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） でも、それはパブリックコメントという意味ではないですよ。パブリックコメントではなくて、きちんとその指標をつくる時にそのターゲット、ターゲットといったらおかしいですけども、ある程度その施策の中心になる人たちに対して意見を直接聞いていくということですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 指標として入れるときに、市民の声を重点的にですね、判断していくということでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） あともう一つ、このアンケートの中にですね、ちょっと気になったのが、今の市政に市民の意見が反映されていると思うかというところで、反映されていないというふうに回答されている方のほうが、割合としては多くなっておりますよね。これは市民の方にとって、自分たちの声が反映されていないというふうに思われるということ、これはやはり問題が私はちょっとあるのではないかというふうに思うんですが、その第五次総合計画を立てる中でですね、今おっしゃりたいに指標をつくる時に、それぞれの方々にいろんなお話を聞く、あるいは市民の施策がどうやったら市政に反映できるのかということ、それは今内部で検討なり何なりはされていますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 市民の声を反映させるということは、非常にこれはもう以前からの課題というふうにとらえております。さまざまところで市民の声を聞いて、できるだけ私どもも反映した総合計画というふうにつくり上げたいというふうに考えております。そういう意味で

も、こちらから市民の中へ入っていくというですね、それぞれの職場で入っていく、そして市民の声をこの計画に反映するという作業が非常に大事であるというふうに考えておりますので、今職員でつくっております委員会関係で、そういうことを反映して総合計画としてまとめ、パブリックコメントとして議会のほうにもお示ししていくという流れでつくり上げていきたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。指標が入るということで、前回とまた違ったいい内容のものができていってほしいなというふうに思っていますけども、以前も私これ一般質問で言ったことがあって、要望として出しておきたいんですが、やはり市民の声を、例えば市政に生かす、あるいは生かされているというふうに市民が感じる場合というのが、例えば八代市で公園一つをつくるときに、近隣住民たちが公園の計画段階から一緒に入ってくる。何をつくるか、どういったものをどういった公園にすべきなのかというところから、もう住民が入ってくる。そうすれば、住民に不満が残るような公園はできてこないわけですよね。そして、住民自体も、自分たちがつくった公園だという意識がやっぱり出てくる。そういう形での協働というのをぜひ図っていただきたいし、施策をするときに、やはり市民を最初から巻き込んで、市民と一緒に計画を立ててもらおう。時間はかかるかもしれませんが、やはりそのほうが私は、市民の満足度としては高いものができてくるような気がします。全部が全部そういった施策をやれということではなくてですね、やはり場所場所、それは執行部のほうでいろいろ検討していただいて、そういった市民と本当に協働で、ある程度時間をかけてもいいからやったほうがいいと思われることを今後幾つか出して、抽出していただいて、本当に市民に、近所の方に入ってきていただいてそういった市の施策を実施をしていただきたいということを要望して、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後3時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1件について質問いたします。

市長のマニフェストの中に、子育て環境と高齢者、障害者の福祉の充実というのがあります。そこで、1項目、高齢者の福祉について質問いたします。

本市において、長寿者は平成21年8月1日現在で、最高齢者は105歳、100歳以上の長寿者は

女性26人、男性6人です。全国平均で見ますと、平成19年度は女性85.99歳、男性79.19歳であります。平成元年から平成20年も、高齢者率が平成21年1月末で20.4%を示し、超高齢社会を迎えております。私自身年々年を重ねていき、皆様も同様ですが、住みなれた地域において、健康で楽しく生きがいを持って日々生活ができればいいと思います。この思いは、みんな同じ考えであると思います。

昨年、長野県佐久市に視察に行つてまいりました。長寿の里とあつて、野沢商店街振興会がびんころ会をつくり、成田山参道にびんころ地蔵尊がありました。健康で長生き、寝込まず、楽に大往生するためのものでした。いつ死んでもいいときが来るまで、健康で楽しく生きていきたい。死ぬときは、びんびんころりと死にたいとの気持ちからです。長寿の町太宰府市と呼ばれる町にしたいものです。

そこで、質問いたします。

日本の国民の祝日の一日である祝日法の敬老の日は、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝うためのものです。2002年までは9月15日でしたが、2003年より、祝日法により9月の第3月曜日になりました。

そこで、質問いたします。

1点目は、老人週間の9月15日から21日の間に、本市で各自治会等でお祝いの宴をされておられると思います。何歳から、そのお祝いに参加されているのか。自治会からの案内状は出されているのでしょうか。また、敬老会費、77歳以上の高齢者に1人2,500円を乗じた額を、支払いをされておられます。その使い方についてはどのようなになっているのか。参加者人数と参加の割合はどうなっているのか、お尋ねいたします。

2点目は、民生委員、児童委員についての質問です。

民生委員は、児童福祉法第12条によって児童委員も兼ねることになっております。平成20年度決算資料で、本市の民生委員、児童委員の人数は58名とお聞きしております。2009年9月1日現在の人口は6万8,907人、世帯数は2万8,022世帯であります。配置基準は、人口の10万人未満の市は、120世帯から280世帯ごとに1人となっております。最高の世帯数280世帯で割っても、本市では100名は必要な数になりますが、本市の配置基準についてお尋ねいたします。

また、会議等も月に1回行われておられるようですが、どの地域も同じ意見具申の働きが行われているか、質問いたします。

3点目は、福祉委員について質問いたします。

太宰府市では、福祉委員は地域ごとに設置されているのか。設置されておられるとすれば、何名おられるのか、お尋ねいたします。

以上、1項目について積極的、実効性のあるご答弁をお願いいたします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高齢者の福祉についてご回答申し上げます。

太宰府市は、敬老週間の9月第3月曜日の敬老の日に、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝うために、各自治会のご協力によりまして、主体的に敬老会を開催していただいております。各自治会の関係者に対しまして、心より感謝を申し上げます。

なお、各項目については、担当部長のほうから回答をさせますけれども、私は高齢者等々については、今まで太宰府市の社会を今までやってきていただいた経緯があるわけでございます。したがって、まほろば号コミュニティバスでも、外出支援が可能な状況等をつくり上げていきたいというふうに思います。高齢者の皆さん方、不幸にして寝たきりになられた方々等々についても、分厚く最後までといいましょうかね、全うされるまで尽くすのが、今の為政者として当然ではないかなと、安全・安心のまちづくり、住みなれた地域の中で安心して暮らせるような、そういった福祉の向上に向けて努力していきたいというふうに思っております。

項目等については、各部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 敬老会費の内容についてお答えいたします。

今年度の敬老会費の対象者は、本市に8月31日現在居住され、平成22年3月31日までに77歳以上となる高齢者でございます。各自治会へは、77歳以上の対象者1人に対しまして、2,500円を支出しているところでございます。

なお、参加者の年齢につきましては、各自治会の考え方で、73歳以上や75歳以上の高齢者をお招きされて敬老会を開催されている自治会もございます。敬老会開催の案内状につきましては、各自治会主体で出されている状況でございます。

敬老会費の用途につきましては、祝賀会や記念品代など、自治会の工夫により異なっているところでございます。敬老会への対象者と参加者の状況は、対象者総数は約5,300人、参加者総数は約2,800人で、約52%の方が自治会の敬老会へ参加されているところでございます。

なお、入院中の方や、体調不良等の理由により参加できなかった高齢者に対しましては、各自治会独自の方法で、敬老会費相当の記念品を届けられるなど、工夫が凝らされているようでございます。

次に、民生委員、児童委員についてご回答を申し上げます。

民生委員、児童委員の配置基準につきましては、民生委員法第4条の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定めることとなっております。

本市の民生委員、児童委員の定数増の要望につきましては、3年ごとの改選時期に地域の実情を勘案し、市長が県へ意見具申をいたしております。

職務につきましては、担当区域内の住民の生活実態把握、援助を必要とする住民への生活相談、情報の提供、関係行政機関との連絡調整などを行うこととなっております。現在58名の民生委員、児童委員が活動をされておまして、内容を具体的に申し上げますと、月1回の役員によります企画委員会、また全体定例会を開催され、年間スケジュールの中で関係各課との意

見の交換や、緊急に高齢者等をねらった悪質な犯罪等が発生したときは、住民に注意の喚起を伝えてもらうよう、お願いをいたしております。そのほか、中学校区ごとに地域部会も開催され、事例発表や情報交換、研修会などを行うなど、自己研さんに励んでおられます。

次に、福祉委員について、ご回答を申し上げます。

福祉委員につきましては、太宰府市社会福祉協議会規定によりまして、会長の委嘱を受け、地域住民の福祉増進を図り、福祉向上と生活安定に寄与することを目的に、社会福祉協議会福祉委員が配置され、地域福祉活動がなされております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

第1点目のですね、敬老会の対象者年齢というのが、今先ほど言われましたように、77歳以上の太宰府市に居住されているということなんですけれども、あと、招待状については自治会の考え方で、73歳から、また75歳から、77歳からということで、招待状の人数がちょっと違うようでございますが、9月の太宰府市政だよりなんですけれども、ここに9月15日は敬老の日ですね、9月15日から21日は老人週間です。それで、各区自治会では、平成22年3月31日現在で、77歳以上になる人を対象に、長寿をお祝いをする多彩な催しが行われます。詳しくは、各自治会長さんから案内がありますので、ぜひお出かけくださいというような広報紙のほうに、毎年こういうふうな広報紙の作成に当たられていると思いますけれども、ここでは77歳ということで書いてあるのにもかかわらず、今部長さんから話聞きましたら、73歳からあるところもあれば、75歳からあるところもあるということで、その自治会に、太宰府市は77歳から1人2,500円の祝い金を出して、敬老費を出してお祝いをするところであるのに、73歳から、75歳からと、年齢が違うのについては、市のほうとしてはどういうふうにご考慮されておられるか、ちょっとそのところを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 各自治会によりまして招待の年齢が違うということ、整合性がとれていないということは十分承知をいたしておりますが、何歳から敬老会へ招待するかにつきましては、各自治会、その自治会会員の総会での決定事項であろうということでございます。行政が関与すべき事項ではないと判断をいたしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） また後でその話は、ちょっと話が関係する部分があると思っておりますので、そこでお聞きしたいと思いますけれども、自治会にとにかく任せているということなんですけれども、先ほど参加者は何人だったんでしょうかということで、約2,800人の参加者がおられて約52%だったということなんですけれども、平成20年度の敬老費というのが1,200万円ほどかかっていたと思っております。それで、そのときの人数、これは今年の方が5,300人を対象にされているのか。平成20年度は何名だったかは、ちょっとわかりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 平成20年度の対象者については、把握をいたしておりません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 敬老会費というのが、敬老の老人会のその行事の交付金として、77歳から1人当たり2,500円を支給されていると思いますけれども、その2,500円が参加者に対して支給されているのか、それとも、もしもそこに何らかの理由で病院に入院していたりとか、ちょっと家を出て出席できなかった人には、先ほど部長さんが言われたように、各自治会で記念品等を持っていっていると。でも、お弁当、招待されて、接待費の中にその2,500円が、来られていない人にはもう記念品だけなのか、その接待費に2,500円もかかって、その人数分ですね、をされているのかを、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 太宰府市敬老祝い金敬老会費支給規則というのがございまして、敬老会費の額は77歳以上の高齢者数に2,500円を乗じた額とするということでございますので、対象者数を把握して2,500円を乗じております。

また、敬老会の祝賀会と申しますか、いわゆる敬老会に参加されない高齢者への配慮については、その自治会にお任せをすると言いますか、そういう形になっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私は、1人2,500円ということで個人に向けての敬老会費ということになると、もらわれない人はやっぱり不公平だなという、公平性に欠けているなどということなので、そういうふうなところがちょっと疑問に思いましたので、今回の質問にさせていただいたんですけれども、ということは2,500円を乗じた額は、自治会のほうに人数分で渡されていますけれども、そのお金は自治会で考えて、もう投げ渡しというんですかね、その人数分を2,500円で掛けた数を渡しているということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 2,500円をお渡しをしまして、自治会長から受領書をいただいております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ということになればですね、この敬老会費というのではなくて助成金として扱うべきではないかと、2,500円のうちからは自治会で考えて、いろんなものに使ってください。接待費になり、記念品になるということであれば、あとは自治会のほうで負担をしてくださいというような形に持っていくのであればですね、助成金か補助金という形で、名目を出されて、その規則をですね、改めるべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） いわゆる敬老会がですね、各自治会でどのような内容で実施された

かにつきましては、事後に自治会から報告をいただいておりますので、各自治会の内容は把握をしておるところでございます。

それで、その2,500円に上積みをされて敬老会を実施するとか、2,500円以内であるかなどは、その自治会の中ですね、協議をされて、どこの自治会におかれても長い慣例といいますか、そういうしきたりといいますか、そういう歴史があるかと思っておりますので、その中でされておるものと承知をしております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その2,500円に私はこだわっているわけではなくてですね、出席した人、出席していない人も、その2,500円が平等に分けられるような形になっていけばいいけれども、自治会によっては、そういつて73歳から、75歳、77歳から招待状があるということは、73歳から77歳までの4歳の人たちと、75歳からいけば2歳の人たちについては、自治会が負担しなきゃいけないわけですよ、その2,500円が来ないわけですから。

（「そう」と呼ぶ者あり）

○1 番（原田久美子議員） そうですよ。だから、そこんところをですね、自治会が、今の自治会制に変わりましたけれども、そこで負担をするということが大変になるんじゃないかなと。だから、そのもう招待状も、太宰府市全体はもう77歳から招待状も渡していただけるように、そういうなことはまた私がここで言うことではないけれども、負担をする、負担があっている自治会については、73歳からでも75歳からでも、2,500円を渡さなきゃいけないのではないかと考えていただきたいと思います。

敬老会の祝い金ですね、敬老会費というのをもう少し考えていただいて、自治会のほうにお金を渡しているわけなんですけれども、1,200万円ですね、その1,200万円のお金がどのように使われているかは、やはり出席者はもうちょっと聞いて、全体的に先ほど5,300人が対象で、2,800人の参加とか、そのあれはわかるんですけれども、目標の値とか実績とか達成率をですね、来年から事業報告のようなものを自治会等のほうから出していただいて、お金を出す以上はそれぐらいのことはやっぱりすべきだと思いますので、自治会のほうにそういうようなアンケートをとっていただきたいと、検討を……。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 質問の途中でございますが、先ほど、各自治会からこの敬老会については事後に報告をいただいておりますということを申し上げました。例えば食事会であるとか、子ども会の祝い、日本舞踊をしておるとか、欠席者には八女の新茶をお配りしたとか、その自治会ごとの報告書をいただいております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） それはよくわかっている、自治会でわかっているんですけれども、招待状の年齢とかを77歳ということで、太宰府市は対象年齢が77歳であるのであれば、もうこの広報紙等のほうにも若干地区によっては年齢が異なりますとか、そういうふうな言葉を一言欲

しいということをお願いしたいと思います。

それとまた、私一番初め、壇上のほうでも言いましたように、やはり高齢者がどんどん増加しております。それで、対象者のですね、年齢引き上げということも考えることも必要ではないかと思っておりますので、自治会の敬老会の現状はどうなのか。今後そういうようなことも含めてですね、公民館でのスペースが本当にあるかどうか、狭くなってきているとか、そういうふうな自治会からの、やはりちょっと問題点とかをきちんと把握された上で自治会長さんあてにアンケートを一回出していただいて、こういうふうな面ではどうですかということをお願いして、各44行政区の敬老会が同じような形でいってほしいと思うことをお願いして、1点目は終わりたいと思います。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○1番（原田久美子議員） 次に、2点目に行かせていただきます。

2点目はですね、民生委員さんの数なんですけれども、私初めに資料をですね、皆様にお配りしましたけれども、私のほうで手づくりでつくりましたので、現在の民生委員数が、やっぱりインターネットとかでちょっと調べましたので、欠員とか変更があることをご理解した上で私の資料を見ていただきたいんですけれども。

筑紫野市、春日市のほうは、もう10万人を突破しておりますので、世帯数が、最低が170世帯で360世帯が最高の世帯数で、この世帯数に1人は必要ですよということで厚労省のほうからの人数を把握されたもので、それで調べますと、太宰府市は基準の民生委員数が102名は必要ではないかという、最高の世帯数で割ったものですけど、これを最低の世帯数で割ると、まだまだ民生委員の数は足りません。ほかの4市1町を見ていただきますと、民生委員数と現在の民生委員数を比べていただけたらわかると思いますけど、本当に太宰府市は、倍近くの人数が基準に比べて少ないということですね。そして、民生委員さん1人が占める世帯数は、492世帯を1人が受け持っていかなきゃいけないというところの現状を、もう一度この表からちょっとわかると思いますので、民生委員さんの数を増やすとか、内容を、ちょっと民生委員さんの活動の仕方も考えていただいて見ていただきたいんですけれども、すぐにここで増にしますかということとはできないと思いますけれども、この数字を見られて、今率直な考えをちょっとお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 私どもの手に正確な資料がございまして、太宰府市は1人当たり受け持ち世帯数は478世帯でございます。一番多い春日市で525世帯、那珂川町では361世帯となっております。

そこで、民生委員さんの数でございますけれども、平成10年度は太宰府市は52名でございました。平成13年度に58名に増員をいたしております。そこで、今後の定数増ということにつきましては、平成22年度が3年に1度の民生委員・児童委員の一斉改選の時期になります。定数の増員について県に要望を行うなど、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりができる

ように、行政の立場からも努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ありがとうございます。前向きに、県のほうとの交渉もお願いしたいと思います。

それと、民生委員に対してなんですけど、任務についてなんですけれども、民生委員さんが児童委員さんを兼ねるということをちょっと言いましたけれども、そういうような方たちが地域のどこに、どれだけの方がいらっしゃるかというのが、太宰府市はわからないんですね。その周知の方法というのは、今後何か考えてありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 民生委員さんにつきましては、各自治会の重要な役員としておられると思います。それで、その各自治会の住民の方が、うちの民生委員さんはだれかわからんというようなことがあってはちょっといかなんという気はしますが、各自治会で総会等、例えば私の地元では、民生委員さんはだれだれさんとだれだれさんです、お名前と連絡場所などが毎年伝わってくるようになっておりますので、各自治会におかれてもそういう周知といいますか、総会の折にはご案内が行っておるのではないかと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 後は自治会のほうで調べて、そういうふうな自治会等では民生委員さんのお名前、資料、何かあったときにはここに電話してくださいねということだろうと思いますけど、結局これは児童委員も含めることですから、いろんなことをやっぱり相談されると思うんですね、民生委員さんに。そうした場合に、太宰府市では、ホームページをちょっと見させていただくと、何かありましたときには担当地区を教えますので、福祉課の内線363番に連絡くださいということだけしか私はわからないわけです。結局ホームページを見ますと、それだけしかわからないんです。

他の他市をちょっと見させていただいたら、私たちの町の民生委員・児童委員はこういうふうに名前がずらずらっと書かれたりですね、何かありましたときには、もうインターネットをぱっと見ると、区と名前と、そういうなのがわかるわけです。一々太宰府市に、ここは太宰府市に電話をして、ちょっと私どこどこ区ですけれども、ちょっとご相談があるんで、その民生委員さんの電話番号を教えてくださいと一々太宰府市に電話するよりも、広報紙の中にそういうふうな周知をしてもらって、それを見たほうが私は手っ取り早いのではないかと思いますし、相談する側も、一々一々太宰府市のほうに電話をして、その地区委員さんの電話番号を聞いて電話するよりも、すぐに今相談したいんだから、太宰府市が土曜日、日曜日もあいていけばいいけれども、そういう日曜日、祝日のときにあいていなかったときに相談をしたいときに、電話を一々かけてしなきゃわからないということになりますと、やっぱり3年に1回、民生委員さんはかわることですので、そういうような住民の人たちがわかりやすい民生委員・児童委員の紹介はしていいのではないかと思いますので、今後検討されてですね、また民生委員

さんと児童委員さんのいろんな問題が、そういうふうな番号を教えたらちょっと私は困るか、そういうなことはあると思いますけど、職務についてはやっぱり相談をするところということで、その電話番号と住所ぐらいは教えていいと思います。

その職務をどういうふうに考えてあるかということで、やっぱり区長さんが推薦されて民生委員になられていると思いますので、そういうふうな理解はしていただきたいと思いますので、ぜひ3年に1回、初めのときに、民生委員さんの仕事はこんな仕事なんですよ、こういうふうな人たちがされていますから相談があるときにはしてくださいということをしていただきたいと思っております。やはりひとり暮らしの方とか、要援護者の方のことは、もう民生委員さんですので、把握されていると思いますけれども、そのほかに子供の悩みとか、いろんな高齢者を自分が見ていて、相談とかがやっぱり言えない相談とかというのも、高齢者の家じゃなくてもご相談があると思いますので、そういうようなときの連絡方法がわかるように、周知の方法を考えていただきたいと思っております。

それと、やはりそういうふうなことで、会議が1回行われているということなんですけれども、そういうふうなときに各民生委員さんの、区によっては、何か民生委員さんの仕事がやはり違ったりするということがあると思いますので、最低限のですね、活動というものをもう一度、そういうな話し合い、1カ月に1回の民生委員さんたちの集まりのときに、そういうようなお話も、ほかの行政区はこんなふうなことをしています、こんなことをしていますとかといって、できるならば、最低限の活動をしていただきたいと思っております。

やはり大変なお仕事ですので、報酬のほうも、私のほうをちょっと見ますと、少しちょっと考えなければいけないのではないかと。さきの一番初め、民生委員さんの人数も基準に合えば、いいと思いますけれども、増えればいいと思いますけど、このままで58名でいかれるということは、もう高齢者も世帯数もどんどん多くなってくると思っておりますので、今までの報酬ではちょっと少ないのかなということを考えましたので、お願いしたいと思っております。

そして、会議においては、やっぱり活動でですね、得た知恵と知識とか経験とか問題点、改善策は、もう考えてある、そういうようなものを考えて福祉課のほうできちんと意見をまとめられていると思いますけど、今後一層のですね、民生委員さんが働きやすい、活動しやすい形にとっていただいて、よろしく願います。

次、3点目に行かせていただきます。

3点目なんですけれども、福祉委員についてなんですけれども、今回この福祉委員については、行政区のほうに設置がされているということでお聞きしましたけれど、何名ほどおられるかが、ちょっと人数を聞いてなかったもので、人数のほうを教えてくださいたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 福祉委員でございますが、委員の任期は2年となっております。定数は、各自治会に1名と位置づけてされておりますけれども、自治会長との協議に基づきまして、必要に応じて定数を増やすことができるとなっております。そこで、現在の福祉委員さん

は59名となっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この福祉委員というのはですね、今先ほど言いましたように民生委員と同じような仕事をされるわけなんですけれども、それ以上になるか、訪問もしなきゃいけないと思うんですよね。そういうふうな役割というのは何だろうかというのをちょっと私見しましたら、やはり見つける、だれが、知らせる、どこへ、広める、何を、つながる、どんなことを、それを福祉委員がしていく仕事というんですかね、役割というのがそういうふうに書いてありました。本当にこういうな福祉委員というのがあるからこそ、地域での見守りとか、声かけができてあるんじゃないかと思っております。

私ちょっと参考までにですけども、岐阜県の郡上市では、福祉委員の推進として各自治会に福祉委員を1名設置することで、助成金として自治会に2,000円を、福祉委員の推進に取り組みられていられるように、2,000円の助成金を出されている郡上市がありました。福祉委員のなり手がなくなるとか、民生委員のなり手がなくなるとかということではなくて、やはりそういうふうに自治会でそういうふうに1名の方が、今部長さんのお話では59名の方がいらっしゃるということです。個人にはやる必要はないと思うんですけど、自治会でそういう人を選ばれているんだとしたら、自治会にいろんなそういう地域の福祉の会とかになったときに、2,000円でもうれしいと思うんです。何かにやっぱりお金がかかってくると思うんですね、やっぱり人を見るということは。だから、そういうふうにして、福祉委員をつくることで1名つくれば2,000円の助成金を出しますよというようなことを、事業としてしていけば、福祉委員のなり手は、少しだけでも今度来ると思うんです。何もなくて福祉委員になるというのは、やっぱり大変なことだと思いますので、今本当に貴重な福祉委員さんが、またもうやめるとかというようになるのではなくて、福祉委員として活動がしやすいように、自治会のほうにそういうふうなことをしていただければ、今の福祉委員を大事にしていきたいと思っておりますので、そういうふうな事業もされたらおもしろいのではないかと思っておりますので、ぜひしていただきたいと思います。

それと、先ほど社会福祉協議会に委嘱しておりますということで、ちょっとお話を聞いたんですけれども、やはり今新しい自治会制度がスタートしたわけなんですけれども、今回ですね、地域の福祉力を高める連帯を図るためにはですね、今私が言ったように、福祉委員の推進をぜひ進められるようお願いしたいと思います。

それから、地域ですね、福祉力を高めるためには、やはり地域の見守りとか、声かけとかというのが必要になってくると思いますので、社協さんですね、ちょっと済みません、社会福祉協議会を略称させていただいて社協と呼ばさせていただきますけれども、社協への補助金も、もう年々削減されているわけなんですけど、平成18年度から福祉基金を取り崩したり、そういうふうなことで社協の事業も何か大変なことになっていると思いますけど、社協のほうに補助金を上げられていると思いますけれども、やっぱりそういうふうな上げるばかりじゃなくてです

ね、補助金ありきじゃなくて、社協の正確な補助金はどういうふうなために使って、正確な情報とか、そういうようなものを、事業とか見た上で補助金をお願いしたいと思います。

今は、包括支援センターが主となって直営になっているわけですので、そういうふうなところが活動しやすいようにですね、社協がしていない部分を、包括支援センターも一緒に協働してしていかなくちゃいけないと思いますけれども、直営になった以上は、包括支援センターが主となって、地域住民が抱えている福祉問題に対してさまざまな支援とかをしていただいて、みんなが安心してですね、暮らせるようなまちづくりをしていただきたいと思います。

自治会と民生委員の輪が広がるようにですね、今後頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後4時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程(4日目)

[平成21年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成21年12月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 橋本 健
(7) | <p>1. 地域コミュニティの推進について</p> <p>(1) 校区自治協議会の活動について
各部署が設置されたようだが、6つの校区協議会において人員体制は整ったのか。また、いつからどのような活動が実行されるのか伺う。</p> <p>(2) 協議会への行政支援について
協議会の運営や活動活性化のために、どのような計画を持っておられるのか行政の支援について伺う。</p> <p>(3) 自治協議会連合会の役割について
自治協議会連合会は6つの校区協議会の代表で構成されるが、内容及び役割について伺う。</p> |
| 2 | 大田 勝義
(12) | <p>1. 環境問題について</p> <p>(1) 地球温暖化対策として、各公共施設に太陽光発電を設置する考えがあるか伺う。</p> <p>(2) 本市のエコ対策に対する考え方</p> <p>2. 都市整備について</p> <p>(1) 第一種低層住居専用地域での空き店舗が建築基準法に合致しない入居があった場合の対策について伺う。</p> <p>(2) 市役所前の道路は屋根、外壁の色について規制があるが、現状の取り扱いはどうなっているか伺う。</p> |
| 3 | 小柳 道枝
(10) | <p>1. 自然環境保全について
太宰府の緑豊かな歴史・自然環境を次世代に残すため四王寺山、宝満山等の保全に関する計画等について伺う。</p> <p>2. 防犯灯・街灯について
市内全域の防犯灯及び街灯が暗く感じるが、安全確保のためにも、もう少し明るくできないか。
また、防犯灯・街灯を自治会の負担軽減をはかり、設置増ができないか伺う。</p> |

| | | |
|---|--------------|--|
| 4 | 安部啓治
(11) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国のダム建設計画見直しによる市への影響について <ol style="list-style-type: none"> (1) 大山ダム、五ヶ山ダム建設計画について
中止となった場合、市への影響はどうか伺う。 (2) 今後の水道事業計画について (3) 水道料金見直しについて 2. 割り箸の再利用について
再利用商品の利用拡大とPRについて伺う。(建築資材等) |
| 5 | 後藤邦晴
(5) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 市営駐輪場の管理運営について <ol style="list-style-type: none"> (1) 西鉄五条駅前の駐輪場が無料になった理由について (2) 駐輪場の管理の実態について 2. 公共施設への案内看板について <ol style="list-style-type: none"> (1) 見えづらい看板の見直し等について (2) 利用者の声をどのように反映しているのか伺う。 |
| 6 | 清水章一
(13) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度予算について <ol style="list-style-type: none"> (1) 財源の見通しについて (2) 新政権による影響について (3) 平成22年度事業における予算編成と新たな施策について |
| 7 | 田川武茂
(17) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 調整池の有効利用と管理について <ol style="list-style-type: none"> (1) 大佐野川沿いの向佐野区の調整池に下駄をはかせて、テニスコートやグラウンドゴルフ場をつくるなど、市民の癒しの場として利用できないか伺う。 (2) 調整池内の雑草及び周辺の雑草の管理はどのように行っているのか伺う。 |
| 8 | 佐伯修
(15) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 西鉄下大利駅、都府楼前駅間の新駅について <ol style="list-style-type: none"> (1) 市として、今までに要望してきたことがあるか。 (2) 水城跡周辺の発展と観光、そして西地域の活性化につながると思うが、市の考え方を伺う。 (3) 下大利駅まで高架になると聞いているが、本市ではどのように対処してきたのか伺う。 2. 国の特別史跡である水城跡の西門の整備計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 今現在どのような考え方でいるのか。 (2) 大野城市側はある程度整備されているが、太宰府市側はまったくと言っていいほど手がつけられていない。市の考え方を伺う。 (3) 古代道として、もっと観光の目玉としてPRする必要があると思うが、市の対応、考え方を伺う。 |

2 出席議員は次のとおりである(19名)

1番 原田久美子 議員

2番 藤井雅之 議員

3番 長谷川 公 成 議員
5番 後 藤 邦 晴 議員
8番 中 林 宗 樹 議員
10番 小 柳 道 枝 議員
12番 大 田 勝 義 議員
14番 安 部 陽 議員
16番 村 山 弘 行 議員
18番 福 廣 和 美 議員
20番 不 老 光 幸 議員

4番 渡 邊 美 穂 議員
7番 橋 本 健 議員
9番 門 田 直 樹 議員
11番 安 部 啓 治 議員
13番 清 水 章 一 議員
15番 佐 伯 修 議員
17番 田 川 武 茂 議員
19番 武 藤 哲 志 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

6番 力 丸 義 行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

| | | | |
|------------------|---------|----------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 松 田 幸 夫 |
| 健康福祉部長 | 松 永 栄 人 | 建設経済部長 | 新 納 照 文 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長 | 大 藪 勝 一 | 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 協働のまち
推 進 課 長 | 諫 山 博 美 | 市 民 課 長 | 木 村 和 美 |
| 環 境 課 長 | 篠 原 司 | 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 |
| 子育て支援課長 | 原 田 治 親 | 都市整備課長 | 神 原 稔 |
| 建設産業課長 | 伊 藤 勝 義 | 上下水道課長 | 松 本 芳 生 |
| 施 設 課 長 | 大 江 田 洋 | 教 務 課 長 | 木 村 裕 子 |
| 文化財課長 | 齋 藤 廣 之 | 監査委員事務局長 | 井 上 義 昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 松 島 健 二 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 浅 井 武 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておいております。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として力丸義行議員を指名しておりましたが、本日欠席でありますので、本日の会議録署名議員として、8番中林宗樹議員を追加指名いたしたいと思っております。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） 皆様おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の地域コミュニティの推進について、1項目3点の質問をさせていただきます。

全国の多くの自治体では、地方分権型社会の確立を目指し、市民参加を重視した地域活性化策であります地域コミュニティづくりが推進されております。本市におきましても、第四次総合計画後期基本計画の3大戦略プロジェクトの一つとして、小学校区を単位とした地域コミュニティづくりに努力されておりますことは、周知の事実であります。

その基本計画には、住民自治を確立するため多様な主体、つまり市民、NPO、ボランティア、学校、事業者などと行政とが協働しながら、市民一人一人が地域のまちづくりに気軽に参加し、運営にも楽しくかかわることができるような仕組みづくりを行います。そして、地域住民による地域のまちづくりを通して、地域への愛着や地域住民同士の連帯感を醸成するなど、豊かさを実感できる地域社会の実現を目指して地域コミュニティづくりを推進しますと、このように記載されております。

確かに、現代は価値観が多様化し、自分本位に振る舞う傾向が見られ、地域における連帯感も希薄化しております。また、少子・高齢化といった社会情勢の変化により、高齢者介護や子育て支援、さらに凶悪犯罪や環境の悪化などさまざまな問題が発生し、快適な暮らしにはほど遠い状況にあります。

したがって、このような現状を少しでも打開するため、まず地域の住民が互いに支え合い、協力し合っていく体制が不可欠であり、行政と一緒に、より住みやすい生活環境をつく

り上げていくことが肝要かと思えます。

さて、協働によるまちづくりを掲げた地域コミュニティづくりの推進は、後期基本計画が平成18年から平成22年の5カ年であり、来年度1年を残すのみとなりました。今年の4月より、新しく自治会制度に移行され、各自治会長の結束と協働のまち推進課の努力の結果、6つの校区自治協議会が組織化され、それぞれの校区自治協議会において専門部会あるいは委員会が設置されたとの報告をいただきました。

これまで、2つの校区につきましては、たびたびの一般質問の中で、立ち上がった旨のご答弁をいただいております。しかし、残り4ないし5校区につきましては、なかなか進展せず、言い知れぬご苦勞も多かったかと存じます。

昭和57年の第二次総合計画からうたわれ続けてきた地域コミュニティづくりですが、ここに来て急展開しましたことは、行政の熱意と担当課の努力のたまものであり、素直に敬意を表したいと思います。

現在、6つの校区自治協議会が同じスタートラインに立ったわけですが、魂を入れる作業は、いよいよこれからが本番であります。各自治協議会におきまして、何をどのように実施していくのか、まだ具体的な取り組みが明確にはされておられません。行政として、これからどうかかわっていかれるのか、ここで3点について質問させていただきます。

1点目は、各部会が設置されたようですが、6つの校区自治協議会において人員体制は整ったのか、いつからどのような活動が実行されるのか、お伺いいたします。

2点目は、校区自治協議会の運営や活動活性化のために、行政としてどのような計画を持っておられるのか、行政支援策についてお尋ねいたします。

3点目は、自治協議会連合会は6つの校区協議会の代表で構成されておりますが、その内容及び役割についてお聞かせください。

以上、1項目3点につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） おはようございます。

橋本議員の第四次太宰府市総合計画の戦略プロジェクトの一つでございます地域コミュニティづくりの推進についてお答えを申し上げます。

太宰府市の地域コミュニティによります協働のまちづくりのさらなる推進を図りますために、本年4月に区長制度の見直しを行い、新しい自治会制度に移行するとともに、おおむね小学校区ごとの校区自治協議会の設立を働きかけてまいりました。自治会長の皆様方のご理解とご協力によりまして、9月26日には太宰府西小学校区と、それから水城西小学校区合同の太宰府市西校区自治協議会の設立を皮切りといたしまして、11月29日には水城西小学校区自治協議会が設立をされました。これで全小学校区協議会が、44行政区自治会のご参加のもとに設立をされました。

今後、さらに地域コミュニティづくりを推進していきますためには、地域の人々が地域コミュニティに対する理解を深められるとともに、市においても将来ビジョンの明確化、支援体制の強化、あるいはコミュニティ施設の整備方針等計画的に進めていくことが私は必要であると、このように考えておるところでございます。

重ねまして、新しい自治会制度の発足から校区自治協議会の設立に至りますまで、ご尽力をいただきました44自治会長の皆様方に対しまして心から敬意を表しますとともに、衷心よりお礼を申し上げたいと、このような気持ちでいっぱいでございます。誠にありがとうございます。

具体的な回答につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まず、1項目めの校区自治協議会の活動につきましては、ただいま市長が申しましたように、9月26日に太宰府市西校区自治協議会、防犯防災、環境、文化、福祉、体育の5部会での設立を皮切りに、9月27日、太宰府南小校区、防犯防災、文化、体育の3部会、9月28日に国分小校区、防犯防災、文化、体育の3委員会、10月28日、太宰府東小校区、防犯防災、体育の2部会、11月28日、太宰府小校区、防犯、福祉、体育の3委員会、そして11月29日に水城小校区自治協議会が防犯防災、健康福祉、環境美化、文化体育の4委員会で設立をされました。このことにより、44行政区すべての自治会が校区自治協議会に加入されたこととなります。

部会委員会の体制につきましては、先月29日に設立されました水城小校区協議会を除いて、部会委員を各自治会から推薦し、校区自治協議会の設立と同時に発足をいたしております。

設立が早かった校区協議会につきましては、既に校区内防犯パトロールを初めといたしまして、校区内全帯配布の「ぼうはんだより」の発行、あるいは防犯防災講座の開設など、積極的に活動をされております。

太宰府南小校区協議会では、去る11月29日に隔年開催の第3回校区合同文化祭が、文化部会において盛会裏のうちに開催をされています。

健康福祉関係におきましては、ミニ健康展など、国分小校区、太宰府南小校区、太宰府市西校区で実施をされております。

他の部会委員会については、現在、年度内の事業計画及び新年度の事業計画について、鋭意協議を重ねておられるところであります。

次に、校区自治協議会への行政支援についてでございます。

協働のまち推進課の担当職員3名が、それぞれ2小学校区自治協議会を受け持ちまして、自治協議会役員会や各種部会委員会に出席をいたしまして情報の共有化を図るとともに、課題解決に向けて、ともに活動を行っているところでございます。

今後、各種部会委員会におきましては、協働のまち推進課の職員はコーディネーターとして出席をし、専門知識を持った各課担当職員の派遣を行ってまいりたいと考えております。

また、財政支援策といたしましては、地域運営支援補助金を校区自治協議会に支出するとともに、地域コミュニティ推進事業支援補助金を活動内容に応じて支出することにより、校区自治協議会の活動支援を行っております。

最後に、3項目目の自治協議会連合会の役割についてでございます。

自治協議会連合会は、校区自治協議会相互及び市との連携、交流並びに連絡調整に関することや地域コミュニティづくりの推進に関し提言等をしていただくことの位置づけをいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今ご答弁いただきましたけれども、初日の全員協議会で地域コミュニティづくりについての進捗状況の説明がございまして、それをもとに資料をちょっとつくらせていただきましたけれども、資料をごらんいただきたいと思います。

成立順にまとめておりますけれども、太宰府市西校区自治協議会、ここは水城西と太宰府西とが合併したということでございますけれども、9行政区で6,208世帯ですね。それから、太宰府南小校区自治協議会が5行政区の2,313世帯、それから国分小校区自治協議会が4行政区の3,181世帯、それから太宰府東小校区自治協議会が5行政区の2,473世帯、太宰府小校区自治協議会が14行政区の5,653世帯、水城小校区自治協議会が7行政区で6,855世帯と、このような自治協議会が成立したわけですけれども、6つの自治協議会を見ましても、やはり防犯防災部会あるいは委員会、これがどこでも設けられたということで、非常に関心がやっぱり高いのかなというふうに思っております。

そこで、こうやって6つの協議会の足並みがそろったわけですけれども、その自治協議会には担当職員の方が3人つかれたということですが、その担当職員の役割について、もう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど答弁させていただきましたように、校区協議会の立ち上げについては、今年度に入りまして、それぞれの担当者、係長、課長が協議を重ねてまいりました。そういうものの中から、協議会の設立に結びついていったものと思っております。今後につきましては、行政情報や各校区での取り組みの情報、あるいは委員会、部会の中でいろんな課題等が発見されたときに、それをどう解決していくかというような協議に進んでいくものと思っております。そういうものに関しましては、担当職員が窓口となりまして、それぞれの所管の担当職員とのつなぎ、あるいは問題解決について、ともに考えていきたいと思っております。

現に、一つの事例を申し上げたいと思います。

この間、一つの地域課題、例えば大きな、県道31号線沿いの下にアンダーとかあって、子供たちの通学路になっていて、その解決をどうするかというような問題の中で、落書きが起こっ

たりとかですね、そういうものがありました。その解決については、これまでは、その行政区の区長さんが窓口になっておいでになっておりましたけれども、ある校区協議会では環境についてこれを取り組んでいこうということで、その環境の担当自治会長さんがおられまして、校区全体の課題として解決していこうというようなことで、その方が窓口になって協働のまち推進課の担当職員あるいは建設産業課一緒になって、今後の県あるいは市との協議をどうしていくかというようなこともできておりますので、そういうものから少しずつ積み上げをしていき、信頼関係をつくりながら、皆さんとともに協働のまちづくりの具体的な展開をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 行政のほうも熱心に取り組まれてですね、機運は高まりつつあると思うんですが、水城小学校区ですか、ここがまだ人員体制が確立されていないということなんですが、ここはどのような状況でしょう。いつぐらいまでにでき上がるのか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 水城小学校区につきましても、防犯防災の関係の委員さんについては既に指名されておまして、事前協議、あるいは今後の活動について、総会の後、協議がなされております。残りの3委員会について、各自治会からどのような役割の人を推薦するかということが今協議をされておりますので、委員会の委員が推薦されて、具体的な協議に入っていくものと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。

先ほども申しましたようにですね、防犯部会とか、防犯委員会、防犯防災ですか、これについてはやっぱり安全・安心なまちづくりということで、いずれの校区も非常に必要性を感じられているということでございますけれども、筑紫野署が今実施されております第2、第4金曜日の一斉街頭パトロールですね、こういったものを校区全体で取り組むということも可能になったわけです。多分来年度は、そういう校区単位ですね、防犯パトロール、一斉パトロールが実現されると思いますけれども、ここでちょっとお願いをしたいことは、さらにですね、グレードアップといいますか、規模拡大をしてですね、全市で取り組むという、クリーンデーみたいなですね、こういった太宰府市一斉パトロールの日というふうに銘打って、空き巣や泥棒などを寄せつけない活動実践の取り組みを試みられてはどうだろうかと思っております。このことにより、防犯に対する市民の関心を一層高め、それから一体感を感じる市民活動だと思いますので、ぜひ各校区のですね、調整をしていただきまして、この点について行政からも提案をしていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 進め方につきましては、各自治会で取り組むべきもの、あるいは校区で取り組むべきもの、今ご提言のありました全市的に取り組むものという、いろんな段階があると思います。それで、この間、地域コミュニティづくりの中でいろいろな協議を重ねてまいりました。これまでは、先ほど提言がありましたように、行政といいますか、市のほうですね、こういう事業を展開したいということで、一定、取り組みの事業内容等も決めながら提案をしていき、それに参加、協力をお願いしていくような形をとってきていたと思います。そういう事業の展開のほうが多かったと思います。この間の中でもご報告していますように、そういう行政主導のあり方から、あるいは転換が必要だろうということで、地域の中で協議をしながらやっていくということ。校区協議会、校区全体のパトロールが、結果として今できていますが、そこに至るまでの道のりというのは、いろんな協議を重ねながら、自分たちの自治会のいろいろな問題、課題を整理しながらですね、取り組みをされてきたということもありますので、そういう全体的なパトロールをしたほうが、より効果が上がるというような状況あるいは判断になったときについてはですね、そういうものが展開されていくものだろうと思いますけれども、まずはそれぞれの自治会、それから校区というような、自治会の中でやるべきこと、校区の中でやるべきこと、全市的にやるべきことを整理しながら、行政、地域との役割分担も明らかにしながら展開をしてまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 徐々にで結構でございますから、広がりをつけていっていただければと思っております。

それから、こういう協議会では、それぞれ5部会あったり、3部会あったり、2部会と、いろいろございますね。委員会が設置されておりますけれども、自治会によってはですね、文化部やら、それから体育部がないということはないでしょうけれども、環境部がないとかですね、福祉部がなかったりとか、そういったところもあると思うんですね、自治会に。そういったところが一つの自治協議会でまとまるわけですけども、部会や委員会の打ち合わせ等でですね、不都合が起きたりはしないかどうか。把握されていましてらご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今ご指摘のように、それぞれ校区協議会におきまして委員会の設置数にばらつきがございます。これは先ほど申しましたように、各自治会の中で、そういう役割を持った委員さん、評議員の方がおられるところもあれば、そういうものができていないというところもあります。それで、無理がないところで、具体的な協議に入れるところから部会委員会をつくっていかうということで、校区の中でそれぞれが決められたところからつきがあると思います。

ただ、これもまた実例を一つお話ししたいと思いますけれども、ある小学校区では文化祭をしようということになりましたけれども、もう何年も前に文化祭を中止して、文化委員みたいな

のが今いないんだよなというようなお話の中から、公民館の主事あたりに担当させようという形で、実際に取り組みをされました。そういう中で、やはり自治会の中にそういう文化的な役割を持った委員さんが必要だということで、逆に自治会の中でそういう体制づくりをされていたということもあります。

だから、先ほども申しましたように、そういう協議の中で校区協議会がグレードアップするし、自治会のほうもですね、いろいろな役割の中で、無理のないところでグレードアップしていただきたいという期待を持っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 1点目の最後の質問になりますけれども、新年度、平成22年度に向けて、各校区自治協議会の実施計画というのを皆さん立てられると思うんですね。その提出については、必ず出していただくものなのか、行政のほうで呼びかけされるのかどうか、どうなんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 当然、校区協議会設立の時点におきまして事業計画を立てられ、予算編成をされておられますので、事業計画についても提出をさせていただいております。ただ、先ほど申しましたように、まだ具体的な委員会の設置が決まっていないところについては、今年度の事業計画としては、そういう委員会の充実を図っていくための会議をするというような事業計画にはなっているところがあります。平成22年度の中では、具体的な事業計画、もう少し、会議だけではなくてですね、そういうものが出るものと思っています。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） では、2点目の協議会への行政支援について質問させていただきます。

3人の職員の方がですね、張りついて、あるいは将来的には担当職ですか、担当職、専門職をつけてコーディネーターとして働いてもらうということでございました。それから、地域支援補助金ですか、これも場合によっては、事業によって出しましょうというご答弁いただいておりますが、部会や委員会をつくったが何も活動がないとかですね、そういうことでは困るわけでありまして、形骸化しないようにするために、何か特別に方策というものを考えておられますでしょうか。今までが、ただ人員を配置しただけで動きがなかったわけですね。これを動くような組織にしていくために、何か行政としても支援策といいますか、方策を何か考えておられましたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今年度になりまして私も驚いているのは、今まで区長制度でした。市長のほうから、こういう事業展開をというようなことをお願いしておりましたけれども、今回のこの校区協議会の設立については、先ほどご報告しましたように担当職員も一緒に協議を重ねましたけれども、日程の設定、会場の設営、それから総会資料の作成に至るま

で、それぞれの校区の自治会長さんが自分たちで準備をされ、そういう校区協議会の設立に向かって進められております。

校区協議会の会長さんが決まりましたので、先日市長との懇談も行ったわけでございますけれども、市長の委嘱を受けた区長という形ではなくて、これからは対等な関係で市が提案する協働のまちづくりを進めていきたいということが、懇談の中で意思一致を図られました。それで、当然行政情報としては、いろいろな提案を市のほうからもしたいと思っておりますけれども、そういうものを受けて自主的に、先ほどご提言がありましたように事業計画の作成とか、そういうものをされるというようなことがありまして本当に素晴らしいことだなと、市長以下私どものほうも感銘を受けているところです。

今後につきましては、本当に協働のまちづくり、行政と地域の協働のまちづくりが具体化していくものと期待しておりますので、市が行政主導の形で引っ張っていくということじゃなくて、担当職員も一緒にですね、悩みながら地域課題の解決に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私はこのように考えるわけですが、どうしても形骸化してしまって動きがないというところに対しては、やはり協議会における会則とか、もちろん部会委員会を含めた規約づくり、こういったものをつくっていただいて、そこから事業計画なり、予算、こういうものを編成していくというふうにしていったらどうかというふうに、そうすれば実際に動く組織が、組織といいますか、動く事業ができるのではないかなと思っております。

校区自治協議会の運営費について、ちょっと確認のためにお尋ねをしたいんですけれども、今まで区長報酬分というのがありまして、その20%掛けるの行政区数ですか、それに各行政区に交付されておりました事務費補助の集約したものとなるわけでございますかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域運営支援補助金につきましては、規則を定めまして、区長報酬額の2割を校区協議会、それから8割分を各区に支援をするという形、それと行政区事務補助金は、今までどおり各区に示していたものを、全額各区の自治会のほうにお渡しするというような額の配分にいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） そうしますと、参考例としてですね、西校区の場合の9行政区で自治協議会でできているわけですが、大体おおよそ年間どれぐらいになるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ちょっとお待ちくださいね。校区ですよ。

（7番橋本 健議員「9行政区」と呼ぶ）

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 9行政区ですね。

(7番橋本 健議員「はいはい」と呼ぶ)

○協働のまち推進担当部長(三笠哲生) 申しわけございません。215万円ぐらいになります。細かい数字、ちょっと今、たたいてないのでわかりませんで済みません。

(7番橋本 健議員「はいはい」と呼ぶ)

○議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

○7番(橋本 健議員) そうしますと、215万円、運営費に回るわけですけどね、当然年度末には、その活動報告と決算報告というのも義務づけられると思うんですね。もし、活動がなかったと、計画には立てていたけど活動しなかったといった場合には、どうしても余りますね。そういう場合には、市へ返納し精算するのか、あるいはそれとも繰越金としてですね、翌年に繰り入れてもいいのかどうか、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長(不老光幸議員) 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長(三笠哲生) 地域運営支援補助金の交付規則を設けております。これについては、精算ということについては定めておりません。

それから、地域コミュニティ推進事業支援補助金というのを別に設けております。これは従来からあった部分です。校区協議会に対して、活動に対して補助をするというような内容ですけども、これについては精算をしていただくことにいたしております。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

○7番(橋本 健議員) じゃあ、2点目の最後の質問ですけれども、大野城市みたいに各地区にコミュニティセンターがあれば、それを活動拠点としているんな幅広い活動ができると思うんです。例えば子育て支援とか趣味を通じた交流、それから市の代行業務で住民票あるいは印鑑証明書などの発行、こういったものができると思うんですけれども、将来この点について、箱物というのは厳しいでしょうけれども、お考えがあるかどうか。また、協議会などからはそういった要望が出ていないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長(不老光幸議員) 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長(三笠哲生) 第四次総合計画の地域コミュニティづくり推進プロジェクトの中で、地域コミュニティづくりの拠点となる施設の整備を明記いたしております。地域と行政が参加、交流、連携、協働を図る場となる拠点整備については、当然必要であると思っております。校区協議会が設立されましたので、今後校区協議会と協議を重ねながら、整備方針を明らかにしてまいりたいと考えております。現下の社会経済状況の中から財政計画を張りつけた早期の実施計画については、なかなか困難な面があると思っておりますので、まずは当分の間、地区公民館あるいは共同利用施設ですね、それと、いきいき情報センターなどの公共施設などの既存施設の活用で対応をしていただくということにいたしております。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。

3点目のですね、自治協議会連合会の役割についての質問をさせていただきます。

自治協議会連合会、これは昨年までは区長協議会という形で、偶数月の年6回ですか、プラス、それから臨時協議会やら役員会などが開催されていたようですけども、新しい体制になりまして、来年度平成22年度の自治協議会連合会ですね、これは各校区の代表の方が、会長さんが集まって、6名ですね。6名のほかに、行政としてはだれとだれが参加されて、年間どれぐらいの会議をされるのか。その点について、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 自治協議会連合会につきましては、この行政区の設置に関する規定の中で、新たに今年度うたっております。これにつきましては、従来区長というのは市長が委嘱しておりましたので、全区長さんに招集かけて、いろんな情報交換をしたりとか、あるいは行政の伝達事項を流したりとかということが可能でございました。

しかし、区長委嘱制度を廃止するというに当たりまして、まずは自治会の中で校区協議会を立ち上げていただいて、校区協議会につきましても自主自立で運営される任意協議会という形になります。

それで、校区間の、先ほど報告しましたように情報交換とか、そういうものも必要だし、情報等の連携も必要だということで、いろいろ庁内で検討したんですけども、校区も任意、あるいはその校区協議会の会長も集まるのも任意ということでは、組織的に少し困難な部分があるだろうということで、連合会というのを位置づけているところです。

それで、先ほど報告しましたように、先日校区協議会の会長と市長が懇談をする中で、報告しましたように、これからは市長から指示を受けて動くんじゃなくて、自分たちもやはり対等な立場でいろいろな地域づくり、まちづくりに貢献をしていきたいということ。

ちょっと話が変わりますけども、今年度になりまして、全自治会長さんが任意でつくられた自治会長連絡会というのを、今つくって協議をされております。これは任意団体です。そういうものもできておりますので、これから連合会の組織のありようとかですね、そういうものを少し整理をしながら進めていきたいと思っております。

それで、今年度ではなくて平成22年度にですね、この辺の校区とのつながりをどうしていくかというものを少し再検討したほうがいいのかなということで今取り組んでいるところで、現時点ではこの校区自治協議会連合会の具体的な予定については、まだ定めておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 連合会の会議については、まだ内容が定まっていないというご答弁でございますけれども、これは校区間の意見交換というのは非常に重要になってまいりますので、早目にですね、具体的に実施されるように要望をしておきます。

ここで、率直にお伺いしますけれども、6人の校区自治協議会会長だけがなぜ市から委嘱さ

れたのか、理由をお聞かせいただきたい。もし、委嘱であれば当然手当が発生するわけですね。6名の方の報酬額は、年間どの程度予算化されるおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今ご指摘のように、この連合会につきましては市長が委嘱するということで予定をいたしておりますけれども、先ほど申しました懇談の中で、そういう役割を今後自治会長の中で協議をしながら、少し整理をしたいというようなお話にもなっておりますので、その結果が出ましてですね、連合会になりますけれども、委嘱についてはですね、その協議の中で行わないということで今進めているところです。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 委嘱はしないということですね、わかりました。

先月ですね、総務文教常任委員会では、宮崎市と薩摩川内市ですか、を視察されておりますが、地域コミュニティづくりについての視察だったようでございます。500円のコミュニティ税を導入し、地域課題解決のために活動費として利用されている宮崎市、あるいは薩摩川内市ではそのセンター事務局に協議会が雇用された職員を配置し、きめ細かなコミュニティ活動をされているということで、担当課の方も随行されておりますので、その辺の報告書と、それから取り組みの実態などを参考にされまして、実効性を明示した計画書をお願いしたいと思っております。

そこで、市長にお伺いしたいんですが、第五次総合計画素案を策定中のようでございますが、地域コミュニティづくりは、やはり3つの戦略プロジェクトの一つとして事業継続をされるのか。されるのであれば、どのような実施計画を考えていらっしゃるのかですね、さわりの部分だけでも結構ですから、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 第五次総合計画、今素案策定中でございますけれども、その中にも当然のことながら、この協働のまちづくり、地域コミュニティづくりの、より今以上の充実強化等々、そして市民の皆様と一緒にこのまちづくりを行っていくというふうな、地域力を高めるための組織づくりを、引き続き主目標の一つに掲げてやっていきたいというふうに思っております。

そして、将来的には、今も担当部長のほうから申し上げておりますように、拠点づくりも必要だと思いますし、そして今の補完的な経過の中においては、既存の施設というふうな中で行われております。基本的な頭に描いておりますのは、南小学校区で行われております小学校の校舎の一部を使った形の中での、小学校に併設させるというふうな、そういったイメージでもってやっていきたいというふうに思っております。

それから、ゆくゆくは、今一般市営土木等々も行ってありますが、そういったものを、例えば大阪の池田市の状況を参考にいつも考えておるんですけども、住民税の1%をそれぞれの

校区協議会あるいは自治協議会に提起をし、そしてその実情に合った問題提起、事業、例えば市全体の行政課題と各行政区自治会の行政課題、若干相違がある部分が出てまいります。例えば、Aという自治会については、通学路の問題が優先順位に上がる場所もございませう。あるいは、子育て支援というようなものが優先順位に上がる場所もございませう。あるいは、場合によっては道の補修と、側溝の補修というようなことが優先順位に上がる場所もある場所です。住民税の1%の枠の中でできる事業といたしましませうか、住民の皆様方で考えていただいて、市全体になりますと、優先順位が、市営土木の場合にあつてはまだまだ優先順位が回つてこないというような場合であつても、その校区、それぞれの校区の中での優先課題を重視して事業を展開する、一部そういった考え方も導入していくと、そういった方向性が今後の自治協議会の充実強化の中において、一つの方策として私は出てきてもいいと。そういった場合については、ともに考えて、これもまちづくりの一環になるわけですから、そうした展開もしていきたいなというふうにしておるところです。

第五次総合計画については、そういった中で、橋本議員も言われましたように魂を入れるというふうな方向性に、より充実強化をしていきたいというふうにしておるところでございませう。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

こういう自治協議会が一応横並びで今整つたわけでございますけれども、やはりですね、校区間の横の連携、これがやっぱり、こういう横の連携をいかに図っていくかということが、これからの市全体の活性化につながっていくのではなからうかと思つております。それだけに、連合会の会長さんの役割というのは非常に責任重大じゃないかなというふうにも考えておりますが、それにも増して、やはり行政もまた、運営や事業、先ほども情報提供するいろんな施策考えていらっしゃると思いますが、アドバイス等をしていただきまして、より充実したコミュニティづくりの推進に最大の努力を払っていただきたいということを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、12番大田勝義議員の一般質問を許可します。

[12番 大田勝義議員 登壇]

○12番（大田勝義議員） 議長の許可をいただきましたので、通告しております2点について伺いをいたします。

まずは、公共施設、特に学校ですけれども、太陽光発電を設置する考えはないかについて伺いをいたします。

地球環境問題は、人類生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題です。鳩山総理は、温室効果ガスを2020年までに、1990年度比25%削減するという国際公約を明言されました。25%減は、

真水だけではなく、森林吸収や海外からの排出枠購入も含むと主張なさっています。

最近テレビを見ますと、エコという言葉がやたらと目につきます。エコカー、エコ家電、エコ住宅など、さまざまです。公共施設の中で学校のエコに対して、文部科学省はスクール・ニューディール構想の推進ということで、1つには耐震化の推進、2つ目はICT化の推進、3つ目はエコ化の推進に力を入れています。特に学校における太陽光発電の導入は、低炭素社会への実現に向けて、学校、地域にわたる環境エネルギー教育など、再生可能エネルギーの積極的な活用により、CO₂の削減効果や学校の電気代節約にもなります。また、補助金も出るということですので、太陽光発電の導入を検討されたらいかがかと思いますが、市の考え方を伺います。

また、本市のエコについて、将来的にどのようなお考えをお持ちなのか、あわせて伺いをいたします。

2点目は、最近ちらほら見受けるのが、第1種低層住居専用地域の中に、このような店舗ができるのかなと疑問に思えるところが多々見受けられます。第1種低層住居専用地域は厳しい制限がございます、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、また兼用住宅では、延べ面積2分の1以上を居住の用に供し、かつ50㎡以下の店舗に限り建築が可能です。そして、その店舗にも、業種によっては建築できません。周りを見回しますと、建築基準法に合致していないと思われるようなところもあるようですが、このような場合の対応についてどう考えられるのか、伺いをいたします。

また、本市には、国立博物館がオープンして以来、観光客も増えて、市役所の前の道路は、表玄関口として重要な役割を果たしております。景観は指導要綱にて守られていると思いますが、屋根の色、外壁の色についてどのような指導をなさっているのか、伺いをいたします。

あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） それでは、まず1点目のご質問にご回答を申し上げます。

環境問題、特に地球温暖化防止対策につきましては、国はもとより地方自治体や市民レベルでの取り組みが大変重要となっております、ご質問にもありましたとおり、太陽光発電は、地球温暖化の原因とされます温室効果ガスの発生が少ない再生可能エネルギーの一つとして、注目をされております。

ご質問の学校施設などへの導入につきましては、本市の場合は、国の重要施策であります耐震補強工事を最優先といたしましたことから、今日まで見送った経緯もございます。したがって、今後の学校施設などの公共施設への地球温暖化防止対策につきましては、国や県の助成などの動向に注視してまいりますとともに、本市の現在の財政状況等を勘案しながら、検討を重ねてまいりたいと思っております。

次に、2点目の本市のエコ対策に対する将来的な考えにつきましては、現在平成23年度から平成32年度までの10年間を目標年次といたします、第3次の太宰府市環境基本計画の策定に既

に着手をいたしております。この基本計画の中におきまして、問題となります地球温暖化防止対策を初めといたしまして、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入など重要な施策として位置づけをしていきたいというふうに思っております。

今後は、さらに具体的かつ現実的な課題を整理しながら、新たな施策や事業を織り込みまして、本市の環境行政を中・長期的な展望に立ち、総合的に展開をしてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 先ほどお尋ねいたしましたけれども、基本的には耐震化を優先したからということですね。それで、太陽光発電については、予算問題とかがあるから、もちろん国、県に対しても相談をしながらという考え方のようですが。

私、文部科学省のホームページを調べたんですけども、その中で学校への太陽光発電導入というほかに、二重サッシ、それから断熱ガラス、それから断熱材、節水型トイレ、省エネルギーの導入というふうなことで、省エネルギーの改修や学校の芝生とかそういったものについて、エコの改修のために、やはりいろいろと予算を挙げてあるということもホームページで見させていただきました。

それからですね、これは特に学校なんですけれども、新しい学習指導要綱においても、エネルギーや資源について、また光電池の働きについて要綱の中に織り込んでいるというふうなこともあるんですね。こういったことも、やはり子供たちに対して環境、要するにエコに対して、やはり屋上とか、そういったところにつけることによって、ここの学校はエコで、要するに太陽光発電を使いながら賄っているんですよというふうな具体的な指導もできるのではないかと、そのような気がしております。

そしてもう一つですね、これは日本がフロントランナーとして、世界に先駆けて低炭素循環型社会を構築していくと、そして地球温暖化に対しても、国際的な責任、それから役割を果たす上で、非常に学校への太陽光発電の導入というのは、大きな意義を有するものというふうに文部科学省は言っているわけですね。

そして、文部科学省のほうでも、経済産業省、それから環境省と連携をしながら、また一体となって、この導入を図っていくと。それで、公立の小学校、それから中学校、高等学校においても、早期に、現在の約10倍のですね、学校施設への設置を目指してまいりますと、このようにホームページのほうではきちっと明記してあるわけですね。

それで、この予算につきましても、先ほど耐震化ということと言われ、それを先駆けてやっているということもございますけれども、これちょっと調べていただきたいんですが、事業費の平均95%を国が負担をするということを言っているわけですね。だから、ほとんど国が負担するわけですよ。それで、ある業者さんに聞きますと、北九州のほうでは、やはり実際どんどん進めているということですね。だから、これは私、実質、これは特に地球という問題にしまして、やっぱり一番大事なことではなかろうかというふうな気がするわけですね。だから、

先ほどの耐震云々もございましょうが、ぜひともこの太陽光発電につきましてはやっていただきたいというか、国と連絡とりながら、先ほど言いましたようにスクール・ニューディールというふうな、そういう構想の推進があるものですから、再度ですね、もちろんニューディールの中には耐震化の推進ということももちろんありましたから、それを当然、それを先にされたんだろうと思いますけれども、このエコ化の推進ということも非常に大事な問題だろうと思います。それで、ぜひともやっていただきたいというふうに思っております。

それからですね、もう少し話を進めさせていただきますが、じゃあ世界の取り組みというふうなことになった場合、ちょっとこれも資料で調べさせていただきましたけれども、日本というのは過去2005年限りで廃止したんですね、一度ですね。それを今度2009年から、また再開しているわけですね。それで、2010年度からはですね、家庭や公共機関に設置した太陽光発電で、発電した電気を、これまでの2倍で買い取るというふうなことも出ているわけですね。それで、逆に言いますと、電気を利用している方については、最大100円程度逆に負担をさせていただくというような形になろうかと思うんです。

そこで、日本はですね、家庭の余剰電力1kW時当たり23円程度で買い取りしておりますけれども、これを先ほど言いましたように倍の価格にすると。

そして、アメリカでは投資額の3割を援助すると。ドイツでは、発電、電力を1kW時、49円程度で買い取りするというふうなことを言っておりますね。それから、もちろんスペイン、それから英国、特に欧州は、この太陽光発電については物すごく力を入れているんですね。そういったことも含めまして、世界はそういうふうな状況で取り組んでいるわけです。

じゃあ、太陽光発電というのは、何でそんなにこれからエコに対していいのかといいますと、やはり最大のメリットというのは、クリーンなエネルギーですから、結局CO₂を全然出さないですね。そして、設置が割に簡単なんですよね。屋根につけたりとか、壁につけたりとか、そういったふうなことができますけれども。そういったことで、クリーンということ、それから構造的には非常に簡単な構造になっておりますので、割に取りつけやすいと、そういうことで。そして、太陽電池の耐用年数というのは約20年ぐらいもちますということになっているんです。だから、そういったことも含めまして、ぜひともお願いをしたいと、再度やっていただきたいと思っています。

それからもう一つですけれども、こっちはっきりしゃべっておりますが、今コペンハーゲンでCOP15というのが開催されていますよね。これはやはり各国の利害が物すごく絡んでいまして、特に中国などは、案外むちゃくちゃなことを言っておりますけれども。

それで、資料の中に書いているんですけれども、この温暖化というのは非常に地球にダメージを与えるのは、そう残された時間はないそうです。大体40年もないと言われているそうなんですよね、はい。だから、そういったことで、結局ぐずぐずしている暇はないんですよ。だから、この温暖化現象に対しましても、自治体でやれるところは自治体でやっていただきたい。だから、具体的に、じゃあ何をやれるかというようなことについて、先ほどは耐震化で学

校は云々ということを言われましたけれども、具体的に何か、市長、考えがあったらお話をし
ていただきたい。といいますのも、市長は、仁という言葉が大事にされているようですから、
環境に対しての仁というのはどういうお考えを持ってあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、今ご指摘のように、この低炭素社会の構築に向けた取り組みは、地球
温暖化防止対策につきましても、これは喫緊の課題であるというふうに思っております。それ
ぞれ自治体も、個人も、国も含めて、この問題に取り組む必要があるというふうに思っており
ます。

ただ、私もいろんなところで勉強をさせてもらっておりますけれども、この地球温暖化の問
題等については、多くは炭素の部分であるとか、そういった一酸化炭素の部分とか言われてお
りますけれども、それもありますけれども、多くは都市化の様相の中で、都市の気温が上がっ
ておるといふようなことが、これは明確になっておるようでございます。もちろん低炭素、地
球温暖化を防止するためには、やはりこのこと等については、自治体としても取り組んでいく
必要はあるというふうな認識の上には立っております。

それに、対策の一つとして出てきますのが、太陽光発電もその一つだろうというふうに思っ
ておるわけでございます。国のほうもそういった提唱をされ、学校の校舎、学校等について
も、そういった太陽光を使った発電を利用するというふうなこと、補助率もご指摘のように高
くなっておるようでございます。

本市におきましても、その方向性については持っておるところでございます。改修工事、今
一時的に中断をしておりました改修工事、大規模改修も含めた形での計画を練っていく必要が
あると。やはり子供たちが勉強するにふさわしい環境を、まずもってつくっていく。そのとき
にあわせて、太陽光発電等々も行う必要があるだろうと。また、二重投資になることは避けな
きゃならないというふうに思っておるところです。私は学校施設だけではなくて、公共施設
等々についても、同様の考え方で進む必要があるというふうに思っております。

既に、新しく建てております太宰府館等々については、太陽光発電で、既に通常のランニン
グコストといいましょうか、電気等の一部にそれを使っておるような状況です。今後の公共施
設等々についても、低炭素社会の構築に向けた、そういった設計も含めて、環境に優しい、人
に優しいまちづくりを目指していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 私、ちょっと調べさせていただいたんですけれども、埼玉県
の騎西町という町があるんですけども、ここではエコという考え方の中から、LED式の
蛍光灯に街灯関係すべて、ここ3年で切りかえていくというわけですね。それで、非
常に温室効果ガスの削減とか、それから電気料の削減、それから地元企業の活性化につ
ながけていきたい、そのように言っているわけですよ。

そこで、毎年、大体550基から600基が球切れを起こしているというふうなことで、LED蛍光灯にかえることによって、じゃあどれだけの効果があったかといいますと、1基当たり270円の削減ができたということですね。だから、これをすべてLEDにかえた場合はですね、電気料金にしまして、月に63万円の電気料金が、29万7,018円になりますというふうなことですね。そして、これがやっぱり二酸化炭素を出さないということで、年間の排出量が187tから31tに、約83.4%削減できるというふうにしているわけです。これはやはり、小さな町ですけども、結局具体的な行動を行っているわけですよ。だから、口だけといたら失礼な話かもわかりませんが、結局具体的な行動を行っておりますので、これも一つの大きなエコ化につながるかなと思うわけですね。

それからもう一つは、これは群馬県なんですけどもね、高山村というのがございまして、ここは廃食油のバイオディーゼル燃料化やレジ袋の不使用を推進するという「もったいない運動」を行っていますよね。これもやはり大きなエコ化につながっているわけですね。だから、具体的にできることというのは、多々あるかと思えますよね。

だから、先ほど話が出ましたように、今度はエコ対策として平成23年から平成32年ですか、10年間、第3次環境基本計画ができるようになっておりますけれども、具体的な行動なり具体的なものについて、やはりこれは入れていく必要あるんじゃないかなと思っております。

といいますのも、防犯灯とか、そういったものについては、少し値段はかかるかもわかりませんが、これは6年から7年で、経費的には元が取れるということと、非常に環境に優しいということですからね、ぜひともこれはやっていく必要があるのではないかと、私はそのように考えております。

それからですね、一通りこれで終わったかな。そうですね、大体そういうことで、言いたいことは終わりましたけども、とにかくですね、やはり行動を起こしていただきたいんですよ。この小さな村にしてもね、一生懸命そういうことでエコ対策しているんですから、太宰府市も、小さな自治体かもわかりませんが、やはり小さな自治体が一番多いんですからね、だからぜひともそういうことで、やっていただきたいという気がしております。このことについては終わらせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2項目めの答弁をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、都市整備についてご回答をいたします。



まず、第1点目の第1種低層住居専用地域での建築基準法に合致しない入居があった場合の対策についてでございますが、空き店舗の確認申請時の用途外の入居ということでございますけれども、入居に際して、市への申請の必要はございません。建築物につきましては、県による対応となりますので、建築基準法に合致しないと思われるところにつきましては、今後とも県と相談しながら対応してまいります。

2点目の屋根、外壁の色についての規制についてご回答いたします。

当市におきましては、本市固有の風趣ある史跡地が、市民の共有する貴重な文化的遺産であることにかんがみ、史跡地及びその周辺の景観の保全を促進すべき区域、これを美観地区といたしまして、必要な事項を太宰府市景観保全に関する指導要綱に定めております。この美観地区におきまして、建築確認申請をする場合の建築物に対しまして、屋根につきましては寄せ棟、切り妻、入り母屋など、勾配及び軒の出があるものといたします。その勾配は、極端な緩勾配、あるいは急勾配のないことといたしております。

なお、屋根の色彩は、黒、灰などの黒系統といたしまして基準を設けて、現在協力をお願いいたしておるところでございます。

また、来年度施行予定の景観計画に、このルールづけについても盛り込むことにいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 確認申請を出した場合には、店舗はどういう店舗になるのかということについては、実際わからないというようなことを言われましたけれども、これ実質、土木事務所に行きますと、土木事務所のほうでは、貸し店舗というふうなことで書いていまして、ね、じゃあ何が来るんですかということをやっぱりしつこく聞かれるんですよね、あくまでも貸し店舗としていてもですね。というのは、第1種低層住居専用地域というふうな、非常に厳しいところに建てるというふうなことだろうと思いますけれども。それで、建物が建って、そして最初は合法的な建物で、1階の店舗もきちっとしてあるかもわかりません。が、2回、3回と、その入居が入れ変わった場合ですね、やはりどうしても自分のスペースに合った広さにしたりとか、何かしますよね。だから、そうなってくると、せっかく第1種低層住居専用地域で、それできちっと決められているものが崩壊になってしまいますよね。だから、そういうところでね、もう少しあなたたちが監視ができないのかなという気がするんですよね。あなたたちも建築基準法についてはやはり当然勉強していらっしゃるから、こういうのが建てられるのか建てられないのか、またこの店舗はオーケーなのかオーケーでないのかということは、当然見られたらわかると思うんですよ、ですね。だから、逆に言いますと、通報があれば、あなたたちは、これは失礼な話かわかりませんが、動くし、通報がなければ、逆に言えば動かないということもあるのではないかなということ、私は懸念しているんですよ、はい。だから、できればね、そういうふうなところについてはね、前もってそういう店舗

があればね、やはりこれはちょっと難しいんじゃないかな、これはちょっとというふうなことでね、注目、注視していただきたいという気がしております。

といますのも、環境というのは、やはりみんなが守っていかなくやなりませんし、もちろんそれだけ厳しくやっているからですね、だから今のこの太宰府のところは守られているものと思っているわけですよ。

私、以前ですね、ほかの他市から来られたときに、視察にお見えになったときに、太宰府は落ちついたいい町ですねというふうなことを何度もいろんな方から言われたんですよ。というのは、ほかの町とどっか、やっぱりどっか違うんじゃないかなというふうな気がするわけですね。私たちは、そこにおるから、なれ親しんでいるんで気がつかないけれども。だから、そういったところもありましてね、やはりこの環境に、要するに先ほどの店舗につきましてもね、夜、赤ちょうちんがついているようなところは、たしか第1種低層住居専用地域には向かないんじゃないかな、これはちょっと無理じゃないかなというところもありますよね。だから、そういったところも含めて、ちょっと、もうちょっと積極的にやっていただきたいと。

県は、確かに地元じゃないからですね、地元じゃないというのは、要するに近くにいないから、やっぱり地元である自治体がちゃんとその辺は目を光らせてやっていただかないと、どうもこうもならんんじゃないかなという気がしております。

それから、次に入りますけれども、屋根の色とか外壁の色ですね、これもやはり同じようなことなんです。外から見れば、これは合致しているのかしていないのかというのはわかりますよね。それで、この指導要綱というのは、あくまでも指導ですから、強制力はないわけですよ。相手をお願いするしかないわけですよ。だから、相手が、いや、だめだ、おれは絶対これでいくと言われれば、もうどうしようもないわけですね。だから、その辺が非常に弱いところであるんじゃないかという気がしております。だから、これにつきましても積極的に働きかけていただいて、でないと、やはり指導要綱でこういうふうに決まっていましても、これならよかろう、これならよかろうということに、先ほど言いましたように、なし崩しになってしまう可能性だって多々ありますからね、だから、やはりその辺はどこか一線を、もちろん先ほど言われましたけどもね、寄せ棟とか、そういうふうなことを言われましたけど、その辺も含めましてね、もうちょっと積極的に動いていただきたいと、私はこれをお願いでございます。よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

次に、10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

[10番 小柳道枝議員 登壇]

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、自然環境の保全と街灯及び防犯灯の設置についての2項目についてお尋ねいたします。

まず、1点目の自然環境保全についてお伺いいたします。

私たちの住むこの太宰府は、先人たちから受け継がれてきた悠久の歴史と、四王寺山、宝満山、御笠川、大佐野川と、四季折々の豊かですばらしい自然環境を持っており、そのような歴史と自然が一体となった町に住んでいることを、私は誇りに思っております。

先月11月15日の日曜日に市民の森を中心に開催された環境フェスタは、太宰府市内のボランティア団体を初め近隣の団体などが参加され、各種環境ワークショップやごみの分別体験、リサイクルなど、自然と環境の大切さを広く周知することができたと思います。初めて参加された子供たちを初め市民にとっても、本当に有意義な事業であったと思います。そして、このような事業を通して、真の市民との協働のまちづくりを実践していくことが、これからの太宰府のあるべき姿だと確信いたしました。このすばらしい太宰府の歴史や自然環境を次世代につなぎ、残していくため、太宰府の歴史と自然をどのように守っていこうとされているのか、市長さんのお考えをお伺いいたします。

2点目の防犯灯、街灯についてお伺いいたします。

新しく本市へ転入された方々がよく言われることが、太宰府の市内は、夜はとっても暗いですぬという言葉を聞きます。街灯の数が少ないのか、また商店街のネオンが少ないのか、気になっておりました。また、街灯や防犯灯にも、さまざまな色があるようです。どの色が明るく、どの色が暗く感じるのか、場所などによって街灯の色が違っているようですが、なぜなのでしょう。

先日も、テレビ報道などで報じられているのは、アルバイト先から帰宅途中での事故、本当に残念ですが、お亡くなりになられております。街灯もなく、夜間の帰宅は本当に大変だったとの話も聞きました。本市でも、夜11時を過ぎると、西鉄五条駅、太宰府駅前などは人通りも少なく、タクシーも寄りついていないことも多々あり、自宅からの迎えを待つ市民の姿などをよく見かけます。各自治会への街灯の増設などの予算や、その経費の負担減を図り、市民が安心して夜間通行できるよう整備はできないのかお伺いいたします。

また、特に国道3号線の星ヶ丘交差点から君畑交差点までの沿線には、防犯灯、街灯はありません。以前も、このことについてお伺いいたしましたが、設置は本当に難しいのでしょうか。設置の基準などあるのでしょうか。あわせてお伺いいたします。

以上、再質問は自席にて行わせていただきます。答弁は、項目ごとにお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府市には、宝満山でありますとか、あるいは四王寺山等、自然や史跡地に囲まれたすばらしい緑が豊富にあります。これらの緑につきましては、環境の保全、あるいは生態系の保全、あるいは災害防止、あるいはレクリエーションの場の提供、あるいは美しい景観等々、多方面から機能をしておるところでございます。また、緑は、子供たちの創造性をはぐくみ、そして日々の生活に潤いをもたらすものとして、重要な役割を持っておるところでございます。

今後も、継続的に緑の保全を図りますとともに、100年後も誇りに思えるような美しい太宰

府を目指しまして、時代を超えて受け継いできた歴史ある緑や、地域にとっての貴重な緑を大切にいたしまして、後世にこのことを引き継いでいきたいというふうに思っておるところでございます。そのことが、今ある私どもの使命でもあろうと、あるいは責任もあるというふうに思っておるところでございます。

詳細につきましては、担当の部長のほうから回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、自然環境保全についてお答えいたします。

ただいま市長の答弁にもございましたように、本市には宝満山や四王寺山山ろく、そして大佐野ダム上流の山林など、自然や史跡地に囲まれたすばらしい緑が豊富にございまして、自然保護や新たな緑の創造を図る啓発が必要と考えております。

しかしながら、宅地開発等による緑の減少や林業の不振等による森林の荒廃が進み、全国的に深刻な問題となっております。

そのような中、福岡県では、平成20年4月から森林環境税が導入されまして、荒廃した森林を再生し、森林の働きを発揮できる健全な状態で次世代へ引き継ぐための事業が設立されました。本市におきましても、この事業に基づき、市内の森林の状況を調査いたしまして、計画的に再生事業を行っているところでございます。

また、宝満山及び四王寺山山ろく一帯は、県立自然公園に指定されてございまして、自然景観の保全と活用について福岡県へ働きかけを行い、自然環境の保全に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ご答弁ありがとうございます。

今、自然環境のよさ、そして次世代に大切に残していきたいという市長のご答弁と、また担当部長さんからのご答弁でございましたが、私ちょっとお尋ねしたいのは、平成15年に大災害がありましたのは、皆さん方も記憶に新しいと思いますが、その当時は、やっぱり四王寺の山が、本当にかわいそうなぐらい荒れ果てておりました。そして、その中には、やっぱり個人所有、またいろんな市のもの、市の所有、いろいろあったと思うんですが、その後のあの風倒木とか、いろんな整備につきましてですね、どのような形で、そしてもう終了をなさったのか、その辺をちょっと教えていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 四王寺山につきましては、文化財が主に入っておるところでございますけれども、まず災害におきましては、応急的な措置を必ず最初に行います。その後に、文化財の施設等であればですね、それぞれ分担をし合って、それぞれの修理、補修を行っております。

現在も、平成15年の災害におきましてもいろんな教訓をいただきまして、今現在は、恐らく

見ていただければおわかりになるかと思いますが、ほとんど改修が終わっておりまして、また四王寺山の一部をですね、委託をいたしまして、週に3回、3日ほど現地をずっと歩いていただきまして、そして簡易的な補修工事、あるいは階段等が壊れているとか、あるいはまた枝が出っ張っているとかというものにつきましては、枝の伐採とかということもやっていただいていますし、そしてまた全体的な計画、その方が個人でできない場合、市として、大きな事業も含めまして全体的な計画も立てていただくような、そういうふうなお仕事をしていただいております。四王寺山一带については、このようにほぼ毎週3回、3日間はそれぞれの管理をしていただいているというところをございまして、市のほうといたしましても、その結果報告に基づいていろんな事業を組んだり、あるいはまた簡易的な補修を行っているところがございます。今後においても、継続してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今、県の事業を受けて、済みません、今3人管理人がいらっしゃるとおっしゃる、ちょっと聞き漏らしたんですが、済みません。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 失礼しました。巡回している人につきましては、3名を委託をしております。そのほか、文化財のほうにも1人おられますので、4人で回っている場合もございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） じゃあ、その3名の係員さんと、それから1名文化財のほうからされて、4人の方で災害後、四王寺山に限りましてはそのように管理なさっているということをございますね。この中には、市民、先ほど私も前段で申し上げましたけども、環境フェスタとか、いろんな中でですね、人材が太宰府にもいらっしゃると思うんですよ。山には山の達人がいたり、それからまた自然を勉強なさっている団体もいらっしゃると思うんですよ。そういう方たちは、このもう全然PRとか、そういう組織づくりとか、そういうことは、お考えはないのでしょうか。それが1点と。

今3名と、もう一名文化財とおっしゃっていましたが、この方々は太宰府市内に拠点があるとか、例えば市役所の何か部署があるとか、どちらかにあるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まず、ボランティアの組織のことについてでございますけども、現在まだそのボランティアの組織は、確立はいたしておりません。ただ、一つだけ、私どももありがたいなと思っているのがございまして、県民の森の中でございますけども、緑の少年団というのが発足をされておまして、こちらのほうの少年団の皆さんがボランティアによりまして、環境フェスタと同じように、いろんな事業を取り組んでおられます。そしてまた、森を守るための啓発事業とか、そういうものも含めまして行っている団体がございます。そういうふうな啓発活動につきましては、このような緑の少年団のほうにもお願いできるのかなというふ

うに思っております。

今後におきましても、その啓発に向けては、その動きをしていきたいと思っておりますし、また新たな組織につきましても、できれば私どももその組織があったら本当にありがたいと思っていますので、今後におきましても呼びかけ等を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、2点日につきましては、文化財担当でございます教育部長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 四王寺山周辺の遊歩道の整備につきましては、委託事業としまして、四王寺山の遊歩道を中心に、古くなったり、それから壊れかけた道標の修理や歩道の修繕を実施するという関係で、3人委託しまして、拠点としましては先ほど建設経済部長のほうで答えられましたけども週3日ですね、3人さんに委託事業ということで、事務所の拠点でございますけども文化ふれあい館ということで、そこを拠点にいろいろな作業をしていただいております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） じゃあ、文化ふれあい館を拠点に四王寺山の保全に当たってらっしゃるといことですね。

ここでもう一点お尋ねしたいんですが、最近夏前ぐらいだったですかね、市のほうからちょっと四王寺の山を仰ぎ見ますとですね、何か1カ所、木がなくなって、あれ何しているんだろうという市民の声があったんですが、あれは岩谷城の手入れか何かをなさっているといううわさだけは聞いたんですが、あれ将来的にどういうふうになさっていくのか。あそこ、竹林がたしかあったと思うんですよ、竹とか。そこをもし整備なさっているのであれば、これがいつごろどういう景観になるのか。それと、そこまで遊歩道みたいなのを、太宰府でいう散歩道ですかね、それにつなげていくのか、どういう形をつくっていくのか、どれぐらいの日数かかる計画があるのか、その辺もあわせてお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 本市の文化遺産の価値をわかりやすくということで、市民や来訪者にお伝えするためということで、保存活用方針としまして岩谷城は市街地を望む眺望の保全と確保ということといたしております。

それで、当該地の環境整備が今まで不十分でございましたので、今回本来の活用がなされていないというようなことを顧みまして、本年5月から7月にかけて岩谷城跡の樹木や竹の伐採、それから桜の木、これはあの近辺はてんぐ巢病ということで蔓延しているという部分もございましたので、そのあたりの手入れということで枝の切り落としを行いながら眺望の保全と、それから環境整備を図っていったというところでございます。

また、あそこには看板等もございますのでそういったものの整備、それからそこまで行くに当たっては階段等もびしっとというような形で整備をしていただきましたし、今後ですね、そういったものについては常に点検しながら安全な遊歩道ということで管理をしていただくようにしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） それに携わる費用もちょっとかかっているとは思いますが、それは先ほど部長のほうからご説明がありました県の、平成20年度にたしか取り入れられました福岡森林環境税事業の一環としてその助成を受けていらっしゃるのか。また、これからもし受けているのであれば、大体その整備費用に対してどれぐらいの費用がかかるものなのか。そこまですべて聞いていいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） ただいまのご質問に対して説明させていただきますが、現在まちぐるみ歴史公園、四王寺山周辺遊歩道の調査整備事業ということでですね、3名プラス1名、4名で動いておりますが、全体人件費が500万円と、あと原材料、消耗品等100万円をかけてですね、600万円、概算、事業費で動いております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 600万円ほど、これは全額その森林環境税の県の分が活用されているととらえてよろしいですね。そして、いつごろ完成できる予定ですか。そして、市民がそこを自由に散策できるような時期がわかりましたらお願いします。

○議長（不老光幸議員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） その森林環境税は充当しておりません。それと、一定の整備につきましては今年度といいますか、来年の3月には一定の整備ができるというふうなことで今現在進めております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） その森林環境税ですか、これは要請すれば各市町村に何か配分されるようなのがここにはうたわれているんですが、どうなのでしょう。もしこれが間違っているのであれば、補助率とかいろいろ金額とかはあるようですが、太宰府には適用しないんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 森林環境税につきましては一定の目的がございまして、大きく言えば荒廃した森林を健全な状態に戻しましょうというのが大きな事業でございます。

したがって、文化財の指定を受けているものにつきましてはまたそこそこで予算化をす

るようになっておまして、大きな税の目的といたしましては、先ほど申しましたように、具体的にはかなりあるんでしょうけども、大きく申しますと荒廃させないための、そのような事業を行いましょうというものでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） はい、わかりました。

それではですね、もう一つお尋ねしたいのが、この森林はもちろんです、太宰府の河川とかいろいろ守っていつている、本当活動の長い団体がたくさんいらっしゃると思うんですよ。今、四王寺山に限ってちょっとお尋ねはいたしておりますが、宝満山にでもこの前からもう大分なりますけども、個人的に本当に自分一人で山に登って、自分のできることを皆さんに、自然に残していくために登りやすいようにとおっしゃって頑張っている団体とか、情報源を発信するような山の図書館とか、そういう各種ボランティアがあるんですよ。川には川を守る会、ピカピカ大作戦とかいろんな団体が太宰府にもあると思いますが、その辺を先ほど私はボランティアの組織のネットワーク化をですね、もし環境フェスタを中心に、また市民政庁まつりの折にも、今年は祭りも変わっていたと思うんですよ。自然を、その環境を大事にしましょうと、自分たちの宝物をね、見せながら、磨きながらみんなで守っていきましょうということで、文化財の方が市民政庁まつりの実行委員の中にも入っていただきまして、あれだけの実行委員の中に一名一名が、ああそういうことがあったの、じゃあ自分たちの財産は自分たちで守っていかなくちゃいけない、大切にするのはどうということから始めればいかんということが、一市民の方々に口伝えに伝わっていつているのが現状です。ですので、その辺をとらえたときに、いろんな環境ボランティアに限らず、子供たちのボランティアもあると思います。先ほど、緑の少年団という団体もあるようです。また、大野城では緑のトラスト協会というのもあります。だから、子供たちやらみんな知らない人が多いんですよ。その辺も、勉強の場、いろんな形でつないでいけるようなネットワークづくり、それとネットワークをつくる、もしそういう組織ができたならその人たちが集う場所、その辺のお考えはありませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 今、議員さんおっしゃるとおりだと、私どもも今痛感しております。ただ、なかなかそのボランティア組織というのがすぐに設立できないような現在の流れがございまして、確かに一生懸命やりましょうという熱意を持っておられる方については、何名かの方々がリーダーとしておられるんじゃないかなと思います。

そういうことで私どもも、冒頭申し上げましたように、できるだけそういうようなボランティア組織ができたなら本当にうれしく思いますので、今後におきましてもいきいき情報センターとの連携も含めまして、どのような方々がおられるのか、人材のほうも当たってみたいというふうに思っておりますし、またそうなりますと当然集う場所が必要になりますので、現在も太宰府市NPOボランティア支援センターの部屋はいきいき情報センターの中にもござい



ますけれども、新たなボランティア組織ができれば、またそのときに十分考慮させていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） いろんなボランティア団体がありますけれども、もしつくられて、そしてそういう拠点ができ、そして太宰府の本当に守っていかなくちゃいけない歴史、文化、伝統的なものを残していくためには、どうしても私は拠点づくりも必要だし、役所の中でネットワークをつくる、例えば今は環境課は市民生活部にありますよね、だけでも生涯学習課は外にある。そうすると、その辺のボランティアのネットワークというのは数多くあるんですけども、それを統括できるような部署はどこかに1つ、2つと、その連携をとられることがですね、本当に市民がボランティアをした奉仕の気持ち、何も見返りを求めないボランティア、要するに自分の町は自分で守ろう、後世に、子供たちに何を残していけばいいかという、そういう気持ちがある人たちが集まってきておしゃべりの中から、会議ではなくいろんな発想でつなげていけるような、そういう場をどうしても市民の森につくってほしいなと思っているのは私だけでしょうかね。市長さん、いかがなものでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今の小柳議員のご提言、私も同感でございます。

私は、太宰府市そのものが、町全体が市域のどこに行っても歴史と文化が感じられるような、そういったまちぐるみ歴史公園、まるごと博物館というふうなまちづくりを今進めておるわけでございます。その一環として四王寺山の自然遊歩道、あるいは宝満山の遊歩道も当然でございます。今の緑あるいは自然、景観等々については、四王寺山の登山を愛する皆様方あるいは宝満登山会の皆様方によって、環境あるいは修景景観も含めて遊歩道が今も守られておるといような側面がございます。

私は、12月1日でございますけれども、宝満山に視察を行いました。目的は2つほどございました。1つには、山小屋のバイオトイレがどういうふうな状況になっているかというふうなこと、あるいは山小屋の状況。

それから、森に返すというふうな、今企業を中心とした形で水の水道等々をふさぐ、もとの森に戻していくというふうな取り組みをいただいております。そういった状況と植樹の状況等を見るといふふうなことの目的を持って宝満登山に挑戦をいたしました。私自身高いところは余り好んでおりませんで、本当に1時間40分かけての登山でございましたけれども、その道中、プロセスの中で本当にごみ一つ落ちていないというふうな状況、あるいはごみを拾いながら登山をされておるといふふうなそういった皆様方、これに接したときに、あるいは山小屋に着いたときに、あの雨降りでございましたけれども、天候が悪うございましたけれども、三十数名の皆さん方が登山に山頂に来られておるといふふうな状況。

それから、四王寺山もそうでございます。いろいろ今の3人、あるいは文化財の専門的な技師も含めた4人でもって、今それぞれ日常的な形の中で業者に委託しなくてもできる部分等の

補修工事も含めて、登山者にとってあるいは市民にとって、私は市民の皆様方がそういった仕掛け、歩きやすいような状況をつくることによって外に出ていただくというふうなこと、そのことによって歴史、文化を感じ取っていただく、そしてまた自然の大切さを享受していただく、そのことの延長上に健康の問題があるというふうな思い、そういった思いから案内板も含めた形での今不備なところを修理、保全をしながら、できるところから積み上げていこうというふうなことでやっておるわけでございます。

こういった事業等については、本当に市民の皆様方あるいは登山同好会の皆様方、あるいは各企業の皆様方の浄財によって今美化が図られておる、自然環境が守られておるというふうなことに對しまして、市長として改めまして心から御礼を申し上げておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 市民に対して感謝の気持ちが、市長さん初め皆さんの中から聞こえてきたことは本当にうれしいことでございます。ただ、やっぱり一回きりのイベントで終わらずに、そして市が企画したもの、それからまた市民が企画したもの、市民、それから行政、みんなが一体になって本当の協働のまちづくりの一環になれば本当にうれしいと思います。そして、子供たちが健全で、そしてその中で自然をはぐくむことができるような、生きているという、感じられるようなまちづくりに本当にお願いをしたいと思います。

そして、再度申し上げますけど、市民の森にどうぞ拠点をつくってください。

この問題については終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2項目目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、防犯灯、街路灯についてお答え申し上げます。

現在街路灯につきましては、主に幹線道路の交差点付近などについて市が設置及び管理をしております、その数は約1,200基あります。また、防犯灯につきましては、生活道路におきまして防犯上必要な箇所に地元自治会のほうで設置及び管理をしていただきまして、その数は約5,100基に達しております。

防犯灯、街路灯をもう少し明るくできないかとのご質問でございますが、消費電力が変わらずに、いわゆる料金が変わらないような製品の調査を行いまして今後は検討したいと考えております。しかしながら、地域、場所によりまして逆に明る過ぎる、また稲の生育に影響する、

このようなご指摘もございますので、すべてを明るくすることも難しいところでもあるよう
ございます。また、防犯灯は、色によりその効果が出ていると聞いておりますので、目的に合
致したものを調査研究したいと考えております。

次に、国道3号線の星ヶ丘交差点から君畑交差点までの街路灯についてでございますが、国
のほうへ街路灯の設置を要望してまいりたいというふうに思っております。

また、地元自治会が設置します防犯灯の設置費用につきましては、この設置費用の半額を市
のほうで補助いたしております。本年度におきましても、新しく設置するものや補修箇所が多
く、補助金が増額している状況でございます。今後におきましても多くの要望が地元より出
されると思います。しかしながら、これは応分の負担の原則から、補助率の増についてはなか
なか難しいものがあると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいま街路灯、防犯灯、色、それから費用の面のご答弁をいただき
ましたが、その中でですね、要望があれば行政区に2分の1、半額の負担で増設をしていると
いうことでございますよね。結局防犯灯が510基とありますけれども、例えばですね……。

（「5,100基」と呼ぶ者あり）

○10番（小柳道枝議員） 5,100基ですね。数からいけば物すごい数じゃないかなとは思いま
す。ただし、その中で暗いんですね、明るさ。防犯灯、街路灯があってもですね、先ほど申
しました色によって違うんですか、明るさは。とにかく明るくないんですね、暗く感じるん
ですが。

それと、あれは丸い白熱球というんですか、余り私も詳しくないんですけどさまざまなん
ですね。

それともう一つが、稲とか農業の面でちょっと害があるので変えているというところもある
と思います。それは四季折々で違ってくると思うんですけども、その辺の明るさというのは
大体基準があるんでしょうか、ないんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 市のほうで補助をしております防犯灯につきましては、40W以下が
補助の対象になっております。それ以上につきましては補助の対象外ということになっており
ます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） その40Wというのは、白熱球とか水銀灯とか何か蛍光灯ですかね、長
いのもあればいろんなのありますよね。そしたら、その一つ一つによって40Wというのは、も
う水銀灯とか、それでも40Wにみんな決まっているんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 地域によってはワット数が大きいものもございますけども、市のほ

うの補助にはならないようになっていきます。これは、毎年それぞれの自治会のほうから何基あるのかということの届け出をいただきまして、それによって電気料金を市のほうで負担をしております。その基準として40Wまでですよということでやっておりますのでですね。

ただ水銀灯になってきますと、これ40Wじゃなかなかかきかかないと思います、恐らく100Wを超えるんじゃないかなと思いますけども。そういうところで、水銀灯をつけておられるところについては補助対象外ということで、自治会のほうで負担をされております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） そこでちょっとお尋ねなんです、青山通り、今私住んでいる東ヶ丘なんです、以前たしかあそこ、大きな通りにソーラーの街灯、防犯灯、街灯だったと思うんですが、それが今ソーラー式ではないみたいなんです、何か機種が変えられたのか。

それと、どうして、前よりも大分暗いんです。特にこの時期、11月、日没が早くなりまして、子供たちがやっぱり学童保育所あたりでも5時まで学校にいて、それから帰るんですけども、日暮れが早いとどうしても街灯がつくと思うんです。それが最近物すごく暗く感じるんですが、これ何か原因があるんでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まず、青山通りの街路灯につきましては、以前は確かにソーラー式でございましたけども、ソーラー式の機種につきましては電池が長もちしないという欠点がございまして、その電池がまた非常に高いものでございますので通常の照明に切りかえたという経緯がございます。その照明に切りかえてますので、今現在のワット数で行っておりますけども、それで暗いということであれば、当然私どもも考えていかなければならないというふうに思います。街路灯につきましては市のほうの負担でございますので、その明るさとかあるいはまたその付近の状態ですね、皆さん方はどれだけの通行量があるのかということも見きわめながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ありがとうございます。やっぱり暗いところは子供たちが通っている通学路で、結局今本当に日暮れが早いもんですからね、それを痛感するのが最近です。

それとあわせて、太宰府東中学校においていく通学路、それからその奥のほうに今度新しく高雄公園ができますよね。そこまで行く間の街灯が、たしかおっしゃったように、田んぼが以前ありましたから、そこがオレンジみたいな街灯になっていたと思うんです。その延長線上に高雄公園までの街路灯、防犯灯ですか、それはどんな予定になっているんでしょうか。そこまで行く道路がありますよね、そこまで街路灯が必要だと思いますが、これからは、どれぐらいの本数でどれぐらいの明るさを検討していらっしゃるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 太宰府東中学校から高雄公園までのいわゆるコースになりますけども、これは前回長谷川議員のほうからもご質問をいただいたときにお答えいたしましたけど

も、確かに暗いところがございますし、また間隔が長いところもございます。こちら辺についても現在調査をしております、本数を増やす方向で今検討しております。

また、明るさにつきましては、今の考えでは現在の明るさをそのまま持っていきたいという気持ちを持っておりますが、何分人通りは少ないところがございますので確かに照度の問題もあるかと思えます。これにつきましても、あわせて調査をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 前段でも申し上げましたようにですね、やっぱり太宰府も学園都市でありますし新しく移り住んでくる、新しく入学なさる学生さんたちも多々いると思うんですよ。そういう方たちが、例えばその辺を散策、夜にでも行ったときにですね、暗ければ何が起るかわかりません。その辺もちょっと考慮された上で、本当にご近所から明るいといって逆にクレームが出る場面もあるかとは思いますが、その付近の状況というのがあると思いますので、その辺はぜひとも考慮をされて、明るい街灯にできないかなと思っておりますので、よろしく願いいたしときます。

それと同時にもう一点が、五条駅入口交差点、要するに五条駅のほうに入るときですね。たまたま夜11時過ぎてから信号は点滅になるんですかね、そのところに、日曜日に通りますとね、それこそ、あれこどこだっけというぐらいに明かりがないんですよ。というのが、普通の曜日のときにはお店がありますよね、いろんな飲食店等々の街灯があります、ネオンというんですか、そういうのがありますのでそんなに感じなかったんですけど、これが点滅になって日曜日の夜というのはすごく暗いんですけど、それ感じたことはありませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 申しわけございません。私いつも車で通るものでわからなかったんですが、おっしゃられるとおりでというふうに思います。ただ、街路灯につきましては、非常に場所をとるところがあります。いわゆる基礎からつくってポールを立てるような形になりますので、あれを立てることによってまた道路が狭くなる可能性もございますし、歩きづらいところもあります。現に学園通りにおいてもですね、時々そういう声を聞かれます。移設してくれとかですね、また別なところに、ビルの上を立ててくれとかという話も聞いたこともございますけども。確かにそういうふうな弊害的なものもございますので、これも私もちょっとまだ通って暗いということがまだはっきり答えができなかったものですから、その辺も含めて、現場をちょっと見させていただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 確かに、先ほども申しましたように、夜通るときにね、太宰府は暗いと、だからちょっと別のところに家探したよという声も聞くんですよ。ですので、街路灯につきましても、ぜひとも明るくできるように努力させていただきたいと思えます。

それと、今回で2回目なんですけど、国道3号線、先ほど国と、検討している、国に要望、要

請出しているというお答えだったんですが、以前に私が質問したときに、要望をし、当時は自治会ではなく行政区でしたので、近隣の区長さんと署名運動でもしながら検討していくというご答弁をいただいていたんですが、あれから三、四年たつんですかね、どんなもんなんですかね。国に要望していく、それから県に要望していくということは、どういうことを踏まえればそれができていくのか。何かルールでもあるんだしたら、再度ご説明をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 前回までのご質問においては、ちょっと私のほうもまた把握をしておりませんでして申しわけございません。引き続き要望をしていきますということでご回答申し上げますとおり、まず要望につきましては国土交通省の九州地方整備局で福岡国道事務所というのがございまして、そちらは東区の名島のほうにあるんですけども、まず受け付けが、麦野のほうの福岡維持出張所というのがございまして、そちらのほうでまず受け付けを行います。それによって精査をされて国道事務所のほうに上がっていくようなシステムになっておりますので、まず私どものその要望の窓口としましては、博多区の麦野のほうにあります福岡維持出張所のほうに要望書を持ってまいりまして、それも市のほうの、いわゆる緊急性がどのくらいあるかということで多分順序も変わってくるんじゃないかと思えます。それにおきまして、できるだけ順序を上げていただけるようなそういうふうな働きかけも行っていきたいというように思っておりますし、最終的には国道事務所のほうで決定をなさるということでございますので、これも最後まで私どもも粘り強く行っていきたいというように考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ぜひともお願いしたいと思います。

今この星ヶ丘交差点から君畑までの間にはですね、現状をちょっとご存じなのかどうかわかりませんが、ここを通学路、高校生がよく自転車で通っております。また市民も通っております。その中で日暮れが早いものですから、最近特にですね。先ほども言っているんですけども、その辺で接触事故、無灯火で走ってるのか、歩いている方たちとぶつかったということもあります。本当に若い高校生、中学生は自転車乗っていないと思いますけれども、筑陽学園高等学校とか私立高等学校も、それから県立高等学校も、学生たちの生徒たちの通学路であるんですね。だから、車だけが通るのが国道ではないと思うんですよ。やっぱり人も通るということをね、概念に置かれまして、本当に危ないんですよ。皆さん接触事故を起こしたことがありますかね。自転車同士で倒れましてですね、一度病院、救急車を呼んだという経緯もあるようですので、その辺も強く国土交通省のほうに要望を出されまして、早急にできるようにしてほしいと思います。国道3号線の高架はもう要らんというほど明かりがついておりまして、ネオンサインじゃありませんけど、上から見ますと本当に明るいですよね。でも、その反面、どうしてそういう生活道路が、歩道が、安全の確保ができないのか。これは、ここだけには限らんと思うんですよ。結局それが高雄の交差点から梅香苑を通過して星ヶ丘まで来る間はお店があります。だから、そのお店の明かりでそんなに暗く感じないんです。ただ、そこからあ

そこの太宰府病院ですか、あそこに抜けてくるんですね。そのままバス通りで君畑まで行く生徒もいます、人もいます、バス通りでもあります。今甘木線が通りまして、博多行きには本当に便利のいい路線ができております。利用される方も物すごく多いんです、バスを。バスをおりても暗いところを歩かなきゃいけないということを念頭に置かれまして再度交渉をし、そしてできるだけ早い設置を強く要望しておきたいと思います。

これから先、安全・安心のまちづくり、先ほども議員さんのほうから防犯の面でもありました。だから、本当に市民が安心して通行できる、そして安心して明るい町になるように強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、11番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔11番 安部啓治議員 登壇〕

○11番（安部啓治議員） 通告に従いまして質問させていただきます。

新政権下において、来年度予算編成を前に次々と事業見直しが行われた。地方自治体への具体的な影響は見えてこない中、前原国土交通相は全国のダム事業を見直すと宣言されたわけですが、太宰府市が現在関係している大山ダム、五ヶ山ダム建設の取り扱いは継続されるのか、それとも中止なのか、凍結なのか、現時点での見通しを教えてください。

また、どちらかが中止となった場合の本市への影響はあるのかどうか。それらを勘案した場合、事業計画の変更の有無について、将来の事業展望と水道料金等審議会諮問内容について伺います。

次に、公園等建設資材のリサイクル商品の利用についてお尋ねします。

これまで中央公民館及び周辺で開催されてきました環境フェスタが、去る11月15日に「環境フェスタ in dazaifu forest」と銘打たれてまほろばのもりで実施されたわけですが、野外コンサートあり草木染め体験あり、環境についてのワークショップやその他、多くの団体が参加、協力され、聞くところ親子連れなど1,000人以上の来場者があったようです。今後も、ぜひ続けてほしいイベントでありました。

さて、当日参加されていた市内のボランティアグループであるエコワーク・ネットの会が長年割りばし回収を実践されてこられました。聞くところによるとそれらを利用した製品ができていて展示されておりました。既に落合浄水場の井戸のふたや仮称高雄公園の池にかかる橋などに使用されているとのことですが、その他の用途があるのかどうか。

今後の利用拡大及び環境問題としての啓発、PRの考えについて、以上2点について伺いますが、回答は項目ごとをお願いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） まず、1点目の大山ダム、五ヶ山ダムの建設計画が中止となった場合、市への影響についてご回答申し上げます。

新政権のスタート直後に行われました前原国土交通大臣のコメントの中で、ダム事業の見直しが発表されたところでございます。その主な内容としましては、国及び水資源機構が実施する56のダム事業のうち48事業については、今後平成21年度内に新たな段階となる工事の契約や用地の買収などは行わない、そして道府県が実施します87のダム事業の平成21年度における事業の進め方については、各道府県知事の判断を尊重するというものでございます。この内容からしまして、大山ダムにつきましては既に現在本体工事の段階に入っておりまして、予定どおり平成24年度内の完成が見込まれます。

また、五ヶ山ダムにつきましては福岡県の事業になりますけど、県では治水、利水の面からも必要であるとの認識を示されておりまして、予定どおりの完成を目指して推進すると聞いております。より安定的な水源の確保に向けまして、本市としましても完成が遅れることのないように、福岡都市圏団体と働きかけを行ってまいりたいと思っております。

次に、今後の水道事業計画の変更の有無についてでございますけど、現在の状況下におきましては今申し上げました大山ダムについてはまず影響はないと。五ヶ山ダムが、今後の動向をいましばらく注視する必要があるでございますので、現段階での事業計画の変更は考えておりません。

次に、将来の事業展望と水道料金等審議会諮問内容についてご回答申し上げます。

将来の事業展望としましては、長年の懸案でありました水道水、水源の確保の問題が一定解消いたしましたので、今後は、平成20年度末の太宰府市の水道普及率がまだ80%弱でございます。他市に比べて低い状況にあることを踏まえまして、この普及率の向上を図りながら安全で良質な水道水の安定供給に努めますとともに、さらに費用の節減を行い、より低廉な料金の設定に努めていくことが今後の大きな課題だととらえております。

水道料金等審議会の諮問内容につきましては、これまで多くの市民の方から水道料金が高いというご意見をいただいていることを受けまして、今回一般家庭用料金の一部引き下げを基本としながら近隣団体との料金格差を縮小する方向で諮問いたしております。諮問の内容としましては、水道料金の額の見直し、それから水道料金の算定期間、それと料金改定の実施時期、この3点について現在審議をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） まず、大山ダムについては完成度からいって大丈夫だろうということでございますが、五ヶ山ダムについてはまだ工事の端緒についたばかりで、政府の決定によってはどうなるかわからないということでございますが、これは都道府県が計画し国が補助する補助ダムの一つだと思うんですが、県知事の意見を聞いていくということでございますけども、仮に凍結あるいは中止となった場合について、市としては関係自治体と連携して県及び国に建設続行を要望していくことになるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 五ヶ山ダムは、今申されましたように洪水調節、水道用水及び渇水対策を目的としました、福岡県が事業主体の国庫補助事業でございます。昭和63年度に国の建設採択を受けまして、平成29年度までの工期で現在つけかえ道路等の生活再建工事の段階でございます。まだ、本体工事には全く入っておられません。現時点ではその影響は全く不透明でございます。先週12月10日に福岡地区水道企業団のほうに電話で最新情報等を確認いたしましたけど、まだ今のところはわからないと。ただ、福岡県としましては、どうしてもあそこはやはり治水、利水の面から必要だという認識は高うございまして、予定どおり推進していくということを聞いております。

平成29年度完成予定の五ヶ山ダムにつきましては、太宰府市は1日に900m³受水予定でございますけど、影響からしましてはそこまで、万一遅れましても影響は小でございますけど、ただ五ヶ山ダムの規模が江川ダムの約倍近い大きさの規模でございます。都市圏として一番期待しますのは、渇水対策用のダムという目的がございます。ですから、今現在山口調整池の渇水対策、それから海水淡水化施設の渇水対策、それに五ヶ山ダムが完成しますと、福岡都市圏の昭和53年あるいは平成6年度のような渇水は二度ともう起こらないんじゃないかと期待しております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 今の見解では安心できるだろうということでございます。今現在2つのダムからの権利分の導水を予定するということですか、配管の布設工事が行われておりますけどもこの進捗状況とですね、五ヶ山ダムの例えば凍結とか、そういうぐあいになってもその工事計画自体は変更を来す要はないということかどうかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 第6次拡張事業といたしまして、大佐野配水池から松川配水池までの配水管の布設工事を平成17年度から実施しております。全延長7.8km中、平成21年度までに4.6kmを布設する予定でございます。

この事業につきましては、大山ダムからの供給開始に合わせて実施するものでございまして、五ヶ山ダムの平成29年度の方よりも、まず平成25年度から供給開始、太宰府においては4,700m³来ます。この分の受水に向けての事業でございますので、計画の変更はございません。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 松川に向けての工事ということでございますけど、以前松川浄水場の1系統を暖機運転といいますか、レベルダウンするような話をされていたと記憶しますが、これは予定どおり行われるのか。将来水余り状態になれば松川に関しては全面休止も考えられるのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 本年9月議会の決算特別委員会の中でご説明申し上げておりました

けど、平成25年度から大山ダムからの受水が始まりますので、そのときに今申しあげました大山ダムからは4,700m³、ただし今の江川、寺内、合所のダムから1日最大3,200m³受水しておりますけど、これにつきましては利水安全度が掛けられておりませんので、大山ダムが完成しまして供給開始になりましたときに、江川、寺内、合所ダムの3,200m³が、800m³逆に減になります。ですから、実質平成25年度からは、太宰府市には3,900m³が供給になるということになります。

それで、それに合わせまして松川浄水場が第1系統と第2系統がございますということをご説明申しあげておりましたけど、第1系統が昭和42年からの施設でございます、もう42年を経過し、今かなり修繕を要しております。それで、第1系統の施設として1日2,000m³製造することができますけど、この2,000m³の第1系統の施設は大山ダムが来ます平成25年度以降更新工事を行わない方針でございます。

また、今現在新落合、それから水城の地下水の揚水能力が低下しております。厚生労働省の認可を受けています能力としては2,000m³でございますけど、今1,000m³ぐらいしか揚水できておりません。その辺もでございますので、平成25年度以降、多量の水余り状態にはならないと考えております。山神水道企業団及び福岡地区水道企業団からの受水量だけでは賅えませんが、自己水源の製造水量で調整していく予定でございます、大佐野浄水場あるいは松川浄水場のどちらかの運転を停止できるのか、どちらを停止すればより効率的な経営ができるのかを含めて、時間的にまだ少し余裕がございますので、慎重に検討してまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） よろしく申し上げます。

今多少将来の事業展望を述べられましたけど、今回諮問されました水道料金についてでございますけど、これはもうこれまでたびたび武藤議員が料金の減額を訴えてこられてきて、来年度ぐらいには実現するのかなあとということでございますけど、この料金については平成10年以来据え置かれてきた料金体系でございます、これについて審議会に諮問されたわけですけど、答申はいつごろの予定で、料金改正となれば施行はいつごろの予定でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 平成22年、来年の3月議会に給水条例改正案を上程いたしたく、11月2日から現在まで一応3回審議会が開催されております。1月の下旬には答申をいただく予定でございます、施行時期につきましては10月1日からの施行のところ現在審議をいただいているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 給水人口がですね、平成20年度982人、戸数にして480戸増でございましたが、給水量は3万7,786m³減少したという報告がなされております。企業債を一昨年に繰上償還したことで残高も大きく減少し、支払い利息についても同様であった。経営状況は今のと

ころおおむね良好と言えるようですが、配水管使用効率が県平均値より約2ポイント程度低く、今後の上昇も見込まれないこと、洗濯機や水洗トイレ等の節水型の普及がエコポイントの導入などで加速されるであろうこと、企業飲料水の販売シェアの伸び等々を十分に考慮をされ、数年で再改定とならないように十分吟味されて施行されますようお願いして、この問題は終わります。

次、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2点目の割りばしの再利用についてご回答を申し上げます。

ご質問のとおり、資源再利用につきましては大変重要な事項でございます。太宰府市といたしましては、限りある資源の有効利用と環境負荷の低減を目指しまして、持続可能な循環型社会への構築のために、割りばしはもとより幅広くごみの減量でありますとかあるいはリサイクルの推進につきましては、より一層市民あるいは事業所の皆様方へのPRに努めていく所存でございます。

詳細につきましては担当部長のほうから回答をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 太宰府市商工会を中心に設立されました太宰府市エコワーク・ネットの会、これは平成15年度から使用済割りばしの回収活動に取り組まれておりまして、リサイクルの推進に大変なご尽力をいただいております。

ご質問にあります建築資材などの他の用途につきましては、いろいろ調査をしてみましたけれども、まず一つに景観に配慮した歩道用のブロック、あるいは公園の中にありますサイン、それからあずまや、そして公衆用トイレなどを初めといたしまして多方面に活用をされているようでございます。

本市におきましても、資源循環社会の構築に向けまして、市民の皆様や事業者の皆様への周知、啓発など、なお一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 先日イベントのあった観世キャンプ場に木製のベンチと一体型のテーブルがあるわけですが、これらがですね、落ち葉の腐葉土になった状態、あるいはこけむしで湿った状態で非常に汚れておりました。市内の公園に設置された遊具の座る部分やベンチには材質として木製、石材、ゴム製、それらの組み合わせ等々があるようですが、特に木製の場合、ブランコの座る部分とかですね、使用頻度の少ない箇所では汚れがひどくて、そのままではとても座れない状況が見られます。確かに木のぬくもりはあるでしょうが、利用されなければ無用の長物ではないでしょうか。

そこでですね、この割りばし利用の製品、ちょっとお借りしてきたんですけども、ご存じか

もしれませんが、これでございますが、これは高雄新公園の橋の板の部分になるんですけど、ふけばサッと汚れが落ちますし耐久性もあると思うんですが、早い時期にですね、そういう部分の表面だけにでも利用することができないか、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） ただいまの公園の遊具とかですね、あるいはベンチ、いろんなものに利用できないかということでございますけども、これは新しい製品でございますので、できるだけ私どもも使っていききたいという気持ちを持っております。そのことによりまして、現在仮称でございますけども高雄公園の中にもデッキとかですね、あるいはベンチとか、そういうものに使っていききたい。現在も、もう使う予定で行っております、もう既に施工もしておりますし、見ていただければおわかりになるように、確かに強度も木製に比べればはるかに強い、そしてまた耐久性もあるということでございますので、今後におきましてもこれを活用していききたいというふうに思っております。

ただし、一つネックになるのがお値段でございます、約倍近い値段になります。しかしながら、よく考えてみますと耐用年数その倍以上ありますので、プラス・マイナスすればプラスのほうに行くのではないかなということがありますので、将来的にもぜひこの製品を使ってまいれたらというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 最初のコストは高いということは、私も聞いております。しかし、耐用年数と比べればですね、それから割りばしからこういうふうな利用ができるんだということを知ってもらうためには、当初の先行投資は多少やむを得ないかなという気がしておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、先日、高雄公園の造設地に行ってみまして、ビオトープ風の池がつくられておりまして、ここの橋板に使われているのを見ました。聞くところによると、これはもう100年ぐらいつんじやないかと言われておりますので、非常にすばらしいなと感じたところでございますが、橋脚部分といいますかね、その部分が木材で水につかる部分と、水の上まで出とるんですけど、それで設置されとるわけですが、これ木材を使ったのは特に理由があるのか。見た目も大事でしょうけど、上は100年もって下は数年というのであれば補修の頻度も大事ではないかと思いますが、これについてはいかがですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 橋脚部分につきましては松材を使用しております、この松材につきましては、水につかっている部分についてはですね、これはある程度半永久的に近いような形でもちます。ただし、水から外に出ている部分についてはひび割れが起きたりいろんなことがありますので、これはもう消耗ということになるわけですが、聞くところによりますと大体10年ないし15年は大丈夫だというところを、ある程度、保証はないんでしょうけども、保証に似た回答をいただいております、私どももそれは信用をしておるところでございます。

したがいまして、橋脚部分につきましては現在大きな形で松材を使っております、これをエコウッドに変えた場合はどうなるのかとなるんですけども、若干見た目にどうも貧弱的なものがあると思います。そういうことから、デザイン的に考えても、今現在の、施工しておりますように松材が一番ベターじゃないかというように考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 新しくできたばかりで言うのも何ですけど、これまでも観世音寺の横ですかね、同じような形でつくられているように聞いておりますけど、上は非常に耐久性はあるんですけども木材が腐って子供たちが池の中に落ちたとか、先の話ではございますけど、やっぱり時期的にチェックを入れて、そういう事故の起こらないようにご配慮をお願いしたいと思っております。

それから、グループのこれまでの努力が実を結んで市民の目に見える形で利用されるようになったのですから、簡単にでもですね、掲示、啓発はお願いできないかと思っておりますけど。例えば橋のネーミングを割橋にするとかりサイクル橋にするとかですね。これがエコに取り組むほかのグループの励みになればと思っております。

最後にこの池ですが、環境がテーマだと思うんですけども、新設の橋であるのに対して池に水が表面だけ流れるのかどうか、水ごけが非常に多いわけですよ。ぜひともこの対策を考えてほしいと思っております。

どうか来園者が気持ちよく利用できるよう配慮していただくようお願いしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

次に、5番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番（後藤邦晴議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い次の2項目について質問いたします。

まず、1項目めの市営駐輪場の管理運営についてお伺いいたします。

現在自転車の駐車においては、管理面などで防犯、モラル等々、全国的な課題、問題が山積みされているとマスコミでも報道されています。路上や駐輪場でのモラルの乱れや長期の放置等が指摘されている中で、市内の駐輪場も総合的に市域での整備を考えることが必要ではないかと思っております。太宰府市においても、特に駅前の駐輪場は自転車通勤の皆さんにとってなくてはならないものだと認識しております。

そこで、五条駅前の駐輪場は屋根つきであり、もともと有料で運営をされていましたが、現在は無料になっています。市民においては無料であることはありがたいものですが、そのために管理体制がおろそかになっては逆効果であることも考えられます。

駐輪場の設置に至るまでに一定の費用を投入されたと思いますが、何か構想があつての無料化でしょうか。その理由とその後の管理体制はどのように変わったのかをお伺いいたします。

また、現在管理人さんが週に三、四回、午前中に2時間ほど清掃作業をされていますが、それだけでは管理面は不十分だと思われます。その契約の内容はどのようなになっているのか、市の考え方とあわせてお伺いいたします。

次に、2項目めの施設への案内看板についてお尋ねいたします。

太宰府市は、年間に700万人を超える観光客がお越しになっている観光都市であるとともに、市民が住んでよかった、住み続けたいと言われるようなまちづくりが進んでいる素晴らしい都市だと自負しています。しかし一方、市内の各施設には、主線道路の入り口近くに案内の看板が立っていますが、この看板自体の大きさと文字の大きさに問題のあるものが多く見られるようです。今や車社会であり、ほとんどの方が車でお越しになりますが、その際に看板や文字が小さくて見過ごしてしまうケースが本当に多いということを聞いています。

市内の施設を中心に例を挙げれば、北谷運動公園の看板は特にわかりづらいと利用者から指摘されています。以前の議会一般質問でも、どなたかの議員から出されていたと記憶しています。また、社会福祉協議会の看板ははっきり見えるとの評判であるのに対し、その傍らの女性センタールミナスと体育センターの看板はほとんどの方が気づきません。利用者は必ずしも地理に詳しい方とは限りませんし、市外の方もいらっしゃいます。そのほか市役所や中央公民館、梅林アスレチックスポーツ公園なども残念ながら見過ごされて、車でうろうろされている方が多いようです。

そこで、質問ですが、今後このような看板を効果的なものに見直し、改善されていかれるお考えがあるのかお伺いいたします。

また、以前から市民や利用者の方からもアンケートや電話などで改善要望が多く寄せられていると聞き及んでいますが、このような声をどのようにとらえ、どのように反映させるのかをお伺いいたします。

以上2項目にわたり質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、回答は項目ごとにお願いたします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市営駐輪場の管理運営についてご質問でございます。

公共交通機関の利用を促進する観点からも、駐輪場は重要な施設でございます。ご承知のように、西鉄五条駅駐輪場につきましては、建設当初は有料駐輪場として運営をいたしておりましたが、現在は無料といたしております。

その背景も含めまして、詳細につきましては担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 西鉄五条駅駐輪場につきましては、当初有料で開始をいたしましたけれども、駅周辺に放置自転車が数多く発生いたしましたために、また別に駅から離れた場所に無料駐輪場も併設いたしました。ところが、利用者が無料駐輪場のほうに集中いたしまして、

やむなく西鉄五条駅の駐輪場も有料から無料へと移行した経過がございます。

その後併設いたしました駐輪場は閉鎖をいたしましたけども、西鉄五条駅駐輪場につきましては無料のまま現在に至っているものでございます。西鉄五条駅駐輪場の管理体制につきましては、無料とする際に有人から無人に変更しておるところでございます。

2点目の駐輪場の管理実態につきましては、現行の管理契約においてシルバー人材センターに委託をいたしまして、週4日、朝の通勤通学時間であります午前7時30分から9時30分までの間、自転車の整列作業を実施しております。管理人を常駐させるためには費用も必要となりますので、現在の管理体制をこのまま継続してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 私の知っている人でバイクを駐車しておられたんですけど、部品とかいたずらに遭い、修理代などで本当に悔やんでおられました。そして、今はもう徒歩にて五条駅から電車に乗ってあります。そのようになぜこのようなことが起こるのかということ、あの建物の柱や壁が死角になっているのではないかと思います。

それと前ですけど、消火器が壁に投げつけられて、それで駐輪場一体が泡だらけになった事件も起こっておりますけど、そういうことはご存じでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） はい。今年の10月に消火器が破損されましたことにつきましては承知をしております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ご存じであったようです。

それでは、管理面についてお伺いしますが、管理人さんがいる間も含めて24時間体制等で監視カメラ等の設置ができないか、それとあわせて現在あの駐輪場は何台とめられるものかをお伺いしたいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 先ほど申し上げました消火器の損傷もそうですけども、壁に落書きがございました。こういうこともございまして、現在24時間の監視カメラが作動していますよという、そのお知らせのピラを各所に張っておるところでございまして、また利用者のほうにも施錠をぜひダブルでやっていただきたい、2つの施錠をやっていただけたらということも掲示をしておるところでございます。

なお、収容台数につきましては、建物内に約150台収容できることになっております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） そういうピラが張っておりますのを、私も見させていただきました。

そのほかにも、一定の時間の範囲で出入り口の施錠をして不審者などの侵入防止等ができないかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 利用者の方におかれましては早くお帰りになる方もおられますし、また最終便でお帰りになる方もございます。また、最終便は過ぎてもタクシーで駅までおいでになって、夜中にその自転車に乗って帰られるという方もおられますので、なかなか施錠につきましては難しいというふうに考えております。今後の課題としても私どもも思っておったんですけれども、実際難しいだろうなというふうに思うところが現実でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） そうですね。今、部長がおっしゃったように確かに難しい問題かもわかりませんが、何かいい考えを持っていただきたいと思います。

ほかに、場所が変わりますが、西鉄二日市駅の東口駐輪場が無料だということを聞いております。いつも満杯で、はるかに超える状態になっておるということも聞いております。朝一番に入れられた方は、オーバーでしょうけど夜中まで出せないというような声も聞いております。

そして、駐輪可能台数と通常の利用台数、この比較、何台ずつぐらいでしょうか、教えてくださいな。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 西鉄二日市駅の東口の駐輪場の駐車可能台数でございますが、約470台が可能でございます。それに比べまして日常の利用台数は約1,000台にも及んでおります。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） といいまことは、2倍以上の駐輪台数ですよ。その上に乱雑な駐輪をされていて、何か今後は解決していく考えがあるかどうかお聞きしたいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 西鉄二日市駅周辺の駐輪場につきましては、本市の駐輪場のほかにですね、筑紫野市営もございまして、あるいはまたダイエーもございまして、また西鉄も経営されておられます。そういうことから、総合的に利用台数を見ますと充足されているはずなんですけれども、実は私どもの駐輪場以外はすべて有料でございます。どうしても無料のほうに偏ってまいります。実際私どもも現地でアンケート調査を行ったんですけども、その中で8割方が無料だからこの駐輪場を使っているんだという回答がございました。

そういうことで、太宰府市におきましても何かやらなければならないということから、特に場所的にも改札口に一番近いですから、改札口から徒歩20秒で行けますので、本当に便利がいいところがございますので、太宰府市としても有料化すべきだろうと。そうすることによって筑紫野市のほうで今がらあき状態になってますので、その辺についてもカバーはできるのかなと。筑紫野市のほうに迷惑はかけないということになるのかなというのもございまして。

そういうことから、二日市全体の収容能力については全く充足しているということで考えてますので、今申し上げましたように有料化に向けてちょっと動いておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） それで、筑紫野側が十分あきがあるということがわかりました。

今有料化するということを言われましたんですけど、将来的に有料化するということは混雑の解決にはなるとは思いますが、今度有料になったばかりにその周辺の違法駐輪等で放置されることも考えられますけど、その処置方法といいますか、その考えは何か考えられていますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） ご指摘のように、単に有料化するだけでは解決はできないというふうに思っております。

ただ、一つは筑紫野市が駐輪禁止区域というものを定めておりまして、そこに駐輪した場合は即時撤去するというような厳しい措置をとっております。このことによって、筑紫野市側は放置自転車はほとんどない状態でございますので、太宰府市においてもそれを筑紫野市と合わせた形ですね、一帯を駐輪禁止区域ということに指定をしたいと思っております、現在警察のほうと協議を進めております。

また、その辺につきましても恐らく、といいますか確実にそのようにやっていかなければならないと私どもも考えておるところでございます。このことから、違法な駐輪とかあるいは放置の自転車の数は減ってくるというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今言われましたことで即撤去と言われましたですね。即撤去ということは、今までの不法駐輪というものは1週間か1カ月か、何か札をぶら下げて、それから以降処置していなかったら撤去するというような格好になっていたと思うんですけど、それがもう変えられるということですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） はい、そのとおりでございます。警察のほうとの調整も行いまして、禁止区域に設定した場合については即時撤去ができるということになっておりますので、そのようにやりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） わかりました。

いろいろと質問しましたが、市におかれましても前向きに取り組んでいかれているようでございますので、私なりの考えを申します。

駐輪場の防犯を解決するのは、管理人を置いたり防犯用のカメラを設置したり、いわゆる管理のあり方が最も重要かと思えます。また、モラルの問題については、いかに駐輪定数以内におさめられるか。先ほどお話がありましたように、筑紫野市の容量等見習いながら調整していただきたいと思えます。今後ともいい方向に向かって見直しを行われますようお願いいたします、この質問を終わります。

次に、お願いします。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2項目。

市長。

○市長（井上保廣） 公共施設への案内看板について、お尋ねにつきましてご回答申し上げます。

施設への案内看板の整備につきましては、市民サービスの観点より重要であると同時に、観光客へのサービスといった側面からも重要であると考えております。

本件につきましては、今日までも見やすい案内板を目指しまして、改良に改良を加え、改善を加えてきておるところでございますけれども、まだまだ十分でないというふうに思っております。

昨日も、私は筑紫美術協会の40周年記念に大蔵のほうに会合に行っていました。その中でも、県美術協会の役員の皆様方のほうから、同時に開催されておりました文化ふれあい館の場所等についても本当に西鉄都府楼前駅から行きにくいと、間違っ行ってしまったというようなこと、それからまた大蔵そのものも近くであったにもかかわらず、道がわからずその周辺をうろうろしたというふうなご指摘も受けました。

本当に今、後藤議員のご指摘の点については、対住民は、市民の皆さん方ももちろんでございますけれども、来訪者の皆様方に対するサービス等々についても、今現在行っております韓国語あるいは英語等についても併記をしながら、改善はしてきているんですけども、まだまだ文字の大きさであるとか、あるいは看板そのものの設置場所、大きさ等々に難点があるようございます。こういったところを含めてご質問を聞いておりまして、そのとおりでなというふうな思いがいたしました。

詳細につきましては、このことも含めまして担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 施設への案内看板の整備につきましては、市民のスムーズな移動を確保するため、また来訪者へのサービスの提供という観点からも特に重要でございます。このため、平成20年度に歩行者を対象といたしまして、また設置箇所を史跡地及びその周辺に限定いたしました太宰府市歴史観光系公共サインガイドラインというものを、歴史と文化の環境税を活用いたしまして作成をいたしました。これによりまして仕様の統一化を図りますとともに、一部整備を実施したところでございます。

後藤議員ご指摘の、車両からの視認性を考慮したサインにつきましては、まだガイドラインを策定していないのが現状でございます、今後施設管理者と協議をしながら新たにガイドラ

インを策定いたしまして、緊急性の高いものから適宜改修してまいりたいと考えております。

なお、市民や利用者の声の反映の仕方につきましては、各施設管理者に調査を依頼いたしまして、看板の配置計画等に盛り込んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 市長と部長さんが答えられましたので、もう全部言われたような気がしますけど、一応言わせていただきたいと思います。

私も市内を車で回りいろいろと確認してきましたが、確かにわかりづらいと、見えづらいと、本当に実感しました。やはり大きな看板、大きな文字が必要だなと思います。そして、看板の色も効果が見られるんじゃないかなあとと思いますけど、この色について研究されたことはありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 先ほど述べました歴史観光系公共サインガイドライン、この策定時におきまして、ユニバーサルデザインの観点から、高齢者の方々も見やすいものとか、あるいは景観へも配慮をいたしました色彩計画を研究をいたしまして策定したところでございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

昼間でも見過ごしてしまうものですが、夜になるともう本当に、先ほど小柳議員が言われましたように薄暗いのも入れまして、本当に看板が全く見えないような状態で最悪です。夜の中央公民館の講座やスポーツ施設の勤務後の利用などで、夜に利用される方はたくさんおられると思います。反射文字等を使うなど、いろいろ工夫してもらってはいかかかと思えます。

特に私今思うのは、市役所の入り口の看板、中央公民館、図書館の看板、これが小さいし、しかも汚れているんですよね。本当にメインになるような看板が汚れて汚いし見づらいと、特に思います。実際この看板を見られたことはありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） ご指摘のとおりだと思います。私のほうも一般質問をいただきまして見てまいりましたら、確かに見づらいところがかなりございました。

そういうことで、一応先ほどの反射文字ということでご質問の中で出しましたけども、確かに反射文字は夜、車で走行するときには一番目立ちやすいものというふうにとらえております。しかしながら、場所によってはこの反射文字がかえって事故を招く場合もございます。そういうことから、設置場所等の特性を勘案しながら今後そういう研究をさせていただいて、できる限り解消に向けた看板のあり方を私どもも考えまして設置をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

北谷運動公園の入り口の看板、これは教育部の担当になるんですかね。これ、実際に見られ

たことがありますか。あります、はい。

なら、私も見ましたが、まずあの設置場所、先ほどからも言っておりますように文字の大きさ、まず設置場所が入り口から入り込んだようなところにぼんと立ってんですよね。その周りに大きな各会社の看板とかがいろいろ立っております、もう極端に言ったら全く見えないというような看板です。そして、北谷運動公園というものは、あれから奥まで入り込んでいかないかんような場所、だからあれを通り過ぎるというのはもうあり得ます。だから、あの看板はちょっとよくよく工夫されて、両方の道路を横断して看板上げるようなしっかりした看板を上げてもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今、議員さんご指摘のとおりでございまして、私も見に行きましてそのとおりになっておりました。

今後につきましては、先ほどから出ていますように、改修計画に合わせましてというようなことで、早目にですね、要は緊急性の高いものからというようなことで話してしますので、そういう分を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ぜひよろしくをお願いします。

それと、施設といえば建物だけではなく名所、旧跡の来訪者が史跡を見学などでお越しになりますが、多くの方が利用されているのを見かけます。太宰府に行けば、迷うことなく目的の場所に行けると言っていたりするような看板のあり方を研究されたことがあるかどうか。ありましたら、その内容を教えていただきたいと思います。何かありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まず、来訪者がおいでになったときに目的の場所に行くための起点というのがまずあります。どこから出発するのかというようなことですね。それで、私どもは例えば駅ということをもまず起点として考えまして、そこから目的地までに行くのに迷いやしい場所とか、あるいはまた曲がりくねって、幾ら歩いてもそばに届かないというような、そこまで行かないというようなところがございしますが、そういう不安を取り除くために、必要な箇所に必要な情報をお知らせできるような看板の設置をしていかなければならないということで、先ほどから申し上げておりますガイドラインの策定の中で研究をした経緯がございます。そしてまた、そのガイドラインに沿って、今後はその看板の設置に向けて動いていく予定でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

なら、最後に市長にもう一度お尋ねします。

市内全域の施設に加え名所、旧跡などのあらゆる看板について、先ほども言っておりますように色やデザインの制約があるかどうか、そして私、総合的なサイン計画ですかね、そういう

ものが必要ではないかと思えますけど、最後に市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） やはりご指摘のように、来訪者の皆さん方が一人で、例えば西鉄五条駅から文化ふれあい館まで行きたいとするならばそこまで行けるような道しるべを含めて、キロ数とあるいは方向軸も含めてやるのが本当に優しいまちづくり、観光客に対する心遣いだというふうに思っております。色も含めまして、今までにも改善に改善は加えてきております。しかしながら、看板が、方向軸があっちこちの部分の矢印のようにはなっております。十分見ないとわからないというような側面もありますので、本当に単純にわかるような方向、あるいは歴史の散歩道については下に埋め込んでいるんですよね、何km、何km、何kmと。今度、あそこの太宰府から国分、水城跡までの部分をよく注意して見ていただいたら結構です。道路に埋め込んであと何km、どういったものがありますというようなものも埋め込んで方向軸も示しております。あらゆるそういったところも設置して、十数年、20年たっておりますんで、そういった相当昔から市民、来訪者のための心遣いはやってきておりますけれども、時代の変化とともに、より見やすい方向に知恵を出しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 下に、道路にそういう看板があるのは知りませんでした。ありがとうございました。ぜひ効果的な案内ができますよう、実現に向けましてよろしくお願いします。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております平成22年度予算についてお伺いをさせていただきます。

さて、昨年9月にリーマンショックでアメリカ発の金融危機が起こり、世界的規模でその影響を受け、経済悪化による景気の低迷で現在不況のあらしが吹いております。

一時期我が国において定額給付金や高速道路の土日の1,000円、またエコポイントやエコカー減税などで経済の回復の兆しがわずかではありましたが見えてきておりました。しかし、ここに来まして急激な円高によりまして、輸出関連の企業を中心として経済に大きな影響を与えております。それに追い打ちをかけるように、デフレ、株安、そして就職不安など、閉塞感が蔓延しつつあります。

こうした中、事業仕分けなどで無駄を省くとの政府の方針で事業を縮小することが中心となり、日本経済をどのように回復し上昇軌道に乗せるのか、経済への成長戦略が見えないとの指摘があります。このまま行くとさらなる二番底の経済不況に陥るのではないかとの声もあり、懸念をしているところです。

平成21年度予算においても、当初の46兆円から40兆円を切り、36兆円から38兆円に大幅に落ち込むことが予測をされております。このような状況において、新政権は子ども手当や高速道路無料化等のマニフェストを実現させるため、平成22年度予算で新たに7兆1,000億円の財源が必要であり、従来予算の大幅な見直しを行いました。

そこで注目をされたのが旧政権が組んだ平成22年度の予算を白紙にして再度事業を見直し、各大臣は要求大臣ではなく徹底して従来事業を見直し、査定大臣として予算を要求するようにマスコミを通じて国民に明らかにいたしておりました。その結果、新政府の各省庁から概算要求が出され、総額95兆円と今年度の当初予算より大幅に膨れ上がりました。

その後、各省庁から上がってきた事業を9日間の事業仕分けで見直しを行いました。新聞報道等によりますと、447事業のうち廃止や予算削減を求めた結果、概算要求から約7,400億円が削減可能とされ、公益法人や独立行政法人の基金、これは1回使えばなくなってしまういわゆる貯金でありますけども、約8,400億円を取り崩して国庫に返納するように求めており、基金と合わせて仕分け効果は総額で約1兆6,000億円とのことであります。国債は44兆円以下というのは政府の方針であり、これも今ちょっと揺れ動いておりますけども、このままいくとマニフェストを実現させるために相当の予算を縮減しなければなりません。

こうした新政権の動きと、予想される税収不足とあわせ、本市において平成22年度予算の財源をどのように確保できるのか、その見通しについてお聞かせをください。

次に、新政権による影響についてお尋ねをいたします。

先ほども申しましたように、来年度の予算を確保するためにさまざまな事業の見直しを行っておられます。例えば、本年10月から支給される予定でした子育て応援特別手当も無駄ということで執行停止されました。この事業を執行するために準備していた地方自治体などの事務費用等が国全体で131億円が無駄になるとのことでございます。

また、まちづくり交付金等は地方に移管するとの報道もあります。さまざまところで影響が起きていますが、本市においてどのような影響があるのか具体的な事例があればお聞かせをいただきたい。

3点目は、来年度の予算編成についてお伺いをいたします。

まず、国の予算が早くて年内、遅ければ年をまたぐのではないかとと言われていますが、その影響はあるのかないのか、その時期についてお聞かせください。

さらに、新しい施策についてお聞かせいただければと思っております。例えば、認可保育所の新たな増設や、家庭用水道料金の審議会への諮問などをお聞きしております。また、市長の任期が最終年度になりますが、マニフェストを実現させるための所見もお聞かせいただければと思っております。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 平成22年度の予算につきまして、ご質問にお答え申し上げます。

新政権は、平成22年度予算編成に当たり、前政権下で決定をいたしました概算要求基準を廃止をされた上で、マニフェストに掲げてございます新規施策を実現をいたしますために、すべての予算の組み替え、あるいは無駄遣いでありますとか不要不急の事業を根絶することによりまして、新たな財源を生み出すこととされております。

また、国と地方との関係につきましても、地域主権の観点からその役割を抜本的に見直すとともに、自動車関係諸税の暫定税率の廃止でありますとか、あるいは補助金の一括交付金化など、地方財源の根幹にかかわる政策が掲げられておるわけでございます。

地方財政におきましては、こうした新政権の政策に加えまして、依然として厳しい現下の経済情勢によりまして、地方税及び地方交付税の原資となります国税5税の大幅な減収が見込まれますことから、交付税率の引き上げによります相当程度の増額が実現しない場合は、非常に本市の予算につきましても厳しい見通しになるのではないかなというように思っております。

私は市長会の今評議員をしておるわけでございますが、11月に新政権に対しまして緊急決議あるいは提言をいたしております。その中で、地方税財源の充実というふうな項目が、特に大事ではないかなと思っております。国の平成22年度の予算に対しましては、都市自治体の財政運営と予算編成に支障を来すことがないように、十分な財政措置を講じるとともに、年内に編成をすることというふうなこと等についても要望いたしました。

特に、地方財政対策におきましては、地方交付税の法定率を引き上げること、その復元を図っていただきたいと、増額を図るとともに、地方財政計画に都市自治体の財政需要を適切に反映することというふうな要望もいたしたわけでございます。

平成20年度以降の補正予算等々によりまして、臨時、緊急的な措置として講じられました交付金事業等のうち、地域雇用でありますとか経済対策あるいは妊婦健診、出産育児一時金の拡大等の子育て、少子化対策など、こうした実施して今定着しておる事業等については一過性とすることなく継続的に財政措置を講じてほしいというふうな要望等をしてまいったところでございます。

こういった状況がございましたけれども、今のような状況になりますと、市のほうの影響も大きいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今市長のほうからお答えいたしましたように、現在の予算編成における大きな課題としては、市長のほうの説明でございます。

個別のことにつきましては私のほうからご回答をさせていただきます。

現在編成中であります平成22年度予算の全体的な財源の見通しというものでございますが、やはり昨今の経済状況から判断いたしましても、先ほど市長が申し上げましたように、市税の増は難しいのではないかなというふうに考えております。加えまして、新政権のもとでの交付税の見込みがまだ確定しておりません。そういうことから、市税で約41%、交付税が15%、普通

会計の中で占める割合でございますが、その辺ははっきりとまだ見通せないのが非常に見込みにくいという状況でございます。

また、一方で歳出面でございますけれども、例えば職員人件費につきましては現在の厳しい経済情勢や本年の人事院勧告などからも、この数年続いております減少傾向が続くのではないかとこのように見込んでおりますものの、その一方で社会保障制度の一環としての扶助費、生活保護費関係、民生費がやはり約30%を占めております。その増が大きく出てくるのではないかとこのように見込んでおります。このことから、これらのものが他の支出を圧迫して相変わらず厳しい予算編成になっておるといふものでございます。

次のご質問でございます新政権による影響でございますが、今市長のほうからご説明いたしましたように、現在テレビや新聞報道の情報がございますが、それ以外には新政権からの具体的な事項が通知されておられません。これはご質問の中でもありましたように、国債44兆円っていくのか、一円でも増える可能性があるのかというような状況も今報道されておませんが、現段階では地方自治体への影響を具体的に数値等で論評できる状況ではないというふうに考えております。

子ども手当につきましても、市内の小・中学生や保育児童等でもですね、例えば5,000人としても1人1万円地方負担、市町村負担になっただけでも毎月5,000万円という話にもなります。そういうようなことも子ども手当基金をつくれればいいじゃないかというような関係の発言もあっておりますが、明確ではありませんので、現時点での具体的な数値は難しいという判断をいたしております。

3点目のご質問の新年度の新たな施策についてでございますが、現時点で財源の問題等もございまして、具体的にどういうことをしますということは申し上げられませんが、今後の国政の流れを見きわめながら、総合計画に掲げてあります本市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現、そして限られた財源の配分を選択集中して子育て支援対策としての保育所の増設など、マニフェストでも掲げられております事項を優先的に実行できるような予算編成に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） なかなか新しい政権の国の予算が決まらないので、地方自治体としても困惑をしているというご答弁だと思います。

一日も早くですね、予算を組んでいただきたいと思っておりますが、通常でいきますとこの国の予算というのは大体もう12月25日ぐらいにはもう確定をしているような感じがしていたわけですね。いまだに全く見えないで、国債も44兆円にするかしないかという議論が一生懸命出ておりましたので、極めてこの予算を編成するのに地方自治体も困っているんじゃないかなあと。市長もしっかりその辺、やっぱり市長会を通して訴えていただきたいと思っております。

平成22年の予算もあるんですが、当面平成21年度で国の予算が、先ほど申しましたように



46兆円という予定だったのが、この前財務省の発表によりますと36兆9,000億円になるのではないかと。マイナス9兆1,000億円ですね、税金の税収不足が。そして、福岡県の予算が当初見込みをやっぱり300億円ほど下回るのではないかと。

こういう形で国、県の税収不足が予測されているわけですが、市民税が中心で法人市民税は、本市は余り少ないとは思いますが、法人市民税の多いホンダとかそれから富士フイルムとか、そういうところを抱えている市町村の自治体はもう大変な打撃を受けているということをお聞きしてますけども、今回の補正予算では法人市民税が1,000万円の減収ということでございまして、平成21年度に関してはこの程度でおさまるのかなあとってはおるわけですが。

この地方交付税も7兆2,000億円の中に3兆円ほど新たに追加補正で組んで、地方交付税の補てんもすると言ってますけども、その辺のことも含めまして平成21年度予算そのものについてはどのような影響があるかですね、お聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問いただきましたように、本年度の税収見通しも相当下がってきております。そして、市町村におきましても法人税に頼る割合が大きい市町村においては非常に補正として還付金といいますかね、法人税の還付についても非常に苦慮してあるということをお聞きしております。

太宰府市においては、幸いといいますか、悪いことかわかりませんが、法人市民税というのは非常にもともとが少のうございまして、それでも若干の影響は出ておりますけども、それほど大きな波はないという形で現在今年度、平成21年度予算は編成をいたしております。

今後交付税がやはりどうなるのか、先ほど市長も申し上げましたように、交付税がどうなるかということは非常に大きく左右してくるものだと思っております。約40%が税金、あと15%が交付税になっておりまして、この交付税が今年度の平成20年度、平成21年度予算におきましても約28億円ほど組んでおりますけども、その辺がどう動いていくのか。

財政対策債が約8億6,000万円ほどあります。その辺の約三十七、八億円の財源がどう動いていくのか、そういう意味からも今市長が言っておりました国税5税の市町村割合ということが非常に大きな焦点として浮かび上がってくるというふうにご覧いただいております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 国の施策がやっぱり直接市町村のそういう意味において、税収の問題にかかわってくる問題でございますので、ちょっと若干国政にかかわる話ではございますが、とにかく何をおっしゃっているかわからない部分が非常にあります。

というのもですね、この平成21年度の追加補正をやると最初話だったんですが、先ほど言いましたように、財政規律を重んじるという立場から、この国債の追加発行は非常に慎重だったですね、マスコミを通じて。大体この追加補正は自公政権、麻生政権で1次補正を組んでいた2兆7,000億円を凍結しましたので、それを解凍して2兆7,000億円を想定をしていたという、最

初は私もそう思っていました。

しかし、亀井大臣のいろんな動きがありまして、いつの間にか7兆2,000億円という大変な金額に膨れ上がったわけですけども、こういうお金がこんなにぼろっぼろっと宝のようにわき出るのかなと思うぐらい言っていることとやっていることがもうころっと変わると。

そういうことで、平成21年度の国債の発行額が約53兆5,000億円になると、44兆円をはるかに超えた金額になるということでございます。

そういうことで、前政権が景気対策で組んだ予算2兆7,000億円が無駄であるということで凍結をいたしました。この2兆7,000億円を凍結をしてこの予算を平成22年度予算に回してマニフェストを実現するための財源にすると。当初そういうようなことを話していたわけですが、今回の追加補正の中身を見ますと、この2兆7,000億円が平成21年度にさらに前倒しになって盛り込まれていると。その中身を見ますと、追加経済対策が出ているわけですが、この事業内容も省エネ家電のエコポイント制でエコカー補助金など、前政権が景気刺激策として打ち出した施策が数多く盛り込まれているということが言われております。

その中にこの1次補正の見直しで執行停止した公共事業支援の交付金も盛り込まれておると、そういうような形で、凍結したのをもう一回今年度の追加補正に入れたわけですね。中身もほとんど変わってない。

これで読売新聞がですね、9日の日に書いたわけですが、こういう予算編成のあり方を見まして、第1次補正から一段削って、そして今度戻すのではその間の時間が無駄になっただけではないかと、空白時間にすぐやっつけばよかったんですけども、凍結してましたのでできない。

また、この新たにそういう形で追加補正組みますので、国会での審議を得て執行に移されるのが来年の3月ごろになるんじゃないかと。経済対策というのはスピードが大事です。非常に追加補正をしますよといっただけで株がまた1万円にぼうっと戻ってきたんですね、あの報道だけで。そういう意味で、非常にこれでは遅過ぎるというそういう形で言われているわけですけども。

それだけじゃなくて円高やデフレなどの影響で景気がこれ以上また悪くなってきますと、太宰府としても非常に厳しい。だから、太宰府だけでなく国も厳しいと。そういうことで、今言われていることは、もともと凍結をしてますので、追加補正じゃなくてそれを解除すればすぐ予算が執行できる、経済対策が、そういうことでこの凍結を解除すべきではないかという声もあるわけですけども、じゃあ市長会としてこれは今の景気の問題、来年の景気の問題を考えますと、やっぱり早急に景気対策をやらなくちゃいけない、それは我々の生活に直接かかわる問題でございますので、じゃあ市長会としてもこういうような要望をすべきではないかと。市長にそういう意味においてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、そういうお考えありますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 既に今清水議員がご指摘の点等々含めまして、鳩山新内閣による政策運営等に対する決議あるいは要望等をまとめて行っております。国と地方の協議機関の場の法制化の問題、地方分権の推進の問題、ただいま申し上げました地方税財源の充実の問題、あるいは行政刷新会議における事業仕分けの問題、あるいは自動車関係諸税の暫定税率の保持の問題等々、あるいは補助金の廃止と一括交付金の創設の問題、あるいは子ども手当の創設、高校授業料の無償化等に対する見解等々も申し上げております。

あるいは、後期高齢者医療制度と国保医療との関連一元化の問題等々についても要望等を行っております。高速道路の無料化等々についても環境税との絡みの中での要望も行っております。あるいは農業の個別所得補償等の問題点等々についても具申をいたしております。

公共事業の見直し等々についても地域の実情等を十分に聞いてほしいというようなこと等々を要望しておるところです。

そういった状況等をまとめ上げまして、今現在も市長会としての考え方等々は明確にトップの役員の皆様方を通じて内閣にも伝わっておるはずでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長の「まにまに」日記にですね、そういった決議の内容が書いてありまして、いろんなことが言われているなということで私もコピーして持ってきております。これはいつごろ決議されたのかわかりませんが、1回やりやいいというもんじゃありませんので、政治も毎日のように、日がわりのように言葉が変わってきております。

そういうことで、やっぱり市長会としても事あるごとにですね、1回言ったから済むという話じゃなくて、事あるごとにやっぱり言っていただきたいと。非常にスピードが大事ですので、やっぱりそれしなないともう聞いてもうほっとして、見たという形だけで終わってしまうおそれがありますので、さらにこれを出された後、極めて厳しい経済が続いております。そういうことで、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

2009年度の市民税の見込みも相当厳しいということで予測をされておまして、4月から9月までの上半期の部分の国の所得税が当初よりも約14.7%ほど今回の平成21年度で、所得税ですから国のほうの税金ですけども、14.7%、5兆5,472億円ほど減るのではないかというような具体的な数字も新聞報道等で出ているわけです。

太宰府の場合は、市町村民税が中心でございますので、平成21年の1月から12月までの所得に応じた形で市県民税が課税されるわけですけども、これがこのまま来年度の予算に回されるわけですが、この所得税の減額の状況を見ますと、相当来年の市県民税も落ち込むのではないかと、こういうように予測をされております。

この見込みについてですね、確定申告が3月に行われるわけですが、大体いつごろからどういう形でわかるのか。また、先ほどお話がありましたけども、地方交付税も見えないと言ってますけども、現在の予算編成の状況をですね、どういう形で組もうとしているのか、いつごろ

から組もうとしているのか、従来どおりの形でいこうとしているのか、国の確定が決まらないとできないのか、この辺の状況をしないととろとろとろとろ行ってしまうわけですが、その進捗状況がどういぐあいになっているのかですね、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問の市税でございますけれども、普通会計で約80億円ございます。その中で、市県民税の中の市民税は約50.7%ほど、約半分が市民税でございます、それ以外がその他、固定資産とか軽自動車等になってまいります。固定資産税が約37.6%ということで、2つを合わせて88%強という形になっております。

そういう中で、市民税は今おっしゃいますように、本年の所得が少なければ来年の新年度の市税が下がるという、それはもう国税と同じ傾向でございます。固定資産については若干の区画整理の進捗状況等、後の住宅建設等も含めて固定資産については若干伸びてきておるところで平成21年度もご説明いたしておりました。

そうは言っても、約半分を占める市民税が減ということになれば非常に厳しゅうございます。そこで、市民税の減になれば現在の地方の制度では交付税措置というのが若干、約4分の3ほどあるということで、交付税の措置があれば丸々が減という形にはならないという見込みを立てております。ただし、その交付税がどうなるかわからないという状況でございますので、その辺が非常に不確定で苦慮しておるところではございます。そういう現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、やっぱり国に、早くそういうものを明らかにするように地方自治体からも声を上げる必要があるのではないかと、私は思ってるわけですね。

ただ、政府の、沖縄の普天間の問題でもアメリカがしびれを切らしているような状況でございますけれども、私地方自治体も同じような状況にあるのではないかなと思ってます。

それから、市長の先ほどの決議の中でもありましたが、これ今市税の問題ですね、交付税の問題も行政刷新会議の中で事業仕分けの中で相当大幅な見直しをするという内容のようなものが事業仕分けの中でたしか出ていたと思います。これについてのこの事業仕分けに地方交付税は抜本の見直して書いてあります。政策誘導は行うべきでなく、抜本の見直すということで書いてありまして、この地方交付税の抜本の見直しの中身がよくわからないんですが、東国原知事はけしからんというような形でマスコミ等に出ておりますけれども、これはやっぱり12月1日の事業仕分けの部分が載ってましたけれども、これ市長会が決議を出しましたけれども、その決議を見たのか見てないのかわかりませんがこのような形に、結果としては事業仕分けではなかったということで、改めて私は市長会としてきちっと確実にこの地方交付税はいただくようにですね、やるべきではないかなと思ってます。

もう一点は、この地方交付税の動き、わからないと言ってますけど、道路の暫定税率が2兆5,000億円あるわけですが、国がこれはもう廃止をすると言っております。これも揺れ動

いておまして、廃止をすると言いながら同時に環境税を導入しろと。そうすると、マニフェスト違反ではないか、いややっぱりそれはやるべきじゃないというような話をごちゃごちゃなっているわけですが、いずれにしてもこの2兆5,000億円も財源が不足することになってきますと、これも大きな問題になるわけですが、この暫定税率の廃止がもしされるとすれば、本市における影響というのはあるのか、そういうことを、どのような影響があるのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この自動車関係暫定税率の廃止等々については、本市の考え方でございますけれども、自動車関係諸税の暫定税率については極めて厳しい財政状況、地方財政の状況あるいは道路整備などまだまだやらなきゃいかん仕事等がたくさんございます。

あるいは、私は最近についても九州整備局あるいは国土交通省のほうにも行ってまいりました。そのときにも、いわゆる筑紫野古賀線の4車線化の問題等々が、これは凍結、それが廃止されますと財源が十分につかないというふうなことになってくるわけでございます。市にとっても多大なる影響が出てまいります。

そういったところから、暫定税率の問題等については安易に廃止することがないようにというふうな要望等をしてきておるところでございます。

それから、暫定税率の見直しに関連し、いわゆる環境税の検討に際しては、都市自治体の環境の施策に果たす役割でありますとか、あるいは財政負担を十分勘案して地方税としての検討も行ってもらいたいというような形での要望をいたしております。

まだまだ地方においては地方の、一昨年も道路資金交付金事業として5カ年事業で13億円の事業ベースでいただき、そして今道路の改修工事等含めて、あるいは側溝の工事、あるいは点字ブロックの問題というふうなところは、そういったところも含めて整備を行っておるところでございます。まだまだ本市にあっては他の一極集中の東京都のように整備されておられません。したがって、何らかの形で廃止されればそれに代替措置としての状況が必要だというふうに私は個人的には首長としてそう思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） じゃあ個別の数字でございますが、地方譲与税といたしまして地方道路譲与税が平成21年度予算として4,800万円を計上いたしております。これがどう動くかわからないという現在の状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それ以外にですね、まだちょっと幾つかお聞きしときたいことがあるんですが、来年度の予算の中で、先ほど総務部長も答弁されておりましたけども、子ども手当、高等学校の授業料無償化ということもマニフェストに掲げてあります。これも非常に揺れ動いてます。全額国庫負担か、あるいはマニフェストには全額国庫負担とは書いてないということで、児童手当が現在自治体が一部負担をいたしております。

そういう考え方で自治体にも一部負担を求めたらどうかというような報道等もあるわけですが。所管のほうでちょっと健康福祉部のほうから、大体もし児童手当、同じような割合で子ども手当が1万3,000円ですか当初で計算したとき、どの程度市の持ち分が新たに出るのかというたら5億円以上自治体としても負担が必要じゃないかというような話があつてますけども、この行方もまだ見えてきてません。

高等学校の授業料無償化については県のほうになるのかなと思ってますけども、鳩山さんの政治倫理というか政治哲学というか、今回のマニフェストに生活第一、そしてコンクリートから人へということで子ども手当について社会全体で支えていきたいということでマニフェストに掲げて国民の支持を大きくいただいたわけですので。

私はこのことはとても大事であると思っておるわけですが、ただ選挙の最中でこの財源をどのように確保できるのかということがもう一つの大きな選挙の争点になったわけですね。来年度は半額です、1万3,000円。半額の支給予定、それでも約2兆3,000億円という巨額な財源が要ると。

確かに今おっしゃっている税収外収入で10兆円ほど基金だとかそういうことで出てくるんじゃないかというようなマスコミ等の報道もありますけども、確かにそういうことで借金をしなくても一時的に賄えるかもわかりませんが、それは1回使ってしまったらもう消えるわけですね。

しかし、半額ですからその翌年、平成23年からは満額ですから、これが約5兆5,000億円かかるという、出産育児一時金とあわせてね。これは恒久的ですから、ずうっと恒久的に毎年必要になると。考え方としては家計の懐を温めて内需を拡大することによって景気を回復させたい、こういうことがあるわけですが、この思いは理解できるわけですが。

しかし、この施策を実現するためにはとんでもないお金が要りまして、その分を今度は借金を、もし国債を増やす、今44兆円という話もあるわけですが、増やすか増やさないかということになっているわけですね。今のお話でいくとよっぽど予算を詰めるか、マニフェストを修正するか、借金をするかと、この3択しかないのかなあと私は思っているんですが、この問題についてですね、借金をした場合は結局子供のために支給しているこの子ども手当が、自分たちが知らない間に借金をされてお金をいただくという話になるわけです。

経済はグローバルな動きしてます。日本だけの動きじゃありませんので、必ずしもそれで景気が回復して内需が拡大して消費が拡大すればいいですけども、もし今のような問題が起きてきますと大きな借金としてのしかかってくると。

私は個人的ですけども、直接現金給付をするよりも、今の経済政策の中で、若いお父さんやお母さんが安心して子供を産み育てる社会をつくり上げることが大事ではないかと考えております。そのためには何といても今やらずにちゃいけなことは、まずは景気を回復して企業を元気にし、そしてみずから汗を流して稼げる社会。すなわち自立できる社会、具体的に言えば安心して長期にわたって生活できる雇用政策。ある意味では終身雇用ということもあると思

いますが、こういうことが一番求められているように思えて仕方ありません。

国がやることだからということで私は済まされたいと思っているんですね。市長の「まにまに」日記、先ほどもおっしゃってました市長会の決議が載せてありました。その中に子ども手当の創設については自治体の意見を十分に聞くこととなっております。

そこで、市長はこの子ども手当についてですね、もう私は私の考え述べたんですが、どのように考えておられるかですね、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 政策そのもの等についてはいろんな考え方がありますから、いいだろうというふうに思います。コメントを細部にわたって批判するつもりはございません。

しかしながら、そういった創設に当たっては、都市の自治体の意見を十分に聞いてほしいということ。それから、その他もそうですけれども、これに要する経費あるいは人件費、事務費を含めて全額国庫負担でやってほしいというふうなことを要望しております。

私もそのように思っております。そうすることによって、極力自治体の軽減負担を図るといようなのが国の筋ではないかなというふうに思っておるところでございます。そうした税收よりも以上の借金をし、そして事業を組むということについては、本市の場合については考えられないというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それから、市長を中心に執行部の方々非常に努力をされまして、いろんな形で事業をやるに当たりましてね、国のいろんな補助金だとかメニュー、今度の保育所の新たな増設もそうでございますし、そういうものを非常に有効利用されて社会資本の整備を現在されてます。

そういうことで、国とのそういうやりとりが必要になるわけですが、そのためにはいろいろと陳情もお願いもしてかなくちゃいけないわけですが、この陳情の仕方がルールが変わったということで、民主党の幹事長室を通して陳情するというルールになったということで新聞等で聞いてます。

そういう意味において国への要望、陳情が太宰府については余り必要ないのかどうかわかりませんが、要望、陳情の仕方について、どうなっているか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは私が役職をしております全国史跡整備協議会等々についても陳情、全国組織ですけども、今現在副会長をしておるところでございます。10月、11月でしたか、今の考え方が示される前でございますけれども、陳情等要請活動を行っております。

それから、それ以外にも市長会もしかりでございます。あるいは、水資源対策機構を代表しても国土交通省あるいは水資源機構等にも、「まにまに」日記にも載せておりますけれども、陳情等を行っております。

その後、民主党を通じて陳情活動というなことが考え方が示されておるようでございます。正式には、正式ルートでまだまだ文書で上がってきておるわけではございませんけれども、私ども対行政執行をしていく上において、それぞれ関係の行政庁と協議をし、意見交換をし、地域の実態を述べていくことについては、直接行くべきだというふうに思っております。間接的に行くこともあるかもしれませんが、自民党前政権下にあっても私どもはフリーの立場でそれぞれの実情をひっ提げて陳情活動を、あるいは要請活動、あるいは地域の実情等を述べて上申したわけでございます。その姿勢については私は従前どおりが望ましいというふうに思っております。首長としては、今からも行く予定でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長の思いが非常にわかるわけですが、実際昨日の朝日新聞で大きく載ってございましたけども、陳情のあり方が歳末陳情の列、今は昔ということで、このタイトルで載ってございまして、霞ヶ関で異変が起きているというような形です。陳情のあり方が変わってきてました。

政府と党が一元化だということで、それはその時の政権のやり方でおやりになっても構わないと思うんですが、私がなぜそういうような今までのやり方を変えたのかと。いろんな理由がありますが、ちらっと本音が出ているのじゃないかという新聞の記事があるわけですね。

知事さんたちが陳情に訪れたと。これは民主党幹事長室に行かれたんですね。政府に行っても、省に行っても、民主党幹事長室を通しなさいということで面会できないそうです。そういうことで訪れたということで、知事さんたちが行かれているわけですが、そのときに民主党の副幹事長の吉田さんという方がいらっしゃるらしいんですけども、民主党幹事長室に陳情に行ったときに何て言ったか。政府・与党はどこかと、皆さんもよく理解してほしい。それで、吉田氏は地元で要望を受けた際、それを言うんだったら民主党を応援してから言っていと発言をしたと、こういうような記事があるわけですね。

それは確かに民主党が政権を持っておりますけども、税金は民主党を入れた人だけの税金なら話はわかるわけですが、いろんな政党の人たちが入れて税金として政権を持っていたら公平にやっていただきたいということで私は考えておるわけですが、こういうような報道を聞き、これは一部の、しかし立場としては副幹事長ですから重いと思うんですけども。こういうような発言があったということが報道されておりましたけども。

私はこれは余り、正直言って許せる行為じゃないなと思っておりますけども、やはりその政策、その人たちがやろうとしている内容、道路でも必要なのか、ダムでも必要なのか、国民のために本当にどうなのかと判断をして予算をつけるのが政治家ですけども、その判断が民主党を応援するのかしないのかといったことが判断であれば、これは大きな間違いであると思うわけですが。これは新聞の記事を見て言わせていただいておりますけども、全く火のないところに煙が出るわけじゃありませんし、言ったということは事実だろうと思えますし、そういうようなことがあちこちで今聞かれているわけですが。



手法について、市長は真っ正面で党を通さないで国に行くというようなお話もされてきましたが、このような手法についてですね、市長がもし、政権ですから言ってみずいことであればもう言わなくても結構でございますけども、どんなお考えを持ってらっしゃるかなど、これから陳情をしに行かれるわけですので。その辺のところを私はお聞きしときたいなと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は首長の立場で市民を代表しておるわけです。あらゆる頭を下げる必要があればどこでも下げるつもりといたしましょうかね、そういった姿勢は持っております。時と場合、ケース・バイ・ケース等によって対応していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最後になりますけど、平成22年度が市長の任期の最後になるということで、manifestoの進捗状況についてお尋ねをさせていただいたわけですが、ご回答がなかったのちょっと細かいことを質問させていただきたいと思います。

市長はmanifestoで、ホームページに12月1日現在で発信をされております。その中で、地域再生交付金について市長、いろんな形で、これ特に先ほどからもいろんな議会で質問等も出ておりますが、地域再生、道路の整備交付金事業の一部として市道36路線、林道2路線の整備を平成19年から平成23年度の5カ年間で計画的に実施しますということが書いてあります。これ進行中ということですが、地域再生交付金って、平成23年度まで計画立てておられると思います。

まちづくり交付金というのが地方に移管という形で出まして、テレビで川崎市なんかが出ておまして、事業がもう途中でとまってしまうと、やりかけているのが途中でとまってしまうというような問題も今起きているわけですが、この地域再生交付金というのは事業仕分けの対象になっていたのかなってないか、見てみたら書いてないんですけども、事業がいろいろありましてよくわからないんですが、これはもう確実にできるという形で理解していいのか、その辺影響ないのかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この事業仕分けにおきましても、この交付金制度については既に走り続けて、最終年度を迎えておるような状況下です。これは対象外になっておまして、これは完遂させていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それからですね、税金の税収の問題が今日の大きな争点になったわけですが、市長のmanifestoの中に歳入増、どちらかという今までは行政改革で縮小する話ばかりだったんですが、市長はこのmanifestoの中で歳入増という形で述べておられまして、この歳入増のアイデアを市民や民間事業者の視点からご提言をいただき、予算編成に可能な限り反映できるようなものとして、もっと元気に・がんばる太宰府応援団、これを平成19年

10月に設置しましたと。同じように、第2期も平成20年3月に設置しましたと。今後も継続して取り組んでまいりますということで書いてある。非常に私これほど大事な施策だと思っているわけですが。

そこで、このことについてちょっとお尋ねしたいんですが、1つは現在の動きはどうなっているか。それから、今まで1回、2回とおやりになってまして、どのようなアイデアが出てきたのか。3点目として、実際に施策として展開した事業があるのかどうか。4点目として、その効果。それから、5点目としてそのほかに歳入増をどのように考えているのか、それ以外ですね、これから歳入増を図っていかなくちゃいけないんですが、この5点についてですね、お答えをいただいて私の最後の質問にしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 入りをはかるということについては、いつの時代も大事であります。入りをはかり出を制するというふうな基本の姿勢でございます。そのために、本市の場合にありまして限られた予算、多くは市県民税、固定資産税が主目的でございました。その収入が大部分でございます。

それ以外、何らかの形で入るものがないかというようなことで平成14年ですか、平成15年ですか、歴史と文化の環境税、これも大きな新たな収入の一つでございます。

それから、これは観光収入といいましょうか、そういった中でじゃあ今現在どういった経済効果があっているのかというようなこと、九州国立博物館が設置され、そしてどのような財政状況、経済状況になっておるかというようなことを科学的に調査をいたしました。

そうしますと、平成15年から平成17年ベースで見て、63億円からのそういった経済効果があっておるというようなことがわかりました。間接的にそのことについては所得税あるいは市県民税を通じて、本来であれば減になるところが横並びあるいは例年並みあるいは微増というような形の中で、本市の場合は伸びておる要因もそういった効果であろうというふうに思います。

直接的には、もっと元気に・がんばる太宰府応援団の中で具現化しましたのは広告収入でございます。いろんな面での広告収入、玄関前の自動販売機でありますとか、あるいはあらゆる文書関係の中に広告収入を入れるというようなこと、そういったところによって職員がそういったベースを考えることによって、根っこの部分がプラスの方向に働くというようなこと、そういったところで、額的には1,000万円弱の部分だろうと思えますけれども、その効果としてはゼロよりも、何もしないよりも何かできることからアタックして挑戦し、そして収入増につなげておるというような状況等がそうです。

それからマスコミ、広報紙当たりとか、すべての役所の文書等についても、可能な限り広告入り収入を上げていくというふうなことでやっております。

詳細については、土地の貸し付けもございますね。有料貸し付けで行っていくとか、詳細については直接的には経営企画課長の今泉課長のほうが直接事務局で担当してもらっております。

んで、私はそういうふうなところを任せてやっておりますんで、私の補強をしてもらいたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 既に市長が大半ご説明をいたしましたけども、主にもっと元気に・がんばる太宰府応援団で第1期の方について一番大きかった意見と、実際した部分については市有地の有効活用でございます。

具体的は五条駅前、以前フジワラ不動産さんが持ってあった土地を市が持っておりまして、そこを民間に貸してその何割かが市のほうに入ってきておるということで、駐車場に利用しております。それが大きな事業でございます。

第2期につきましては、総合計画の100人インタビューの中の人たちで手を挙げていただいた方を12名集めていろいろ話をしましたけれども、その中で意見が出たのは太宰府市内に観光旅行業の第3種か何かの資格を取って、それを核にしてすると収入も上がるのではないかと。NPOとして活動もできるし税収としても上がるかもしれないし、市も活性化するのではないかと意見をいただいております。

具体的な主な意見としては以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ありがとうございます。しっかり頑張っていただきたいと思っております。

これはまだ生きていますかね。現在の動きはということで最初にお聞きしたんですが、もう一応1期、2期という形でもう終わっているのか、3期があるのか、続いているのか、その辺をちょっとお答えいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 1期、2期で、今年度につきましては一応終わっております。来年度以降第3期を検討したいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 以上で一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後3時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

17番田川武茂議員の一般質問を許可します。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問

を行います。

先ほどですね、55分間の清水議員さんの熱弁にですね、本当に後はやりにくいんですが、端的に申し上げたいと思います。

今回の私の質問は、佐野二丁目1番地の大佐野川沿いに設置されております調整池の有効活用についてであります。

この調整池は、市が施工いたしました佐野土地区画整理事業の一環として平成6年に建設され、既に15年が経過しております。面積は1万3,620㎡、坪数に直すと約4,120坪であります。

この目的は、区画整理事業に伴い区域の中央部を流れる御笠川の洪水防止を目的として設けられたものであります。しかし、御笠川下流河口に至るまで改修工事が完了した際には不要となるものであります。時期についてはいつになるか全くめどは立っていないものと思われま

す。そこで、当地域周辺においては、区画整理の完成後、マンションやアパートの建設が相次ぎ、これに伴い人口が急増いたしております。ちなみに、現在の周辺区の人口は、大佐野区2,423人、向佐野区3,358人、吉松区3,600人、3区の総人口は9,321人にも達します。この地域には、歴史スポーツ公園や近隣公園等市民が集う場はありますが、それだけでは決して十分とは言えません。

そこで、この4,120坪の調整池を水量の調整にのみ利用するのではなく、これから地域に住む市民の相互交流の場として活用ができないかお伺いするものであります。

具体的には、現在の調整池の機能を損なわずして、げたを履かせるなどして表面を覆い、そこをテニスコートやグラウンドゴルフあるいは朝市など、地域の皆さんが楽しみ、そしていやしの場となるような施設をつくれぬかお尋ねをいたします。

これが実現すれば、地域住民のコミュニケーションはさらに深まり、ひいては大きな活性化につながってくると思っております。市長、執行部のお考えをお伺いします。

次に、調整池のしゅんせつ工事及び周辺の雑草の管理について、どのように行っているのかお伺いをいたします。

施設が建設されてからもう15年、調整池の中には土がたまり、雑草が繁茂しており、そうしてまた周辺の緑地には地面一帯に雑草、これはたちの悪いカズラが張ってフェンスにも巻き付き、勢いよく生い茂っている状況であります。このような管理はどのように行っているのかお伺いをいたします。

あとは自席にて質問を行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 調整池の有効利用と管理についてご質問にお答えを申し上げます。

向佐野の雨水調整池についての活用ができないかというご質問でございますけれども、本当に大きな、スケールの大きい、夢と希望がある提言ではないかなというふうに思っております。確かに、面積が1万3,620㎡、約4,100坪でございます。市内でも規模の大

きな調整池でございます。

この面積は、近くでございます太宰府西中学校グラウンドよりも一回り大きい規模になりますことから、ご提案の有効活用をすることに関しては前向きな姿勢が必要だと思えます。どの時期、どの時代においても、今これは無理だよと思うことについても、いかにそのことが志を立て、そのことが市民のために有効活用できないかと、こういった視点に立って、いろんな方面から考えていけば、それは時としてできるというふうな、私はそういった常に希望を持って仕事をしておる一人でもございます。

そういった前向きの姿勢が必要だというふうに思いますけれども、調整池自体の構造などの技術的な問題、あるいは経費的な検討も加える必要があるというふうに思っておるところでございます。

調整池の維持管理につきましては、集中豪雨時の御笠川への調整機能を維持あるいは低下させないことが重要であると認識をしております、必要な維持管理を実施していきたいというふうに思っております。

詳細については担当部長より回答をさせたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） ご提案の調整池の活用でございますが、現在市内で調整池を他の目的に使用しているものとしたしましては大佐野スポーツ公園があります。ここは、ご存じのように高台にありまして、地下水、湧水等もないことから、晴天時はグラウンドとしてソフトボール、野球などに使用されております。

ご提案の向佐野調整池であります、構造を簡単に説明をいたしますと、面積が1万3,620㎡、長さが約220m、幅60m、深さが7mでございます、5万5,000㎡の容量がございます。コンクリート構造ではあります、底の部分はコンクリートがなく、地下水が常にわいてくる構造になっております。

このことから、常に底面に水がある状態で、この調整池をご提案のような用途に活用するためには、降雨時の機能を損なうことなく底面あるいは上部に人工的な地盤を形成することが必要でありまして、このことは技術的にも可能ではございますが、多額の費用が必要となります。また、当地におきましてはJR太宰府駅予定地の近くでもございます。

高速道路を挟んではおりますけれども、連絡通路もありまして、駅のそばのまとまった空間でもあります。これらのことを総合的に判断をしまして、具体的な整備の範囲、費用対効果などいろいろな視点で検討する必要がありますことから、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

次に、調整池内の雑草及び周辺の雑草の管理についてお答えいたします。

向佐野調整池につきましては、平成19年度に調整池内の雑草及び堆積土砂を撤去しております。今年の7月24日から26日にかけての集中豪雨時にも多量の雨水が流入し、多くの土砂が流入しておりますが、現時点においてははまだ調整能力に影響し低下させる量の土砂は堆積して

いないと判断をいたしております。今後とも、土砂の堆積状況を監視しながら、必要に応じまして堆積土砂の撤去を行い、同時に雑草の除去についても行ってまいります。

また、調整池周辺の草刈りにつきましては、雑草の状況に応じ、草刈りが必要な範囲を現地で判断し実施していく方針でございますが、実は本日フェンスに絡まっております雑草の除去を実施しておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） これは調整池をですね、佐野土地区画整理事業の一環として調整池が建設されたわけでございますが、15年たってですね、今回の市の問題について、私初めて今回提案するものでありまして、今後、またここで何もしなかったら、また10年、15年、何もできないわけですね。

だから、そういうことのないように、またこの件について私も先日現地に行って見たんですけど、中に泥がたまり、いっぱい草が繁茂しておるわけですね。そういったところを見ると、やはりこれはこのまま放置していいのかと。市民からですね、今度はやっぱり議会、行政ね、何もしないじゃないかと、無能呼ばわりをされるような実態になりやせんかと、そういうふうには私は感じておるわけでございます。

これがどのぐらい事業費がかかるのか、費用対効果があるのは先ほど部長のほうと言われておりましたけれども、やはりこういったものを内部で正式に調査をして、そら財政的な問題があるでしょう、だからこれをね、長期化して予算を立てて、毎年基金を積み立てて何年後にはやるぞと、そういうふうな計画を立てられたらどうですかね。それがやっぱり市民のね、地域の大きな活性化につながるんやったら、私は大きな効果があると思うんですけどね。その辺、部長どういうふうにお考え持ってます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 議員さんおっしゃることはよくわかります。また、市長のほうも同じようにご回答申し上げたようにですね、何かやりたいという気持ちは常に持ち続けていかなければならないというふうに思っております。

しかしながら、この規模からいきますと、本当に多額な予算が必要になってまいりますし、この予算を必要とする事業におきましては、やっぱり事前から実施計画的なものをつくる必要があるんじゃないかなあと思います。それによっていろんな事業が進んでいくんじゃないかなあと思うんですけども。大きな事業になればなるほど慎重にいかねばならないというふうに思っております。

そういうことから、先ほど答弁申し上げましたように、将来的なことを考えますと、どうしても駅がもしできたときに、この大きな土地がどういうふうを活用できるかということまで考えなければならないんじゃないかなというふうに思います。

例えば、今考えられますことについては、先ほども質問がございましたけども、駐輪場の問題とか、かなり深刻な問題であるんじゃないかなというふうに思います。今後の、将来的に何

に使うかというものをまだ具体的に決まっておられませんけども、そのように長期的に計画を立てて実施してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 今ですね、第四次総合計画が実施されておるわけですけど、今度は第五次総合計画あたりに、こういったものを組み入れて、本格的にやっぱり事業計画をする必要があるんじゃないかと私は思うわけですけどね。

そしてですね、国もこういうものに対して、地域活性化対策事業、予算をつけると言っているんですから、そうした観点からして、国の補助金あるいはまた地方債について、どのくらい認められるのか、そういったことも含めて今後県あるいは国にお願いをしていく必要があるんじゃないかと。

ほんで、補助金が出ればそれはそれにこしたことはないんですから、そういうことも含めてね、するお考えはあるかないかをお伺いしておきます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 答弁がまた重複するような形になろうかというふうに思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

議員さんがおっしゃいます、確かに事業を行うに当たっては補助金とか交付金とかを有効に活用しなければならないというふうには思っております。ただ、その以前の問題でございまして、どのような事業を行うのかというのをまず検討する必要があるかと思っております。そのことによって補助金の有効活用というのが後からついてくるものというふうに思っておりますし。

先ほど答弁の中でも、長期的にこれを計画していきたいと、今後の用途目的についても、計画的に考えていきたいということを申し上げているところでございます。その点どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） これについて、深く申し上げることはございませんが、とにかく、何もしなかったら何も前進しないわけですから、もっと今後の、将来のことを考えて、行動すべきじゃないかというふうに考えております。

先ほどから、もしJR太宰府駅ができれば、駐車場、そういったものに活用したいというお話もありますけど、そういう話があれば早いうちにそういった事業計画を打ち出したらどうですか。何にも今ないから何にも基金も確保できないし、もっとやっぱりそういったことを表に出して、それは一遍にすることはちょっとできないでしょうけれども、基金を積み立てて、どのくらいかかるかそらわかりませんよ。だから、そこら辺を内部調査して、基金をるる積み立ててやるとか、そういう方法もあるんですから。そういうふうにひとつお願いをしておきたいと思っております。

それからですね、周辺、施設の横に6mの道路があるわけですよ、ずっと。ずっと周りに

ですね。そして、この中にほとんど草じゃないんですよ、あれ。もうカズラですよ。カズラがいっぱい生えて、フェンスまで、上まで巻きついてね、あれちょっと本当に余り環境が好ましくないというふうに思いますが、あの管理は大体どういうふうになっとるんですか、あれ。お伺いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 今おしかりを受けたようでございますけども、実際の管理につきましては、冒頭ご回答申し上げましたように、その場を確認しながらですね、必要に応じて整備をしていくということで行っております。

一番最後にも、ちょっと追加のような形で申し上げましたけども、実は本日そのフェンスに絡まっているものについてはすべて除去するように今作業中でございます。そのような形でタイミングよくそういうふうなことをやっているんだということになるかと思っておりますけども、小さいそういうふうな作業も行っておりますので、現地を見ながら今後もできる限りきれいなままで張りたいものでございますので、できるだけ整備のほうに力を入れてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 実はですね、約6mの緑地、これをアスファルトにしてもらって、そしたら毎年草を刈る必要はないんですから。そこをね、1周600mですよ。約1周600mなんです、あれ。だから、それをランニングコースにしたいとか、地元の人がそういうふうな要望を持っておられます。

だから、そういうのも含めて、やっぱりそういうことも私は考えていくべき必要があるんじゃないかと、そういうふうに思っておりますが。その舗装の問題についてどういうふうにお考えをお持ちですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 舗装につきましては、実は私どもは当初から考えてはおりません。といいますのは、あそこは自然のままですとっておきたいということがありまして、もしそのようなことで活用すればですね、舗装ではなくて土のまま整備をすることが一番いいんじゃないかなというふうに思います。

そういうことによって、例えばジョギングをされる方についても足の保護にもなりますし、できるだけ土を生かした形で残しときたいという気持ちを持っています。

ただ、これも総合的な計画の中でやっていかなければなりませんので、今どのような形でやるということをお答えをできませんけども、今後においても十分計画の中に入れて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） それは結構ですけどね、あなたはカズラの性質を知っておられます。あのカズラは土の中にずっと根が生かっとるんですよ。だから、ずっと地面も張っておるわけ

ですけど、それをやっぱり切っただけじゃいかんわけですね。だから、ずっと掘りくり返して根から取らないと、今度はそこを地面のまま、土のままそこをランニングさせるとか、それは危のうして、こけてね、危のうしてそういうことはできませんよ。

そういうふうな作業をするのかしないのか、それは今後の課題として、そのときはっきりするでしょうけれども、これ以上この問題についてとやかく言う必要ありませんけど、とにかくやっぱり地域の、私は今回この問題を取り上げましたのも、地域の生活もこういうことをすることによって、もうちょっと潤いのある充実したものに変わることができるわけですね。

しかし財政的な大きな問題もあるでしょうから、これはやっぱり計画を持って、長期計画を持ってひとつ取り組んでいただけますように、切にお願いを申し上げましてこの問題についての質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

次に、15番佐伯修議員の一般質問を許可します。

[15番 佐伯修議員 登壇]

○15番（佐伯 修議員） いよいよ最後になりました。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告をいたしておりましたとおり、2件について質問いたします。

まず初めに、西鉄電車下大利駅から都府楼前駅間の新駅についてであります。

西鉄電車の都府楼前駅と下大利駅間は、通古賀、坂本地区の区画整理、また吉松東の区画整理の完成により都市基盤が整備され、住宅、マンション、借家、店舗などが建ち並び、町化が進んでおります。

そこで、西鉄天神大牟田線では、駅間が一番長いと言われてますこの中間ぐらいに新駅を本市を挙げて要望してはと思いますが、どのように考えられるのかお尋ねいたします。

まず1点は、今までに市として新駅を要望してきたことがあるのか。あればいつごろ、そしてその結果はどのようであったのか。

次に2点目に、新駅を例えば水城跡前駅とか国分寺前駅などすることにより、国の特別史跡である水城跡、国分寺などの周辺の観光、そしてまた近隣の住民の方々の利便性の向上につながり、ひいては本市の活性化につながると思うが、どのように考えておられるかお尋ねしたい。

次に3点目は、福岡（天神）駅より下大利駅まで高架になる計画がありますが、本市のまちづくりの将来像としての意見、要望など、西鉄に対してどのように対処してきたのかお尋ねしたい。私は、国道3号線は高架になったが西鉄電車も高架にすべきではなかったかと思いますが、その辺のいきさつもお聞かせください。

次に、国の特別史跡である水城跡の西門の整備計画についてのお考えをお尋ねしたい。

まず、今現在、本市としてはどのように考えておられるのか。また、大野城市側はある程度発掘されて整備されているが、太宰府市側は民家が近くにあるためか全く手がつけられており

ません。安全・安心、防犯上からも道路に覆いかぶさってきている樹木の枝くらい早急に切っ
てほしいと思います。

最後に、テレビの報道によると、この西門は大宰府政庁が置かれていた当時の古代官道とし
て利用されていたということであり、私は観光の目玉としてももっと利用してPRする必要が
あると思いますが、本市の考え方をお聞かせください。

あと、答弁については件名ごとをお願いします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それではまず、西鉄電車下大利一都府楼前駅間の新駅についてご回
答を申し上げます。

ご質問の第1項目と第2項目が関連がございますので、あわせて回答させていただきます。

周辺のまちづくりや市の活性化、観光の振興などの観点から、十数年前のことでございませ
ども、西鉄下大利駅一都府楼前駅間の新駅につきまして西日本鉄道株式会社に打診を行い、
九州運輸局と協議を行うなど検討してまいった経過がございます。

協議の結果といたしましては、西鉄天神大牟田線と国道3号線が並行して隣接しているた
め、ホームを整備する余地がなく、駅の設置はできないとの結論となっております。その際、
駅自体を橋上駅、いわゆる橋の上の駅ということで、このようにする場合についてもご提案を
いたしました。九州自動車道と西鉄天神大牟田線が交差しておりますことから、この地域で
の駅設置は困難だということの結論に至ったものでございます。

3点目の本市の対処につきましては、本市までの高架が可能であれば踏み切りなどに起因す
る渋滞が緩和され、大きな恩恵を受けることとなりますが、何分1項目でも回答いたしました
ように、国分付近の高架事業は困難でありますということから、西日本鉄道天神大牟田線の連
続立体交差事業は下大利駅までの事業計画に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 詳細にわたって説明いただきました。

下大利駅まで高架になるということですが、おりてくるというか地上におりてくるあたりは
どの辺までおりてくるのか、あの辺は堤防がある関係ですね、おわかりでしたらお答えく
ださい。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 地形から見ますと、御笠川まででおりてまいります。そして、御笠
川から今の路線でつながるということとなります。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） ということは、鉄橋はそのままですかね、その辺のところお聞かせく
ださい。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） そのままでございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） それとですね、私最近この新駅をということでまた声が上がってきていると思うんですが、私も二、三、電話いただいたもんですから。

本市として市民の方々からそういう声が上がってきているかどうか、ご存じでしたらお答えください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 現在まで私のところにはまだその意見は入ってきておりません。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） あのちょうど中間地点は、今答弁いただきましたように非常に狭いですよね。国道3号線、西鉄天神大牟田線、そして史跡がある、それから高速道路ということで、交わったところで駅をつくるのに非常に、無理というか難しいというのはよくわかるんですが、その辺のところは技術を持って、橋上駅にして計画すれば、全くできないという駅じゃないと思うわけですけど。そういう点でぜひ、無理を承知で、簡単ならばみんなやるわけですけど、そういった面でぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

次に、2点目をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 水城跡西門の整備計画についてご回答申し上げます。

まず、1点目の今現在の考え方につきましては、ご承知のとおり水城跡は大野城市と太宰府市にまたがって存在し、鴻臚館と大宰府を結ぶ官道が通っていた西門は水城跡の中でも重要な箇所であると認識しております。

次に、整備状況についてですが、水城跡の整備につきましては平成17年度に福岡県を初め、九州歴史資料館、大野城市と本市の4者により水城跡整備事業推進協議会を発足しまして、現状対策と将来の整備計画について協議を重ねております。

太宰府市では、今年度より文化庁の補助を受けまして緊急性の高い土塁修理と西門周辺の樹木伐採を行う予定にしております、このための地元説明会を行い、事業の実施に当たりましてはできるだけ地域住民や市民の方々と一緒に取り組む方法を考えております。

最後に、古代官道としてのPRについてでございますが、向佐野区にあります前田公園内に古代官道跡の遺構表示や吉松区の民有地内にありますマンション駐車場に説明板等の設置を行っております。そのほかにも、文化財課主催の歴史ウォーク事業におきましても西門を利用するなど、地道ながらも周知化に取り組んでおりまして、また中学生にも知らせる機会を設けております。今後も多くの方にこうした地域の遺産を知ってもらい、貴重な文化遺産を有効的に活用してもらえよう、大野城市とも連携を図りPRに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 前向きな答弁ありがとうございます。

今先ほど平成17年度に4者で協議が始まっておるということですが、ひとつ私は地元近くにおりますが、西門は要するに朝夕結構通勤客も多いもんですからね、民家がある太宰府側のほうが非常に、特に桜の木とかが、それからクスノキなどがはびこって、非常に暗いんですね。通りは通れるんですけど真上見ると空が見えないというか、それぐらいに覆いかぶさってきておりますので、ぜひその辺の伐採のほうを、民家のほうも言えば切られると思いますので、その辺のところを特にお願いしておきます。

そしてまた、もう一つ欲しいのは、今先ほど看板の話の後藤議員が言われてましたけど、西門であるというちょっともう少し大き目のあそこに看板が欲しいと思うんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今後、いろいろとまた協議会の中で話していきますし、そういったもの、ご意見をいただいたということで前向きに考えていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 最後になりますが、私が質問いたしました2点については、観光資源の利用による本市の観光都市としての発展のためにも重要と思われるとともに、本市の目指してますまるごと博物館、すなわちまちぐるみ歴史公園構想のための一環としても前向きに検討していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程(5日目)

[平成21年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成21年12月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第76号 市道路線の廃止について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第77号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第3 議案第81号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第82号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第83号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第84号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第85号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第86号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第87号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第10 議案第88号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第11 議案第89号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第12 議案第90号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第13 議案第91号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第14 議案第92号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第15 議案第93号 大宰府展示館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第16 議案第94号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第17 議案第95号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会)

- 日程第18 議案第96号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第19 議案第97号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第20 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託）
- 日程第21 議案第99号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第22 議案第100号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第23 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託）
- 日程第24 議案第106号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第25 議案第107号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第26 議案第108号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第27 議案第109号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第28 議案第110号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第29 議案第111号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第30 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第31 請願第6号 2010年度年金の確保に関する請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第32 請願第7号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第33 請願第8号 有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第34 請願第9号 夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第35 請願第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願（建設経済常任委員会）
- 日程第36 意見書第4号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第37 意見書第5号 奨学金制度の充実を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第38 意見書第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 日程第39 意見書第7号 有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める意見書
- 日程第40 意見書第8号 夫婦別姓問題に関し慎重な対応を求める意見書

日程第41 太宰府市議会議員定数問題特別委員会中間報告

日程第42 議員の派遣について

日程第43 閉会中の継続審査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

| | | | |
|--------|------|--------------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 総務部長 | 木村甚治 | 協働のまち推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長 | 松田幸夫 | 健康福祉部長 | 松永栄人 |
| 建設経済部長 | 新納照文 | 会計管理者併上下水道部長 | 宮原勝美 |
| 教育部長 | 山田純裕 | 総務課長 | 大藪勝一 |
| 経営企画課長 | 今泉憲治 | 市民課長 | 木村和美 |
| 福祉課長 | 宮原仁 | 都市整備課長 | 神原稔 |
| 上下水道課長 | 松本芳生 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 松島健二 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 浅井武 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第76号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第77号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第76号及び議案第77号について一括して審査内容と結果を報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

まず、議案第76号について報告いたします。

今回廃止する路線は、道路用地の寄附を受けたことにより、道路延長が延び、起点、終点が変わったため、廃止する神ノ前・狭間線1件です。

本議案について質疑、討論はなく、採決の結果、議案第76号「市道路線の廃止について」は委員全員一致で可決するものと決定いたしました。

次に、議案第77号について報告いたします。

まず、新神ノ前・狭間線は、道路用地の寄附により道路延長が延びたため、議案第76号で旧路線を廃止し、新たに新路線として認定を行うものです。

次に、青葉台85号は、開発により帰属を受ける路線です。

以上の2件の路線認定を行うものであります。

本議案については、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第77号「市道路線の認定について」は委員全員一致で可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第76号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第77号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第76号「市道路線の廃止について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第76号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第77号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第77号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3から日程第15まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第3、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から

日程第15、議案第93号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託されました議案第81号から議案第93号までについて、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」報告をさせていただきます。

同センターは、平成20年4月から財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として施設の管理運営を行っているところでありますが、その期間が平成22年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に定める公募によらない候補者として同財団を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間であるとの説明を受けました。

委員からは、館長職に再任用職員を充て、直営に戻すことを検討できないかなどについて質疑があり、執行部からは、公益法人制度の改正に伴い、現在の財団法人のあり方を見直す時期であることから、職員の配置も含めて検討中であるとの回答がありました。

その他、関連質疑があり、討論はなく、採決の結果、議案第81号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第90号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括して報告いたします。

市内の9カ所の共同利用施設は、各地元自治会を指定管理者として管理運営を行っているところでありますが、平成22年3月末をもってその期間が満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に定める公募によらない候補者として各地元自治会を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間であるとの説明を受けました。

委員からは、指定管理者に指定された場合、事務処理や各種報告書の提出はどうなるのかなどについて質疑があり、執行部からは、事務処理は各自治会に任せており、運営助成金交付規程に基づき、従来から事業報告書や収支決算書等を提出いただいていることから、それと兼ねているとの回答がありました。

その他、関連質疑があり、討論はなく、これらについて一括して採決した結果、議案第82号から議案第90号までについては委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」及び議案第92号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」報告をいたします。

太宰府市民図書館及び太宰府市文化ふれあい館は、平成20年4月から財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として施設の管理運営を行っているところではありますが、その期間が平成22年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に定める公募によらない候補者として同財団を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間であるとの説明を受けました。

これに対して委員から、議案第91号について、図書の選定は指定管理者が行っているのかなどについて質疑があり、執行部からは、司書10名程度で組織する選書委員会で選定を行い、最終的には市で決定しているとの回答がありました。

議案第92号について、文化ふれあい館は、展示スペースのほかに文化財課や市史編さん室が使用しているスペースがあるが、管理運営区分はどうなっているのかなどについて質疑があり、執行部からは、施設全体の管理については指定管理者が行い、2階で行っている埋蔵文化財の調査や市史編さんに係る業務は市の業務として行っているとの回答がありました。

その他、関連質疑があり、討論はなく、採決の結果、議案第91号、議案第92号、いずれも全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第93号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」報告をいたします。

大宰府展示館は、平成20年4月から財団法人古都大宰府保存協会を指定管理者として施設の管理運営を行っているところではありますが、その期間が平成22年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に定める公募によらない候補者として同協会を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間であるとの説明を受けました。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第93号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第81号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第82号から議案第90号までを一括して、委員長報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第91号の委員長報告に対し質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第92号の委員長報告に対し質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第93号の委員長報告に対し質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第81号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第82号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第90号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」のいわゆる市立共同利用施設の指定管理者の指定について、一括して討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

一括して採決を行います。

議案第82号から議案第90号までの委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第82号から議案第90号までは可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第91号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討

論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第91号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第92号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第92号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第93号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第93号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第16、議案第94号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第17、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第94号及び議案第95号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第94号につきましては、太宰府市女性センタールミナスの管理運営業務を行う指定管理者に、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を候補者として選定したため、議会の議決を求められたものです。その候補者選定の理由につきましては、補足説明において、財団がこれまで行ってきた管理運営面において十分な実績があること、資格取得事業、就業支援事業、趣味教養事業、男女共同参画事業など多種多様な事業を行い、市民の活動拠点の役割を果たしていること、こうした各種事業を運営していくには、これまで培ってきた経営のノウハウや実績が必要であることから、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定したとのことでした。

次の議案第95号につきましては、太宰府市立老人福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者に社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を選定したため、議会の議決を求められたものです。その選定の理由につきましては、補足説明において、当該団体は老人福祉センターでの管理運営に実績があること、また誠実に契約を履行しているということで、指定管理者として選定したとの説明がありました。

議案第94号の質疑では、体育センターの受け付け業務を女性センタールミナスがやっているが契約はどうなっているのかとの質問に対し、体育センターの受け付け業務については女性センタールミナスの指定管理仕様書に含まれているとの回答を得ています。

また、議案第95号の質疑では、高雄方面の福祉バスが廃止になったが、入浴利用者に増減はあるのかとの質問に、増減はなく、例年どおりの利用者数であるとの回答を得ています。また、入浴設備が老朽化し、施設の改善をどのように考えているのかとの質問に対し、現在のところ修繕程度で維持管理していく方向であるとの回答を得ています。

質疑を終わり、両議案とも討論はなく、採決の結果、議案第94号及び議案第95号につきましては委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第95号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第94号「太宰府市女性センターミナスの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第94号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第95号は可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第18 議案第96号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について**

○議長（不老光幸議員） 日程第18、議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

この改正の主な内容は、平成20年3月に個人市県民税の寄附金控除制度が拡大されたため、現在、所得税の寄附金控除の対象となっている住民の福祉の増進に寄与する寄附金を市民税の寄附金控除の対象とするため条例の改正を行うものであるとの説明を受けました。

委員からさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第96号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第97号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第19、議案第97号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の

定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第97号の審査内容と結果を報告いたします。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の総数を現状で維持しつつ、農業共済組合が推薦する者を1名選任し、各推薦枠を1名とすることによって、議会の推薦に係る委員の定数を2名から1名にするものと説明がありました。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、議案第97号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について」は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 各委員会に分割付託されました議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、当委員会における主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出では、2款1項7目財産管理費、庁舎維持管理費の工事請負費について、2階の喫煙スペースを3階ベランダ部分に移設することに伴い、ベランダ出入り口のドアの改修及び雨よけのための屋根設置工事の費用136万5,000円の増額。2款3項2目賦課徴収費、徴収関係費の償還金、利子及び割引料について、景気後退による業務悪化により、法人市民税申告によって予定納付金の還付が多く発生していることから、過誤納金還付金1,000万円の増額。9款1項5目災害対策費、災害対策関係費の工事請負費について、例えば地震や大規模テロ情報など極めて迅速な対応を要する事態が発生した場合において、消防庁からその緊急情報を受信して、コミュニティ無線で伝達するためのシステムの整備工事の費用として900万円の増額。10款2項小学校費、10款3項中学校費では、小学校2校、中学校2校で来年度それぞれ3クラスずつ増が見込まれることから、それに係る消耗品や備品購入の費用として、小学校費で445万6,000円、中学校費で92万3,000円の増額。10款4項8目文化財調査費、原因者負担分文化財調査事業関係費では、西鉄操車場跡地の発掘調査延期の申し出が西日本鉄道株式会社からなされたことに伴い、調査に係る費用5,669万1,000円の減額。11款3項1目文化財施設災害復旧費、災害復旧関係費では、本年7月の豪雨災害に伴う文化財の災害復旧工事費として820万円の増額など計上されております。

歳入では、12款2項3目教育費負担金、埋蔵文化財発掘調査原因者負担金について、西鉄操車場跡地の発掘調査延期により5,669万1,000円の減額。14款2項6目文化財保存修理国庫補助金、15款2項8目文化財保存修理費県補助金及び21款1項7目災害復旧債では、文化財の災害復旧工事の費用として合計261万4,000円の増額。15款2項11目消防費県補助金、防災情報通信設備整備事業交付金では、消防庁からの緊急情報をコミュニティ無線を通じて伝達するシステムの整備費用として900万円の増額などが計上されております。

第4表地方債補正では、現年発生単独災害復旧事業債としまして、文化財の災害復旧工事の費用で限度額が220万円増額されております。

第3表債務負担行為補正では、3つの公共施設の指定管理料、それから小・中学校の用務員業務委託料など、平成22年度以降に負担すべき費用が新たに追加されております。

審査では、款項目ごとに執行部に補足説明を求め、質疑を行い、計上の根拠等不明な点について確認を行いました。

討論では、公共施設の指定管理料の債務負担行為補正が計上されているが、これらの施設を直営に戻すことについて検討することを強く要望するとの賛成討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第98号の当委員会所管分については、委員全員一致で

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第98号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしましては、7款1項3目の消費者行政関係費の消耗品費17万円、臨時工事費180万円、施設一般整備購入費18万円の合計215万円が計上されております。

これは、消費者相談窓口事業を充実させるために、消費者相談室の改修を行うための工事費及び消耗品費、備品購入費です。

次に、7款1項4目13節、観光施設整備費の委託料、ICエコまちづくり事業委託料として4,000万円が計上されております。

これは、地域情報通信技術利活用推進交付金という国庫補助金を受け、観光情報や交通案内のサービス向上やICカードの利活用に交通と商業に連携する仕組みづくりを取り入れて、交通機関の利用促進による二酸化炭素の削減に向けたエコな都市づくりに取り組んでいこうという観光施設整備事業のための委託料であります。

その他、8款2項1目、街路灯等管理費の修繕料として175万5,000円が増額補正されております。

続いて、歳入の主なものとしては、14款2項5目、総務費国庫補助金の地域情報通信技術利活用推進交付金として3,900万円が増額補正されております。これは、歳出の観光施設整備費の委託料、ICエコまちづくり事業委託料に充当されるものであるとの説明がありました。

また、地方債の補正について、関連した歳入の補正予算と一括して審査いたしました。

審査を終え、さしたる質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分につきまして、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、まず、歳出では、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、社会福祉協議会関係費で常務理事・事務局長の報酬の変更に伴う増額補正、また特別会計関係費の繰出金では、国保特別会計に対する一般会計からの法定繰出金の増額補正です。

2目老人福祉費では、高齢化社会対策費で包括支援センターのいす、備品等の購入のための増額補正、また補助金精算返還金の計上、そして特別会計関係費では、介護保険事業特別会計への繰出金952万円の増額補正となっております。

3目の障害者対策費では、バリアフリー推進費として蔵司の前のトイレにオストメイト対応トイレ設置を行うため、62万円の増額補正をしております。これには、歳入で県補助金があり、補助上限額の50万円を同時に補正しております。

また、平成20年度に設置したオストメイト対応トイレの補助金精算として、差額の返還金の計上をしております。

4目障害者自立支援費では、介護・訓練等給付関係費として7,860万7,000円の増額補正、これは、4月に給付について改定があった分で、全体で5.1%プラスになったということ、また福祉サービスを利用する方が増えたことでの増額となっております。これには、国庫から2分の1の補助、県費から4分の1の補助があります。

精算償還金につきましては、平成20年度の交付額が決定したことによる差額の返還というものです。

次に、自立支援医療費支給関係費につきましては、生活保護者で人工透析の障害者の適用者が増加したことから、545万円の増額補正となっております。これには、国庫からの2分の1の補助、県費から4分の1の補助があります。

精算返還金につきましては、平成20年度の交付額が決定したことによるものです。

次に、地域生活支援事業関係費の委託料で、屋外での移動が困難な障害者のための介護、つきそいを支援する事業で、福祉サービスの報酬額の改定によるものと、利用者が増加したことによる575万8,000円の増額補正です。これにも国庫からの2分の1の補助、県費からの4分の1の補助があります。

続きまして、3款2項児童福祉費、2目児童措置費の児童手当の増額補正につきましては、厚生年金加入のサラリーマン家庭の小学校卒業前特例給付の対象児童が延べ2,400人の増が見

込まれますことから、1,125万円の増額となっております。逆に、国民年金者の対象児童につきましては、延べ450人ほどの減が見込まれておりますことから、478万5,000円の減額となっております。

3目保育所費の市立保育所管理運営費は、南保育所の入所児童の増加による1,765万5,000円の増額補正、また私立保育所関係費は、待機児童の増加に対応するため、定数の弾力化により入所児童数を定員より上回って入所させている分、また保育単価の改正も合わせ4,288万8,000円の増額補正となっております。

次に、3款3項生活保護費、2目扶助費につきましては、生活保護世帯の増加、母子加算の復活、学習支援費の新設等で1億4,264万8,000円の増額補正となっております。この事業には、国庫より4分の3の補助があります。

2目保健予防費であります。これは、新型インフルエンザの予防接種の優先接種者のうち、住民税非課税世帯と生活保護世帯の対象者6,600人に対応する委託料の増額補正4,150万2,000円、また助成金として県外等で接種された方への償還払い分として200人分、123万円も計上しております。この事業は、国庫からの2分の1の補助、県費からの4分の1の補助があります。

続きまして、4款3項上水道費、1目上水道施設費では、福岡地区水道企業団が行う建設改良の建設時の負担80万円と過去に行った建設改良費の償還金の元金に当たる部分の負担6万円、合計86万円を計上しています。また、繰出金では、過去の建設改良費を繰上償還しました償還金の利息部分の繰出金マイナス53万4,000円を計上しているものです。

また、建設改良時の80万円の増額につきましては、100%の起債充当率がありますので、80万円の出資債として起債し、一般会計出資金として80万円を増額補正するものです。

最後に、10款1項教育総務費、5目幼稚園就園奨励関係費1,086万4,000円、これは今回補助単価が大きく改正されたことによるものです。

次に、歳入のほうですが、歳入の補正額につきましては、すべて今回の歳出補正に伴うものとなっております。

次に、債務負担行為補正では、平成22年度から平成23年度分として老人福祉センター指定管理料2,103万5,000円、女性センタールミナス指定管理料3,857万8,000円、平成22年度分として私立保育所創設補助金1億3,365万円をそれぞれ追加しております。

また、変更として、南保育所の保育業務委託料について、3,073万7,000円増の2億808万8,000円の補正が上がっております。

審査につきましては、各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠等不明な点について確認いたしました。

主な質疑では、まず、市立保育所管理運営費について、市は4人の職員を派遣しているが、今後どうなるのかとの質問には、あくまでも引き継ぎで来年3月をもって終了するとのことでした。

また、本会議2日目において、南保育所保育業務委託料の債務負担行為についての質疑があった分につきましては、昨年度に債務負担行為を設定したときは平成21年度から平成23年度まですべて60名の入所児童で算定していたが、現在既に70名ということで、今年度の運営委託料の決算見込みは当初に比べ1,700万円近く増えている。人数に沿った単価計算をしているので、他の支出をしていることはなく、国庫基準で運営委託料を算出しており、市との協定の中で対定数を決めているので、その中で保育士の人員配置を行ってもらっている。市はあくまでも入所人員に対する委託料を支払っているので、あとの保育士の配置については協定を下回らない限りのところで法人のほうに配置しているとの回答を得ています。

また、給食等の主食費である保護者負担については、各園で徴収しているが、南保育所については運営主体の法人のほうで負担しているということで、その部分については法人の判断ということで任せているということでした。

新型インフルエンザ関係におきましては、中学校までの義務教育期間のお子さんには市の負担で接種できないかにつきましては、対象者がおよそ9,800人いて、これに接種費用の6,150円を乗じると約6,000万円ぐらいになるので、現段階ではかなりの市町村が全国的にやっているとおり、国が示している中身で考えているとのことでした。また、助成対象者への個人通知の関係では、厚生労働省の通知でワクチン接種はあくまでも個人の意思を尊重し、個人の意思を軽視して強制的に接種することがないように留意するとされているので、接種対象者には接種の努力義務はなく、通知を行えば接種勧奨になりかねないというふうに考えているとのことでした。周知に関しては広報への掲載、保育所、幼稚園、小学校へのチラシの2回の配布をしているとのことでした。

次に、債務負担行為補正の追加の私立保育所創設補助金について、この補助金は建物だけになるのか土地も含むのかとの質問に対しては、国庫補助基準では土地については対象ではなく、建物の建設、設計、備品関係を含めたところでの補助になるということでした。

本議案に対する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第98号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21と日程第22を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第21、議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」及び日程第22、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第99号及び議案第100号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,887万9,000円の追加補正がなされております。

その主な内容は、まず、歳出につきましては、2款保険給付費、1項療養諸費の3目一般被保険者療養費につきまして、財源不足に伴う278万1,000円の増額補正、4項出産育児諸費、出産育児一時金につきましては、法改正により10月から4万円引き上げられたことで予算不足を生じたので、216万円増額補正をしております。

3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、額が確定したことにより2,114万2,000円の増額補正、5款1項1目老人保健医療費拠出金につきましては、決算見込みによる1,431万1,000円の減額補正となっております。

6款1項1目介護納付金につきましては、国庫支出金の交付措置による財源更正となっております。

また、11款での償還金につきましては、返還額の確定に伴います不足分の増額補正となっております。

13款の前年度繰上充用金につきましては、平成20年度の決算額が確定したことによる865万2,000円の減額補正となっております。

主な歳出補正は以上でございます。

歳入につきましては、2款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金では、後期高齢者支援金の増額分の国庫負担分を補正しております。

2項3日出産育児一時金では、法改正分の増額に伴う国庫負担分2分の1を増額補正しております。

4目介護従事者処遇改善臨時特例交付金では、介護報酬の改定に伴います国保税の上昇を避けるために458万9,000円が交付されたことによる追加補正となっております。

8款1項一般会計繰入金では、出産育児一時金の改定に伴う法定繰り入れで72万円の追加補正。

10款諸収入につきましては、平成20年度の決算額が確定したことによる862万2,000円の減額補正となっております。

執行部からの補足説明を終わり、さしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,654万3,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出につきましては、1款総務費、1項1目一般管理費では、グループホームにスプリンクラーを設置する補助のために1,744万2,000円の増額補正、これは全額国庫補助となっております。

また、精算返還金として、平成20年度の精算分の増額補正となっております。

2款保険給付費では、今年度の上半期をもとに精査し、予算の組み替えを行っております。

3款地域支援事業費、2項1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費については、包括支援センターのいす等の購入及び電話料の増額分で、54万円を補正しております。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、歳入、1款1項1目介護予防サービス計画費収入としまして、サービスの計画書を作成する件数の増加により154万円を増額補正しています。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費においてケアプラン作成の増加による増額補正100万円を補正しています。

執行部からの補足説明を終わり、質疑では、施設介護サービス給付費が4,000万円も減額になっているがどうなっているのかとの質問に対し、執行部から、平成20年度の実績により当初予算を組んでいたが、今年度の上半期の状況で下半期を予測して組み替えたところ、この部分が4,000万円の減額となったとの回答を得ています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第99号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第100号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時56分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時57分)

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第23 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について**

○議長(不老光幸議員) 日程第23、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 各委員会に分割付託されました議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」、当委員会における主な審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、人事院勧告に基づく職員給与の改定及び人事異動等による人件費の補正予算でありましたので、総務課、経営企画課から一括して説明を受けました。

これによると、各款トータルで、給料が1,533万2,000円の減額、職員手当が274万4,000円の減額、共済費が269万2,000円の減額とのことであります。

これに伴い、歳入では、取り崩しを予定していた財政調整資金繰入金の額が減額されているとのことであります。

これについて委員からのさしたる質疑はなく、討論では、大変な不況の中での職員給与の引き下げには反対するとの反対討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第105号の当委員会所管分については、委員大多数の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 続きまして、議案第105号、建設経済常任委員会所管分について、審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、職員給与費の補正であります。

執行部からは、給料及び職員手当について、予算編成時にそれぞれの部署の職員数などを見

込んで計上していたが、その後の人事異動等の調整に伴う額と人事院勧告に伴う額を合わせて補正、計上するものと説明がありました。

審査を終え、質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」、当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑は終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、議案第105号の環境厚生常任委員会所管分について、審査内容と結果を報告します。

本議案は、職員給与費の補正であります。

執行部からは、給料及び職員手当については、予算編成時にそれぞれの部署の職員数等を見込んで計上していたが、その後の7月、10月の人事異動等の調整に伴う額と人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴う額を合わせて補正、計上するものとの説明がありました。

審査を終え、質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑は終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この議案第105号ですが、提案されますこの採決されました第101号、

市議会議員の報酬の引き下げ、それから特別職の引き下げ、それから教育長の引き下げについては賛成をいたしました。この第105号の補正予算の中にそういう特別職の引き下げ分も含まれておりますが、人事院勧告に基づいて戦後2番目の引き下げ、しかも遡及までする、この影響が大変な状況になっております。公務員給与の引き下げが波及し、あらゆる企業の状況も職員の給与までもカットされる、ボーナスが支給されない、公務員の与える影響は大変な状況であります。しかも、戦後2番目というこういう引き下げが行われたことについて、どうしても私ども、与える影響は大きいということで、条例が提出されたときに反対の立場を表明いたしておりましたので、この議案第5号、反対をいたします。

また、この議案第105号から第106号、第107号、第108号、第109号、第110号、第111号も、まず特別会計の職員の給与が引き下げられるわけですから、これに関連をしておりますので、あと環境厚生委員長から報告がありますが、これも人勧に基づく給与の引き下げになっておりますので賛成できないという形で反対討論といたしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、武藤議員のほうからもありましたけども、この後の採決で関連いたしますこの第105号から第111号まで一括して討論させていただきたいと思いますが、まず、先ほど第105号の一般会計補正予算につきまして環境厚生常任委員会の委員長から全員一致の賛成ということの報告がありましたけども、私も本会議の初日におきまして関連する第104号の職員給与の条例等一部を改正する条例について反対しており、この補正予算については本来関連がありますので反対すべき内容のものでありますので、委員会の採決と対応が異なりますけども、本会議の対応につきましては、委員会での対応を訂正させていただきまして、本会議におきまして反対させていただきます。

また、あわせて関連します第106号、第107号、第108号、第109号につきましても、同様に対応させていただきます。

そして、第110号、第111号につきましては、第104号に反対しておりますことから反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時06分)

○議長(不老光幸議員) ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24から日程27まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第24、議案第106号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」から日程第27、議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第106号から議案第109号までの4議案について、審査内容と結果を一括して報告いたします。

これら4議案につきましては、すべて職員給与費の補正でありましたので、さきの議案第105号と一括して執行部から説明を受けました。

4議案すべてに対し、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第106号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」、議案第107号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について」、議案第108号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」及び議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」、以上4議案につきましては、委員全員一致で4議案ともに原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第106号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第107号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第108号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第109号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第106号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時23分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第107号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時24分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第108号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時25分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28と日程第29を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第28、議案第110号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第29、議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第110号及び議案第111号について、審査の内容と結果を一括して報告いたします。

両案ともに、職員給与費の補正でありましたので、さきの議案第105号と一括して執行部から説明を受けました。

両議案に対して、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第110号「平成21年度太

宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」は、委員全員一致で両議案ともに原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第110号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第111号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第110号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時28分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時29分)

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第30 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について**

○議長（不老光幸議員） 日程第30、議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」、その審査内容と結果を報告いたします。

県内には都道府県別で全国最多の5つの指定暴力団が存在しており、過去5年間において3件の対立抗争事件が発生していることにかんがみ、福岡県では本年10月、全国で初めての暴力団排除条例が制定されました。

太宰府市内には暴力団事務所等は存在しないものの、先日、元暴力団員による拳銃を使用した殺傷事件も発生していることから、太宰府市においても県と同様の暴力団排除条例を制定し、市民、警察、行政が一体となって安全・安心なまちづくりを推進するため条例を制定するものであるとの説明を受けました。

委員からは、元暴力団員と交友関係がある業者について公共工事から排除できるのかについて質疑があり、執行部からは、県警からの通知に基づき、暴力団員とのつながりが完全になくなったことが確認できるまで指名停止措置を行うとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第112号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時32分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31から日程第34まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第31、請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」から日程第34、請願第9号「夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第6号から請願第9号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

請願第6号の協議では、趣旨はわかるが、国の財政が厳しい中、反対するという意見がありましたが、協議の中で、国の予算規模、国債依存度も抑えられない状況の中、いまして、政府の決断、景気の動向を見ていきたいということで継続審査の動議が出されましたので、協議を中断し、請願第6号を継続審査することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」につきましては、委員賛成多数で継続審査すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第7号の協議では、即時廃止ということには現場に大きな負担がかかる、また多額の費用がかかることになるのでもう少し煮詰めるべきであるとの意見。民主党政権では、即時廃止はしない、ただし見直しをして次にどういう制度をつくるか、何年かかけてから廃止するという見解がある等の意見が出されました。

討論では、民意という部分では廃止を求める声がさきの総選挙で示されている。後期高齢者医療制度の即時廃止は多くの民意にこたえるという形であると思うので、採択には賛成するという賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第7号「後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」につきましては、委員賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

請願第8号の請願に対する協議におきましては、請願書に入院基本料の全体的な引き上げと

いうことが出ているが、病床を減らすということに反対であるが、入院基本料が引き上げられるということは我々の医療費負担が大きくなるのではないかとの意見に対し、実際に病院と診療所の診療報酬の格差が今日の状況を招いており、その格差是正を訴えているわけで、医療費総額を国が配分決定するので、全体の医療費の値上げにはつながらないと思っているという意見が出ました。

協議を終わり、討論はなく、請願第8号「有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願」につきましては、採決の結果、委員全員一致で採択すべきものと決定し、本日意見書を上程するものであります。

請願第9号に対する協議におきましては、一定期間をとってこの請願の趣旨等調査を時間をかけてしていくほうがいいのではないかということで継続審査の動議が出されましたが、採決の結果、賛成少数で否決となり、協議を継続しました。

ほかの意見では、慎重な対応を求めるという請願なので全く同感であるとの意見が出されました。

協議を終わり、討論では、同じ姓を強制するということは人格権の侵害であるということも指摘されているので、この請願には反対するという反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第9号「夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願」につきましては、委員賛成多数で採択すべきものと決定し、本日意見書を上程するものであります。

以上でご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第6号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第7号の委員長報告に対し質疑はありますか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この審議の際、九州市長会における、医療保険のこれを制度を改革しなさいということが、市長会のほうではこれはもう後期高齢者医療制度も含めて医療制度改革、保険制度改革をしなさいという緊急決議がなされているんですが、このことについては審議の中で一定その話題とか出てきたんでしょうか。

○8番（中林宗樹議員） 緊急決議についてのお話は、委員会の中では出ませんでした。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第8号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第9号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この紹介議員として説明をさせていただきました。本当に年金受給者の中にもさまざまな年金制度がありますが、特に国民年金の場合は、ほんのわずかな年金で、生活していくのも大変であります。提案理由の中にも発言させていただいておりましたが、18万円以上の年金受給者から、やはり医療や介護保険料の天引きを行う。15日に年金受給者から引かれました。本当にこのわずかな年金から市民税、それから保険料を天引きをしていく。こういう状況の中で、本当に大変な状況だというのがあります。本来、年金というのは、物価スライド制をしていくべきなんです、こういう先ほども可決されました予算の人事院勧告問題もそうですが、人事院勧告が実施され、それに伴って毎年引き上げなければならぬこの年金も、引き上げないで減額をする、こういう状況です。委員会では継続審査ということですから、継続審査には賛成をいたしますが、本来平成22年度の今予算編成が国会で行われております。これが3月議会で審議をされても、そのときにははっきり言って平成22年度の予算編成に間に合わない状況になります。年金生活者の公的年金控除が廃止され、高齢者控除が廃止になり、そして非課税措置、また高齢者に対する医療や介護保険料の上昇などの問題で、本当に所得が少なくなっているときに、本来年金に対する減額を回避する、そういう意見書をやはり私は国に上げるべきだと思います。委員会で継続ということですが、本来は12月議会で可決させていただいて、そして国に上げるべきだということを討論いたします。

委員会で継続になりましたので、継続には賛成をいたしますが、私のこの請願の紹介議員としての趣旨としては、本来太宰府に住んでいる多くのお年寄りのためにも減額をしないような制度を議会として上げるべきだという意見を述べておきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、武藤議員からもありましたけども、紹介議員としましては、請願の採択をお願いしたい気持ちでありますけども、一定調査の時間等必要ということで継続審査ということになっておりますので、継続審査には賛成いたします。また、3月議会での採択をあわせてお願いいたしまして、賛成の表明といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第6号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、請願第6号は継続審査とすることに決定しました。

(継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時43分)

○議長(不老光幸議員) 次に、請願第7号「後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 委員会で採決の結果、不採択になったという委員長報告がありました。この後期高齢者医療制度の問題については、さきの政権交代前の参議院で可決をいたしておりました。また、政権交代によってこの後期高齢者医療制度を廃止するというマニフェストに基づいて、多くの方が政権交代に支持をなされたと思います。昨日、厚労省の大臣に多くの方々国会前でこの寒さの中で高齢者が座り込みをして、大臣にぜひ後期高齢者制度をもとの老人医療制度に戻していただきたいと。なぜ国保、国民健康保険から高齢者という別建てにするのか。扶養家族からも外されることにもなる。また、受ける医療制度も制限がなされてる。保険料は年金から天引きし、しかも2年ごとに引き上げるなど、さまざまな問題が起きておまして、今各地の自治体で国に意見書を上げております。やはり老人保健制度に戻してお年寄りを大切にしていきたいという意見書が各自治体から上がっていることも事実です。

私は、本当にこの今日の世の中を築いていただいたお年寄りたちと若い年齢というか、そういう人たちと分けて行う医療制度というのは問題があり、やはり今までどおりのもとの制度に戻すべきだと。委員会で否決をされたということですが、この意見書をやはり国に上げていただいて、お年寄りを大切にする、そういう医療制度にすべきだということを、この請願を可決することに対して賛成の立場で討論をいたしておきます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 紹介議員としまして、請願の採択をお願いいたしまして討論いたします。

委員長報告でもありましたが、さきの衆議院選挙で行われた政権交代の結果では、後期高齢者医療制度即時廃止を挙げた民主党の新政権に多くの有権者の方が信任される結果となりました。その民意にという部分に照らし合わせれば、この請願、採択重ねてお願いいたしまして、福岡県の広域連合及び厚生労働省に意見書の提出を重ねてお願いいたしまして、討論をいたし

ます。

○議長（不老光幸議員） 次に、4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。

この制度がもう落ちついてきたというご意見を伺うこともありますけれども、多くの市民は2年ごとの保険料の見直しということをご存じありません。福岡県の保険料は全国一高額である上、現行制度が継続すれば来年4月には保険料がさらに値上げされることは必至であり、高齢者から死活問題として不満が生まれることは明白です。これがこの請願の主眼だと私は考えます。先日、清水議員の一般質問に対する市長答弁にもありましたように、九州市長会においても後期高齢者医療制度などを廃止し、医療保険を一元化することで負担と給付の公平化を実現してほしいということを全会一致で緊急決議されたところですが、ただ、この請願にあるように、老人保健制度に戻すことについては、私はまだ検討すべきだと思いますし、議員各位のご意見も分かれるところだと思います。しかし、単に不採択ということになれば、多くの高齢者の願いや市長会の決議に反し、太宰府市議会が後期高齢者医療制度の継続を望んでいるという印象を与えると思います。議員の皆様がこの制度に問題ありとお考えならば、早急に医療保険制度の改革を実施し、後期高齢者医療制度を廃止するよう国に提案することが市長会の決議を後押しすることにもなると考えます。そのためにも、まずは請願を採択し、国に提出する意見書案を議会でご検討いただくよう要望して賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第7号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。

請願第7号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第7号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成4名、反対15名 午前11時49分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第8号「有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第8号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、請願第8号は採択することになりました。

(採択 賛成19名、反対0名 午前11時49分)

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第9号「夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 請願の内容について趣旨はさまざまだと思います。こういう別姓に対して慎重な態度を求める請願者、そういう願いのある部分もありますが、やはり夫婦別姓に対して求める意見もあるということがまず大事であります。私は、この女性の権利、本当に長い期間を要しております。江戸時代、明治に入りまして女性が売り買いをされるという悲しい歴史がありました。そして、その後に女性にやっと選挙権が与えられました。こういう状況の中で、結婚する場合には男性と夫婦をするときには女性は男性の姓を名乗らなければならないというような、こういう状況です。また、女性の姓を名乗る場合は養子的な形になっております。そういう状況の中で、日本は長いそういう歴史があるわけですが、今日の歴史の中で、やはり結婚してもお互いの姓で過ごすことは多くの女性の方が望んでおりまして、自民党政権下で法務大臣がさまざまな多様な生き方がある、こういう形で民法の改正を国会で答弁をいたしております。例に挙げますと、韓国の戸籍制度を見ていただきますと、必ずキムという方とキムという方が結婚をしないという、韓国ではそういう状況で、結婚したら必ず男性と女性の姓が違う。また、お子さんがどちらの姓を名乗るかというのは夫婦で決めるという状況になっております。

こういう状況の中で、請願の中で子供の出生時、子供の姓の選択ということもありますが、外国でも隣の韓国では当然こういう制度が長い歴史の中で守られておりますし、私は女性は男性のやはり附属者じゃないというふうに考えております。当然、結婚することによって女性の姓を名乗ること、男性の姓を名乗ること、これは民法を改正すれば可能であります。本当に女性の権利、江戸時代や明治、大正、昭和、こういう状況の中で男女平等という制度が確立される中で、別姓をぜひ民法を改正していただいて実施をしてほしいというこういう願いが、国会の中でも法務大臣が民法の改正を行いたいという回答をしている以上、私はこの請願は委員会では否決されましたが、やはり私がぜひこの請願は可決すべきだという討論に……。

(「採択よ、委員会では」と呼ぶ者あり)

○19番（武藤哲志議員） あっ、委員会では採択をされたということですが、私はこの請願について反対の立場をとっておきます。失礼しました。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 今、反対の討論お聞きしたんですが、そもそも外国の姓と日本の姓は根本的に違います。いわゆる韓国の本貫っていいですかね、李さんとか金さんとかの仕組みは、ちょっとここでは長くなりますので詳しくは申しませんが、根本的に違います。また、江戸時代云々というのはありましたけれども、ご承知のように明治維新にいわゆる名字と廃刀令ですね、その後また戦後に新しい憲法が制定されました。その中で男女のこの件におけます平等というものはきっちり憲法の中にもありますし、現在も保障されております。そもそもこの氏姓、いわゆる氏、姓ですね、古代のいわゆる出身とか同党、同族とかですね、あるいは朝廷との関係とかというふうなものがだんだんに歴史の中で変遷はあるんですけども、少なくとも明治維新、まだこの方ですね、特に戦後は、これはいわゆる、例えば門田という姓がありましたら、これは歴史とか家、いわゆる古い感覚の家ではなくて家庭をあらわすものです。この辺をきっちり確認していただきたいと思います。

最近、ごく最近だったと思いますが、新聞に身の上相談で奥さんがあなたの母親、母親、母親と、あなたの母親と、お母さんって何で言えんのかという、何かそういう悩みがありました。何か冷たい感じを受けます。確かに母親かもしれませんが、身内になったんだから、夫婦なんだから、私のこっちゃないですよ、お母さんと言ってほしいですよ、母親と。そういうふうな空気。あるいは、今、いろんな年代の子供がおりますけれども、親に対してあんたとかというふうなことはよく見聞きします。私もいろいろそういうふうな関係の仕事もしておりますが、そういうふうな中で、この理由というのの中で、まず最初に親子の断絶が危惧されると。また、旧姓使用の法制下で、いわゆる結婚後の仕事は十分それでやっていけるんじゃないか。また、婚姻時に意見が対立したらどうするか、結婚をあきらめるのか。また、子供や孫の姓の取り合いが始まるんじゃないか、実家がかかわってですね。最後に、その少数の人たち、7.7%ということですが、その人たちによって、我々も関係あるんですよ。我々の子供やあるいは親戚がそうなるかもしれない。そういうことによる精神的な大きな負担があると。そういうふうなことで、この請願は所管の委員会で採択されたと思いますけれども、要は日本という国がこれから、言ってみたらもう破壊と混乱に行くのか、調和と繁栄に向かっていくのか、そういった判断を求められている、そういうふうな請願の内容であると思います。

以上のような理由で、私はこの請願に賛成です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 所管委員会の環境厚生委員会の中でも述べましたけども、11月19日に行われました参議院の法務委員会におきまして、日本共産党の仁比聡平参議院議員がこの問題について質問しました。選択的夫婦別姓制度の導入については、この間、女性が結婚後も旧姓を使用したいという願いを持っているということを実例も挙げて示しながら、千葉法務大臣に対

して速やかに民法を改正するべきだという質問を行いました。千葉法務大臣も多様な生き方の選択を広げるものでぜひ実現をしたいというふうに表明しています。女性の多様な生き方をしたいという願いにこたえる立場に私は賛成ですので、この請願には反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私は、この請願に反対の立場で討論をさせていただきたいと思いますが、請願の趣旨の中に記載をされておりますように、この民法が改正をされますと、家族の一体感やきずなが損なわれるというご心配のようであります。そういう心配は私は全くする必要がないというふうに思っております。これは、選択ができるという民法の改正でございますので、ご案内のとおり、嫁いで夫の姓になるのが、あるいはそれぞれの今までの旧姓を名乗った部分を名乗ってもいいよという、そういう保障をこの民法改正でやろうということでございますから、家族のきずなが壊れたり、あるいはこの懸念がされております日本の伝統的なものが崩壊をするというような危惧は必要ないのではなかろうかというふうに思っております。日本はかつて、嫁しては夫に従えというのが美德でありましたが、今はもうそれぞれの人として生きていくというものを社会もそれを認めておりますし、この請願を出すということは、今日の時代からすると時代錯誤になるのではなかろうかというふうに思いますので、本議会としては本請願を意見書を出さないようにしたほうがよろしかろうということで反対討論にさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第9号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 賛成大多数です。

したがって、請願第9号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成15名、反対4名 午後0時00分〉

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 請願第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第35、請願第10号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました請願第10号について、審査内容と結果を報告いたします。

本請願に対する意見を委員に求めたところ、委員からは特に意見はありませんでした。

協議を終え、討論もなく、採決の結果、請願第10号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願」については全員一致で採択するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第10号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、請願第10号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成19名、反対0名 午後1時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第36 意見書第4号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書**

○議長（不老光幸議員） 日程第36、意見書第4号「エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第4号の審査における  
内容と結果をご報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、採決の結果、意見書第4号「エコポイント制度並びに  
エコカー補助金の継続実施を求める意見書」につきましては、委員全員一致で原案のとおり可  
決すべきものと決定しました。

以上でご報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決す  
ることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時04分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 意見書第5号 奨学金制度の充実を求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第37、意見書第5号「奨学金制度の充実を求める意見書」を議題と
します。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第5号「奨学金制度の充
実を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

賛成者となっている委員から、経済的な理由で高校や大学に進学できない、あるいは中退を余儀なくされる学生がいることから、ぜひ意見書を可決いただきたいとの補足説明がありました。

これに対する委員からの意見はなく、討論では、奨学金を返済できる能力があるにもかかわらず返済しない人が数多くいることを聞いているので、きちんとした対応をして不公平のないようにしていくことを期待するとの賛成討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、意見書第5号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第38 意見書第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第38、意見書第6号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番力丸義行議員。

〔6番 力丸義行議員 登壇〕

○6番（力丸義行議員） 意見書第6号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」について。

提出者は、私、力丸義行、賛成者、後藤邦晴議員、橋本健議員、大田勝義議員、村山弘行議員、田川武茂議員、福廣和美議員です。

なお、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書。

経済、生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸し付けの充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど、多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

他方、一部には消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを延ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど、多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置されている消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

- 1、改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2、自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保することなど、相談窓口の拡充を支援すること。
- 3、個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣です。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 意見書第7号 有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第39、意見書第7号「有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 意見書第7号「有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める意見書」につきましては、提出者は、私、安部陽、賛成者は原田久美子議員、藤井雅之議員、中林宗樹議員、安部啓治議員で提出いたします。

提案理由の説明につきましては、意見書朗読をもってかえさせていただきます。

有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める意見書（案）。

有床診療所は、地域住民の身近にあり、小規模ながら比較的高度な専門医療の提供から高齢

者の医療や介護の受け入れ、さらには終末期の医療を担うなど、住民のニーズに応じた適正な医療を提供して長い間地域に欠くことのできない入院治療施設として機能してきた。

特に地方では、有床診療所が産科、小児科などの専門医療のみならず、かかりつけ医の役割も担っており、また病床を持つことにより夜間、休日など緊急の場合も直ちに対応できるため、地域住民の安心と信頼を得ている。

しかしながら、長年にわたり極端に低く設定された入院料が病床の維持を困難にしているとともに、たび重なる医療制度改革や政府の病床数削減の基本方針により、全国の有床診療所の数は20年間で半数の約1万1,000施設にまで減少している。このままでは数年後に有床診療所が消滅することも予想され、住民にとっては地域のかげがえのない入院施設を失うという危機に陥っている。

加速する高齢社会に加え、医療崩壊の報道に住民が不安を募らせている昨今、地域のさまざまなニーズに応じて開設されている有床診療所を地域の医療資源として有効活用することは、国民の命と健康を守る上で緊急の施策であると考えます。

よって、以下の事項について早急に実施するよう国に要望する。

1、在宅医療の後方支援や急性期から慢性期、終末期に至る医療、介護を患者の病態に合わせて柔軟に対応できる病床として、また病院や無床診療所などと積極的に地域連携を図り、拠点診療所として地域医療を支えるなど、医療資源として有床診療所を活用できる総合的な施策を確立すること。

2、平成22年度の診療報酬改定において、これ以上病床閉鎖や閉院を招かないよう、有床診療所の入院基本料の全体的な引き上げなど、有床診療所に対する診療報酬の見直しを早急に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時16分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第40 意見書第8号 夫婦別姓問題に関し慎重な対応を求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第40、意見書第8号「夫婦別姓問題に関し慎重な対応を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番安部陽議員。

[14番 安部陽議員 登壇]

○14番(安部 陽議員) 意見書第8号「夫婦別姓問題に関し慎重な対応を求める意見書」につきまして、提出者は、私、安部陽、賛成者は原田久美子議員、中林宗樹議員、安部啓治議員で提出いたします。

提案理由の説明につきましては、意見書朗読をもってかえさせていただきます。

夫婦別姓問題に関し慎重な対応を求める意見書(案)。

一部報道によると、政府は民法を改正し、選択的夫婦別姓等を導入する方針とある。夫婦別姓制度は、婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼし、社会的混乱を招くおそれがあり、問題が多い。

生まれてくる子供たちの姓が出生ごとにばらばらとなることが法的に許されることになれば、日本社会が伝統的に重視してきた家族の否定にさえつながりかねない。

また、世論が沸騰しないうちに、そぞろに法案化し、多数採決をもって法制化する傾向に懸念を持たざるを得ない。

同制度の法案化、提出、採決については、国民全体の声に耳を傾け、慎重な対応をしていただくとともに、拙速を避けるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書送付先は、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。



これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。  
お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 先ほど請願第9号の採決に当たりまして反対討論をいたしておりましたので、この意見書第8号については賛成できないことを表明しておきたいと思います。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成15名、反対4名 午後1時19分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 太宰府市議会議員定数問題特別委員会中間報告

○議長(不老光幸議員) 日程第41、「太宰府市議会議員定数問題特別委員会中間報告」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市議会議員定数問題特別委員会委員長 安部陽議員。

[14番 安部陽議員 登壇]

○14番(安部 陽議員) 太宰府市議会議員定数問題特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、8月11日、9月1日、10月13日、12月1日と4回にわたり精力的に審議いたしました。

まず、第1回目の初日におきまして、まず審議の進め方として各会派でよく検討をしていた
だき、最終的には平成22年3月議会までに結論を出すことを確認決定いたしました。

また、調査資料として、福岡県内市議会及び九州管内人口類似市議会の状況、その内容につ
きましては、人口、面積、法定数、現在の定数、現定数前の定数、現定数の改定日、合併定数
等の状況、2、九州各市の人口、面積及び議員定数一覧表、その内容は、市名、人口、面積、
法定数、条例定数、現員数。

3、全国類似人口市の議員定数一覧表、人口6万5,000人から7万5,000人に限定し、内容とし
て県名、市名、面積、法定数、条例定数。

4、議員定数に関する識者の意見。

以上の4資料をもとに各会派で意見をまとめていただき、定数問題について意見を聴取いた
しました。各会派では、現状でよいのか、増やしたのがよいのか、削減したのがよいのかの3
案で議論し、この中で筑紫野市、春日市、大野城市の3市で削減しているのが、削減はやむを
得ないのではないか。また、前原市が18人ということで参考資料となるのではないか。また、
近隣の市が削減ということで若干減らすのはやむを得ないのではないか。また、市民は批判す
るのは簡単です。本当に議員が市民の声、要望、願いを議会に反映させる、市民を代表して管
理監督する責任がある。改正自治法でも30人になっている。費用弁償、政務調査費を引き下げ
て努力している。以前、議員定数問題があったときに、現在のままとっている経緯もあり、
現状のままでよいのではないかなどの意見が出され、再度各会派に持ち帰り議員の定数を再度
提出していただくことにしました。その中で2名減の会派4会派、現状維持が1会派、2会派
は結論が出ておりません。2名減の中にも、3常任委員会で6名で行っている環境厚生常任委
員会の6名が参考となりました。また、財政面だけでよいのかなど、また、削減した際のメリ
ット、デメリットについても議論があり、かなりの意見がありましたが、今の行政改革の流れ
というものが身を削るということも必要ではないかという意見もあっております。

3回目までは、現状維持と減らすという2案の意見でありましたが、4回目での議論の中
で、新しく近隣市とのバランスとして人口に対して議員数で割った結果、15人という定数が新
たに提案されました。

以上が4回にわたる特別委員会の審議の概要ですが、意見をまとめるまでには至っておら
ず、現状維持、2名減、5名減の3案が出ていることから、今後、委員外の議員10名の意見も
議員協議会等でお伺いした上、次回の平成22年3月定例会に提案すべく、さらに特別委員会で
審議を行うこととしております。

以上、中間報告をいたします。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第42、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 閉会中の継続審査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第43、「閉会中の継続審査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これもちまして平成21年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成21年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後1時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成22年2月23日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 力丸義行議員は平成22年2月21日付で
議員辞職したため、署名せず。

会議録署名議員 橋 本 健

会議録署名議員 中 林 宗 樹